

こども文教委員会 案件一覧

(令和8年7月15日開催分)

○所管事務報告 7件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	「大田の教育概要（令和8年度版）」の発行について	1	松田 教育総務課長
	2	令和8年度第1回大田区総合教育会議の開催について	2	松田 教育総務課長
	3	令和9年度放課後ひろば新規開設及び運営委託事業者の選定について	3	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	4	令和8年度就学援助費申請数及び認定者数について	4	八木 学務課長
	5	令和8年度大田区学習効果測定の結果について	5	木下 指導課長
	6	大田区立中学校の部活動改革及び地域展開推進会議の設置について	6	神谷 学校支援担当課長
こども未来部	7	令和8年度 こども未来部事業概要について	1	濱田 こども未来課長

大田の教育概要

令和8年度版



大田区教育委員会

大田区教育大綱

1 笑顔でいきいきと学ぶおおたのこどもを育てるための教育活動

(1) 確かな学力を育みます

これからの教育においては、多様なこども一人ひとりが自立した学習者として学び続けていけるように支援していくことが大切です。

基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて、こどもの個性に応じた「個別最適な学び」を重視し、思考力・判断力・表現力等を育てる探究的な学習を進めます。

それとともに、教師とこども、こども同士が話し合い、協力し合う活動、地域社会での体験活動など様々な場面をつくり、こどもの「協働的な学び」を支援します。

(2) 心身ともに健やかなこどもを育てます

こどもたちの自己肯定感、人間関係を築く力、正義感を高め、「相手の立場に立って考える」ことを基本として、豊かな心を育みます。

そのために、自立した一人の人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性や人権意識を養う教育を推進します。

また、こどもたちの体力向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質と能力を育成します。

さらに、生活習慣の確立や保健教育の推進などにより、心身ともに健やかな成長を支えます。

(3) 多様な教育ニーズに応じた、誰一人取り残さない教育を進めます

多様なニーズに対応した教育を実践することにより、誰もが他人の個性や人格を尊重し支え合い、それぞれの在り方を相互に認め合える共生社会の実現をめざします。

障がいや不登校、日本語能力にかかわる困難等の様々なニーズを有するこどもたちに対し、個々の状況に応じた多様な学びの場を整備するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす学習機会を確保します。

(4) こどもたちにとって、安全・安心な環境をつくります

こどもたちがいきいきと安心して活動できるようにするためには、安全が確保されることが必要です。

学校では、地域・家庭とも連携し、安全教育を徹底するとともに、児童・生徒の安全確保の取組を充実させます。

また、「多様なこどもの居場所づくり」「こどもにとって、より良い居場所となる」ことを念頭に、こどもたちが安心して過ごせる居場所をつくり、相談しやすい環境を整備します。

2 大田区の特徴を生かした、持続可能な社会をつくるための教育活動・社会活動

(1) グローバル社会を生き抜く、国際感覚あふれるこどもを育てます

我が国の伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、異なる文化や価値観を理解する、国際都市おおたにふさわしい広い視野をもつ人材を育てます。

世界の人々と積極的に関わりながら、互いに認め合い協力し、ともに生きる態度を育成します。

そのため、諸外国の人々との関係を構築するためのコミュニケーション能力や国際貢献の精神等を身に付ける教育を推進します。

(2) イノベーションを実践するための基礎となる教育を進めます

予測困難な未来社会に向けて、新たな価値を生み出す創造性を養い、既存の様々な枠を超えて活躍できる人材を育成していくことが大切です。

そのため、創造的・論理的に思考し、実社会での未知の課題に取り組み解決策を見いだす STEAM 教育や、大田区のものづくりに理解を深める教育などを進めます。

また、持続可能な社会の実現のために、地球規模の諸課題を自らにかかわる問題として主体的に捉え、その解決に向け、行動する力を育てます。

(3) 人生 100 年時代を見据えて、地域とともに学び続ける環境をつくります

区民一人ひとりが、生涯学び、活躍できるよう、ライフステージに沿った学習機会が保障される環境づくりを進めます。

誰もがそれぞれの体力や年齢等に応じて、生涯を通じてスポーツに親しむことにより、心身の健康増進をめざします。

また、地域の人々の協働的活動を通して、学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域の拠点となる学校づくりを進め、地域全体でこどもを育てます。

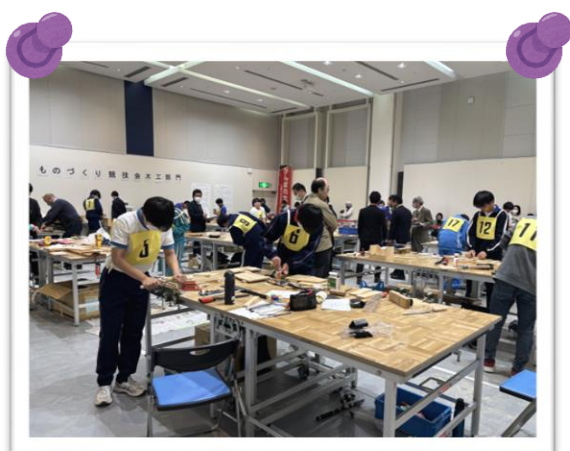
3 文化・芸術とともにある暮らしの実現

区民一人ひとりの豊かな心と感性を育むため、幼少期から多彩な文化・芸術とふれあうことができる機会を大切にします。文化や芸術を伝え育み、そこから得られる充実感の向上を図り、いつまでも笑顔があふれ、いきいきとした暮らしにつなげます。

大田区の教育がめざすこども像

教育基本法 の精神 にの った 大田区 の教育 がめざす こども像 を
次 のと おり 掲げ る。

- 意欲 をもって 自ら 学び、 考え、 主体的 に 行動 する こども
- 多様性 を 尊重 し、 自分 や 人 を 大切 に し て 生き る こども
- 地域 と つな が り、 社会 の 一員 と し て 貢 献 し よ う と す る こども
- 自 ら の 可能性 を 伸ば し、 と も に 未来 を 創 り 出 す こども



目 次

大田区教育大綱

大田区の教育がめざすこども像

I おおた教育ビジョン

1	計画期間	1
2	理念	1
3	基本方針	1
4	個別目標	1

II 教育委員会

1	教育委員会制度	3
2	教育委員	3
3	教育委員会の会議	4
	(1) 回数	
	(2) 議案	
	(3) 教育委員会協議会回数	
4	教育委員会の広報・広聴	4
	(1) 広報	
	(2) 広聴	
5	教育財政	5
	(1) 令和8年度教育歳出予算の概要	
	(2) 令和8年度教育所属別歳出予算	
	(3) 令和8年度教育歳入予算の概要	
6	教育委員会組織	7
	(1) 事務局事務分掌	
	(2) 事務局職員配置	
	(3) 教職員数	

III 令和8年度 教育総務部の目標

1	目標	14
2	組織のビジョン	14
3	重点課題	14
4	目標達成に向けた視点	14

IV 事業一覧

1	令和8年度 新規・充実事業	17
	(1) 中学校版「おおたの未来づくり」の実施によるSTEAM教育の推進	
	(2) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の拡充	
	(3) 放課後こども教室における自主学習支援の区立全小学校実施	
	(4) 学校における働き方改革の推進	
	(5) 特別支援教育の推進	
	(6) 不登校施策の推進	
	(7) 学校施設の改築	
	(8) コミュニティ・スクールの推進	
	(9) こどもの成長を支えるための地域づくり	
2	教育指導	18
	(1) 未来を創り出す力を育てる 区独自教科「おおたの未来づくり」	
	(2) 理科指導専門員	
	(3) サイエンスコミュニケーション科	
	(4) 理科教育推進拠点校	
	(5) 理科支援員の派遣	
	(6) こども科学教室	
	(7) ものづくり科学スクール	
	(8) 総合的な学習の時間	
	(9) 中学校生徒職場体験	
	(10) 小・中学校連合行事	
	(11) ICT教育	
	(12) STEAM教育推進専門員	
	(13) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）	
	(14) 公費負担による実用英語技能検定	
	(15) おおた国際教育推進委員会	
	(16) 大田区外国語活動	
	(17) 英語カフェ	
	(18) イングリッシュキャンプ	
	(19) 中学校生徒海外派遣	
	(20) オリンピック・パラリンピック教育	

(21) 生活指導の徹底・充実	3	交通安全巡回指導・・・・・・・・・・	39
(22) 読書活動		(1) 目的	
(23) 大田区学習効果測定		(2) 内容	
(24) 教員・保護者向け情報モラル研修		(3) 対象	
(25) 学習カルテ・学習カウンセリング		(4) 根拠	
(26) 算数・数学ステップ学習		(5) 実績	
(27) 習熟度別少人数授業	4	特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）	40
(28) 補習教室		(1) 根拠法令	
(29) 学習補助員		(2) 事業内容	
(30) 国語教育の充実		(3) 特別支援学級設置数等	
(31) 作文指導教材		(4) 特別支援教室（サポートルーム）児童・生徒数	
(32) 土曜授業の実施	5	館山さざなみ学校・・・・・・・・・・	42
(33) 体育・健康教育授業地区公開講座		(1) 根拠法令	
(34) 体育指導補助員		(2) 所在地	
(35) 小学生駅伝大会		(3) 入校条件	
(36) 小中一貫教育		(4) 学級編制	
(37) 教員の指導力向上及び授業の改善		(5) 沿革	
(38) 研究・研修	6	糺谷中学校 夜間学級・・・・・・・・・・	42
(39) 学習・指導資料作成		(1) 所在地	
(40) 大田区教育研究会		(2) 入学できる人	
(41) 特色ある教育活動		(3) 授業時間	
(42) 学校危機対応支援チーム事業		(4) 授業料	
(43) 学校公開の実施	7	日本語学級・・・・・・・・・・	43
(44) 部活動指導員		(1) 対象	
(45) 副校長アシスタント（副校長補佐）		(2) 指導期間	
(46) 教員支援員	8	就学援助費の支給・・・・・・・・・・	43
(47) 部活動の地域連携・地域展開の推進		(1) 根拠法令	
(48) おおたみらいティーチャー（教員の区独自採用）		(2) 申請資格	
(49) エデュケーション・アシスタント		(3) 令和7年度認定者数	
(50) 発達障がい支援アドバイザー	9	就学、学級編制・・・・・・・・・・	44
(51) 大田区いじめ問題対策委員会		(1) 就学	
(52) 大田区いじめ問題対策連絡協議会		(2) 学級編制	
(53) 不登校対策事業	10	適正配置・・・・・・・・・・	44
(54) 日本語指導		(1) 実施の内容	
(55) おおたのこどもポスター	11	幼稚園・・・・・・・・・・	45
(56) 小・中学校使用教科書一覧		(1) 根拠法令	
	12	校外施設・・・・・・・・・・	45
		(1) 根拠法令	
		(2) 伊豆高原学園	
		(3) 休養村とうぶ	

(4) 令和7年度利用実績		22	社会教育に関する事務の権限及び執行	66
13 学校保健・安全	46	(1) 大田区教育に関する事務の職務権限の特例		
(1) 定期健康診断		(2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行		
(2) 臨時健康診断		23 教育地域力の推進	67	
(3) 給付事業		(1) コミュニティ・スクールの推進		
(4) 環境整備		(2) 地域学校協働本部・学校支援地域本部 (地域学校協働活動の推進)		
(5) 健康教育		(3) 家庭・地域教育力の向上		
14 学校保健統計	50	(4) 社会教育の推進		
15 学校給食	51	24 学校施設活用	70	
(1) 根拠法令		(1) 学校施設の地域開放		
(2) 対象		(2) 学校開放事業		
(3) 内容		25 放課後居場所づくりの推進	71	
(4) 食物アレルギー対応基本方針		(1) 学校内学童		
(5) 宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応		(2) 放課後こども教室		
(6) 大田区立小中学校給食調理業務委託		26 放課後こども教室における自主学習支援	72	
(7) 招待給食会		27 図書館	73	
16 学校施設の整備	53	(1) 図書館の概要		
(1) 学校施設の改築		(2) 図書館の事業		
(2) 学校施設の改修		28 文化財保護	81	
(3) 緑化の推進		(1) 文化財保護審議会		
(4) 安全管理計画		(2) 文化財資料の作成・刊行		
17 児童生徒の安全対策	54	(3) 文化財保護の啓発・普及		
(1) 学校緊急連絡システム		(4) 文化財調査		
(2) 防犯ブザーの配付		(5) 文化財保存事業費補助金		
(3) 通学路防犯設備整備事業（通学路防犯カメラの設置）				
(4) 中学校防犯カメラ整備事業		V 資料		
(5) 小学校防犯カメラ整備事業		1 児童・生徒数	85	
18 学校防災活動拠点事業	55	(1) 児童・生徒数及び学級数		
(1) 目的		(2) 年度別小・中学校の推移		
(2) 内容		2 校地面積・建物面積	88	
19 教育センター	56	(1) 総括表		
(1) 教育相談		(2) 小学校		
(2) 教育図書室・教科書センター		(3) 中学校		
20 幼児教育センター	59	(4) 特別支援学校		
(1) 幼児教育		3 私立幼稚園	91	
21 私学行政	63			
(1) 私学行政				

I おおた教育ビジョン

大田区総合計画が掲げる区の将来像を実現するための教育分野の基本計画である「おおた教育ビジョン」を令和6年4月に策定し、大田区のエド育行政を推進している。本計画は、大田区基本計画の分野別個別計画及び教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画の位置付けをもつ。

1 計画期間 令和6年度～令和10年度

2 理念

教育を取り巻く社会的背景やこれまでの取組等を踏まえながら、大田区のエド育がめざすこども像を具現化するため、おおた教育ビジョンの理念を次のとおり掲げている。

笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます

3 基本方針

理念を実現するにあたり、3つの基本方針を定めている。

- 基本方針1 持続可能な社会を創り出すグローバル人材を育成します
- 基本方針2 誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出します
- 基本方針3 すべての区民が未来を担うこどもを育て、ともに学び続けます

4 個別目標

基本方針を踏まえた教育施策を体系化するために、8つの個別目標を設定している。

○個別目標1 予測困難な未来社会を創造的に生きる力を育成します

- (1)課題を解決する力、新たな価値を創造する力の育成
課題を発見・解決し、新しい価値を創造するこどもを育てます
- (2)主体的に考え、行動し、協働していく力の育成
自分自身や社会の様々な課題に向き合い、他者と協働していくこどもを育てます
- (3)情報活用能力の育成
情報社会に主体的に参画し、適切かつ効果的に活用していくこどもを育てます

重点事業：区独自教科「おおたの未来づくり」、中学校におけるSTEAM教育等の教科等横断的な学び、タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成

○個別目標2 世界とつながる国際都市おおたを担う人材を育成します

- (1)英語力の向上とコミュニケーション能力の育成
英語力に自信をもち、英語で積極的にコミュニケーションを図るこどもを育てます
- (2)郷土の伝統・文化の尊重と、異なる文化・価値を理解しともに生きる態度の育成
多様性を尊重しながら、ともに生きるこどもを育てます
- (3)持続可能な社会を形成していく態度の育成
主体的に持続可能な社会の形成に参画するこどもを育てます

重点事業：おおたグローバルコミュニケーション(OGC)

○個別目標3 一人ひとりが個性と能力を発揮するための基礎となる力を育成します

- (1)豊かな心の育成
豊かな情操や道徳心を培い、自立した人間としてより良く生きるこどもを育てます
- (2)誰一人取り残さない、確かな学力の育成
主体的に学習に取り組み、確かな学力をすべてのこどもが身に付けます
- (3)健やかな体の育成
生涯にわたって健やかで健康の増進を図るこどもを育てます
- (4)乳幼児期から中学校までの一貫性のある教育の充実
乳幼児期から中学校まで、切れ目なく健やかに成長していくこどもを育てます

重点事業：学校における読書活動の推進、放課後こども教室における自主学習支援、楽しい運動習慣の確立

○個別目標 4 学校力・教師力を向上させます

- (1) 新たな授業モデルの構築と深い学びに向けた教師の授業力の向上
児童・生徒一人ひとりの最適な学びを実現するため、授業力を向上させます
- (2) 学校の組織的な運営力の向上
チーム学校の推進による学校組織の活性化と特色ある学校づくりを行います
- (3) 学校における働き方改革等による教育職の魅力の向上
教師が誇りとやりがいをもって業務に取り組める魅力的な環境を整えます

重点事業：EBPMの取組を活用した新たな授業モデルの構築，小学校教科担任制の推進，学校を支える事務スタッフの配置，部活動の地域連携・地域移行

○個別目標 5 自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します

- (1) 特別支援教育の充実
障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を充実します
- (2) いじめ対応、不登校への支援の徹底
いじめ対応、不登校への支援を徹底し、児童・生徒の心に寄り添う教育を充実します
- (3) 相談・支援機能の充実
多様化するこどもの問題や悩みに対する相談・支援機能を充実します

重点事業：自閉症・情緒障害特別支援学級，いじめの未然防止、早期発見・早期対応，学びの多様化学校(学校型)の設置，スクールソーシャルワーカーによる支援，ICTを活用した相談機能の構築

○個別目標 6 柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境をつくります

- (1) 魅力ある学校施設の整備
学校施設の改築等により、安全で魅力ある学校施設を整備します
- (2) 可能性を引き出す学習環境の充実
新しい時代の学びを実現するための学習環境を整備します
- (3) 安全・安心の確保
学校内の安全・安心な環境づくりと、安全・安心を向上させる教育を推進します

重点事業：学校施設の改築，新しい時代の学びに対応した施設環境

○個別目標 7 学校・家庭・地域の連携・協働による地域コミュニティの核としての学校をつくります

- (1) コミュニティ・スクールの推進
地域とともに特色ある学校づくりを行います
- (2) 地域と連携した安全・安心な環境づくり
地域の協力により児童・生徒の安全・安心な環境づくりを行います
- (3) 家庭教育への支援
地域と連携して家庭教育への意識を高める支援を行います

重点事業：地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進

○個別目標 8 生涯学び続ける環境をつくります

- (1) 図書館機能の充実
区民の学びを支え、居場所、憩いの場となる図書館づくりを行います
- (2) 多様な学習機会の提供
生涯にわたって学び続けることができる環境を創出します
- (3) 文化財保護
地域の歴史・文化を将来へ伝えるとともに、区民への周知を充実します

重点事業：図書サービスの充実

Ⅱ 教育委員会

1 教育委員会制度

教育委員会は、教育に関する事務を処理するために、区長から独立して設置された執行機関である。委員会を構成する教育長及び教育委員は、区長が区議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、委員の任期は4年となっている。

また、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育委員

令和8年6月1日現在



小黒 仁史 教育長



出張 吉訓 委員
(教育長職務代理者)



高橋 幸子 委員



深澤 佳己 委員



北内 英章 委員



藤井 大吾 委員

職 名	氏 名	任 期	略 歴
教 育 長	お ぐろ ひと し 史 小 黒 仁 史	自 R5. 12. 22 至 R8. 12. 21	元東京福祉大学教育学部教授、元大田区教育委員会事務局教育総務部指導課長、元大田区立入新井第一小学校長
教育長職務代理者	で はり よし のり 訓 出 張 吉 訓	自 R7. 12. 12 至 R11. 12. 11	東京女子体育短期大学こどもスポーツ体育学科教授、前学校法人藤村学園理事・学長補佐、元東京都教育庁教育監兼東京都教職員研修センター所長、元東京都教育庁指導部長
委 員	た か はし さち こ 子 高 橋 幸 子	自 R4. 10. 14 至 R8. 10. 13	元大田区民生委員・児童委員、大田区青少年対策糀谷地区委員会顧問
委 員	ふ か さわ よし み 己 深 澤 佳 己	自 R4. 12. 12 至 R8. 12. 11	深澤法律事務所（弁護士）、元東京都建築紛争調停委員会委員、公益財団法人品川区国際友好協会評議員選定委員会委員
委 員	き た うち ひで あき 章 北 内 英 章	自 R5. 12. 22 至 R9. 12. 21	元調布地区小学校PTA連絡協議会顧問、元大田区立小学校PTA連絡協議会副会長、元大田区立田園調布小学校PTA会長
委 員	ふ じ い だい ご 吾 藤 井 大 吾	自 R6. 12. 22 至 R10. 12. 21	藤井内科クリニック院長（内科医）、大田区立梅田小学校医、大田区学校保健会顧問相談役、元大森医師会会長

3 教育委員会の会議

会議には、定例会と臨時会がある。

定例会は毎月1回開催される。臨時会は必要のある都度、その事案を審議するため開催される。

会議では、教育に関する一般方針を定めるほか、区議会の議決を経るべき事案を決定すること、教育委員会規則及び訓令に関すること、区立学校その他教育機関の設置・廃止に関すること等が、その議決の対象となる。

令和7年においては、次のような開催状況になっている。

(1) 回数 定例会 12回 臨時会 0回

会議名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定例会	23日	13日	24日	25日	22日	27日	28日	25日	22日	24日	25日	25日
臨時会												

(2) 議案

条例案及び教育委員会規則関係等 10件
方針決定・その他 25件 計 35件

(3) 教育委員会協議会回数 23回

4 教育委員会の広報・広聴

(1) 広報

① おおたの教育

ア 発行回数 年4回発行
イ 配布部数 各45,000部
ウ 配布対象 区立小学校・中学校の保護者、区施設窓口等
エ 規 格 タブロイド版4ページ

号数	発行日	主 な 記 事
第163号	4/1	◆ 令和7年度教育予算 ◆教育長所信表明
第164号	7/1	◆ 独自教科「おおたの未来づくり」が全面スタートしました
第165号	10/1	◆ 世界とつながる国際都市おおたを担う人材を育成しています
第166号	1/1	◆ こどもの楽しく、わかりやすい学習を目指し教師の授業力を高めます

② ホームページ <https://www.city.ota.tokyo.jp/kyouiku>

教育委員会のホームページを設け、教育情報を公開している。

ホームページでは、学校に関する手続、学校一覧、資料等が閲覧できる。

(2) 広聴

① 教育行政相談

ア 目 的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき相談窓口を設けている。

イ 受付窓口 教育総務部教育総務課

5 教育財政

(1) 令和8年度教育歳出予算の概要

令和8年度の教育予算は607億円で、大田区一般会計歳出予算に占める割合は16.5%となっている。
(単位：千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	増減率	令和8年度予算説明
教育費	60,694,438	46,981,107	29.2 %	
教育総務費	20,310,282	19,373,541	4.8 %	
教育委員会費	17,938	17,538	2.3 %	委員報酬、運営費等
事務局費	11,631,742	11,004,713	5.7 %	教科用システム等運用 各課事務費等
教育指導費	2,379,480	1,831,915	29.9 %	おおたの未来づくり事業 おおたグローバルコミュニ ケーションの推進 不登校対策推進事業費 部活動地域連携・地域展開等
教育センター費	201,805	202,899	△0.5 %	教育相談・資料調査 教育センター、つばさ教室の 管理運営
幼児私学費	3,879,051	4,119,906	△5.8 %	私立幼稚園等保護者負担軽減 事業等
図書館費	2,200,266	2,196,570	0.2 %	図書館事業費、図書館管理運 営費等
小学校費	28,179,723	19,128,184	47.3 %	
学校管理費	9,696,518	8,330,623	16.4 %	校舎造修、学校運営費等
教育振興費	139,146	156,199	△10.9 %	就学援助、特別支援教育就学 奨励費等
学校給食費	4,604,121	3,989,346	15.4 %	学校給食費補助、学校給食調 理業務等委託等
学校保健費	407,287	368,177	10.6 %	校医等報酬、健康診断・健康 管理等
特別支援学校費	62,676	59,266	5.8 %	学校運営費、校医等報酬等
学校施設建設費	13,269,975	6,224,573	113.2 %	校舎の改築、校内環境衛生設 備の整備等
中学校費	12,048,040	8,337,273	44.5 %	
学校管理費	4,543,312	4,552,042	△0.2 %	校舎造修、学校運営費等
教育振興費	192,919	213,738	△9.7 %	就学援助、特別支援教育就学 奨励費等
学校給食費	2,020,431	1,892,107	6.8 %	学校給食費補助、学校給食調 理業務等委託等
学校保健費	193,898	173,692	11.6 %	校医等報酬、健康診断・健康 管理等
学校施設建設費	5,097,480	1,505,694	238.5 %	校舎の改築、校内環境衛生設 備の整備等
校外施設費	156,393	142,109	10.1 %	
校外施設管理費	156,393	142,109	10.1 %	伊豆高原学園管理運営等

(2) 令和8年度教育所属別歳出予算

(単位：千円)

所属別	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	対前年 増減額	増減率	令和8年度予算説明
教育総務課	30,783,006	20,941,487	9,841,519	47%	校舎の改築、私立幼稚園等保護者負担軽減事業、小学校における放課後居場所づくり等
学務課	13,381,513	10,777,153	2,604,360	24%	学校給食関係費、学校保健関係費、学校運営費、校外施設管理費等
指導課	9,611,948	8,928,428	683,520	7.66%	おおたの未来づくり事業、おおたグローバルコミュニケーションの推進、不登校対策推進事業費、部活動地域連携・地域展開等
教育センター	201,805	202,899	△1,094	△0.54%	スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー事業、つばさ教室の管理運営等
幼児教育センター	3,934	2,819	1,115	40%	幼児教育センター運営費、幼児教育振興プログラム施策の推進
大田図書館	2,216,523	2,212,743	3,780	0.17%	図書館システム運用経費、電子書籍貸出サービス使用料、埋蔵文化財緊急調査委託等
合 計	56,198,729	43,065,529	13,133,200	30%	

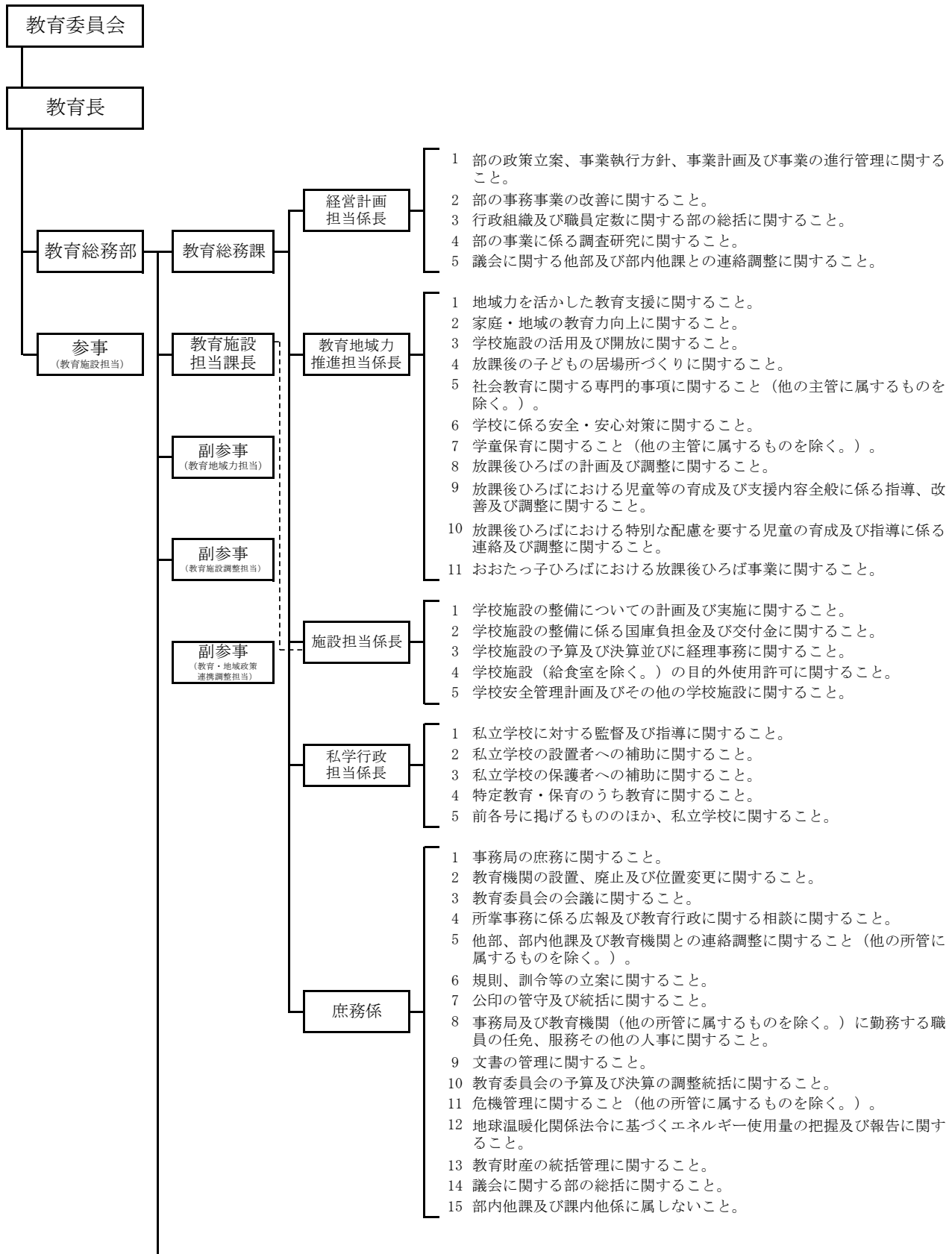
(3) 令和8年度教育歳入予算の概要

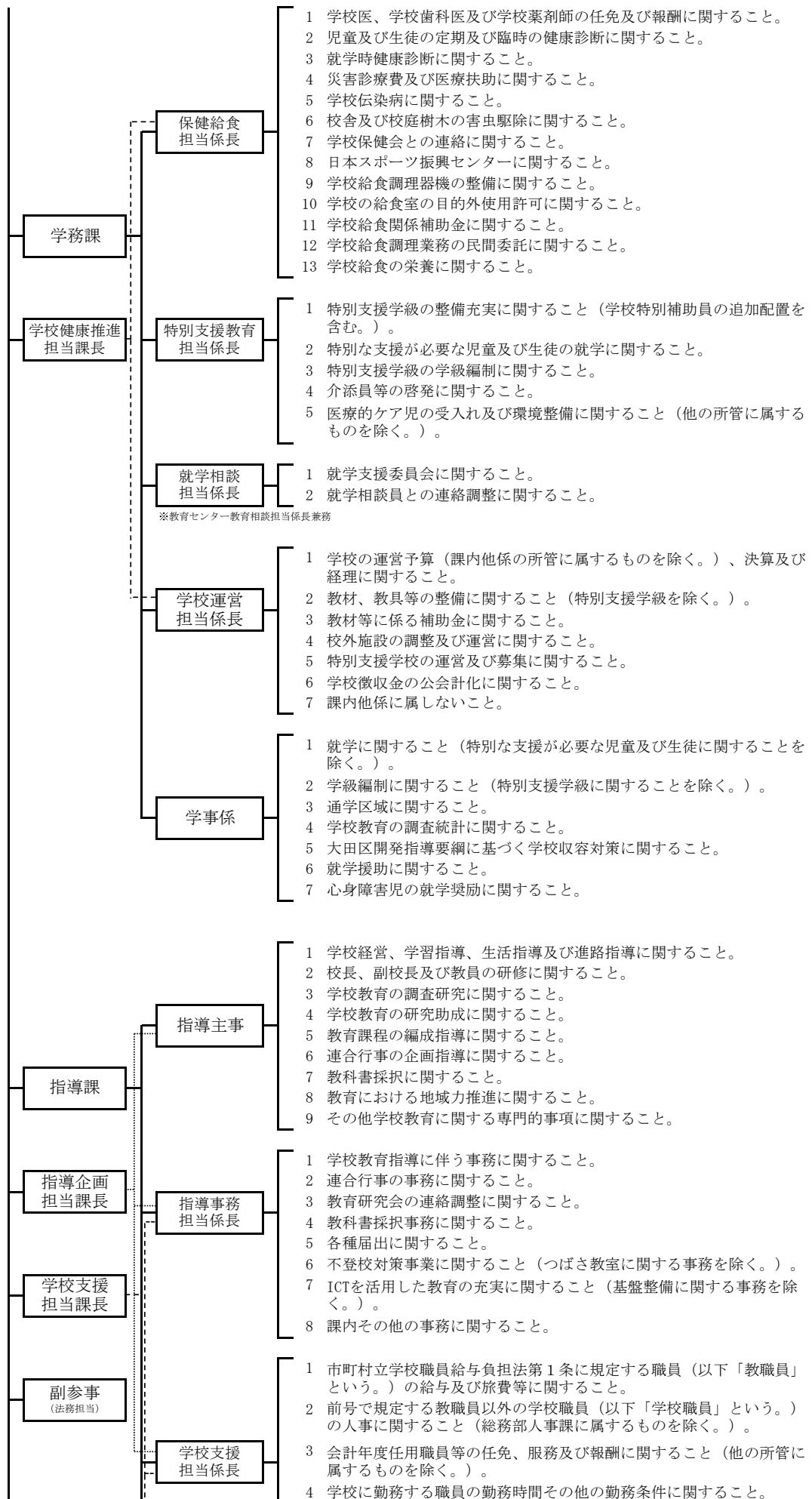
(単位：千円)

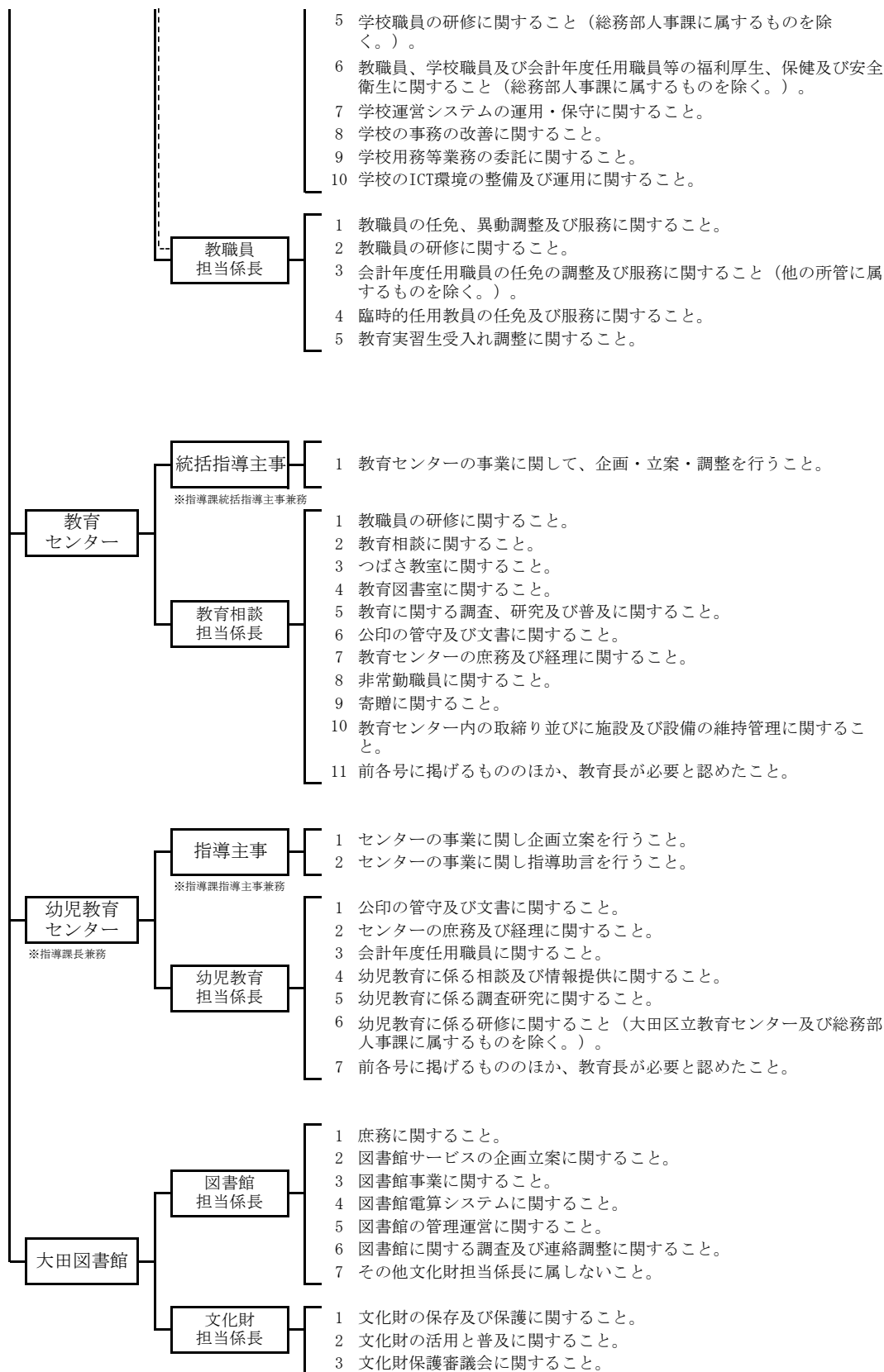
款	項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	対前年増減額	増減率	令和8年度予算説明
	使用料及び手数料	216,316	199,598	16,718	8.38%	小・中学校使用料 等
	国庫支出金	2,658,444	1,668,475	989,969	59%	
	国庫負担金	955,191	1,015,577	△60,386	△5.95%	幼稚園運営費負担金 等
	国庫補助金	1,702,754	652,754	1,050,000	161%	小・中学校校舎改修等補助金 等
	国庫委託金	499	144	355	247%	
	都支出金	3,301,783	3,797,115	△495,332	△13.04%	
	都負担金	739,737	709,611	30,126	4.25%	幼稚園運営費負担金 等
	都補助金	2,557,019	3,085,479	△528,460	△17.13%	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金 放課後子供教室推進事業費補助金 スクール・サポート・スタッフ配置支援事業費 等
	都委託金	5,027	2,025	3,002	148%	教育推進・研究協力校事業費 等
	財産収入	2,247	2,247	0	0.00%	不登校特例校土地貸付収入 等
	寄附金	1	1	0	0.00%	
	諸収入	16,649	16,450	199	1%	施設利用者光熱水費等負担金 等
合 計		6,195,440	5,683,886	511,554	9%	

6 教育委員会組織（各係の主な業務）

（1）事務局事務分掌







(2) 事務局職員配置 (令和8年5月1日現在)

組織・職種別職員配置数

部局	所属	係	総数	一般事務・ 一般業務	社会教育	保育士	児童指導	建築技術	機械技術	電気技術	学芸員	栄養士	看護師	土木作業	調理	用務	警備	法務	指導主事	暫定再任用短時間勤務職員等※
教育総務部合計			201 (60) ⑤	153 (13)	2	3	4 (28)	0	0	0	0 (2)	2	0 (4)	1 (4)	0	5 (5)	0 (1)	1	8 (3) ⑤	22
教育総務部	部長		1	1																
	参事		(1)	(1)																
	教育総務課	課長	1	1																
		教育施設担当課長	1	1																
		副参事	(3)	(3)																
		経営計画	2	2																
		教育地域力推進	27 (30)	17	2		4 (28)						(2)							4
		施設	18	17																1
		私学行政	7	6																1
		庶務係	8	8																
	学務課	課長	1	1																
		学校健康推進担当課長	1	1																
		保健給食	15	12							2									1
		特別支援教育	4 (2)	4									(2)							
		就学相談	(5)	(5)																
		学校運営	14	12																2
		学事係	11	11																
	指導課	課長	1																1	
		指導企画担当課長	1																1	
		学校支援担当課長	1	1																
		副参事	1															1		
		指導主事 (統括含む)	6 ⑤																6 ⑤	
		指導事務	11	9																2
		学校支援	25	16										1		5				3
		(技能長)	(10)											(4)		(5)	(1)			
	センター教育	教職員	10	9																1
		所長	1	1																
		統括指導主事	(1)																(1)	
	幼児センター教育	教育相談	8	5																3
		所長	(1)																(1)	
		指導主事	(1)																(1)	
	図書大田館	幼児教育	6	2		3														1
		館長	1	1																
		図書館	18	15																3
	文化財		(6)	(4)							(2)									

注：()は兼務、所属名の後の数字は所属配置数。幼児教育センター所長は指導課長が兼務。

※は暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び行政サービス支援員。○内数字は都費職員で外数。

(3) 教職員数

① 総括表（令和8年5月1日現在）

	教 職 員								
	校長	副校長	兼務 舎監	教諭	養護教諭	寄宿舎 指導員	事務	栄養士	計
小学校	59	62	--	1,425	64	--	59	29	1,698
	【9】	【2】 <1>		【14】 <16>	【3】 <1>		【4】		【32】 <18>
中学校	28	29	--	654	28	--	28	11	778
	【6】	【2】		【16】 <6>	【2】				【26】 <6>
特別 支援 学校	1	1		6	1	12	1	1	23
	【1】		(6)			【3】			(6) 【4】
合 計	88	92		2,085	93	12	88	41	2,499
	【16】	【4】 <1>	(6)	【30】 <22>	【5】 <1>	【3】	【4】		(6) 【62】 <24>

注：（ ）は兼務で再掲 【 】は暫定再任用職員で再掲 < >は在外教育施設派遣及び休職者等で再掲

	学 校 職 員							合計※
	事務	看護師	調理	用務	土木作業	警備	計	
小学校	--	--	--	24	4	4	32	1,730
				【12】		【2】	【14】	
中学校	--	--	--	6	1	--	7	785
				【4】			【4】	
特別 支援 学校	1			--	--	--	1	24
合 計	1	0	0	30	5	4	40	2,539
				【16】		【2】	【18】	

注：【 】は暫定再任用職員で再掲

※合計は、教職員・学校職員の実人員数

② 小学校教職員数（令和8年5月1日現在）

番号	小学校名	教 職 員							学 校 職 員				合計
		校長	副校長	教諭	養護 教諭	事務	栄養士	計	用務	土木作業	警備	計	
1	大森第四	1	1	25	1	1	1	30				0	30
2	中 富	1 [1]	1	19	1	1 [1]	(1)	23 [2]				0	23
3	大森第一	1	1	22	1	1	1	27				0	27
4	開 桜	1	1	23 [1]	1	1	1	28 [1]				0	28
5	大森第三	1	1	22	2	1	2	29				0	29
6	大森第五	1	1	16	1	1	(1)	20				0	20
7	大 森 東	1	1	15	1	1	(1)	19				0	19
8	入新井第五	1 [1]	1	15	1	1	(1)	19 [1]				0	19
9	入新井第一	1	1	32	1 [1]	1	1	37 [1]				0	37
10	山 王	1	1	29	1	1	1	34				0	34
11	馬 込	1	1	30 <1>	2 <1>	1	1	36 <2>				0	36
12	馬込第二	1	1	27	1	1	(1)	31				0	31
13	馬込第三	1	1	34	1	1	1	39				0	39
14	梅 田	1	2 [1]	41	2	1	2	49 [1]				0	49
15	池 上	1	1	30	1	1	1	35				0	35
16	池上第二	1 [1]	1	27 <1>	1 [1]	1	(1)	31 [2] <1>				0	31
17	徳 持	1	1	25 <1>	1	1	1	30 <1>				0	30
18	入新井第二	1	1	38 [1]	1	1		42 [1]	2	1		3	45
19	入新井第四	1	1	16	1	1	(1)	20	3 [2]			3 [2]	23
20	東調布第一	1	2 <1>	31 <1>	1	1	1	37 <2>				0	37
21	田園調布	1	1	24 <1>	1	1		28 <1>	3 [3]			3 [3]	31
22	調布大塚	1	1	18	1	1	(1)	22	2 [1]	1		3 [1]	25
23	東調布第三	1	1	41 [1] <1>	1	1	(1)	45 [1] <1>				0	45
24	嶺 町	1 [1]	1	37 [1]	2	1	1	43 [2]				0	43
25	千 鳥	1	1	15	1	1 [1]	(1)	19 [1]				0	19
26	久 原	1	1	31	1	1	1	36				0	36
27	松 仙	1 [1]	1	27 <1>	1	1	1	32 [1] <1>				0	32
28	池 雪	1	1	33 [1] <2>	1	1	1	38 [1] <2>				0	38
29	小 池	1	1	34	1	1	1	39				0	39
30	雪 谷	1	1	31	1	1	1	36				0	36
31	洗 足 池	1	1	24 [1]	1	1	(1)	28 [1]	3 [2]		2 [1]	5 [3]	33
32	赤 松	1	1	16 [1] <1>	1	1	(1)	20 [1] <1>	2	1		3	23
33	清水窪	1	1 [1]	17 [1]	1	1 [1]	1	22 [3]				0	22
34	梶 谷	1	1	19	1	1	1	24				0	24
35	東梶谷	1	1	21 [1] <1>	1	1	(1)	25 [1] <1>				0	25
36	北 梶 谷	1 [1]	1	20	1	1	(1)	24 [1]				0	24
37	羽 田	1	1	17	1	1	(1)	21				0	21
38	都 南	1	1	18 [1]	1	1	(1)	22 [1]				0	22
39	萩 中	1 [1]	1	12	1	1	(1)	16 [1]				0	16
40	中 萩 中	1	1	21 <2>	1	1	(1)	25 <2>				0	25
41	出 雲	1	1	26	1	1	(1)	30				0	30
42	六 郷	1	1	25	1	1	1	30				0	30
43	西 六 郷	1	1	21 [1]	1	1	(1)	25 [1]				0	25
44	高 畑	1	2	35	2	1 [1]	1	42 [1]				0	42
45	仲 六 郷	1	1	17 [1] <1>	1	1	(1)	21 [1] <1>	3 [1]			3 [1]	24
46	志 茂 田	1	1	24	1	1	1	29	2 [1]	1		3 [1]	32
47	東 六 郷	1	1	17	1	1	(1)	21				0	21
48	南 六 郷	1	1	13	1	1	1	18				0	18
49	矢 口	1	1	23 <1>	1	1	(1)	27 <1>				0	27
50	矢口西	1	1	31 <1>	1	1	1	36 <1>				0	36
51	多摩川	1	1	30	1	1	1	35				0	35
52	相 生	1	1	15	1	1	(1)	19				0	19
53	矢口東	1 [1]	1	20 [1]	1 [1]	1	(1)	24 [3]				0	24
54	おなづか	1	1	22	1	1	(1)	26				0	26
55	道 塚	1	1	25	1	1	1	30				0	30
56	蒲 田	1	1	28	1	1	(1)	32				0	32
57	南 蒲	1	1	26	1	1	(1)	30				0	30
58	新 宿	1 [1]	1	16 [1]	1	1	(1)	20 [2]	4 [2]		2 [1]	6 [3]	26
59	東 蒲	1	1	18	1	1	(1)	22				0	22
	合 計	59 [9]	62 [2] <1>	1,425 [14] <16>	64 [3] <1>	59 [4]	29 (30)	1,698 [32] <18>	24 [12]	4	4 [2]	32 [14]	1,730

注：[]は暫定再任用職員で再掲 < >は在外教育施設派遣及び休職者等で再掲 ()は区費による代替事務・栄養士の配置数を掲載
※入新井第二小及び田園調布小の教諭数には、栄養教諭1名を含む。

③ 館山さざなみ学校教職員数（令和8年5月1日現在）

番号	校名	教 職 員									学 校 職 員					合計
		校長	副校長	教諭	兼務 舎監	養護 教諭	寄宿舎 指導員	事務	栄養士	計	事務	看護師	調理	用務	計	
1	館 山	1 [1]	1	6	(6)	1	12 [3]	1	1	23 (6) [4]	1			0	1	24

注：（ ）は兼務で再掲 []は暫定再任用職員で再掲

④ 中学校教職員数（令和8年5月1日現在）

番号	中学校名	教 職 員							学 校 職 員				合計
		校長	副校長	教諭	養護教諭	事務	栄養士	計	用務	土木作業	警備	計	
1	大森第一	1	1	12	1	1	1	17				0	17
2	大森東	1	1	21	1	1	(1)	25				0	25
3	大森第二	1	1	26	1	1	(1)	30				0	30
4	大森第八	1	1	29 <1>	1	1	1	34 <1>				0	34
5	馬込	1	1 [1]	21 [1] <1>	1	1	(1)	25 [2] <1>				0	25
6	馬込東	1	1	17 [1]	1	1	1	22 [1]				0	22
7	貝塚	1 [1]	1	21	1	1	1	26 [1]				0	26
8	大森第四	1	1	27 [1] <1>	1	1		31 [1] <1>				0	31
9	大森第三	1 [1]	1	27 [2]	1	1	(1)	31 [3]				0	31
10	東調布	1	1	21	1	1	(1)	25				0	25
11	田園調布	1 [1]	1	12 [2]	1	1	(1)	16 [3]				0	16
12	大森第七	1	1	28 [1]	1 [1]	1	1	33 [2]				0	33
13	雪谷	1 [1]	1	20 [1]	1	1	(1)	24 [2]				0	24
14	大森第十	1	1	31	1	1	(1)	35				0	35
15	大森第六	1	1	22 <1>	1	1	1	27 <1>				0	27
16	石川台	1	1 [1]	18	1	1	(1)	22 [1]				0	22
17	羽田	1	1	17	1	1	1	22				0	22
18	梶谷	1	2	28 [1]	1	1	(1)	33 [1]				0	33
19	出雲	1 [1]	1	24 [1]	1	1	(1)	28 [2]				0	28
20	六郷	1	1	21 [1]	1	1	(1)	25 [1]				0	25
21	志茂田	1	1	31 <1>	1	1	1	36 <1>	2 [1]	1		3 [1]	39
22	南六郷	1 [1]	1	29	1	1	1	34 [1]				0	34
23	矢口	1	1	23	1	1	(1)	27				0	27
24	御園	1	1	34	1	1		38	4 [3]			4 [3]	42
25	蓮沼	1	1	26 [1] <1>	1	1	(1)	30 [1] <1>				0	30
26	安方	1	1	20 [1]	1 [1]	1	1	25 [2]				0	25
27	東蒲	1	1	23 [1]	1	1	(1)	27 [1]				0	27
28	蒲田	1	1	25 [1]	1	1	1	30 [1]				0	30
合 計		28 [6]	29 [2]	654 [16] <6>	28 [2]	28	11 (15)	778 [26] <6>	6 [4]	1		7 [4]	785

注：[]は暫定再任用職員で再掲 < >は在外教育施設派遣及び休職者等で再掲（ ）は区費による代替事務・栄養士の配置数を掲載

※大森第四中、梶谷中、御園中の教諭数には、栄養教諭1名を含む。

Ⅲ 令和８年度 教育総務部の目標

1 目標

令和８年度は、「おおた教育ビジョン」（令和６～１０年度）の中間年にあたります。子育て・教育が区政の最重要課題の一つであることを踏まえるとともに、おおた教育ビジョンの理念「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」の実現に向けて３つの基本方針を具現化するため、チャレンジ精神を発揮しながら、各種施策に積極的かつ戦略的に取り組みます。

おおた教育ビジョンにおける３つの基本方針	
基本方針１	持続可能な社会を創り出すグローバル人材を育成します
基本方針２	誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出します
基本方針３	すべての区民が未来を担うこどもを育て、ともに学び続けます

2 組織のビジョン

「こどもの教育が、未来を創る」

学び合い、高め合い、チャレンジする組織

※ 組織のビジョンは、「おおた教育ビジョン」の理念「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」を実現するための教育総務部が目指す姿です。

教育長の下、“チーム教育”として一丸となって取り組みます。

3 重点課題

「令和８年度 教育総務部の重点課題」のとおり

4 目標達成に向けた視点

（１）こどもを真ん中においた施策立案・課題解決

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立った施策立案に取り組みましょう。こどもを真ん中において考えることで、これまで課題解決が難しかったこと、できなかったことを乗り越えていくことが重要です。また、こどもの意見表明機会を確保し、意見を尊重しながら施策の点検と見直しをしましょう。

（２）現状の正しい把握・検証

ア 学校をはじめ、教育活動の現場に積極的に足を運び、現状を正しく把握した上で、こどもたち本位の課題解決につなげましょう。

イ 「おおた教育ビジョン」推進におけるこれまでの取組の成果、現状と課題をしっかりと検証しましょう。

ウ 他自治体との比較、先進事例との比較などを手掛かりに、区の現在の立ち位置（強みや進んでいるところ、改善が必要なところはどこか）を明らかにしましょう。

（３）事務事業の改善、優れた手法の追求

- ア 時代変化とともに、これまで最善であった手法も、状況の変化で必ず改善の余地が生まれます。前例踏襲的な態度を払拭し、現状を批判的に見る視点も確保し、創造力を発揮して事務事業の改善に取り組みましょう。
- イ 各分野の最新の知見を踏まえ、先進事例における優れた手法、新たな手法を研究、追求し、大田区の実情に合わせて積極的に取り入れましょう。
- ウ 業務効率化、区民サービスの向上に向けて、事務事業のDX化にチャレンジしましょう。

（４）情報の共有化による問題解決能力の向上

- ア 教育総務部の仕事は、課や係が異なっても相互に密接に関連しています。基本的な声かけのほか、グループウェア等を活用し、できる限り即時の情報提供、情報の共有化を心がけましょう。
- イ 担当を超えて活発な議論を行いましょう。

（５）部局間連携の強化と地域力を活かした事業の推進

所管する立場にとらわれることなく大田区全体を視野に入れ、部局間の連携を強化するとともに、地域力を活かした効果的、効率的な事業運営を行いましょう。

（６）積極的な情報収集と発信

- ア 学校、教育関係団体等に、積極的に足を運んで情報収集と発信をしましょう。窓口利用者等からの声にも耳を傾け、情報を蓄積しましょう。
- イ 連携協力の効果を高めるため、区役所内部においても積極的な情報収集と発信を心がけましょう。
- ウ 区民やマスコミ、議会等に向け、積極的に情報を発信しましょう。
- エ 教職員、児童・生徒、保護者との連絡やアンケート、調査等においては、１人１台タブレット端末環境や保護者連絡アプリ「tetoru」を十分に活用しましょう。その際、情報格差対策も講じましょう。

（７）風通しの良い職場づくり、スマートワーク、リフレッシュの奨励

- ア 率直に話し合える風通しの良い職場をつくりましょう。
- イ 切磋琢磨して、お互いに学び合い、成長し合える職場をつくりましょう。
- ウ 職員が働きやすい環境づくりを心掛け、テレワークや時差出勤の活用等により業務の効率化やワーク・ライフ・バランスの実現を図るなど職員のウェルビーイングの実現に向けた職場環境を構築しましょう。
- エ 元気に働き、より良い仕事をするためには、ストレス解消やリフレッシュが欠かせません。計画的に仕事を進めるとともに、事務改善や業務の見直しを進め、超過勤務の偏在を解消し、「健康第一」と「お互い様の精神」で休暇を取りましょう。

令和8年度 教育総務部の重点課題	
1	こどもたちが安全・安心に成長できる環境を守る。教職員等による児童・生徒へのハラスメント対策については、「児童・生徒へのスクールハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、部内各課と学校が情報共有しながら児童・生徒を守ることを最優先にした対応を徹底する。
2	小学校における教科「おおたの未来づくり」の効果的な実施と中学校版「おおたの未来づくり」の研究・実践に取り組む。
3	大田区ならではの国際教育であるおおたグローバルコミュニケーション（OGC）を効果的に推進する。
4	指導訪問の充実などにより、主体的・対話的で深い学びを実現するための教師の授業力を向上させる。
5	不登校対策アクションプランを実践するとともに、大田区の不登校施策の中心かつ先導的役割を担う学びの多様化学校（学校型）及び（仮称）不登校対策支援センターの開設を着実に進める。
6	いじめの未然防止、早期発見・早期対応を徹底するため、大田区いじめ防止対策推進条例に基づく対策を総合的かつ効果的に推進する。
7	朝や放課後における児童の居場所づくりを進め、児童が安全・安心に充実した時間を過ごせる環境づくりを推進する。
8	コミュニティ・スクールを全校導入し、地域とともにある学校づくりを進める。
9	学校のコンセプトを改築の基本構想・基本計画に反映させるとともに、大田区学校施設個別施設計画で示す工期短縮手法等を具現化しながら、計画的に学校の改築を進める。
10	小学校から中学校への円滑な接続や地域の特性にあった魅力的な学校づくりなどの視点から、小中一貫教育校の設置を検討する。
11	大田区特別支援教育推進計画に基づき、障がいのある児童・生徒の持つ力を最大限に伸長するための教育環境整備を進める。
12	児童・生徒が生涯にわたって健やかで健康の増進を図ることができるよう、生活習慣病予防や食育の推進などの取組を強化する。
13	大田区立学校における働き方改革推進プラン（第2次）に基づき、学校における働き方改革を推進し、教員が児童・生徒に向き合う時間を確保するための環境を整える。また、DX推進による校務等の改善を図るため、校務端末と学習端末の統合準備を進める。
14	教員の負担軽減や、部活動指導の専門性の確保など、地域や学校の実態に応じた「部活動の地域連携・地域展開」を推進する。
15	スクールソーシャルワーカー事業について、学校配置型の拡充に取り組む。
16	保幼小の連携を一層推進するため、「（仮称）架け橋期カリキュラム作成ガイド」を策定する。
17	人生100年時代の生涯学習を支え、居場所、憩いの場となる図書館づくりを行う。

Ⅳ 事業一覧

1 令和8年度 新規・充実事業

(1) 中学校版「おおたの未来づくり」の実施によるSTEAM教育の推進

【おおた教育ビジョン 個別目標1】

区立中学校において、実社会から「探究課題」を設定し、課題解決や新たな価値の創造にチャレンジする学習を行い、令和11年度からの全ての区立中学校での実施に向け、令和8年度は4校で研究を進め、STEAM教育等の教科等横断的な学びを推進する。

(2) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の拡充

【おおた教育ビジョン 個別目標2】

区独自の英語力の向上と豊かな国際感覚をはぐくむ教育を推進するため、OGCルーム（海外体験ルーム）を新たに区立小学校5校に設置し、外国語教育指導員（ALT）を全ての区立小・中学校に常駐配置、英検（実用英語技能検定）公費受験対象を区立中学校第3学年に加えて第2学年も実施する。

(3) 放課後こども教室における自主学習支援の区立全小学校実施

【おおた教育ビジョン 個別目標3】

学習習慣の定着、基礎学力向上のため、放課後こども教室を活用し、学習指導実績を持つ事業者による学習支援を行う。モデル校6校の実施を経て、令和8年度から全ての区立小学校で実施する。

(4) 学校における働き方改革の推進【おおた教育ビジョン 個別目標4】

部活動の地域連携・地域展開については、全ての区立中学校において民間事業者への委託や会計年度任用職員である部活動指導員等による指導を組み合わせたハイブリッド型の取組を進める。

(5) 特別支援教育の推進【おおた教育ビジョン 個別目標5】

多様な学びの場と機会の充実に向けた取組として、令和9年度に松仙小学校に知的障害特別支援学級を開設するための環境を整備する。

(6) 不登校施策の推進【おおた教育ビジョン 個別目標5】

校内設置型の不登校対応分教室を区立中学校1校に設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、実態に応じた支援や配慮した教育を実施する。

(7) 学校施設の改築【おおた教育ビジョン 個別目標6】

大田区学校施設個別施設計画で示す工期短縮手法等を具現化しながら、計画的に学校の改築を進める。

(8) コミュニティ・スクールの推進【おおた教育ビジョン 個別目標7】

令和4年度から区立小・中学校で導入しているコミュニティ・スクールを令和8年度は全ての区立小・中学校に導入する。地域の教育力を生かした「地域とともにある学校づくり」を目指す。

(9) こどもの成長を支えるための地域づくり

新たに2校で「学校内学童保育」を開設した。学童保留児の受け皿とするため、午後6時まで学校内で安全・安心に過ごすことができる「放課後こども教室プラス」を7校で試行実施する。

小学校における朝の居場所づくりとして、区立小学校において、登校時間までの間、学校内で安全・安心に児童が過ごせるよう、午前7時30分から居場所の確保と見守りを実施する。

2 教育指導

(1) 未来を創り出す力を育てる 区独自教科「おおたの未来づくり」

- ① 目的 地域の多様な特色を教育資源として最大限に生かしたSTEAM教育等の教科等横断的な学習を展開することを通して、未来を創る力である「創造的な資質・能力」を育成することを目指す。
- ② 内容 実社会で活躍する様々な人と連携して、地域の社会や生活を豊かにするものや取組を創造する学習を通して創造的な資質・能力を育成するという特質から、内容を「A ものづくり」「B 地域の創生」及び〔共通事項〕「ICTの活用とプログラミングによる制御」で構成する。
- ③ 対象 区立小学校第5・6学年児童
- ④ 沿革 令和2・3年度 出雲小学校・道塚小学校が教育研究推進校として研究発表
令和3・4年度 小池小学校が教育研究推進校として研究発表
令和2年度から 独自教科新設に向けた指導内容検討委員会 年間各5回実施
令和4年度 独自教科新設に向けた研究実践校7校を指定
令和5年度 独自教科新設に向けた研究実践校16校を指定
令和6年度 独自教科新設に向けた研究実践校30校を指定
小池小学校、出雲小学校、道塚小学校3校が教育課程特例校として独自教科を先行実施
令和7年度 小学校57校・特別支援学校1校が教育課程特例校として独自教科を実施
中学校版「おおたの未来づくり」研究実践校を2校指定
令和8年度 小学校57校・特別支援学校1校が教育課程特例校又は教育課程柔軟化サキドリ研究校として独自教科を実施
中学校版「おおたの未来づくり」研究実践校を4校指定

(2) 理科指導専門員

- ① 目的 専門性の高い理科指導専門員による指導・助言を踏まえ、中学校理科教員の指導内容・方法の質的向上、授業改善等についての環境づくりを目指す。
- ② 内容 小学校5名・中学校4名の理科指導専門員が、巡回指導校を担当し、小学校に対しては理科教育における授業を支援、教員への指導・助言をすることで授業力の向上を図り、児童の理科学力向上に資する。また、サイエンススクール（清水窪小学校）を含む理科教育推進拠点校の研究の成果を区内全小学校に啓発する。中学校に対しては理科教育における観察・実験の授業を支援することで、理科教員の更なる指導力の向上を図り、生徒の理科学力向上に資する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校

(3) サイエンスコミュニケーション科

- ① 目的 知的探究心や理科学習で得た知識の活用、科学史・最先端技術・知識等を体系的に取り入れた科学学習プログラムとして「サイエンスコミュニケーション科」を設置する。理科や生活科との関連を踏まえるとともに、他の教科等においても科学的事項の取扱いを体系的に取り入れた学習により、児童の科学についての興味・関心を深める。また、学習においてコミュニケーション活動を意図的に設定することによって科学に関する理解を一層深めさせて、将来の大田区、ひいては日本のものづくりを支える人材の育成を目指す。
- ② 内容 大田区立清水窪小学校の全学年において、新教科「サイエンスコミュニケーション科」を、各学年35時間実施する。第1・2学年は35時間増時数、第3学年から第6学年は総合的な学習の時間を35時間削減し、サイエンスコミュニケーション科にあてる。
- ③ 沿革 平成23年度から大田区立清水窪小学校をおおたサイエンススクール大田区理科教育研究推進校に指定
平成25年度から大田区立清水窪小学校を文部科学省教育課程特例校に指定しサイエンスコミュニケーション科を設置

(4) 理科教育推進拠点校

- ① 目的 文部科学省教育課程特例校としての「サイエンスコミュニケーション科」、おおたサイエンススクール（理科教育研究推進校）の成果を生かし、区立小学校4校を理科教育推進拠点校として指定する。理科支援員の活用等、取組の成果を全小学校と共有し、教育活動に生かすことで理科好きな児童の育成を図る。
- ② 内容 区立小学校4校を理科教育推進拠点校として指定し、理科支援員を35時間配置する。
- ③ 対象 入新井第一小学校、清水窪小学校、萩中小学校、南六郷小学校
- ④ 沿革 令和元年度から実施 小学校理科指導専門員4名配置、令和4年度5名配置、令和5年度6名配置、令和6年度5名配置、令和7年度から3名配置

(5) 理科支援員の派遣

- ① 目的 科学・技術分野を専門とする人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援を行うことにより、小学校理科教育の活性化及び一層の充実を図るとともに小学校教員の理科指導力の向上を図る。
- ② 内容 小学校第3学年から第6学年理科における観察・実験等の体験的な学習について、理科支援員を対象学級に配置し、教員が作成した指導計画のもと、教員の支援を行う。
- ③ 対象 区立小学校第3学年から第6学年児童
- ④ 沿革 平成19年度から各学級6回3時間ずつ派遣
平成23年度から各学級14時間派遣に変更
平成28年度から第3学年から第6学年を対象に各学級7時間派遣に変更
平成29年度から各学級20時間派遣に変更
令和元年度から理科教育推進拠点校（入新井第一小学校、清水窪小学校、萩中小学校、南六郷小学校）第3学年から第6学年の全学級には35時間派遣

(6) こども科学教室

- ① 目的 児童・生徒の科学的思考力や科学に対する探求心を育成するための事業の一つとして実施し、科学教育の振興を図る。ふだん学校や家庭では体験できない実験・観察を通し、身の回りの自然現象に直接触れ、自然に対する興味・関心をもつことができるようにする。
- ② 根拠法令 理科教育振興法第3条
- ③ 対象 大田区在住及び在学の小・中学生、保護者
- ④ こども科学教室受講等人数

年 度	開催回数	募集人員の総数	応募人数	受講者数
7	21回	1,006名	1,113名	966名
6	22回	736名	1,596名	956名
5	22回	1,005名	1,163名	889名
4	23回	776名	1,505名	734名
3	22回	370名	1,406名	370名

⑤ こども科学教室実施内容(全22回)

NO	講 座 名	親子講座
1	砂時計を作ろう	
2	葉(ヒイギ・モクシイ)の葉脈からすてきなハガキや葉を作ろう	
3	ポンポン蒸気船をはしらせよう	
4	光ファイバー&LEDの世界を体験しよう	
5	ヨウバンでキラキラ宝石のような結晶を作ろう①②	
6	宇宙と大地を学ぶ かわさき宙と緑の科学館見学	
7	-196℃超低温の世界を体験しよう	
8	電気信号で音づくり！～ミニ電子オルガンの工作～	
9	海辺の教室 貝殻標本とカサガイストラップ作り①②	
10	クリスマスソングを奏でる 電子オルゴールの工作	
11	暗やみで光るキーホルダー	

12	星の世界を楽しもう マイプラネタリウム制作①②	○
13	顕微鏡で見る小さな世界①②	○
14	顕微鏡で見る小さな世界③④	○
15	玉ねぎの皮を使って染物体験をしよう①②	○
16	「海の生き物図鑑を作ろう・チリメンモンスターを探せ」①②	○
17	七変化万華鏡 美しい世界を体験しよう①②	○
18	空気砲を作って空気の力を調べよう①②	○
19	風力発電 ①②	○
20	アルキメデスの原理を使って魚釣りゲームを作ろう①②	○
21	モーターを使ってロボットを作って動かそう！①②	○

⑥ 沿 革 平成 13 年度から実施

(7) ものづくり科学スクール

- ① 目 的 大田区のものづくり教育推進の一環として、児童・生徒（区内在住の小学校第 4 学年から中学校第 3 学年）が身近にある最先端の科学技術に触れ、科学工作等を体験することにより、ものづくりや科学の楽しさを味わい、科学の原理等を理解することにより、ものづくりや科学に一層、興味・関心をもつことができるようにする。
- ② 内 容 アルプスアルパイン株式会社に科学技術者の派遣を依頼し、電子部品キットの組立等科学工作を中心に、ハンダ付け、工具の取り扱い等基礎的技能の習得を図り、科学の原理や工作技術の説明を加えた内容とする。事業に関わる事務及び進行は、科学教育センターの教育相談員が行い、受講者からは材料費を徴収する。

③ ものづくり科学スクール実施状況及び応募者数（令和 7 年度）

	回	実 施 日	場 所	講座名（題材）	応募者数	（倍率）
前期	1	5 月 11 日（日）	池上会館	FMラジオ	82名	(5.5)
	2	6 月 15 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	84名	(5.6)
	3	7 月 6 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	73名	(4.9)
	4	8 月 3 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	42名	(2.8)
	5	8 月 31 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	30名	(2.0)
					311名	(4.1)

	回	実 施 日	場 所	講座名（題材）	応募者数	（倍率）
後期	1	10 月 19 日（日）	池上会館	FMラジオ	53名	(3.5)
	2	11 月 9 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	44名	(2.9)
	3	12 月 7 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	53名	(3.5)
	4	1 月 18 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	32名	(2.1)
	5	2 月 8 日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	25名	(1.7)
					207名	(2.8)

注 1：定員は各回 15 名

注 2：令和 7 年度は全 10 講座、定員 150 名に対して応募者総数は 518 名（3.5 倍）

- ④ 実 績 年 10 回 参加人数 144 名 共催のアルプスアルパイン株式会社技術者が講師として指導 10 回

⑤ 沿 革 平成 15 年度から実施

(8) 総合的な学習の時間

① 総合的な学習の時間の充実

ア 目 的 「総合的な学習の時間」の趣旨を生かし、各学校が地域や学校の実態に応じて創

意工夫をし、特色ある教育活動を実施する。	
イ 内 容	(ア) 国際理解教育 (イ) 情報教育 (ウ) 環境教育 (エ) 福祉・健康教育 (オ) 地域・郷土学習 (カ) ボランティア学習 (キ) その他
ウ 対 象	区立小・中学校の児童・生徒
エ 沿 革	平成 12 年度から開始
② ものづくり学習の推進	
ア 目 的	「工場のまち」の特色を生かし、区立小・中学校において、区内民間工場等に従事する技術者、技能者の協力を得たものづくり学習を行い、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、創造性に富み郷土を愛する心を培う。
イ 実 績	ものづくり教育・学習フォーラム 第 22 回 令和 6 年 1 月 13 日 実施 第 23 回 令和 7 年 1 月 18 日 実施 第 24 回 令和 8 年 1 月 17 日 実施 第 25 回 令和 9 年 1 月 16 日 実施予定
ウ 対 象	区立小・中学校の児童・生徒
エ 沿 革	平成 12・13 年度の 2 年間「文部科学省ものづくり学習振興支援事業」の推進地域としての指定を受け、ものづくり学習の研究を推進 平成 14 年度からものづくり教育・学習フォーラムを開催 平成 15 年度からものづくり科学スクールをアルプス電気株式会社（現アルプスアルパイン株式会社）の協力を得て開催 令和 2 年度からものづくり学習の教育課程開発に関する研究を行う小学校を 2 校指定するとともに、「ものづくり教育の充実に係る検討委員会」を設置し、方策を検討 令和 3 年度からものづくり学習の教育課程開発に関する研究を行う小学校を 1 校追加指定 令和 4 年度から大田区独自教科「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践校を 6 校指定し、学習プログラムの開発等を行い S T E A M 教育を推進するとともに、「独自教科の新設に係る委員会」を設置し、文部科学省教育課程特例校制度を活用した大田区の独自教科新設を準備 令和 5 年度は、大田区独自教科「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践校を 16 校指定し、学習プログラムの開発等を行い S T E A M 教育を推進するとともに、「独自教科の新設に係る指導内容検討委員会」を設置し、学習資料の作成、事例動画等の作成、文部科学省教育課程特例校申請の準備、企業・団体等との連携の準備 令和 6 年度は、大田区独自教科「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践校を 30 校指定し、学習プログラムの開発等を行い S T E A M 教育等の教科等横断的な学びを推進するとともに、「独自教科の新設に係る推進協議会及びエリア協議会」を設置し、学習資料の作成、事例動画等の作成、文部科学省教育課程特例校申請の準備、企業・団体等との連携の準備 令和 7 年度は、大田区独自教科「おおたの未来づくり」を小学校で全面実施するとともに、中学校版「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践を 2 校指定し、学習プログラムの開発等を行い S T E A M 教育等の教科等横断的な学びを推進 令和 8 年度は、中学校版「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践を 4 校指定し、学習プログラムの開発等を行い S T E A M 教育等の教科等横断的な学びを推進 ※(1)未来を創り出す力を育てる区独自教科「おおたの未来づくり」を参照
③ 日本の文化・伝統学習の推進	
ア 目 的	地域社会の歴史、伝統・文化、産業等について理解を深め、郷土への愛着を育てる。児童・生徒による和楽器の演奏会を実施し、和楽器に触れて親しむことや海苔すきの体験学習等を通して、日本の伝統・文化のよさを考える。
イ 実 績	「日本の伝統・文化の継承をはかる指導」 実践校では、様々な伝統・文化の体験学習等、外部講師を招いて実習・地域の産業に関わる工場見学や技術者の講話の実施（海苔すき、とんぴだこ製作、茶道、華道、将棋、囲碁、琴、三味線等を区立小・中学校で実施）
ウ 沿 革	平成 16 年度から実施

(9) 中学校生徒職場体験

- ① 目的 生徒が自立した社会人となるために必要な望ましい勤労観、職業観を養うことにより、地域社会の一員としての自覚を高め、生きる意欲を引き出す。
- ② 内容
 ア 中学校生徒職場体験連絡協議会（年1回）
 イ 受入事業所一覧の作成と配布
 ウ 各中学校において3日間以上5日間以内の職場体験の実施
 エ 「中学校生徒職場体験実践報告書」のとりまとめ
- ③ 対象 区立中学校第2学年生徒
- ④ 実績 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止
 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、1～3日間の職場体験を実施した学校13校
 令和4年度は全中学校28校で3日間の職場体験を実施
 令和5～7年度は全中学校28校で原則3日以上 of 職場体験を実施
 令和8年度も全中学校28校で原則3日以上の職場体験を実施予定
- ⑤ 沿革 中学校生徒の職場体験は、以前より各中学校で実施されていたが、平成17年度から各中学校において3日間以上の職場体験を開始
 職場体験連絡協議会は、平成26年度からそれまでの職場体験連絡会を、学校・受入事業者・地域協力者による協議会に発展させて開始

(10) 小・中学校連合行事

- ① 目的 区立小・中学校の各学校での取組の成果を発表する場として設定し、児童・生徒及び教員が他に学ぶ機会をもつことで切磋琢磨し、学習意欲の向上と指導力向上を図る。
- ② 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- ③ 実績（令和7年度）

行 事 名	対 象 者	回 数
特別支援学級連合運動会	特別支援学級児童・生徒	令和7年度実施
特別支援学級連合スポーツ大会	特別支援学級生徒	令和7年度実施
特別支援学級合同移動教室	特別支援学級児童・生徒	令和7年度実施
特別支援学級連合鑑賞教室	特別支援学級児童・生徒	隔年1回 令和8年度実施予定
特別支援学級連合作品展覧会	特別支援学級児童・生徒	隔年1回 令和7年度実施
小学校連合家庭科作品展覧会	区立小学校児童	隔年1回 令和8年度実施予定
小・中学校連合音楽鑑賞教室	区立小学校第5学年児童 区立中学校生徒	令和7年度実施
小学校連合音楽会	区立小学校児童	令和7年度実施
中学校連合陸上競技選手権大会	区立中学校生徒	令和7年度実施
中学校連合学芸会 （音楽・演劇・英語）	区立中学校生徒	令和7年度実施
大田区立小学校連合図画工作科作品展	区立小学校児童	令和7年度実施
大田区立中学校連合技術・家庭科作品展	区立中学校生徒	令和7年度実施
大田区立中学校連合美術科作品展	区立中学校生徒	令和7年度実施
大田区立小学校連合書初展	区立小学校児童	令和7年度実施
大田区立中学校連合書初展	区立中学校生徒	令和7年度実施

(11) ICT教育

- ① 目的 ICT機器やデジタルコンテンツを活用した授業により、児童・生徒が目的や条件に応じて、主体的に情報の処理、加工、創造、発信ができる「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」といった「情報教育」を推進し、児童・生徒の情報モラル・情報リテラシーの向上と定着を図る。「わかる授業」や「児童・生徒の興味・関心・意欲を引き出す授業」を目標とした授業改善に取り組み、授業の質の向上を図ることによって、確かな学力の定着と学ぶ意欲の伸長を図る。
- ② 内容 電子黒板やデジタル教科書等のデジタル教材を活用することで、授業に興味・関心をもたせ、児童・生徒にわかりやすく、理解しやすい授業を行う。
タブレット端末を活用して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。
教職員向けのICT機器の活用サポート体制（ICT支援員、ヘルプデスク）の充実を図る。
- ③ 沿革 平成26年度に全ての区立中学校に43台のタブレット端末を導入するとともに、ICT活用推進委員会を立ち上げ推進計画内容を検討する等、ICT環境整備事業が開始された。
平成29年度に全ての区立小・中学校の普通教室にスライドレール式電子黒板と書画カメラ、無線LANアクセスポイントを整備し、教員用のタブレットを1人1台、児童・生徒用タブレットを40台ずつ（21クラス以上の大規模校には80台）配備した。学校ごとに導入研修を実施し、ICT支援員を派遣するとともに、学校ICT設備の問い合わせに対応するヘルプデスクを設置した。
令和元年度以降も、電子黒板やタブレット端末の追加配備をする等、引き続きICT環境整備に努めてきた。
令和2年度は、文部科学省の「GIGAスクール構想」の前倒しを受け、学びの保障、新しい学びの構築、ICT活用の加速化の3つの視点のもと、ICT教育の各施策を体系的に位置付ける「大田区教育ICT化推進計画」を策定した。
この計画に基づき、令和5年度までに進める予定であった「1人1台タブレット端末」環境の整備を行った。令和2年度末までに32,000台のタブレット端末を小学校に追加配備し、区立小学校全児童への貸与を終えた。中学校については、羽田中学校、南六郷中学校、蒲田中学校の3校をモデル校とし、タブレット端末1人1台環境を先行的に実現した。
また、持ち帰り学習用にモバイルルーターを合計2,000台調達し、中学校第3学年生徒及び小学校第4学年から第6学年児童のうち、インターネット環境が無い家庭向けに貸与を行った。貸与の際、端末の取扱いについてのマニュアルを作成し、各校へデータにて送付した。令和3年5月に中学校への貸与を終え、全児童・生徒1人1台の端末環境の整備が完了した。
令和4年9月にウェブサイト「おおたICT教育センター」を立ち上げ、ICTを活用した授業事例の共有、ICT教育に係る関連リンク、大田区のICT環境のマニュアルサイトについて、教員向けに情報提供を行った。
令和5年3月に「第2期大田区教育ICT化推進計画」（令和5年度～令和9年度）を策定した。5月に全児童・生徒及び教員に対し、貸与タッチペンの配付を行った。
令和6年度は、全小中学校における教員用タブレットの入れ替えや経年劣化の著しい電子黒板の入替え、さらに通信遅延が懸念される学校の回線切替えやネットワーク機器類の入替えを実施した。
令和7年度は、リース期間満了に伴い、児童・生徒用タブレット端末を入れ替えた。タブレット端末は、学校の意見を踏まえ軽量性と堅牢性を重視し選定した。さらに、耐用年数の超過した持ち帰り学習用モバイルルーターの入れ替えも実施した。

(12) STEAM教育推進専門員(令和6年度までICT教育推進専門員)

- ① 目的 STEAM教育・ICT教育及び大田区の学校教育に通じた人材を活用し、教科「おおたの未来づくり」の内容の充実及びICT活用推進に向けた指導・助言を行い、大田区のSTEAM教育の推進を図る。
- ② 内容 STEAM教育・ICT教育に関する高度な専門性をもつ人材を配置し、区内小・中学校を定期的に訪問させることで、各学校における教科「おおたの未来づくり」及びICT活用の実態を把握し、教科「おおたの未来づくり」の円滑な実施と内容の充

実、ＩＣＴ機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」の改善に向けた助言を行う。
助言にあたっては「おおたの未来づくりポータル」「おおたＩＣＴ教育センター」を活用する。

- ③ 対 象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿 革 令和３年度は２名配置
令和４年度から令和６年度は３名配置
令和７年度は５名配置
令和８年度は６名配置

(１３) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）

- ① 目 的 語学力を高め、主体性・積極性をもち、異文化に対する理解を深めるグローバル人材の育成及び自己肯定感を高めることを目的とする。
- ② 内 容 人材確保（英語専科教員の採用、ALTの全時間配置）、OGCルームの新設（海外体験ルーム、コミュニケーションルーム）、学年段階における特色ある目標と活動の設定（中学年における少人数指導、高学年における校外での交流活動等）
- ③ 対 象 大森東小学校全児童、羽田中学校全生徒
- ④ 沿 革 令和５年度から大森東小学校で実施
令和６年度から羽田中学校で実施
令和７年度から大森東小学校が文部科学省教育課程特例校としてOGC科を実施
令和７年度に羽田中学校、入新井第一小学校、東調布第一小学校にOGCルームを新設

(１４) 公費負担による実用英語技能検定

- ① 目 的 グローバル化に対応できる英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを取ろうとする意欲を育む。
- ② 内 容 対象となる児童・生徒は、受験に当たって保護者と相談の上、自ら受験する級を８段階（１級から５級）から選択し、日本英語検定協会の実用英語技能検定を年１回公費負担で受験する。
- ③ 対 象 区立中学校第２・３学年全生徒及び大森東小学校第６学年に在籍する全児童
- ④ 沿 革 令和元年度から区立中学校第３学年全生徒を対象に実施
令和６年度から羽田中学校第２学年生徒、大森東小学校第６学年児童を対象に実施
令和８年度から区立中学校第２学年全生徒を対象に実施

(１５) おおた国際教育推進委員会

- ① 目 的 国際都市おおたを標榜する大田区において、未来を担うグローバル人材の育成のための教育施策の方向性を検討する。
- ② 内 容 施策の方向性、施策実現に向けた環境整備や意識啓発、その他必要な事項及び効果的な外国語活動・英語学習の在り方について検討する。
- ③ 沿 革 平成２６年度から設置
令和７年度に国際理解教育推進委員会から、おおた国際教育推進委員会に名称変更及び「おおた国際教育推進計画」を策定

(１６) 大田区外国語活動

- ① 目 的 国際理解教育の一貫として、児童が外国人や英語に直接触れることにより、外国の文化や英語に対する興味・関心・意欲を育て、将来国際人として活躍できる素地を培う。
- ② 内 容 小学校第１・２学年（各学年２５時間）は、「英語に触れる」ことをテーマとして、挨拶、歌、ゲーム、自分のことを互いに伝える等の活動を行う。また、全ての時間において外国語教育指導員を配置する。
- ③ 沿 革 平成２７年度から全ての区立小学校で実施
（小学校第１・２学年８時間、小学校第３・４学年１２時間）
平成２９年度から小学校第３学年は外国語活動を３５時間実施
平成３０年度から小学校第３・４学年は外国語活動を３５時間実施

令和2年度から小学校第3・4学年は35時間の外国語活動を、小学校第5・6学年は70時間の外国語の授業を実施（小学校第1・2学年は8時間の大田区外国語活動を実施）

令和7年度から小学校第1・2学年は25時間の外国語活動を実施

（17）英語カフェ

- ① 目的 児童・生徒が外国語活動や英語の授業で学習した内容を実践的に活用する機会を充実させる。
- ② 内容 各学校において、外国語教育指導員が配置された日に、放課後や休み時間等を利用して、外国語教育指導員と英語のみでのコミュニケーションを楽しむことのできる時間や場を設定する。
- ③ 沿革 平成26年度から全ての区立小・中学校で実施

（18）イングリッシュキャンプ

- ① 目的 多様な国の外国人講師と共に行う、英語で実施する様々なアクティビティを通して異文化理解を深め、学んだ英語を使って進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。
イングリッシュキャンプを通して学んだことを学級や校内に広げる取組により、大田区外国語活動や英語カフェ等の活性化を図る。
- ② 内容 様々な国の外国人講師と、一日英語を使って活動する。街中にある施設を再現したエリアでコミュニケーションを図り、海外の日常生活でよく使われる表現ややり取りを体験する。
- ③ 対象 区立小学校第5・6学年の希望者、区立中学校第2学年の希望者
- ④ 沿革 平成27年度から実施
平成27・28年度は、区立小学校第5学年全学級から2名ずつが参加
平成29年度から区立小学校第5・6学年の希望者の参加に変更
令和元年度からTOKYO GLOBAL GATEWAYに移行して実施
令和2年度はオリンピック・パラリンピック開催を想定して未実施
令和3年度はオリンピック・パラリンピック開催及び新型コロナウイルス感染症予防のため未実施
令和6年度から区立中学校第2学年を対象にしたプログラムを追加実施

（19）中学校生徒海外派遣

- ① 目的 海外でのホームステイを通して、外国の生活や文化の理解、並びに外国語（英語）の習熟等を図り、国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな生徒の育成を目指し、派遣後、成果を各学校の諸活動の進展に資する。
- ② 対象 区立中学校第2学年生徒56名
- ③ 沿革 昭和49年度から開始し、平成5年度（第10回）からは、西海岸コースに加え、東海岸にも生徒を派遣し、大田区と姉妹都市提携を結んでいるセーラム市でのホームステイを実施
平成15年度は国際情勢不安のため中止
平成16年度（第20回）は平成15年度の中止を受け、各中学校第2学年生徒2名・第3学年生徒1名の派遣としたが、平成17年度（第21回）からは区立中学校第2学年生徒2名を派遣
平成18年度（第22回）からは、両コースともに東海岸コースにし、派遣生徒全員がセーラム市長へ表敬訪問
平成23年度（第27回）からは、工業が盛んなドイツのブレーメン市へのコースを新設
令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止。令和3・4年度は、代替として各中学校がICTを活用した交流用動画を作成し、セーラム市やブレーメン市の受入先と動画交換による交流を実施
令和5年度から再開
令和7年度（第38回）からは、派遣コースを、ドイツ連邦共和国のブレーメン市から、オーストラリア連邦のパース都市圏に変更

(20) オリンピック・パラリンピック教育

- ① 目的 児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義を学ぶとともに、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することで国際理解を深める。
- ② 内容 オリンピック・パラリンピック教育推進事業を全校で展開し、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を重点的に育成する。
- ③ 沿革 平成28年度から大田区オリンピック・パラリンピックアクションプログラムを実施
令和4年度から各校がオリンピック・パラリンピック教育における取組を「学校2020レガシー」として設定し、各学校の特色の一つとして実施
※「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」には、区立小学校12校、区立中学校1校が競技観戦に参加

(21) 生活指導の徹底・充実

- ① 目的 児童・生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。
- ② 内容
ア 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」により、児童・生徒の不登校を解消する。
イ 生活指導主任対象の研修を通して、生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。
- ③ 対象 区立小・中学校教員及び生活指導主任
- ④ 沿革 平成17年度に大田区立学校における不登校問題解決要綱を制定
平成21年度から小学校第4学年以上を対象に学校生活調査(メンタルヘルスチェック)を実施
平成30年度から小学校第3・4学年及び中学校全学年を対象に学級集団調査(Hyper-QU)を実施
令和2年度に大田区不登校対策基本方針及び大田区不登校対策アクションプランを策定
令和4年度からマークシート式の学級集団調査(Hyper-QU)に代えて学習者用端末を使用して行う調査(WEBQU)を実施し、対象を小学校第3学年以上の児童・生徒に拡大
令和6年度からマークシート式の学校生活調査(メンタルヘルスチェック)の内容を、年間3回 学習者用端末を使用して行ういじめ発見のためのアンケートの調査項目に加え、小学校第3学年以上の児童・生徒に年間3回メンタルヘルスチェックを実施できるように改善

(22) 読書活動

- ① 目的 大田区子ども読書活動推進計画のもと、児童・生徒の発達の段階に応じた読書活動の充実を図る。
- ② 内容
ア 読書の時間や機会の確保、読書週間の取組
イ 読書指導計画の作成等、児童・生徒の読書意欲を高める指導の充実
ウ 読書環境の整備等、調べ学習における読書活動の充実
平成28年度から読書相談、選書・購入、資料探し・調べもの学習・授業の支援、区内公共図書館や地域ボランティアとの連携等、司書教諭の補助を行う「読書学習司書」を設置
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成19年度から実施
平成28年度は小学校20校、中学校10校に読書学習司書を配置
平成29年度は小学校40校、中学校20校に読書学習司書を配置
平成30年度からは小学校59校、中学校28校に読書学習司書を配置

(23) 大田区学習効果測定

- ① 目的 教育課程や指導方法等に関わる自校の成果や課題を明確にし、各学校が授業改善推進プランの作成や年間指導計画の充実・改善を図る。
- ② 内容 区立小学校第4学年から第6学年児童及び区立中学校全生徒を対象に実施する。小学校第4学年及び第5学年は国語・社会・算数・理科、第6学年は国語・算数・社会・理科・英語、中学校第1学年から第3学年は国語・社会・数学・理科・英語につ

いて、学習指導要領に示されている教科の目標や学習内容の基礎的・基本的な事項等の定着状況を把握・検証する。

- ③ 対象 区立小学校第4学年から第6学年児童、区立中学校全生徒
- ④ 沿革 平成20年度から実施

(24) 教員・保護者向け情報モラル研修

- ① 目的 教員、保護者の情報モラルに関する意識を高め、適切なインターネットの使用等を推進することで、児童・生徒の健全育成に資する。
- ② 内容 実態調査結果の分析、ネット利用の現状把握、各種機器の体験等
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成28年度から実施
令和2年度から希望校には保護者向けに加えて児童・生徒向けの講習会を実施

(25) 学習カルテ・学習カウンセリング

- ① 目的 児童・生徒一人ひとりの学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させる。
- ② 内容 日常の学習及び大田区学習効果測定の結果等に基づき、児童・生徒一人ひとりの学習内容の定着状況を把握する。学習効果測定の個人票等を学習カルテの一つとして活用し、教師との学習相談（個人面談・学習カウンセリング）を実施し、児童・生徒一人ひとりの学びを支援する。
- ③ 沿革 平成21年度に学習カルテ及び学習カウンセリングの手法についての検討を開始
平成22・23年度にモデル校において小学校第2学年及び中学校第1学年による実践的な研究及び研究成果の普及を実施
平成24年度から、全ての区立小・中学校で実施
平成28年度に児童・生徒が記入する学習カルテを改訂し、平成29年度から配布
令和5年度から学習カルテは学習効果測定の個人票等に代えることとし、児童・生徒が記入する学習カルテの配布を終了

(26) 算数・数学ステップ学習

- ① 目的 算数・数学について、学習カウンセリング等を通じて細かに児童・生徒及び保護者に伝えながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。
- ② 内容 テスト等の問題の間違い直しに取り組んだり、ドリル教材等を活用した定着を図る学習を行ったりして、各学校が設定した到達目標を達成できるようにする。
児童・生徒が、保護者とともに取組状況を確認する機会を学期に1回以上設定し、家庭と連携した補充的な学習の進め方等を確認する。
- ③ 対象 区立小・中学校の全児童・生徒
- ④ 沿革 ステップ学習は平成21年度から小学校第3学年から中学校第3学年を対象に開始、平成25年度から第1学年を対象を拡大、令和3年度から学習者用タブレット端末を活用して取り組む電子版に移行。（電子版は令和6年度末をもって廃止）

(27) 習熟度別少人数授業

- ① 目的 小学校算数（第3学年以上）、中学校数学・英語の習熟度別指導（少人数指導）を行うための講師を各学校に配置する。
- ② 内容 小学校59校、中学校28校において各学年の学級のうち2学級は三つのグループに、1学級は二つのグループに分けることを基本に、少人数の習熟度別授業を展開する。
- ③ 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- ④ 沿革 平成15年度に算数・数学で開始、平成16年度に英語も加えて開始
平成29年度から、小・中学校において少人数展開しても1グループ当たり、25名以上になる場合は、学校に対して習熟度別少人数指導特別講師を増員し、個に応じたきめ細かい指導を一層充実

(28) 補習教室

- ① 目的 算数・数学及び理科の基礎・基本の確実な定着、英語に対する興味・関心の向上を

- 図るために、学習補助員が放課後及び土曜日に補習教室を開き、学習を支援する。
- ② 内 容 算数・数学及び理科は統一したドリルプリント等による学習支援、英語は原則として英検 3 級から 5 級用テキストによる学習支援を行う。補習教室は、区内全校で平日の放課後等を実施する。
- ③ 対 象 区立小学校第 3 学年から第 6 学年、区立中学校のうちの希望者及び学習内容が未定着と認める児童・生徒
- ④ 沿 革 平成 19 年度から実施
平成 29 年度から中学校の配置時数を増やし、新たな教科として理科を追加
令和 2 年度から従事者の名称を学習指導講師から学習補助員に変更

(29) 学習補助員

- ① 目 的 児童・生徒の基礎学力の定着を図るために学校に配置し、補習教室や授業中の指導補助及び不登校児童・生徒の別室指導に当たる。
- ② 内 容 小学校第 3 学年児童から中学校第 3 学年生徒までの算数・数学及び理科並びに中学校英語の基礎学力の定着を目指し、学習補助員が平日の放課後等の補習教室における指導や授業中における指導補助を行う。必要に応じて、日本語の指導補助や不登校児童・生徒の別室指導の補助を行う。
- ③ 対 象 全ての区立小・中学校に配置する。
- ④ 沿 革 平成 19 年度から開始
平成 29 年度から中学校の配置時数を増やし、新たな教科として理科を追加
令和 2 年度から本事業の名称を学習指導講師から学習補助員に変更

(30) 国語教育の充実

- ① 目 的 基礎・基本の確実な定着を図るため、国語教育を重要課題の一つとして位置付けて、全校で国語力の向上を図る。
- ② 内 容 「大田区小学生漢字検定」「読書活動の推進」「作文指導の充実」「話し合い活動」の充実を図る。
- ③ 取 組 「朝の読書」等の一斉読書を区立小・中学校にて実施、「大田区小学生漢字検定」を区立小学校にて実施
- ④ 対 象 区立小・中学校の児童・生徒
- ⑤ 沿 革 「朝の読書」等の一斉読書は平成 15 年度から小学校 30 校、中学校 11 校で開始し、以後各校に拡充、「大田区小学生漢字検定」は平成 16 年度から開始
令和元年度から「大田区小学生漢字検定」の問題・解答作成を民間事業者へ業務委託
令和 5 年度から「学習における図書の活用事例集」の教員による作成を中止
令和 6 年度から「大田区小学生漢字検定」を年 1 回（2 月）のみに変更

(31) 作文指導教材

- ① 目 的 学力向上の重点施策の一つである「国語力の向上」を踏まえ、大田区教育研究会小学校国語部が作成した教材を効果的に活用し、児童の「書く力」の向上を図る。
- ② 内 容 低学年・中学年・高学年ごとの 2 学年単位で学習する作文の補助教材「書くって楽しいね」を冊子として作成し、児童に配布する。併せて作文指導事例集も各校に配布し活用を図る。
- ③ 対 象 低学年用、中学年用、高学年用をそれぞれ区立小学校第 1・3・5 学年児童に配布する。
- ④ 沿 革 平成 16 年度に作文補助教材「書くって楽しいね」第 1 版を作成
平成 19 年度、平成 24 年度に時宜を得た内容について指導できるよう 2 回改訂
平成 25 年度に「作文指導事例集『書くって楽しいね』を使った作文指導」を作成
令和元年度に作文補助教材「書くって楽しいね」を改訂
令和 7 年度からは電子データによる配信に変更

(32) 土曜授業の実施

- ① 目 的 授業時数を確保し、児童・生徒の確かな学力の定着を目指すとともに、学校週 5 日制の趣旨を踏まえ、学校公開等を通じて開かれた学校づくりを推進し、保護者及び地

- 域住民等との連携を一層強化する。
- ② 内 容 確かな学力の定着を図る授業の公開、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室及び保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業等を実施する。
- ③ 方 法 年間3日（各学期1日）以上、土曜日に学校公開日を実施する。
- ④ 沿 革 平成21年度から実施。平成30年度から月1回以上（8月を除く。）実施。
令和6年度から教員が生き生きとこどもと向き合い、質の高い授業を行うために、土曜授業を年間3回（各学期1回）以上の学校公開日のみ実施

（33） 体育・健康教育授業地区公開講座

- ① 目 的 保護者や地域住民が体育・健康に関する授業等を参観するとともに、こどもの体力向上について協議し、学校・家庭・地域の取組を推進する。
- ② 内 容 「体力向上モデル校」を指定し、体育・健康教育の授業公開や体力調査結果に基づく体力向上の取組についての研究発表や講演会を実施するとともに、教員と保護者、地域住民による意見交換会を開催し、こどもの体力向上の具体策について協議する。
- ③ 沿 革 平成26年度は小学校2校で実施
平成27年度は小学校9校、中学校3校を指定
平成28年度は小学校20校、中学校5校を指定
平成29年度は小学校40校を指定
平成30年度からは全ての小学校で実施

（34） 体育指導補助員

- ① 目 的 小学校低学年体育の授業の改善・充実を図る。
- ② 内 容 体育指導補助員を第1・2学年、第3学年から第6学年に分け、学級数に応じて配置できるようにし、小学校体育の授業改善・充実を図る。
令和4年度以降、第3学年から第6学年にも学校が必要とする場合、配置する。
- ③ 沿 革 平成27年度は体力向上モデル校の小学校9校で実施
平成28年度は体力向上モデル校の小学校20校で実施
平成29年度は体力向上モデル校の小学校40校で実施
平成30年度から全ての小学校で実施

（35） 小学生駅伝大会

- ① 目 的 大田区のスポーツ振興及び小学校教育の一環として、児童の健康増進や持久力をはじめとする体力向上事業の成果を発表する場及びスポーツ振興・児童同士の交流の場とする。
- ② 内 容 全ての区立小学校が、第5・6学年児童男女各3名、計12名を1チームとして編成して参加する駅伝記録会を実施する。大田スタジアム特設周回コースを使用する。
- ③ 沿 革 平成24年度から小学生駅伝大会を多摩川緑地にて実施
平成24年度と平成25年度は区立小学校30校ずつが参加
平成26年度から全校による小学生駅伝大会を大田スタジアムにて実施
平成30年度は都立つばさ総合高等学校にて実施
令和元年度から大田スタジアムにて実施
令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止
令和3年度から大田スタジアムにて実施再開
令和8年度は、大田スタジアムの改修工事のため、都立つばさ総合高等学校にて実施予定

（36） 小中一貫教育

- ① 目 的 義務教育9年間で確かな学力・人間力を身に付けたこどもを育てるため、これまでの小中連携を一層充実させた小中一貫教育を確立する。
- ② 内 容 ア 「小中一貫重点観点・重点指導事項の作成及び学習指導の工夫」、「規範意識向上プログラムに基づく生活スタンダードの作成及び生活指導の充実」、「小中一貫体力向上全体計画の作成及び取組の推進」の実施

- イ 「小中一貫教育推進計画」の策定
 ウ 公開授業の実施（ホームページ上で開催情報等公開）
- ③ 対 象 全ての区立小・中学校
 ④ 沿 革 平成16年度から、小中連携教育を推進
 平成23年度から、これまでの小中連携教育を一層充実、発展させた「大田区小中一貫教育」を推進
 平成23・24年度大田区教育委員会教育研究推進校事業の一環として「小中一貫教育推進モデル校区（志茂田中学校区）」を指定し、2年間にわたって小中一貫教育の研究実践を進めるとともに、その研究成果を広く区内に還元する研究発表会を実施
 その後、「大田区小中一貫教育」重点取組を掲げ、全ての区立小・中学校において、小中一貫教育を推進「大田区小中一貫教育プログラム～小中一貫教育実践の手引き～」を平成28年3月に作成
 平成30年度から中富小学校を大森東中学校グループに変更

（３７） 教員の指導力向上及び授業の改善

- ① 目 的 客観的な根拠を重視した教育施策の推進に資するEBPMの手法を活用し、教員の授業力向上及び授業改善を目的とする。
- ② 内 容 教育データ（学力・生活調査等）を活用し、成果を上げている教員を抽出し、新たな時代を見据えた授業の在り方を導き出し、各教員が自分の授業改善の課題を発見するための「授業診断アンケート」と、授業改善に向けて目標や取組を設定して取り組むための「授業改善ツール」を作成した。これらを各学校の校内研修や指導訪問等で活用し、EBPMの手法を活用した授業改善を推進する。
- ③ 対 象 全ての区立小・中学校教員
 ④ 沿 革 令和5年度から実施
 令和8年度から「授業改善ツール」を活用した、年次研修や指導訪問を実施

（３８） 研究・研修

① 各種専門研修等

- ア 目 的 学校経営、学習指導、生活指導、学級指導等の教育活動の諸分野について、学校が抱えている教育課題を踏まえながら、教育公務員としての自覚と資質を高める。
- イ 対 象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主任栄養教諭、栄養教諭

令和7年度 各研修実績

研修会名	内 容	回数	参加人数
新任・区外転入管理職研修	新任管理職の学校経営能力、実務能力等の向上を図る研修を行った。	3	32
評価者訓練	人事考課制度と管理職の評価能力の向上を図るための研修を行った。	4	182
主幹教諭研修会	主幹教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的職務遂行能力の向上を図った。	2	378
主任教諭研修会	主任教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的職務遂行能力の向上を図った。	2	703
教務主任会	教務に関する諸活動の充実を図り、教育課程や各学校の課題への対策を構想し、資質の向上のための研修を行った。	3	264
中学校進路指導主任会	進路指導主任の職務に対する理解を深めるとともに、実践的な職務遂行能力の向上を図った。	4	168
生活指導主任会	生活指導の充実を図るため、学校内外の生活指導上の諸問題について情報交換を行い、指導の在り方を研修した。また、地区別連絡協議会の充実を図った。令和2年度から、教職員の働き方改革等の推進のためオンラインによる実施回を設けた。	11	1210

授業改善セミナー	初任者、2年次、3年次の教諭がオンラインで模擬授業を行い、主任教諭が講評する研修を実施した。	1	993
初任者研修会 センター研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、センター研修を行った。	10	1366
初任者研修会 夏季集中研修	1学期の指導上の課題とこれからの指導の充実を図った。	2	267
初任者研修会 課題別研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、課題別研修を行った。	6	382
2年次研修	2年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	3	370
3年次研修	3年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	3	387
中堅教諭（養護教諭）等資質向上研修Ⅰ	教職経験が10年に達した教員を対象に、学習指導・生活指導等の能力の向上をはじめ、教育公務員としての資質・能力の向上を図る研修を行った。	8	699
小学校外国語活動研修	小学校外国語活動の指導の実際について、講義及び演習をととして理解を深めた。	3	180
教育相談研修	教育活動に必要な教育相談の基礎的な理論や技法について、講義・演習を通して研修した。	2	270
日本の伝統文化研修	令和7年度は中止		
郷土博物館研修	大田区の地域学習に活用する機会として研修を行った。	5	55
和楽器実技研修	令和7年度は8月22日（金）に池上会館で実施した。和楽器を通して、日本の伝統・文化理解教育を推進し、音楽教科教科書に準じた演奏技術及び楽器の取扱い等を習得し、授業力の向上を図るための研修を行った。	1	45
特別支援教育研修（通年）	通常学級における教員が、発達障がい等の特別な支援を要する児童・生徒への理解を深め、具体的な指導のあり方を研修した。	3	219
特別支援教育コーディネーター一連絡協議会	特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高め、各校における特別支援教育の推進を図った。	2	176
エリアネットワーク研修	区内の都立特別支援学校と連携し、特別支援教育の基礎とエリアネットワークの考え方について理解を深めた。	1	92
人権教育研修	学校や地域の人権上の課題を明らかにし、各学校が人権教育の一層の充実を図るために講話・協議等を通して研修を行った。	7	616
I C T活用研修	悉皆研修と選択研修を設定し、授業におけるコンピュータ活用等学校全体の情報教育の推進と情報モラルの向上を図る研修を行った。	6	356
小学校理科授業力向上研修	学習効果測定の結果を踏まえ、課題があると考えられる内容の研修を中心に構成した。安全な観察・実験のための指導について、大学教授等から指導を受ける研修を行った。	8	300
中学校理科授業力向上研修	中学校理科指導専門員から実験の場面のある授業観察を通じ、指導・助言を受ける研修を行った。	28	77

② 指導・調査研究

ア 進路指導対策

（ア） 目的 区立中学校におけるキャリア教育の推進や、各学校における進路指導上の課題への対応及び講演会等の研修会を通して、よりよい進路指導を推進する。

（イ） 対象 区立中学校校長、進路指導主任、成績一覧表作成実務者

（ウ） 実績 進路指導主任会及び成績一覧表調査（年4回）

イ 生活指導の充実

（ア） 目的 学校や学区における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導の在

- り方を協議し、研修を通して学校の生活指導の向上を図る。
- (イ) 対 象 区立小・中学校生活指導主任
- (ウ) 実 績 生活指導主任会 (11 回)、児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会、学校と警察の連絡協議会、非行防止連絡協議会を実施
- ウ 外国人による英語指導
- (ア) 目 的 外国人の外国語教育指導員を活用して、日常的な会話や簡単な情報交換等ができるよう、実践的なコミュニケーション能力を培うことを目指す。
- (イ) 対 象 区立小・中学校全学年
- (ウ) 実 績 派遣時間 小学校第 1 学年・第 2 学年(年間 8 時間)
第 3 学年・第 4 学年(年間 25 時間)
第 5 学年・第 6 学年(年間 60 時間)
中学校全学年 (年間 70 時間)
※平成 29 年度から小学校第 3 学年は年間 25 時間
※平成 30 年度から小学校第 3・4 学年は年間 25 時間、第 5・6 学年は年間 40 時間
※令和 2 年度から小学校第 3・4 学年は年間 30 時間、第 5・6 学年は年間 60 時間、中学校全学年は年間 21 時間
※令和 6 年度から中学校全学年は年間 35 時間
※令和 7 年度から小学校第 1・2 学年は年間 25 時間、中学校全学年は年間 70 時間
※令和 8 年度から全ての小・中学校に常駐派遣
- エ 外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導
- (ア) 目 的 日本語指導が必要な在日外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒を対象に、個別や小集団による日本語指導を行う。
- (イ) 対 象 日本語特別指導が必要な小学校第 1 学年から中学校第 3 学年の児童・生徒
- (ウ) 実 績 日本語特別指導 (初期指導) 小学校 52 校 216 人、中学校 23 校 80 人 (令和 7 年度)
- オ 各種調査委員会等
- (ア) 目 的 おおた教育ビジョンの円滑な実施と今日的教育課題への対応を図るため、必要な調査委員会を設置し、具体策を協議・検討する。
- (イ) 対 象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主任栄養教諭、栄養教諭
- (ウ) 実 績 (令和 7 年度)

各種調査委員会	内 容	延べ回数	委員数
体力調査委員会	体力調査実施報告書 (第 64 集) を作成し、区立全小・中学校に周知した。	2	11
食育推進委員会	給食指導や各教科で取り組まれてきた食に関する指導を整理し、報告書にまとめた。また、保護者啓発用リーフレットを作成し、食育を推進した。	5	24
小学校社会科副読本編集委員会	新年度に向けて副読本の部分改訂を進めた。	1	16
中学校社会科副読本編集委員会	新年度に向けて副読本の部分改訂を進めた。	1	7
人権・平和に関する指導資料作成委員会	児童・生徒への人権教育の推進を図るため、人権課題に関する指導資料を作成した。	1	7
ものづくり教育・学習フォーラム準備会	大田区のものづくり教育に関する協議やものづくり教育・学習フォーラムの運営	4	40
理科教育推進委員会	理科教育推進に向けた意見交換を池上会館で行った。	1	19
小学生駅伝大会実行委員会	小学生駅伝大会の実施要項を作成し、2 回の担当者説明会を実施するとともに、当日の運営を行った。	5	24
日本語指導検討委員会	日本語指導についての情報交換及び事業改善に向けた協議を行った。	2	11

カ 教育研究推進校

(ア) 目的 教育委員会の教育目標及び教育施策を達成するため、教育委員会及び区立学校が当面する教育課題を積極的に解決するよう実践的研究や活動を奨励し、大田区における学校教育の推進・充実を図る。

(イ) 対象 令和8年度
 <1年次>大森東小学校、入新井第一小学校、入新井第四小学校、東調布第一小学校、洗足池小学校、清水窪小学校、南六郷小学校、大森第十中学校
 <2年次>調布大塚小学校、久原小学校、都南小学校、萩中小学校、出雲小学校、羽田中学校、六郷中学校、御園中学校

(39) 学習・指導資料作成

- ① 目的 児童・生徒の確かな学力・体力の向上、道徳の授業を核とした心の教育の推進、宿泊を伴う学校行事の一層の充実等を図るため、児童・生徒の学習資料を作成するとともに指導の充実・改善を図る資料を作成する。
- ② 対象 区立小・中学校の校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主任栄養教諭、栄養教諭、児童・生徒
- ③ 実績

資料本名	内 容	配布学年
教科「おおたの未来づくり」	小5・6学年用教科書	小学校第5・6学年児童
教科「おおたの未来づくり」指導の手引き	教科「おおたの未来づくり」の教員用指導書	小学校・館山さざなみ学校担当教員
わたしたちの大田区	小3学年用社会科副読本	小学校第3学年児童
わたしたちの大田区・東京都	小4学年用社会科副読本	小学校第4学年児童
のびゆく大田区	中学校用社会科副読本	中学校第1学年生徒
新版 野辺山学習ガイド	中学校移動教室用冊子	中学校第1学年生徒
新版 とうぶ学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第6学年児童
新版 伊豆高原学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第6学年児童
人権に関する学習資料(小学校)	小学校人権教育リーフレット	小学校第6学年児童
人権に関する指導資料(小学校)	人権に関する指導資料	小学校管理職・教員
人権に関する学習資料(中学校)	中学校人権教育リーフレット	中学校全学年生徒
人権に関する指導資料(中学校)	人権に関する指導資料	中学校管理職・教員
人権に関する指導資料(特別編)	「お肉の情報館」を活用した学習ガイド	小中学校管理職・人権教育推進担当教員
平和に関する指導資料	中学校人権に関する指導資料	小中学校管理職・教員
書くって楽しいね(低・中・高)	作文補助教材	小学校第1・3・5学年児童

(40) 大田区教育研究会

- ① 目的 大田区教職員の研究と修養を深め、その成果を教育の振興・発展に資する。
- ② 内容 教育の発展に資する各種研究機関の設置とその運営
 教育に関する研究、出版、広報活動
 教職員の研修及び研究奨励に関する事業
 小中一貫教育への研究・研修
- ③ 対象 区立小学校・中学校・館山さざなみ学校 校長・副校長・主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭・主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、主任栄養教諭、栄養教諭・事務職員・学校栄養職員
- ④ 実績 一斉部会は年6回開催している。研究授業に向けての事前研究会等は、随時開催している。
- ⑤ 会員数 小学校1,624名、中学校716名、会員数計2,340名（令和8年3月31日現在）

⑥ 部会等

ア 小学校研究部

国語 社会 算数 理科 生活科・総合的な学習の時間 音楽 図工 家庭 体育 道徳
外国語活動 特別活動 学校保健 情報教育 図書館教育 児童文化 学校給食 学校事務
おおたの未来づくり（令和7年度から）

イ 中学校研究部

国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 英語 道徳 特別活動
養護 総合的な学習の時間 情報教育 図書館教育 生活指導 演劇 学校給食 学校事務
新聞教育

ウ 小・中合同研究部

特別支援教育 学校教育相談 環境教育 人権教育 進路指導

エ その他

「小中一貫教育の会」があり授業公開や協議会を実施している。

（４１） 特色ある教育活動

- ① 目的 「おおた教育ビジョン」の着実な推進に向け、各学校の自立的経営改革を促すことにより、児童・生徒の「生きる力」の育成に資する、特色ある教育を推進する。
- ② 内容 以下の特色ある教育活動に取り組み、その成果を継続するとともに当該教育活動の一層の充実を推進するため、推進校を募集し、実施指定校に経費を支出する。
ア 過去3年間の区教育研究推進校としての実績又は同等以上の研究実績に基づく教育活動
イ 大学・専門学校等との連携を図った教育活動
ウ 教育委員会が優れた企画と認めた教育活動
- ③ 沿革 平成28年度から実施

（４２） 学校危機対応支援チーム事業

- ① 目的 児童・生徒の問題行動の未然防止及び早期解決のための助言・支援を行うとともに、困難課題を抱える学校を継続的に訪問し、児童・生徒の支援を行い、区立小・中学校の生活指導の安定を図る。
- ② 内容 児童・生徒の身体に関わる事故や事件、いじめの重大事態、校内暴力、被虐待等の重大事案の対応に特化したチームであり、未然防止や啓発も含む。定期的な学校訪問を実施し、各学校の置かれた状況を把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、問題行動の未然防止に努める。
学校危機対応支援専門員等を加えた学校危機対応支援会議を定期的開催し、対応状況・進捗状況等を確認し、今後の対応策について共通理解を図る。
児童・生徒に関わる事故・事件・犯罪・自殺等の緊急時に、被害者の心のケアのため、学校等の現場に派遣する緊急支援チーム（クライシス・レスポンス・チーム：CRT）の役割も担う。
校内研修会や管理職研修等で、配慮の必要な児童・生徒やいじめ・自殺予防、保護者対応等について、講義・演習を実施する。
- ③ 沿革 これまでの問題行動対応サポートチームをベースに、各校の困難な事案に対し、より実効的で適切な対応を迅速に行えるよう、令和2年度から新たに法務担当副参事、担当統括指導主事・指導主事、問題行動対応サポート専門員、生活指導支援員、生活指導補助員等で構成されるリスクマネジメント対策チームを発足した。
令和3年度に大田区いじめ防止対策推進条例を制定
令和5年度問題行動対応サポート専門員をリスクマネジメント対策専門員に変更
令和6年度リスクマネジメント対策専門員を学校危機対応支援専門員に変更

（４３） 学校公開の実施

- ① 目的 学校教育の状況を保護者・地域の人々に公開し、信頼される学校づくりを推進する。保護者・地域の人々に開くことによって学校改善を推進する。
- ② 内容 年間3回（各学期1回）以上、土曜日に学校公開日を設定する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 学校公開は、以前から各学校で実施されているが、平成21年度から保護者による授業評価を開始

(44) 部活動指導員

- ① 目的 中学校における教員の勤務負担軽減及び部活動指導の充実に図る。
- ② 内容 単独で部活動を担当し、指導する。学校外での大会・練習試合の引率等を行う。
- ③ 対象 全ての区立中学校
- ④ 沿革 平成30年度はモデル事業として実施し、中学校10校に部活動指導員を配置
令和元年度はモデル事業として実施し、中学校20校に部活動指導員を配置
令和2年度は中学校22校に28名の部活動指導員を配置
令和3年度は中学校24校に28名の部活動指導員を配置
令和4年度は全中学校に31名の部活動指導員を配置
令和5年度は全中学校に33名の部活動指導員を配置
令和6年度から全中学校に70名の部活動指導員を配置
令和8年度から段階的に民間事業者による委託指導員の配置へ移行

(45) 副校長アシスタント（副校長補佐）

- ① 目的 多忙な副校長の業務負担を軽減するため、全小・中学校に配置する。
- ② 内容 調査・報告、施設管理、服務管理、学校徴収金等の副校長の業務を補佐する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成30年度に全小・中学校に1名ずつ副校長アシスタントを配置
平成30年度及び令和元年度は87校中41校（小学校20校、中学校21校）が都の「学校マネジメント強化モデル事業」として実施
令和2年度及び令和3年度は87校中79校（小学校53校、中学校26校）が都の「学校マネジメント強化モデル事業」として実施
令和4年度から全小・中学校において、都の「学校マネジメント強化モデル事業」として実施

(46) 教員支援員

- ① 目的 教員の業務負担を軽減するため、全小・中学校に配置する。
- ② 内容 教員の事務的・作業的業務（教材等の授業準備、学習プリントの印刷、教室環境整備等）を補助する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 令和2年度から全小・中学校に1名ずつ配置

(47) 部活動の地域連携・地域展開の推進

- ① 目的 教員の長時間労働やなり手不足などが深刻化するなか、教員の業務負担軽減や、指導の専門性確保、生徒の多様な体験機会の確保を図ることを目的とする。
- ② 内容 学校部活動に地域スポーツクラブ等の民間事業者、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、各校の実態に応じた部活動の地域連携を推進する。また、地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって部活動を代替する地域展開についても、学校と連携しながら推進する。
- ③ 対象 全ての区立中学校
- ④ 沿革 令和6年度は、モデル校を5校設定し、地域スポーツクラブや民間事業者、教員、部活動指導員などを組み合わせて試行実施した。また、区内2拠点で学校の垣根を超えたO.T.A. Dance Teamを発足させ、地域部活動を実施した。
令和7年度は、モデル校を14校設定し、地域スポーツクラブや民間事業者、教員、部活動指導員などを組み合わせて試行実施した。また、合同部活動として区内2拠点等で学校の垣根を超えた部活動を支援し、地域部活動を実施。
令和8年度は、全28校114部活動に地域スポーツクラブや民間事業者、教員、部活動指導員などを組み合わせ本格実施する。また、合同部活動としてオンライン将棋部を発足させ、地域部活動を拡充する。

(48) おおたみらいティーチャー（教員の区独自採用）

- ① 目的 産休等に伴う代替教員が確保できず、副校長が担任を行うなど困難な状況にある学校に配置することで、学校現場の負担軽減及び質の高い教育の持続を目的とする。
- ② 内容 教科指導等の授業実施、学級担任の支援及び補助、校務分掌などを担う。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 令和6年度は2名配置
令和7年度から4名配置

(49) エデュケーション・アシスタント

- ① 目的 学習面や生活面でよりきめ細やかな支援が必要な小学校低学年を対象に配置することで、授業の質の向上及び教員の負担軽減を図り、教員の働き方改革を推進する。
- ② 内容 学年・学級運営上必要な業務全般の補助、学習・生活指導の補助などを担う。
- ③ 対象 全ての区立小学校
- ④ 沿革 令和7年度から区立小学校全校に1名ずつ配置

(50) 発達障がい支援アドバイザー

- ① 目的 巡回指導教員の専門性や通常の学級における発達障がいの可能性のある児童への学級担任等の指導の質を高めるために、専門家が指導・助言を行う。
- ② 内容 発達障がい支援アドバイザーが各小学校を分担して訪問し、年間約12時間、担当校の実態把握や指導方法改善のための助言や支援、指導の補助等を実施する。
- ③ 沿革 平成27年度から「発達障害の可能性のある児童に対する早期支援研究事業」の一環として行われ、指定校10校を2人で分担して実施した。
平成29年度は小学校全59校を7人で、平成30年度は小学校全59校を8人で分担して実施した。
令和元年度は小学校全59校及び中学校特別支援教室モデル事業を実施する7校を10人で分担して実施した。
令和2年度からはさらに中学校7校を対象校に加え、10人で分担して実施
令和3年度から小学校全59校、中学校全28校を10人で分担して実施
令和4～6年度は小学校全59校、中学校全28校を9人で分担して実施
令和8年度は、小学校全59校、中学校全28校を8人で分担して実施

(51) 大田区いじめ問題対策委員会

- ① 目的 大田区いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に推進するための提言を行う教育委員会の附属機関として設置した。
- ② 根拠 大田区いじめ防止対策推進条例第14条
- ③ 構成 学識経験を有する者1名、法律に関する専門的な知識を有する者2名、心理に関する専門的な知識を有する者1名、福祉に関する専門的な知識を有する者1名で構成
- ④ 沿革 会議を開催（年間2回）

(52) 大田区いじめ問題対策連絡協議会

- ① 目的 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置した。
- ② 根拠 大田区いじめ問題対策推進条例第13条
- ③ 沿革 関係機関及び団体の連携を図る会議を開催（年間1回）

(53) 不登校対策事業

- ① 目的 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」「大田区不登校対策事業実施要綱」「大田区不登校対策事業実施要領」に基づき、学校が教育委員会及び関係機関や専門家と連携して、不登校児童・生徒やその保護者を支援するとともに、個々の状態を把握し計画的に支援する体制づくりを推進する。
- ② 内容 校長より指名された登校支援コーディネーターは、不登校児童・生徒の情報収集、不登校対策委員会の開催、計画書・報告書の提出等、不登校対策の中心的な役割を担う。登校支援コーディネーターの負担軽減として、学習指導等を代わりに実施する講

師を配置する。登校支援や別室での学習指導等を行う登校支援員及び学習補助員を配置する。

- ③ 対 象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿 革 平成 28 年度は都のモデル校として中学校 7 校で実施
平成 29 年度は都のモデル校として中学校 7 校、小学校 6 校で実施
平成 30 年度は区の実施校として中学校 14 校、小学校 6 校で実施
令和元年度は区の実施校として中学校 21 校、小学校 6 校で実施
令和 2 年度から全中学校 28 校で実施
令和 3 年 4 月 大田区不登校対策アクションプラン策定
令和 3 年 4 月 1 日から不登校特例校分教室「みらい教室」を開室
令和 4 年 4 月 1 日から不登校特例校分教室の名称を「みらい学園中等部」と改称
令和 5 年度から不登校特例校分教室に転入学支援スペース「プレみらい」を設置
令和 6 年 4 月 大田区不登校対策アクションプラン改定
令和 6 年 4 月 1 日から学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「みらい学園初等部」を開室
令和 8 年 4 月 1 日からチャレンジクラス（校内設置型不登校対応分教室）「みらいチャレンジ」を開室

（５４） 日本語指導

- ① 目 的 今後、国際化の進展が予想される中、「外国人にとって暮らしやすい地域社会を実現する」という方針のもと、日本語指導の充実を図る。
- ② 内 容 区立小学校第 1 学年から区立中学校第 3 学年までの児童・生徒を対象にした通級型の日本語学級を蒲田小学校、蒲田中学校に設置する。集中的な初期指導、原則 60 時間、最大 80 時間を終了し、引き続き日本語指導が必要とされ、通級を希望する児童・生徒に指導を行う。80 時間を上限とした集中的な初期指導は、対象児童・生徒の在籍校へ指導員を派遣する。
多言語にも対応し、日本語指導の質の向上を目指して、専門業者に指導員派遣を委託している。
日本語指導の在り方を協議するために、日本語指導検討委員会を設置し、よりよい日本語指導を推進する。
- ③ 実 績 日本語学級における指導 小学校 19 校 38 人、中学校 12 校 36 人
- ④ 沿 革 昭和 63 年度から日本語指導、平成 17 年度から日本語特別指導の実施
平成 21 年度に小学校の日本語学級が認可
平成 22 年度に中学校の日本語学級が認可

（５５） おおたのこどもポスター

- ① 目 的 児童・生徒、教師、保護者の姿を示した「おおたのこどもポスター」を教室に掲示し、三者の果たすべきことを明確にする。児童・生徒が真剣に学び、教師が分かるまで教え、保護者が学びを支えることで、教室を「意欲あふれる学びの場」となるよう推進する。
- ② 内 容 全ての区立小・中学校に配布し、各教室の前面上部に掲示する。
- ③ 沿 革 平成 24 年 12 月に各学校に配布、平成 26・28・30 年度に追加配布
令和元年度以降は学級増や破損等があった際、学校の要望を受けて追加配布
令和 7 年度から、各学校の実態に応じた内容を検討した学校独自の「こどもポスター」を掲示し、年度末に更新の検討を実施

(56) 小・中学校使用教科書一覧

大田区教科用図書採択要綱に基づき、小学校・中学校の教科用図書は、下記を使用する。

<小学校・館山さざなみ学校>

種目名	教科書名	発行者名
国 語	国語	光村図書出版
書 写	書写	光村図書出版
社 会	新編 新しい社会	東京書籍
地 図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	帝国書院
算 数	新編 新しい算数	東京書籍
理 科	新編 新しい理科	東京書籍
生 活	わくわくせいかつ・いきいきせいかつ	啓林館
音 楽	小学生の音楽	教育芸術社
図画工作	図画工作	開隆堂出版
家 庭	わたしたちの家庭科	開隆堂出版
保 健	新・みんなの保健	Gakken
英 語	CROWN Jr.	三省堂
特別の教科 道徳	道徳 きみが いちばん ひかるとき	光村図書出版

<中学校>

種目名	教科書名	発行者名
国 語	国語	光村図書出版
書 写	中学書写	光村図書出版
社会（地理的分野）	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	帝国書院
社会（歴史的分野）	新編 新しい社会 歴史	東京書籍
社会（公民的分野）	新編 新しい社会 公民	東京書籍
地 図	中学校社会科地図	帝国書院
数 学	新編 新しい数学 ～MATH CONNECT 数学のつながり～	東京書籍
理 科	新編 新しい科学	東京書籍
音楽（一 般）	中学生の音楽	教育芸術社
音楽（器楽合奏）	中学生の器楽	教育芸術社
美 術	美術	日本文教出版
保健体育	新・中学保健体育	Gakken
技術・家庭（技術分野）	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて	開隆堂出版
技術・家庭（家庭分野）	技術・家庭 家庭分野 自立しともに支え合う生活へ	開隆堂出版
英 語	NEW CROWN English Series	三省堂
特別の教科 道徳	中学道徳 あすを生きる	日本文教出版

3 交通安全巡回指導

- (1) **目 的** こどもの交通安全を図るため、平成9年度から専任の交通安全指導員2名を配置して児童・生徒に交通安全意識を身に付けさせるとともに、自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるようになることを目的として指導している。
- (2) **内 容** 主に「歩行のルールや横断歩道の渡り方」「自転車の点検と正しい乗り方」「日常生活における交通安全・交通法規の確認」の3点を主眼に、実技・講義などを織り交ぜて児童・生徒が楽しく受講できるよう工夫して実施する。
- (3) **対 象** 区立小・中学校の児童・生徒
- (4) **根 拠** 大田区交通安全指導員設置要綱
- (5) **実 績（令和7年度）**

内 容	対 象	回 数	児童数
歩行訓練	小学校第1学年	58回	4,468人
自転車教室 (夏季休業期間含む)	小学校	55回	4,374人
下校指導	小学校	46回	3,405人
交通安全教室 (夏季休業期間含む)	小学校	94回	18,712人
	中学校	6回	901人
計		259回	31,860人

4 特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）を設置している。

特別支援教育は一人ひとりの障がいの特性や発達の状況に応じてきめ細かな指導を行い、社会生活に必要な能力を最大限に伸ばすことを目標としている。

（１） 根拠法令 学校教育法第 81 条第 2 項、学校教育法施行規則第 140 条

（２） 事業内容

特別支援学級は、固定学級と通級指導学級がある。固定学級は知的障害学級に加え、令和 6 年度から自閉症・情緒障害学級を設置、通級指導学級は弱視・難聴、言語障害学級として設置している。

特別支援教室（サポートルーム）は、小学校は平成 28 年度から、中学校について令和 3 年度から全校設置となった。

（３） 特別支援学級設置数等（令和 8 年 5 月 1 日現在）

小学校・知的障害固定学級（16 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森第五	3	18	昭和 33 年 11 月 1 日
入新井第一	3	23	昭和 29 年 4 月 1 日
馬込第二	4	28	昭和 37 年 4 月 1 日
池上	4	28	昭和 43 年 4 月 1 日
池上第二	3	21	平成 23 年 4 月 1 日
東調布第一	5	34	昭和 29 年 4 月 1 日
雪谷	5	35	昭和 32 年 10 月 1 日
洗足池	3	22	平成 27 年 4 月 1 日
東糀谷	4	26	昭和 35 年 4 月 11 日
出雲	4	28	昭和 44 年 4 月 1 日
六郷	2	10	令和 5 年 4 月 1 日
西六郷	4	26	昭和 36 年 4 月 18 日
矢口西	4	29	平成 31 年 4 月 1 日
矢口東	4	26	昭和 33 年 11 月 1 日
蒲田	3	19	昭和 29 年 6 月 14 日
南蒲	2	10	令和 5 年 4 月 1 日
計	57	383	

小学校・自閉症・情緒障害固定学級（3 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森東	2	13	令和 6 年 4 月 1 日
嶺町	1	8	令和 7 年 4 月 1 日
道塚	2	11	令和 8 年 4 月 1 日
計	5	32	

小学校・言語障害通級指導学級（4 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	2	30	平成 25 年 4 月 1 日
東調布第三	2	32	平成 27 年 4 月 1 日
北糀谷	2	25	平成 7 年 4 月 1 日
志茂田	3	45	昭和 61 年 4 月 1 日
計	9	132	

小学校・難聴通級指導学級（2 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	8	昭和 37 年 5 月 7 日
北糀谷	1	10	昭和 52 年 3 月 8 日
計	2	18	

小学校・弱視通級指導学級（1 校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
東調布第三	1	6	昭和 49 年 4 月 1 日

中学校・知的障害固定学級（10 校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
大森東	3	23	平成 27 年 4 月 1 日
大森第八	2	15	昭和 42 年 4 月 1 日
馬込	4	27	昭和 42 年 4 月 1 日
東調布	3	18	昭和 33 年 11 月 5 日
石川台	3	19	令和 3 年 4 月 1 日
羽田	2	15	昭和 40 年 4 月 14 日
六郷	2	13	平成 25 年 4 月 1 日
志茂田	4	25	昭和 35 年 11 月 4 日
矢口	1	7	平成 31 年 4 月 1 日
蓮沼	4	26	昭和 31 年 4 月 1 日
計	28	188	

中学校・自閉症・情緒障害固定学級（1 校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
蒲田	3	24	令和 7 年 4 月 1 日

中学校・難聴通級指導学級（1 校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
御園	1	5	昭和 57 年 4 月 1 日

(4) 特別支援教室（サポートルーム）児童・生徒数（令和8年5月1日現在）

小学校（59校）

グループ	校名	拠点校	児童数
1	中富	※	14
	大森第四		30
	大森第一		18
2	大森東	※	6
	大森第五		10
	入新井第五		6
	入新井第一		12
3	梅田	※	38
	山王		15
	馬込第二		22
4	入新井第二	※	33
	開桜		22
	池上		17
	入新井第四		13
5	馬込第三	※	19
	馬込		28
	池雪		26
6	小池	※	6
	洗足池		8
	赤松		4
	清水窪		4
	調布大塚	※	5
7	田園調布		6
	雪谷		15
	東調布第三	※	14
8	久原		22
	松仙		20
9	嶺町	※	24
	東調布第一		14
	千鳥		12
10	多摩川	※	21
	矢口		26
	矢口西		17
11	志茂田	※	20
	相生		9
	矢口東		9
	道塚		22
12	おなづか	※	9
	池上第二		24
	徳持		13
13	六郷	※	13
	西六郷		21
	高畑		47
	南六郷		23
14	仲六郷	※	6
	東六郷		15
	新宿		14

グループ	校名	拠点校	児童数
15	羽田	※	18
	糀谷		8
	東糀谷		11
16	中萩中	※	11
	都南		10
	萩中		6
17	南蒲	※	33
	北糀谷		16
	出雲		20
18	東蒲	※	9
	大森第三		14
	蒲田		14
計			962

中学校（28校）

グループ	校名	拠点校	生徒数
1	大森第十	※	7
	馬込		6
	貝塚		7
	大森第三		17
	雪谷		1
2	東蒲	※	13
	大森東		26
	羽田		5
	糀谷		5
3	大森第二	※	4
	大森第一		7
	大森第八		18
	馬込東		9
4	大森第四		12
	御園	※	14
	矢口		14
	蓮沼		2
	安方		8
5	蒲田		3
	南六郷	※	16
	出雲		14
	六郷		6
6	志茂田		16
	大森第六	※	6
	東調布		5
	田園調布		1
	大森第七		12
計	石川台		1
計			255

5 館山さざなみ学校

館山さざなみ学校は、ぜん息・肥満・病虚弱・偏食の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置された。海と丘に囲まれた自然の中で、通常の教育課程も学ぶ全寮制の学校である。

施設は校舎・体育館・寄宿舎・食堂・プール・校庭等が同一敷地内に設けられ充実しており、職員は教職員のほか寄宿舎指導員、看護師等が配置されている。

(1) **根拠法令** 学校教育法第 72 条

(2) **所在地** 〒294-0223 千葉県館山市洲宮 768 番地の 117
電 話 0470(28)1811 F A X 0470(28)1812

(3) **入校条件** 区内に居住し、大田区立の小学校に通う第 3 学年から第 6 学年の児童

(4) **学級編制**

学級編制状況 (令和 8 年 5 月 1 日現在)

学 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	1	1	1	1	4
児童数	1	3	4	4	12

(5) **沿革**

昭和 11 年 7 月 岩井養護学園開園
昭和 14 年 7 月 宇佐美学園開園
昭和 22 年 4 月 両学園とも大田区立養護学園となる
昭和 58 年 4 月 両園を廃園とし新たに館山養護学校開校
平成 19 年 4 月 館山養護学校を館山さざなみ学校に校名変更

6 糀谷中学校 夜間学級

糀谷中学校夜間学級は、様々な事情で義務教育を修了（卒業）することができなかった人たちが教育を受ける場として、昭和 28 年 9 月 1 日に設置された。修了時には中学校卒業資格が得られる。

学習内容は中学校の 9 教科で、理解や習熟の程度等に応じて編制したクラスで授業を行っており、連合体育大会や社会科見学等は日曜日の昼間に行う等工夫している。また、給食を実施している。

(1) **所在地** 〒144-0034 東京都大田区西糀谷 3 丁目 6 番 23 号 電話 03-3741-4340

(2) **入学できる人** 15 歳以上で、義務教育を修了していない人や、様々な事情により実質的に義務教育を十分に受けられなかった人。学力、国籍は問わない。

(3) **授業時間** 午後 5 時 30 分～午後 8 時 55 分（1 日 4 時限）

(4) **授業料** 無料

令和 8 年 5 月 1 日現在の在籍者数

生徒数・学級数 (人) (クラス)

学年 性別	1 年	2 年	3 年	計
男	0	2	7	9
女	0	1	6	7
計	0	3	13	16
学級数	0	1	1	2

生徒の年齢構成 (人)

年齢 性別	15 歳～ 19 歳	20 歳～ 29 歳	30 歳～ 39 歳	40 歳～ 57 歳	58 歳 以上	計
男	5	1	0	3	0	9
女	3	2	0	1	1	7
計	8	3	0	4	1	16

7 日本語学級

区立小・中学校に就学している外国人及び帰国子女等で、日本語の理解が不十分な児童・生徒を対象とした通級学級。生活言語を学ぶ初期指導程度を終了した後、学習言語を学ぶことを目的として、東京都の認証を受け設置している。

(1) 対象

- ① 小学生で、日本語初期指導（上限 80 時間）程度を終了した児童
- ② 中学生で、日本語初期指導（上限 80 時間）程度を終了した生徒

(2) 指導期間

2 年間（小・中学校通算での上限）

※小学校在籍中に通級期間が 2 年に満たない場合で、さらに中学校でも通級を希望する場合は、中学校入学後にあらためて入級申請が必要である。

令和 8 年 5 月 1 日現在の在籍者数

校名 (設置年月日)	蒲田小学校 (平成 21 年 4 月 1 日)							蒲田中学校 (平成 22 年 4 月 1 日)			
学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計
児童・生徒数	0	8	7	10	10	8	43	0	12	16	28
学級数	3						3	2		2	

8 就学援助費の支給

児童・生徒の保護者のうち、一定の所得に満たない世帯を対象に、学校でかかる費用の一部を支給する（生活保護法による教育扶助を受けている場合は、教育扶助として支給されている費目を除く）。医療費についても援助の対象となっている疾病を治療した場合には、治療に要した費用を支給する。

(1) 根拠法令

教育基本法第 4 条、学校教育法第 19 条等

(2) 申請資格

大田区に居住し、小・中学校に通学している児童・生徒の保護者

(3) 令和 7 年度認定者数

認定者数 6,154 人（小学校 3,924 人・中学校 2,230 人）

※令和 7 年度中に認定され大田区外へ転出した者を含む人数

令和 8 年度 小学校就学援助費目及び支給額

(単位：円)

学校	学 年	新入学 用品費	給食費	学用品費	校外 授業費	クラブ 活動費	移動教室 参加費	修学旅行 参加費	卒 業 アルバム費	計
小 学 校	1	57,060	45,100 (0)	15,690 (11,860)	1,050					118,900 (69,970)
	2		45,100 (0)	18,880 (15,650)	1,050					65,030 (16,700)
	3		49,500 (0)	18,880 (15,650)	1,050					69,430 (16,700)
	4		49,500 (0)	18,880 (15,650)	3,150	240				71,770 (19,040)
	5		54,450 (0)	18,880 (15,650)	3,150	240	7,300			84,020 (26,340)
	6		54,450 (0)	18,880 (15,650)	3,150	240	7,600		15,000	99,320 (41,640)

令和 8 年度 中学校就学援助費目及び支給額

(単位：円)

学校	学 年	新入学 用品費	給食費	学用品費	校外 授業費	クラブ 活動費	移動教室 参 加 費	修学旅行 参 加 費	卒 業 アルバム費	計
中 学 校	1	63,000	58,850 (0)	30,450 (20,860)	1,680		9,800			163,780 (95,340)
	2		58,850 (0)	34,410 (28,650)	1,680					94,940 (30,330)
	3		58,850 (0)	34,410 (28,650)	4,800			70,000	9,500	177,560 (112,950)

注 1：費目には上記の他に体育実技費、通学費（特別支援学級のみ）、医療費がある。

注 2：移動教室、修学旅行参加費、卒業アルバム費は限度額

注 3：給食費については、物価高騰支援分を別途加算した金額を支給する。

注 4：区立学校の児童・生徒は学用品費、給食費に関して()内の金額を支給。なお、夜間学級（区立以外）の給食費は 62,700 円。

9 就学、学級編制

(1) 就学

区立小学校 59 校、区立中学校 28 校の学校ごとに通学区域を定めており、当該児童・生徒の住所により就学する学校を指定している。指定校以外の学校への就学（指定校変更）については、申請理由及び当該校の児童・生徒数、学級数、施設保有数等を総合的に判断し、相当と認める場合は許可している。

① 根拠法令

学校教育法施行令第 5 条、大田区立学校設置条例、大田区立学校設置規則等

(2) 学級編制

学級編制基準に基づき、小学校の各学年は 1 学級 35 人、中学校の学年は 第 1 学年は 1 学級 35 人、第 2 学年から第 3 学年は 1 学級 40 人で学級編制を行っている。また、中学校第 2 学年から第 3 学年についても、令和 10 年度までに第 2 学年から順次、1 学級 35 人編制への見直しを予定している。

① 根拠法令

公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律、東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準

10 適正配置

児童のより良い教育環境を整備していくため、大田区立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を受け、平成 12 年度に第一次実施計画を策定し、平成 14 年度に統合を実施、平成 15 年 11 月に第二次実施計画を策定、公表し、平成 17 年度統合を実施した。

(1) 実施の内容

① 第一次実施計画に基づく統合(平成 14 年 4 月実施)

- ・羽田旭小学校を東糀谷小学校と羽田小学校に統合した。
- ・大森第二小学校と大森第六小学校を統合し、開桜小学校とした。

② 第二次実施計画に基づく統合(平成 17 年 4 月実施)

- ・蓮沼小学校と女塚小学校を統合し、おなづか小学校とした。
- ・北蒲小学校と蒲田小学校を統合し、蒲田小学校とした。

1 1 幼稚園

大田区の区立幼稚園は平成 21 年 3 月 31 日に 9 園全て廃園となった。

(1) 根拠法令

大田区立幼稚園条例、大田区立幼稚園条例を廃止する条例

1 2 校外施設

伊豆高原学園、休養村とうぶの校外施設は、区立小・中学校に在学する児童・生徒が、豊かな自然環境の中で集団生活を通じて、人間的な交流を広げ、自然とのふれあいや地域社会への理解を深めながら、心身共に健全で調和のとれた学習及び健康増進を促進するために、移動教室や夏季施設を実施する施設として設置されている。(平成 21 年度より対象学年を変更)

伊豆高原学園は、移動教室での利用が優先されるが、児童の利用しない期間に区民、社会教育団体も利用できる。休養村とうぶは、移動教室での利用が優先されるが、年間を通して区民も利用可能である。

	伊豆高原学園	休養村とうぶ
開 設	昭和 42 年 9 月 1 日	平成 10 年 8 月 12 日
所 在 地	静岡県伊東市八幡野 1154-3	長野県東御市和 6733-1
収容人員	260 人	340 人
運 営 費 (予算額)	(令和 8 年度)136,190,000 円	(令和 8 年度)20,203,000 円
職 員 数	PFI 法による選定事業者	指定管理者

(1) 根拠法令

伊豆高原学園・・・大田区立学校校外施設設置条例

休養村とうぶ・・・大田区休養村とうぶ条例

(2) 伊豆高原学園

伊豆半島東海岸の中ほどの静岡県伊東市に設置されている。平成 24 年度から 26 年度まで全面改築を実施した。一般区民利用との併用施設で、区立小学校の児童が移動教室で利用する。

(3) 休養村とうぶ

雄大な自然に囲まれた信州・東御市に設置されている。ぶどう畑を見下ろし、千曲川が流れ、遠く美ヶ原や北アルプスが望める。

一般区民利用との併用施設で、区立小学校の児童が移動教室で利用する。

(4) 令和 7 年度利用実績

	伊豆高原学園			休養村とうぶ		
	児童	引率者	計	児童	引率者	計
移動教室	4,912	577	5,489	4,717	475	5,192
そ の 他	0	76	76	0	0	0
計	4,912	653	5,565	4,717	475	5,192

13 学校保健・安全

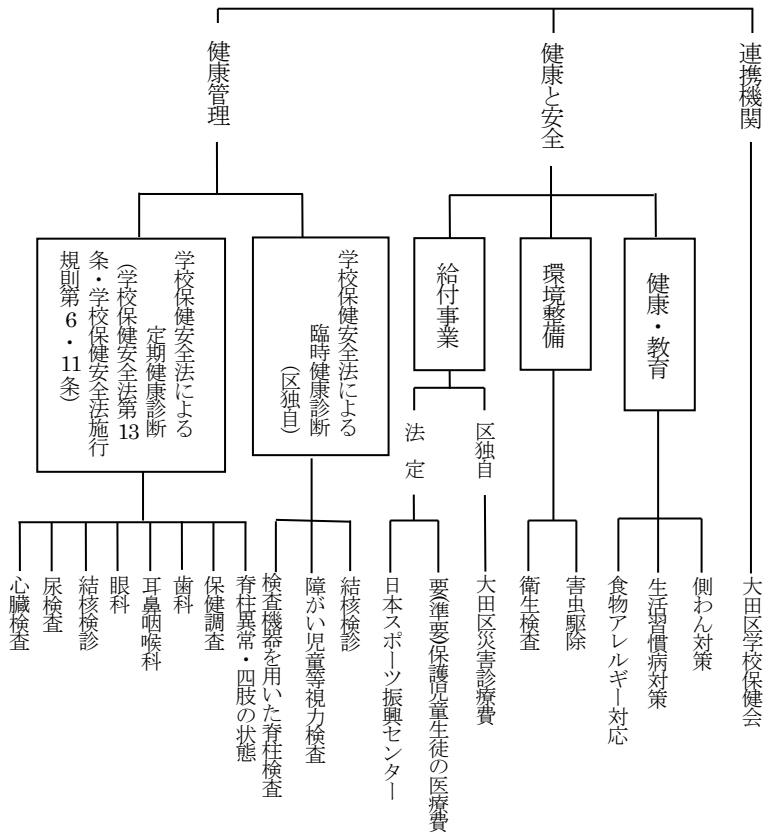
—学校保健事務概要—

社会生活の多様化は、こどもの健康と安全にも大きな影響を与えている。学校生活における「健康と安全」は、学校教育の発展に欠かすことのできないものであり、学校保健の充実がますます必要である。

大田区では、近年の学校保健の動向を踏まえ、学校、学校医、医師会、保護者と一体になってこどもたちの健康管理の充実や健康と安全の推進、保健活動の意識高揚のための啓蒙活動に努めている。

なお、過剰な運動や運動不足等、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成28年度から区立小・中学校の全児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

必須項目から削除されたぎょう虫卵検査は、検出率が低いため、平成28年度より実施していない。



(1) 定期健康診断

① 心臓検査

ア 対象

区立小・中学校第1学年児童・生徒
小学校第4学年児童で保健調査の結果リストアップされた者
その他検査が必要とされた者

イ 受診者数

年度	一次検査 (受診者数)	精密検査 (受診者数)
令和7年度	8,949人	183人
令和6年度	8,503人	152人
令和5年度	8,572人	229人

② 尿検査

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	一次検査 (受診者数)	二次検査 (受診者数)	三次検査 (受診者数)	事後指導 (実施校数)
令和7年度	39,598人	1,033人	92人	49校
令和6年度	39,841人	1,020人	85人	47校
令和5年度	40,120人	1,794人	513人	85校

※令和6年度に検査方法の変更があり、精度が上がったため三次検査受診者数減となった。

③ 結核検診

ア 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	検査内容	受診者数
令和7年度	調査票による問診 精密検査	39,808 人 236 人
令和6年度	調査票による問診 精密検査	40,133 人 92 人
令和5年度	調査票による問診 精密検査	40,254 人 99 人

④ 眼科

ア 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診者数	感染性 眼疾患	アレルギー 性眼疾患	その他の 眼疾患
令和7年度	38,887 人	0 人	666 人	787 人
令和6年度	39,331 人	0 人	636 人	725 人
令和5年度	39,540 人	0 人	908 人	515 人

⑤ 耳鼻咽喉科

ア 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診 者数	耳疾患		鼻・副鼻腔疾患		咽喉頭 疾患	その他の 鼻咽喉 疾患
		中耳炎	その他の 耳疾患	アレルギー 性鼻 疾患	その他の 鼻・副鼻 腔疾患		
令和7年度	39,016 人	61 人	2,613 人	1,146 人	763 人	87 人	58 人
令和6年度	39,333 人	45 人	2,691 人	1,207 人	777 人	95 人	41 人
令和5年度	39,632 人	38 人	2,637 人	1,296 人	699 人	92 人	45 人

⑥ 歯科

ア 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診者数	永久歯のう歯の内容		
		未処置歯数	う歯による 喪失歯数	処置歯数
令和7年度	38,941 人	3,495 本	214 本	5,070 本
令和6年度	39,320 人	3,837 本	234 本	5,059 本
令和5年度	39,564 人	3,872 本	219 本	6,359 本

⑦ 保健調査

児童・生徒の健康管理を充実したものとするため、保健調査や定期健康診断結果を集計・管理し、健康管理や保健指導に活用している。

⑧ 脊柱異常・四肢の状態の検査

過剰な運動や運動不足等、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成 28 年度から区立小・中学校の児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

ア 対 象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診者数	専門病院受診勧告人数
令和 7 年度	39,199 人	285 人
令和 6 年度	39,536 人	498 人
令和 5 年度	39,833 人	233 人

(2) 臨時健康診断

① 障がい児童等視力検査

ア 対 象

定期健康診断時に行う通常の検査では、視力測定が不能な児童・生徒

イ 受診者数

年度	一次検査（スクリーニング） （受診者数）	精密検査 （受診者数）
令和 7 年度	2 人	0 人
令和 6 年度	0 人	0 人
令和 5 年度	0 人	0 人

② 結核検診

ア 対 象

結核が多くまん延する国に一定の居住歴等があり、定期健康診断時以降に転入した区立小・中学校の児童・生徒

③ 検査機器を用いた脊柱検査

脊柱側弯症の発症は将来的な病気や障害につながる恐れがあるため、小中学校のうちからより高精度の検診を受け、早期発見につなげることで、児童・生徒の安心・安全な未来を守ることにつなげる。

ア 対 象

区立小学校第 5 学年児童及び中学校第 2 学年生徒

(3) 給付事業

① 学校管理下の事故による疾病についての医療費等の給付

ア 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

イ 対 象

学校管理下で災害にあった区立小・中学校の児童・生徒

ウ 実施方法

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の加入金を納付し、学校管理下での災害に対し医療費等の給付を行う。

エ 給付件数

年度	給付件数	給付金額
令和7年度	2,333 件	23,374,145 円
令和6年度	2,477 件	24,512,793 円
令和5年度	2,533 件	21,974,340 円

② 要（準要）保護児童生徒に対する医療費の援助

ア 根拠法令

学校保健安全法第24条、学校保健安全法施行令第9条

イ 対 象

区立小・中学校に在籍する要（準要）保護の児童・生徒で学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた者

ウ 実施方法

要（準要）保護児童生徒医療券を医療機関の窓口に提示することにより、児童・生徒に係わる保険診療の自己負担分を援助する。

エ 延受給者数と援助金額

年度	延受給者数	援助金額
令和7年度	1 人	24,810 円
令和6年度	0 人	0 円
令和5年度	1 人	18,870 円

③ 区独自の給付事業

日本スポーツ振興センターの給付対象外の学校管理下の災害についても、大田区災害診療費を給付して、保護者負担の軽減を図っている。

（4） 環境整備

学校施設の環境衛生の維持・改善を図るため、学校環境衛生基準に基づき、教室等の空気環境の検査や学校プールの水質検査等衛生検査を実施している。衛生害虫等についても、児童・生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を実施している。

（5） 健康教育

① 生活習慣病対策

児童・生徒の肥満は、放置すると成人の肥満に移行し、高血圧、糖尿病、心機能障がい等、いわゆる生活習慣病をひきおこす一因となる。大田区では、講演会、こどもの健康づくり教室の開催等を通じて生活習慣病に関する知識の普及を行っている。

令和7年度実施事業

講演会の開催	隔年実施のため、令和7年度は未実施。 次回は令和8年度実施予定
《対象者》学校医、学校薬剤師、学校長、養護教諭、学校栄養士、PTA等学校保健関係者、区民等	
こどもの健康づくり教室	年2日開催（池上会館） 年8校開催（小学校） 年2校開催（中学校）

② 側わん対策

定期健康診断の検査項目に「四肢の状態」が追加されたことに伴い、平成 28 年度より脊柱異常と四肢の状態の検査を内科検診時に行っている。側わん症が疑われる場合には、保護者に周知啓発用リーフレットを配布し、整形外科の早期受診を促している。

1 4 学校保健統計

令和 7 年度 児童・生徒の体格平均値

学年		区分	身 長 (c m)		体 重 (k g)	
			男	女	男	女
小 学 校	1 年	全 国	116.6	115.6	21.4	21.0
		都	117.0	116.0	21.3	21.0
		大田区	117.0	116.1	21.5	21.1
	2 年	全 国	122.7	121.6	24.2	23.6
		都	123.3	122.3	24.3	23.7
		大田区	122.9	121.8	24.4	23.7
	3 年	全 国	128.3	127.5	27.4	26.8
		都	128.4	127.8	27.0	26.6
		大田区	129.0	127.9	27.8	26.9
	4 年	全 国	134.0	133.8	31.2	30.4
		都	134.6	134.2	31.0	30.5
		大田区	134.2	134.5	31.2	30.8
	5 年	全 国	139.5	140.9	35.1	34.9
		都	140.0	141.5	35.3	35.3
		大田区	140.0	141.0	35.4	34.8
	6 年	全 国	146.1	147.4	39.6	39.8
		都	146.5	148.0	39.0	39.8
		大田区	146.7	147.7	40.2	39.9
中 学 校	1 年	全 国	153.8	152.4	45.2	44.4
		都	154.4	152.9	45.3	44.1
		大田区	154.3	153.0	45.5	44.9
	2 年	全 国	161.1	155.0	50.4	47.5
		都	161.7	155.8	50.8	47.6
		大田区	161.4	155.6	50.6	47.9
	3 年	全 国	166.1	156.4	55.0	49.7
		都	166.7	157.0	55.5	49.7
		大田区	166.6	157.0	55.9	50.5

注：館山さざなみ学校、糞谷中学校夜間学級は含まない。

15 学校給食

児童・生徒の心身の健全な発達に資する学校給食を通じ、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために以下の目標の達成に努めている。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(1) **根拠法令** 学校給食法

(2) **対 象** 全ての区立小・中学校において実施

(3) **内 容**

① 給食費

人件費、施設設備費、維持費及び光熱水費を公費で負担し、食材料費のみを保護者負担として学校給食を運営している。

なお、保護者負担の給食費（食材料費）については、令和5年6月分から区が全額補助し無償化とした。令和8年4月分から令和9年3月分についても無償化を実施している。

【1人当たりの給食費（平成29年4月1日改定）】

学年 \ 項目		1か月当たりの給食費	1食単価
小学校	低学年（1・2年生）	4,100円	235円
	中学年（3・4年生）	4,500円	255円
	高学年（5・6年生）	4,950円	280円
中学生（1～3年生）		5,350円	320円

② 給食実施回数

基本回数を小学校193回、中学校184回としている。

【年間の給食実施平均回数】

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
小学校	193回	193回	193回
中学校	184回	184回	184回

③ 栄養基準量

学校給食における食品構成（必要な栄養基準量をとるための食品とその目安）は、小学校では中学年を「1」とし、低学年「0.85」、高学年「1.15」、中学校は「1.3」としている。

学年		区分	エネルギー	たんぱく質	脂質	ナトリウム 量 (食塩相当)	カルシウム	マグネシウム	鉄	ビタミンA 量 (レチノール相当)	ビタミンB ¹	ビタミンB ²	ビタミンC	食物繊維	亜鉛
			kcal	%	%	g	mg	mg	mg	μg RAE	mg	mg	mg	g	mg
小学校	低学年		530	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%	1.5未満	290	40	2	160	0.3	0.4	20	4以上	2
	中学年		650			2未満	350	50	3	200	0.4	0.4	25	4.5以上	2
	高学年		780			2未満	360	70	3.5	240	0.5	0.5	30	5以上	2
中学生			830			2.5未満	450	120	4.5	300	0.5	0.6	35	7以上	3

(4) 食物アレルギー対応基本方針

学校給食のより一層の安全・安心かつ確実な食物アレルギー対応の実現を図るため「食物アレルギー対応基本方針」を平成25年8月に策定した。さらに文部科学省の指針等を踏まえ、除去食対応を基本とし、代替食の提供はしない等、平成31年4月1日付けで改正、様式等の見直しを行い、令和6年9月1日付けで一部改正した。

(5) 宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応

「国際都市おおた」の施策として、学校給食に諸外国の代表的な料理を取り入れ、その食文化に理解を深める取組を進めている。国際化に伴い、外国籍の児童・生徒に対する学校給食での宗教的な配慮が必要となっている。

給食時の対応については、食物アレルギー対応基本方針の改正に合わせ、様式を整備するとともに、具体的な取組事例を平成31年2月に全校へ周知した。

(6) 大田区立小中学校給食調理業務委託

「大田区事務事業等適正化計画」に基づき、小学校は平成13年度から28年度、中学校は平成8年度から11年度にかけて、順次民間事業者へ給食調理業務を委託し、平成28年度をもって全校業務委託を完了した。

(7) 招待給食会

学校給食や学校生活を通じて行っている児童・生徒の正しい食生活や健康のための取組について、地域住民に理解や関心を深めてもらい、地域社会との連携を図ることを目的に、学校行事として開催している。

16 学校施設の整備

学校がこどもたちの学習や生活の場であることや、地域のコミュニティ拠点であることを考慮し、安全で衛生的な学校施設を整備していく。

(1) 学校施設の改築

良好な教育環境を確保し、今後大量に見込まれる学校施設の改築を計画的に進める。

入新井第一小学校	・校舎改築工事（Ⅱ期）を計画どおり進める。
東調布第三小学校	・校舎改築工事（Ⅱ期）を計画どおり進める。
赤松小学校	・校舎改築工事（Ⅱ期）を完了する。 ・東側校舎解体及び外構校庭整備工事等に着手する。
田園調布小学校	・校舎改築工事（Ⅰ期）を計画どおり進める。
東調布中学校	・既存校舎解体工事（Ⅰ期）を計画どおり進める。 ・校舎改築工事（Ⅰ期）に着手する。
矢口西小学校	・校舎改築工事を計画どおり進める。
安方中学校	・既存校舎解体工事を完了する。 ・校舎改築工事（Ⅱ期）に着手する。
馬込第三小学校	・校舎改築工事に着手する。
入新井第二小学校	・校舎改築工事（Ⅰ期）を完了する。 ・既存校舎解体工事（Ⅱ期）に着手し、完了する。 ・校舎改築工事（Ⅱ期）に着手する。
北糀谷小学校	・糀谷中学校と一体的に検討を行う。
馬込東中学校	・基本構想に着手する。
萩中小学校	・基本構想着手に向けた検討を進める。
中萩中小学校	・基本構想着手に向けた検討を進める。
出雲中学校	・基本構想着手に向けた検討を進める。
石川台中学校	・実施設計を完了する。 ・既存校舎（一部）解体工事を完了する。 ・校舎改築工事（Ⅰ期）に着手する。
大森第五小学校	・基本設計を完了する。
雪谷小学校	・基本設計を完了する。 ・実施設計に着手する。
糀谷中学校	・基本設計に着手する。
池雪小学校	・基本構想・基本計画に着手する。
六郷中学校	・基本構想・長寿命化に向けた調査に着手する。
西六郷小学校	・六郷中学校と一体的に検討を行う。
大森第八中学校	・事前調査に着手し完了する。
蒲田中学校	・長寿命化に向けた調査に着手する。 ・仮校舎専用施設整備に向けた検討を行う。

(2) 学校施設の改修

安全で快適な教育環境を確保するため、大規模な改修を計画的に実施する。

令和7年度実績

普通教室その他照明改修工事	開桜小学校、梅田小学校、多摩川小学校、大森東中学校、東蒲中学校
体育館照明改修工事	徳持小学校、羽田小学校、蒲田小学校、大森第十中学校、蒲田中学校
トイレ（棟別）改修工事	大森東小学校、矢口小学校、大森第八中学校

(3) 緑化の推進

地球にやさしいまちづくりとともにこどもたちの環境教育の充実を図るため、学校施設を活用した緑化を推進していく。

(4) 安全管理計画

学校保健安全法の規定に基づき、平成8年2月に学校安全管理計画を定めた。これは学校の施設設備に関する安全管理について必要な事項を定め、これを的確に実施することによって施設等に起因する事故を防止し、児童・生徒等の安全を確保することを目的としている。

学校内の全ての施設について、日常点検・定期点検・臨時点検を行い、点検の結果、異常又は危険を認めた箇所については使用禁止等の措置をした上で、学校・教育委員会が連携して直ちに必要な処置を講じている。

点検する時期・箇所・項目を包括的に定めることによって学校施設の統一かつ効果的な安全管理を実施している。

17 児童生徒の安全対策

(1) 学校緊急連絡システム

① 目的 緊急情報を児童・生徒の保護者、学校関係者にメールで配信することにより、こどもの安全・安心を確保するとともに、地域の防犯に対する意識の高揚を図る。

② 経緯 平成18年4月に、こどもに関する緊急連絡情報を迅速かつ正確に提供するため、区（防災課（当時））において保護者の携帯電話に電子メールを配信することも緊急連絡システムを導入した。平成20年4月からは、提供サービスを拡大し、区民安全・安心メールサービスへとシステムの変更を行った。

教育委員会は、当該システムを活用して学校緊急連絡システムを構築し、教育委員会、学校、保護者間の緊急時連絡用として、希望する関係者に対し、不審者等の情報及び緊急情報のメール配信を行っている。

③ 内容 学校緊急連絡システムで配信する内容は以下のとおり。

- ア こどもの安全に係る事件、事故等の発生、又はその発生の恐れがある情報
- イ 学校等で行われる行事の実施、中止の情報
- ウ 台風等による休校の情報
- エ その他、学校長が連絡を必要と判断する情報

④ 対象 区立小・中学校の児童・生徒の保護者、区立小・中学校教職員、区立小・中学校関係者、教育委員会事務局職員

⑤ 参考 区民安全・安心メールサービスは、区（防災危機管理課）が運営しており、「防犯情報」「防災情報」「気象情報」「地震情報」「水防情報」「防災無線」の配信を行っている。登録者は希望に応じて各情報を選択受信することができる。なお、学校緊急連絡システムに登録を行うと、区民安全・安心メールサービスへの登録の有無にかかわらず「防犯情報」が自動的に配信される。

(2) 防犯ブザーの配付

- ① 目的 学校、保護者、PTA、地域等が実践している児童の見守り活動の一環として防犯ブザーを配付し、登下校時の防犯体制を強化する。
- ② 内容 区立小学校の児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により配付し、ランドセルへの装着等によって登下校時に携帯する。
- ③ 対象 区立小学校に入学する第1学年児童及び区立以外の小学校に通う区内在住の第1学年児童

防犯ブザー配付数（区立小学校の4月当初の一斉配付数）

	令和8年度	令和7年度	令和6年度
個数	4,487 個	4,911 個	5,010 個

(3) 通学路防犯設備整備事業（通学路防犯カメラの設置）

- ① 目的 区立小学校の通学路に防犯設備（防犯カメラ）を設置することで、学校、保護者、PTA、地域等が実践している通学路における児童の見守り活動を補完し、防犯体制をさらに強化する。
- ② 内容 1校当たり原則5台の防犯カメラを全ての区立小学校の通学路に設置

(4) 中学校防犯カメラ整備事業

- ① 目的 区立中学校の校門付近に防犯カメラ等を設置し、生徒の安全確保及び学校施設の安全管理の強化を図る。
- ② 内容 1校当たり防犯カメラ4台、モニター2台、レコーダー1台を平成30年度末までに全ての区立中学校に設置

(5) 小学校防犯カメラ整備事業

- ① 目的 区立小学校の校門付近に防犯カメラ等を設置し、児童の安全確保及び学校施設の安全管理の強化を図る。
- ② 内容 1校当たり防犯カメラ4台（館山さざなみ学校は5台）、モニター2台（館山さざなみ学校は3台）、レコーダー1台を令和3年度に設置

18 学校防災活動拠点事業

- (1) 目的 区立小・中学校を「学校防災活動拠点」と位置づけ、逃げ込む場所である「避難所」から「災害へ立ち向かう場所」として、情報収集・伝達や地域活動の支援機能を拡充させた地域の防災拠点への転換を推進する。
- (2) 内容 平成24年度から平成28年度にかけて全ての区立小・中学校を学校防災活動拠点として整備した。

19 教育センター

(1) 教育相談

① 教育相談

ア 目的 社会生活の複雑化や環境の変化に伴い、こどもの問題行動等が増加する等、こどもの生活の中で生ずる課題は多様化している。

教育相談（教職・心理職相談員）ではこどもに関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方等について助言等を行う。また、区立小・中学校等への訪問・ケース会議への参加等を通し、学校並びにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）と連携し、学校不適応の解消等を目指した相談を実施する。

イ 対象 大田区在住の児童・生徒及び保護者等（令和７年度 相談員 26 名）
ウ 件数

年 度	来室相談	こども 電話相談	メール 相 談	電話相談	ＳＳＷの 対応状況	つばさ教室 の相談	合 計
7	6,896	32	9	2,675	4,342	3,603	17,557
6	6,746	47	18	2,119	3,484	2,801	15,215
5	7,652	45	27	2,372	2,973	2,891	15,960

注１：「メール相談」は、平成 18 年度から実施。教育センターでは、平成 26 年度から開始

注２：「ＳＳＷの対応状況」は、電話件数・学校訪問・家庭訪問・関係機関訪問の計

② 就学相談

ア 目的 心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学等の相談を実施する。その中で心理検査や医学診察、学校・学級体験等を実施するほか、専門家の意見を聴取する機関である就学支援委員会を開催する。

イ 対象 大田区在住の幼児・児童・生徒及び保護者等（令和７年度 相談員 18 名）
ウ 令和７年度相談等件数

電 話	面 談	医学診察	検 査	行動観察 (学校体験)	学校訪問	就学支援 委 員 会	合 計
491	1,603	226	654	241	16	808	4,039

エ 令和７年度相談結果

(ア) 就学相談 小学校 442 件 中学校 120 件 合計 562 件

就 学 先	特別支援学校						区立特別支援学級					通常学級 (継続相談)	通常学級 (取下げ)	その他		合 計	
	視 覚 障 が い	聴 覚 障 が い	知 的 障 が い	肢 体 不 自 由	病 弱	小 計	固定		通級指導					小 計			
							知 的 障 が い	自 閉 症 ・ 情 緒	弱 視	難 聴	言 語 障 が い						
小	1	3	48	4	0	56	62	0	0	2		64	300	11	8	3	442
中	1	0	6	0	0	7	77	13	0	0		90	19	2	0	2	120
計	2	3	54	4	0	63	139	13	0	2		154	319	13	8	5	562

注１：「通常学級」(継続相談)・・・相談後、通常学級に進んだが、継続して相談を行う児童・生徒

注２：「通常学級」(取下げ)・・・相談にかかったが、途中で相談を取り下げた児童・生徒

(イ) 転学・通級相談 小学校 613 件 中学校 55 件 合計 668 件

就学先	都立特別支援学校						区立特別支援学級							その他	合 計
	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	小計	固定		通級指導			支援教室	小計	通常学級（継続・取下げ他）	
							知的障がい	自閉症・情緒	弱視	難聴	言語障がい	サポートルーム			
小	0	1	7	1	0	9	60	20	3	1	80	359	523	81	613
中	0	0	1	0	0	1	2	2	0	2		42	48	6	55
計	0	1	8	1	0	10	62	22	3	3	80	401	571	87	668

③ つばさ教室

ア 目的

不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的
生活改善のための相談指導（学習指導を含む。）を行い、学校への復帰を支援す
る。「池上教室」「蒲田教室」「羽田教室」「大森教室」「調布教室」の5教室
を開設している。なお、平成 29 年度から東京都教育支援センター機能強化補助
事業を活用し、学習用タブレット端末の導入を行っている。

イ 対象

大田区在住で小・中学校に在籍する小学校第4学年から中学校第3学年までの
児童・生徒（令和7年度 相談員 20 名）

ウ 通室児童・生徒数及び進路状況（各年度3月31日現在）

年度 (内訳)	全通室者数	小学生							中学生						
		通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路			通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路		
			在籍校等復帰	退室		在籍校等復帰	継続	進学		在籍校等復帰	退室		在籍校等復帰	継続	進学等
7	250	81	2	4	75	19	31	25	169	5	3	161	37	48	76
池上	80	24	0	1	23	1	12	10	56	2	1	53	6	24	23
蒲田	34	14	0	0	14	8	2	4	20	0	1	19	3	4	12
羽田	52	17	0	1	16	4	10	2	35	0	0	35	5	9	21
大森	70	17	2	0	15	3	6	6	53	3	1	49	21	9	19
調布	14	9	0	2	7	3	1	3	5	0	0	5	2	2	1
6	247	59	2	5	52	9	18	25	188	0	9	179	32	74	73
池上	97	31	0	0	31	3	12	16	66	0	0	66	7	29	30
蒲田	37	4	0	1	3	1	0	2	33	0	2	31	12	4	15
羽田	61	12	0	1	11	3	3	5	49	0	1	48	3	24	21
大森	52	12	2	3	7	2	3	2	40	0	6	34	10	17	7
5	305	78	0	2	76	19	24	33	227	0	6	221	45	88	88
池上	115	29	0	0	29	8	8	13	86	0	3	83	27	22	34
蒲田	49	8	0	0	8	5	0	3	41	0	0	41	15	14	12
羽田	75	19	0	0	19	0	9	10	56	0	1	55	0	29	26
大森	66	22	0	2	20	6	7	7	44	0	2	42	3	23	16

④ ペアレントトレーニング

ア 目 的

発達障がい（ADHD、LD、自閉的傾向等）のある、大田区立小学校在籍の児童の保護者を対象として、講義による一斉指導や個別相談会ではなくグループで意見を交わしながら、こどもとの関わり方を学ぶ学習会を開催する。保護者が我が子の行動と心と体の成長を正しく理解し、こどもとの好ましい関わり方を身に付け、こどもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるようになることを目的としている。

イ 令和7年度の状況

I期（4月25日～6月27日） II期（7月11日～10月3日） III期（10月17日～12月19日）※受講者は、各期とも20名程度。スタッフは、心理相談員・教育相談員で6名。

⑤ スクールカウンセラーの配置

ア 目 的

いじめ、不登校等の未然防止や解決を図るため、専門的な経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小・中学校に配置し、学校内の教育相談体制の充実を図る。

イ 配置状況 全ての区立小・中学校に配置している（館山さざなみ学校にも配置）。

ウ スクールカウンセラー相談件数（各年度3月31日現在）

年度	小 学 校					中 学 校				
	児童	保護者	教員	その他	合計	生徒	保護者	教員	その他	合計
7	12,683	9,078	16,881	1,132	39,774	9,260	3,255	11,417	1,385	25,317
6	12,297	8,827	14,605	700	36,429	9,703	3,118	11,917	1,068	25,806
5	11,729	8,468	14,915	457	35,569	9,233	3,446	12,444	962	26,085

⑥ メンタルフレンドの派遣

ア 目 的

学校不適応の児童・生徒の学校生活への適応を支援するため、心理学や教育学を専攻している大学生・大学院生等をその家庭に派遣する。話し相手等のふれあいの活動の中で児童・生徒の自主性及び社会性を伸ばし、学校生活に適応するように援助する。

イ 対 象

不安、無気力及び孤立等の状態を示し、継続的に又は断続的に学校に登校できない区立小・中学校に学ぶ児童・生徒で、本人及び保護者が派遣を希望する者。

3月末登録メンタルフレンド19名

ウ 派遣実績（各年度3月31日現在）

年度	派遣対象者（人）			訪問場所（人）			延べ派遣件数（件）		
	小学生	中学生	計	家庭	つばさ	計	小学生	中学生	計
7	8	13	21	3	18	21	174	271	445
6	10	10	20	3	17	20	206	254	460
5	5	12	17	3	14	17	104	283	387

（2）教育図書室・教科書センター

① 目 的

区立小・中学校教職員等教育関係者の研究施設であるが、区民にも開放している。区立学校採択本、小学校から高等学校までの検定済み教科書、教育関係図書・雑誌・資料を収集及び展示する。

② 令和7年度の特徴

ア 記念誌、研究紀要の整理と充実

区内小・中学校全校から順次届いた冊子にラベルを貼り書架に展示した。研究授業等を予定

している教員等が来て熱心に関覧していた。

イ 新刊図書の購入

教育関係図書の購入時「新着図書の紹介」を校務支援システムで全校に配信した。また、「教育図書室だより」を毎月発行して、全校に新着関係雑誌を紹介し、貸出作業を行った。

ウ 教育図書室利用者数

年度	7	6	5	4
利用人数(延)	184	222	348	352
資料貸出数(冊)	229	334	459	376

- ・昭和40年頃からの小学校・中学校・高等学校用の教科書を常時展示している。
- ・教員が授業や校内研修の参考資料にするため、また区民が古い教科書を閲覧するために利用することが多い。

エ 「令和7年度教科書展示会」来場者数

実施日 令和7年6月11日(水)～6月30日(月)の14日間(土日祝日を除く)

会 場 教育センター 教育図書室(4階)

来場者数(人)

区民等	校長・教員				教育委員 ・議員	その他	合 計
	小学校	中学校	高等学校	その他学校			
6	0	1	1	3	1	0	12

- ・令和7年度は、高等学校用(令和8年度から使用)の教科書が展示された。

20 幼児教育センター

大田区立幼児教育センターは、小学校、幼稚園、保育園及び家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ連携を深め協働することを支援し、もって幼児教育の充実に資することを目的に活動する。

(1) 幼児教育

① 事業内容

ア 研修、連携

幼稚園教諭、保育士に対し専門的な研修を実施し、区内幼児教育機関職員のさらなる資質の向上を目指す。区内の幼児教育機関及び小学校・中学校間の交流・連携を推進することで幼児教育のより一層の充実を図る。

イ 相談、情報

幼稚園児、保育園児及び在宅児を含めた全ての幼児を対象に、幼児教育に関する情報の提供、相談事業等に取り組み、幼児教育の視点から子育て家庭を支援する。

ウ 調査研究、啓発、連絡調整

幼児教育に関する調査研究をはじめ、幼児教育機関への有用情報の提供、啓発等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

② 令和7年度事業実績

ア 研修及び連携の推進

(ア) 目 的

- 区内幼児教育機関の保育者の資質の向上を図る。
- 就学前教育から小学校教育へ円滑な移行ができるよう努めるとともに、小学校と幼児教育機関との交流・連携の促進を図る。

(イ) 内 容

- 幼稚園教諭及び保育士の専門性を高めるための合同研修会の開催及び保育園の園内研修を拡充するための支援を行う。
- 小学校、幼稚園、保育園が幼児教育について相互理解を深めるために、研修会及び協議会

を実施する。

(ウ) 対 象

- a 幼稚園教諭、保育士、その他関係施設職員
- b 小学校教諭、幼稚園教諭、保育士

(エ) 実 績 (令和7年度)

a-1 幼稚園教諭・保育士合同研修会 5回開催

研修会テーマ

- ・配慮が必要なこどものいる家庭の保護者支援
- ・幼小接続期に大切にしたい保育 ―主体的な保育について考える―
- ・乳幼児のアートな対話＝スクリブル ―探索心と創造性の育ち―
- ・絵本から広がる遊びの世界
- ・遊びが育つ保育を考えよう

○幼稚園教諭・保育士合同研修会参加状況

参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	その他※	計
44	150	342	23	47	606

※その他は小規模保育所等の職員

a-2 園内研修拡充支援事業（公開保育研究協議会） 3回開催

幼児教育機関における、公開保育、外部講師による助言指導、参加保育士による協議会等が円滑に実施されるよう、幼児教育センターが支援を行った。これにより、幼児教育の実践を意識するとともに、各園の課題に即した密度の濃い学びの場となった。

○園内研修拡充支援事業（公開保育研究協議会）参加状況

参加園数及び参加人数			
1回	2回	3回	計
7園 23人	8園 11人	13園 20人	28園 54人

a-3 幼児期運動指導リーダー保育者養成研修会

幼児期の発達に即した運動の指導者を養成するため、一定の保育者に対して、こどもの脳機能と体の発達、適切な運動と生活リズムの効用、発達に即した効果的な運動指導の方法について理解を深める研修を実施した。

（1課程当たり初級編2回、中級編1グループ2回、中級編2グループ2回 開催）

○幼児期運動指導リーダー保育者養成研修会（初級編）参加状況

初級編 参加人数（延べ）		
1回	2回	計
83	82	165

○幼児期運動指導リーダー保育者養成研修会（中級編）参加状況

中級編1グループ 参加人数（延べ）			中級編2グループ 参加人数（延べ）			合計
1回	2回	計	1回	2回	計	
28	26	54	24	24	48	102

b-1 保幼小連携合同研修会 2地域に分かれ各1回開催

小学校教諭、幼稚園教諭、保育士によるグループ討議を通して、機関同士で教育内容の相互理解を進め、交流連携の重要性について共通認識を深めた。

○保幼小連携合同研修会参加状況

参加人数					
小学校	私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	計
51	15	26	81	7	180

b-2 保幼小連携運動遊び指導者研修会 2地域に分かれ各1回開催

幼児期から小学校低学年に共通する「運動遊び」の指導方法についての研修を実施した。

○保幼小連携運動遊び指導者研修会参加状況

参加人数					
小学校	私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	計
40	2	23	51	3	119

b-3 保幼小地域連携協議会 14地域にて開催

児童の就学に際しての学習環境の整備を図るため、小学校、幼稚園、保育園における情報連携会議を開催した。

○保幼小地域連携協議会参加状況

参加人数（延べ）					
小学校	私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	計
240	105	122	324	24	815

b-4 スタートカリキュラム研修会 1回開催

小学校教諭、幼稚園教諭、保育士が連携し、小学校第1学年を担当する教諭におけるスタートカリキュラムの意義とその有用性を指導に活かすことによって、就学後の第1学年児童が安心して小学校生活を過ごし、学習への意欲を高めることを目的に、指導課と連携して開催した。

○スタートカリキュラム研修会参加状況

参加人数					
小学校	私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所等	計
64	6	16	38	3	127

b-5 アプローチカリキュラム研修会 1回開催

小学校教諭、幼稚園教諭、保育士が連携し、幼児教育関連機関におけるアプローチカリキュラムの意義とその有用性を指導に活かすことによって、就学後の第1学年児童が安心して小学校生活を過ごし、学習への意欲を高めることを目的として開催した。

○アプローチカリキュラム研修会参加状況

参加人数					
小学校	私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所等	計
21	10	25	74	3	133

イ 幼児教育相談・情報提供・家庭教育支援講座の実施

(ア) 目的

- a 子育て上の悩みの相談に応じることで、保護者の子育ての負担軽減を図る。保護者及び幼児教育機関からの幼児の発達や行動に関する相談に応じることで、日々安定した保育や就学前教育から小学校教育に向けての円滑な接続を支援する。
- b 保護者が適切な幼児教育情報を享受し、心にゆとりをもった子育てができるように支援する。幼児教育機関の連携促進のため、職員向けに関連情報を発信する。
- c 保護者が家庭教育の重要性を認識し、こどもの発達や遊びについて理解を深め、自信を持ってこどもに関わることができるよう働きかけることで子育て家庭を支援する。

(イ) 内容

- a 教育センター内に幼児教育相談員を配置し、電話・来室での相談とともに、幼児教育機関の要請に応じて、施設への訪問相談を実施する。
- b 保護者及び幼児教育機関に向け、幼児教育や子育てに関する情報誌を発行する。

- c こどもの発達に応じた親子で楽しめる講座を開催する。

(ウ) 対 象

幼児及びその保護者、幼稚園・保育園等の保育者

(エ) 実 績 (令和7年度)

a 幼児教育相談

○電話来室相談状況

(単位:件)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相 談	電話	15	24	13	9	11	10	8	10	14	9	8	7	138
	来室	8	10	10	12	8	12	12	10	7	7	8	10	114
	計	23	34	23	21	19	22	20	20	21	16	16	17	252

○訪問相談状況

機関種別	訪問施設数	訪問回数	被相談者数(延べ)
幼 稚 園	23	50	130

b 保護者及び幼児教育機関向け情報誌の発行

○情報誌発行状況

幼児教育センタ ー情報誌 S T E P—U P (年3回発行)	各回1,400部 (各回約495 施設へ送付)	教育機関向けに発行する情報誌。 開催した研修会の内容を掲載し、保育者のスキルアップを図るとともに、小学校第1学年の学級支援活動を報告し、就学前から小学校への円滑な接続のための情報発信を行った。
幼児教育センタ ーだより (年1回発行)	25,000部 (関係機関を 通して保護者 に配布)	乳幼児の保護者向けに発行する情報誌。 外遊びを通して、「五感を育て鍛えることで、全身の感覚を養い、脳の発達を促しながら、『健やかな心』を育むテーマに、公園の紹介や固定遊具で育つ力などについて、情報発信を行った。

c 家庭教育支援講座 3回実施 参加人数:親子136人、参観保育者16人

親子で楽しみながら行う運動遊びを体験してもらうとともに、幼児期における運動習慣、健全な生活習慣、食習慣等の在り方やその重要性の啓発を行った。

ウ 調査研究・啓発、幼児教育振興施策の推進、連絡調整機能の発揮

(ア) 目 的

- a 就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る工夫について考察を進めながら、保幼小の交流情報を収集し関係機関に情報提供する等により幼児教育の充実を図る。
- b 幼稚園、保育園、小学校の連携を図るとともに、「大田区幼児教育振興プログラム」の施策を推進するため、施策の総合的な検討・調整を行う。
- c 関係機関との連携を強化し、幼児教育に関する施策の円滑な実施を図る。

(イ) 内 容

- a 小学校第1学年の学級支援に携わりながら、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る指導の工夫について考察を進め、考察結果を関係機関に情報発信する。
- b 幼児教育機関連絡協議会の事務局として会議の運営を務める。
- c 連絡会議及び関係機関主催の研修会等に積極的に参加する。

(ウ) 実 績 (令和7年度)

- a 第1学年学級への支援活動の実施(円滑な接続のための調査研究活動)

○第1学年学級支援活動実施状況

訪問学校数	8校
年間訪問回数(延べ)	304回

- b 幼児教育機関連絡協議会 1回開催

委員数 9 人（教育総務部長、教育総務課長、幼児教育センター所長、
保育サービス課長、中学校長代表、小学校長代表、区立保育園代表、
私立幼稚園代表、私立保育園代表）

c 関係機関との連絡会議等への積極参加

○連絡会議等への参加状況

こども発達センターわかばの家との個別協議会 1 回

要保護児童対策地域協議会実務者会議（こども家庭支援センター主催） 5 回

○指導課主催特別支援教育研修会参加へのコーディネート

私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	その他	計
3	13	29	1	3	49

※その他は児童館、小規模保育所等及び区関係所属の職員

※幼児教育機関のみの実績を記載

2 1 私学行政

（1）私学行政

① 事業内容

ア 私立幼稚園等 設置者、保護者への助成を通じ、幼稚園に就園しやすい環境整備を行うとともに私立幼稚園との連携を強化し、幼児教育内容の充実を図る。

イ 私立専修学校各種学校 新設・変更等に関わる許認可事務を通して、私立専修学校各種学校の健全な運営を図る。

② 令和 8 年度事業計画

ア 私立幼稚園等園児保護者補助金

（ア）目 的 幼児教育無償化の制度である子育てのための施設等利用給付に加え、保護者負担軽減補助金等を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。

（イ）内 容

補助金名	根拠法令
入園料補助金	大田区子育てのための施設等利用給付兼私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱
保護者負担軽減補助金	
子育てのための施設等利用給付	
保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ）	大田区私立幼稚園等施設等利用給付及び保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ）交付要綱

私立幼稚園等園児保護者補助金予算対比表

（単位：千円）

補 助 金 名	支給対象等	令和 8 年度		令和 7 年度	
		歳出		歳出	
入園料補助金	大田区に住民票を有し、私立幼稚園等に 3、4、5 歳児を就園させている保護者	人数	金額	人数	金額
		1,680	218,400	1,694	220,220
保護者負担軽減補助金	同上 所得により補助金額が異なる	人数	金額	人数	金額
		4,506	668,616	4,865	676,321
子育てのための施設等利用給付	同上 所得制限なし	人数	金額	人数	金額
		3,470	1,080,030	3,964	1,235,418
保護者負担軽減補助金（幼稚園型Ⅱ）	区内に住民票を有する 2 歳児	人数	金額	人数	金額
		30	12,195	※	※
保護者補助金合計			1,979,241		2,131,959

※ 当初予算での計上なし

イ 私立幼稚園設置者補助金

(ア) 目 的 私立幼稚園の設置者に補助金を交付することにより、私立幼稚園の振興と健全な運営を図る。

(イ) 内容及び根拠法令

振興費補助金	【大田区私立幼稚園振興費補助金交付要綱】
特別支援教育事業費補助金	【大田区私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱】
園児健康管理費補助金	【大田区私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱】
教材・園具補助金	【大田区私立幼稚園教材・園具補助金交付要綱】
幼児教育研究会事業費補助金	【大田区私立幼稚園幼児教育研究会事業費補助金交付要綱】
預かり保育事業費補助金	【大田区私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱】
多様な他者との関わりの機会の創出事業	【大田区私立幼稚園多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱】
地域子育て支援拠点事業	【大田区私立幼稚園等における地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱・実施要綱】
乳幼児のための幼稚園プラザ事業	【大田区乳幼児のための幼稚園プラザ事業補助金交付要綱】

私立幼稚園設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和 8 年度		令和 7 年度	
		園数	金額	園数	金額
振興費補助金	大田区内私立幼稚園	30	237, 229	32	244, 806
特別支援教育事業費補助金	特別な支援を要する園児が就園している大田区内私立幼稚園	人数	金額	人数	金額
		220	88, 000	272	108, 800
園児健康管理費補助金	大田区内私立幼稚園	人数	金額	人数	金額
		980	2, 999	927	2, 837
教材・園具補助金	大田区私立幼稚園連合会	園数	金額	園数	金額
		46	34, 879	46	36, 612
幼児教育研究会事業費補助金	大田区私立幼稚園連合会	金額		金額	
		4, 000		4, 000	
預かり保育事業費補助金	預かり保育を実施している大田区内私立幼稚園	園数	金額	園数	金額
		25	28, 100	24	26, 600
多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金	事業を実施している大田区内私立幼稚園	園数	金額	園数	金額
		2	12, 931	25	382, 926
地域子育て支援拠点事業補助金	事業を実施している大田区内私立幼稚園	園数	金額	園数	金額
		1	14, 150	1	16, 123
乳幼児のための幼稚園プラザ事業補助金	事業を実施している大田区内私立幼稚園	園数	金額	園数	金額
		28	215, 497	-	-
設置者補助金合計			637, 785		822, 704

ウ 外国人学校補助金

(ア) 目 的 外国人学校設置者や在籍する児童の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、外国人学校の振興と健全な運営を図る。

(イ) 内 容

a 外国人学校保護者補助

外国人学校保護者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和 8 年度		令和 7 年度	
外国人学校保護者補助金	外国人学校に在籍する生徒等の保護者	人数	金額	人数	金額
		87	11,484	84	11,088
多様な集団活動事業の利用支援事業	事業を実施している施設に在籍する幼児の保護者	人数	金額	人数	金額
		12	2,880	13	3,120
外国人学校保護者補助金合計			14,364		14,208

b 外国人学校振興事業

外国人学校設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和 8 年度		令和 7 年度	
外国人学校振興費補助金	大田区外国人学校振興費補助金交付要綱で定めた区内外国人学校	校数	金額	校数	金額
		—	0	—	0

エ 私立幼稚園入所者支援給付

(ア) 目 的 大田区在住園児が就園している区内外の施設型給付を受ける私立幼稚園等に運営費の給付を行い、子ども・子育て支援法に基づき、地域における幼児期の子育て支援の量の拡充と質の向上を図る。

(イ) 内 容

a 私立幼稚園運営費

補助金名	根拠法令
私立幼稚園運営費	子ども・子育て支援法 大田区子ども・子育て支援法施行規則

私立幼稚園運営費予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和 8 年度		令和 7 年度	
私立幼稚園運営費	大田区在住園児が就園している区内外の施設型給付を受ける私立幼稚園等	園数	金額	園数	金額
		16	929,341	14	903,626

b 一時預かり事業（幼稚園型）

補助金名	根拠法令
一時預かり事業（幼稚園型）	子ども・子育て支援法 大田区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱

一時預かり事業（幼稚園型）予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和 8 年度		令和 7 年度	
一時預かり事業（幼稚園型）	一時預かり事業を実施する私立幼稚園等	園数	金額	園数	金額
		23	316,751	20	233,955

2 2 社会教育に関する事務の権限及び執行

(1) 大田区教育に関する事務の職務権限の特例

平成 27 年度から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校教育における体育に関するものを除く。）、文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）は、区長が管理し、執行することとした。これにより、スポーツ推進事業及び文化関連事業は、観光・国際都市部（現在は、地域未来創造部）に移管した。

（根拠） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

平成 27 年度から、青少年を取り巻く諸課題に対して総合的に取り組むため、また地域力のさらなる活用により生涯学習施策の充実を図るため、青少年育成及び生涯学習関連事業を区長の職務権限として地域力推進部（現在は、地域未来創造部）に移管した。そのうち社会教育法等に基づく成人教育、青少年教育、社会教育関係団体の指導助言に関する事務は、教育委員会の権限に属する事務として地域未来創造部が補助執行している。具体的には、生涯学習講座（旧おおた区民大学）、まなびバ（日本語読み書き教室）、生涯学習人材育成、青少年リーダー講習会、ユネスコ活動、社会教育関係団体の指導助言である。

（根拠） 社会教育法
地方教育行政の組織及び運営に関する法律
大田区教育委員会の権限に属する事務の補助執行等に関する規則

社会教育・社会体育事業の移管・執行先

事業名	移管先
生涯学習情報の提供・生涯学習相談	地域未来創造部 地域力推進課
生涯学習人材育成（講座・活動支援）	
団体活動ステップアップ講座	
区民プロデュース講座	
生涯学習講座（旧おおた区民大学）	
まなびバ（日本語読み書き教室）	
社会教育関係団体	
生活学校	
ユネスコ活動	
青少年健全育成	
青少年交流センター	
心身障がい児交流促進事業	福祉部 障がい者総合 サポートセンター
若草青年学級	
コスモス青年学級	
大田区文化祭	地域未来創造部 文化芸術推進課 スポーツ推進課
大田区百景	
郷土博物館	
スポーツ推進事業	
体育施設（EBARA WAVE アリーナおおた（大田区総合体育館）・大森スポーツセンター）	

2 3 教育地域力の推進

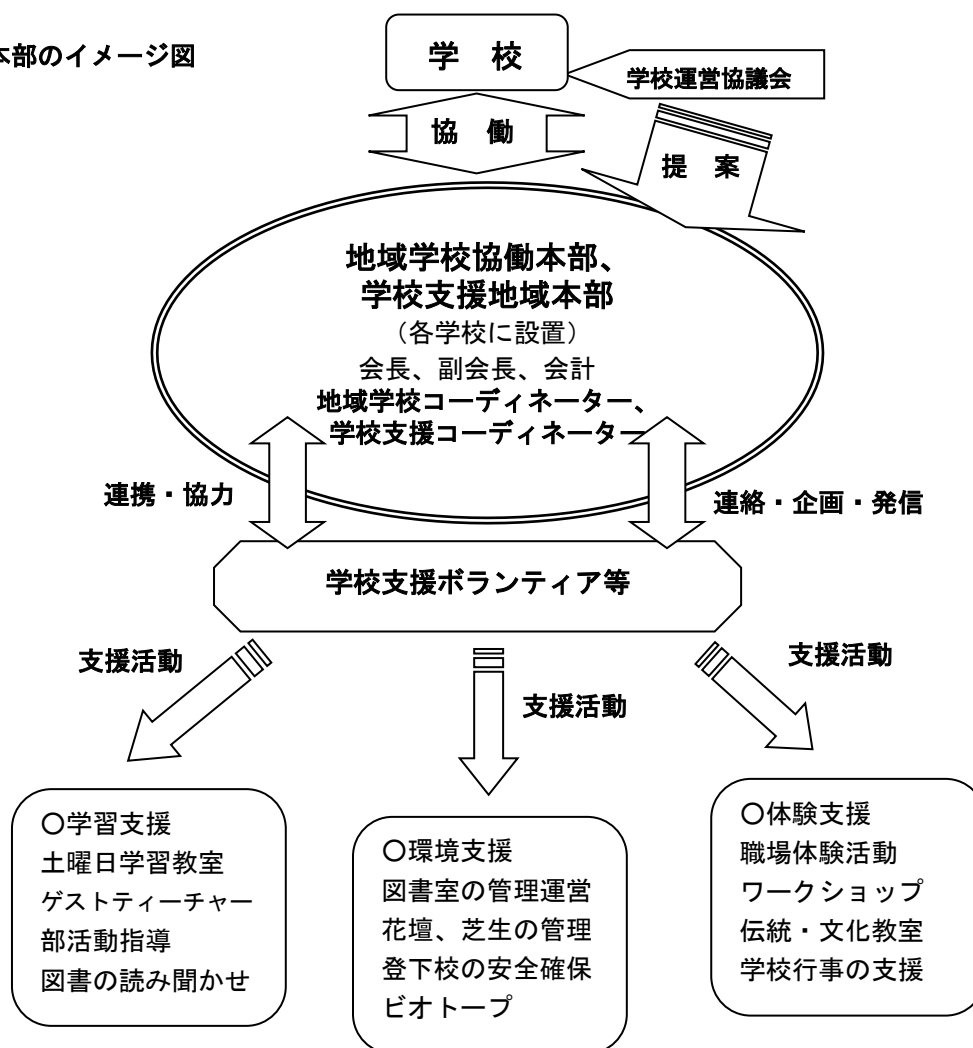
(1) コミュニティ・スクールの推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、地域とともにある学校を目指し、令和 3 年度のモデル事業を経て、令和 4 年度に 5 校、令和 5 年度に 14 校、令和 6 年度に 17 校、令和 7 年度に 26 校、計 62 校の区立小・中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校をいう。）を導入した。学校運営協議会は、地域住民や保護者などから構成され、学校運営の基本方針の承認、学校運営全般や教職員の任用に関する意見を述べる権限を持ち、地域の声を活かして地域と一体となって特色ある学校づくりを進める。

(2) 地域学校協働本部・学校支援地域本部（地域学校協働活動の推進）

学校の教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みとして、区内の区立小・中学校に地域学校協働本部（コミュニティ・スクール未導入校は学校支援地域本部、以下「本部」という。）を設置している。本部には地域学校コーディネーター（コミュニティ・スクール未導入校は学校支援コーディネーター）を置き、学校の要望や学校運営協議会の提案を受け、ボランティアとの連絡調整等を行う。補習教室等の学習支援、図書室の整理等の環境支援、地域の伝統・文化を学ぶ等の体験支援等、様々な活動を通して学校を支援する。

① 本部のイメージ図



② コーディネーター研修

ア 目 的 新任コーディネーター向け及び現任コーディネーターのスキルアップのため、講義・グループワーク等を実施し、コーディネーターの役割等について理解を深める。

イ 実 績(令和7年度) 参加者 延べ62名

③ コーディネーター交流会

ア 目 的 コーディネーター同士の情報交換やネットワーク構築の一助となるよう交流会を実施する。

イ 実 績(令和7年度)

コーディネーター活動の活発化に資する交流会を2回実施した。

第1回 26名 第2回 23名

④ 学校支援ボランティアと本部との連携

ア 目 的 教育委員会に登録されている様々な知識や技術を持つ地域の人材を本部でも活用できるよう、学校のほか各本部にも情報提供を行い、活動の多様化を図る。

イ 実 績 登録ボランティア数 17名(令和8年3月末)

(3) 家庭・地域教育力の向上

① 家庭・地域教育力向上支援事業 家庭教育学習会講師派遣

ア 目 的 家庭や地域の教育力を向上させるため、PTAや保護者の会が行う子育てや教育に関する学習会に講師を派遣し、身近な場所での学習会の開催を支援します。

イ 対 象 区立小・中学校PTA又は保護者の会

ウ 根 拠 大田区家庭・地域教育力向上支援事業 家庭教育学習会講師派遣要領

エ 実 績(令和7年度)

実施団体 6団体 6講座 (内訳 PTA4、保護者の会2)

参加者 373人

講演会・学習会のテーマ

・こどもたちのために 今できることを！

～学校・地域・保護者の対話でこどもの未来を拓く～

・保護者のためのAI入門 親子で安心して使えるAIとのつきあい方

・誰もが幸せに生きるためのいのちの話

～親も子も、みんなで性について学ぼう～ など

② 家庭・地域教育力向上支援事業 家庭・地域教育力向上支援事業補助金

ア 目 的 区立小・中学校のスクールサポート(地域学校協働本部)がPTAと協働して行う家庭教育支援事業を補助することによってコミュニティ・スクールの推進を図り、地域の特色や課題に応じた家庭教育学習会を開催します。

イ 対 象 スクールサポート(地域学校協働本部)

ウ 根 拠 大田区家庭・地域教育力向上支援事業補助金交付要綱

エ 実 績(令和7年度)

実施団体 3団体 6講座

参加者 198人

講演会・学習会のテーマ

- ・地域で子どもたちの生き方を語ろう
～予測困難な未来社会を聞き取る子どもたちを育てる、
家庭・地域の体制づくりを考える～
- ・今話題の「ウェルビーイング」ってなに？
～学校・家庭・地域でのウェルビーイング～
- ・小学生の保護者のための性教育講演会
～家庭でどう伝える？こどもの成長に寄り添う関わり方～

③ 家庭教育学習会

ア 目的 こどもたちの健やかな成長を目指して、家庭の教育力向上を図るため、保護者が家庭教育について学ぶ機会及び情報の提供を行う。

イ 実績(令和7年度)

(ア)学校デビュー応援プログラム(入学前)

テーマ 「小学校入学に備えて、親子で心の準備をしよう！」

6講座(小学校6校 蒲田小学校・六郷小学校・開桜小学校・
池上小学校・調布大塚小学校・東調布第三小学校)で実施

対象 次年度小学校入学予定児と保護者

参加者 保護者 349人 年長児 279人 保育 35人

(イ)入学後のプログラム

テーマ「親のジェンダー観アップデートしませんか？
～こどもの生きる未来から考えるジェンダー～」

対象 小学校1年生から3年生のこどもの保護者

参加者 9人

(ウ)『家庭教育リーフレット』の発行

対象 区立小学校入学予定児の家庭数

④ 家庭教育講演会

ア 目的 家庭の教育力向上を図るため、講演会を開催し、家庭教育について学ぶ機会を提供する。

イ 対象 小学生以上の児童・生徒の保護者

ウ 実績(令和7年度)

テーマ「こどもの心のコーチング」

参加者 84人 保育5人

⑤ 家庭教育の手引き

ア 目的 こどもの教育に関する不安の解消や、家庭の教育力の向上のため、保護者がこどもと向き合うためのヒントをまとめた手引きを発行し家庭教育の支援を行う。

イ 対象 小学生以上の児童・生徒の保護者等

ウ 実績(令和7年度)

『子育ての3つのヒント～家庭教育の手引き～』

⑥ 家庭教育コラム

ア 目的 おおたの教育や大田区ホームページ、SNS等を通じて家庭教育に関する情報を提供し、学習機会への参加が困難な保護者への家庭教育支援を行う。

イ 実績(令和7年度) 1回発行

テーマ「未来を生きる子どもたちに、ご家庭で伝えたい『金融・経済』の学び」

⑦ P T A 研修会

- ア 目 的 P T A 活動の基礎知識を学び、充実させるための研修会の開催を支援する。
- イ 対 象 区立小・中学校 P T A 会員
- ウ 実 績(令和 7 年度)
- (ア)『P T A リーフレット』発行 10,300 部
(英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版、ネパール語版、ベトナム語版は大田区ホームページに掲載)
- (イ) 小学校 P T A 研修会(新任役員研修会) 1 回 参加者数 203 人
テーマ 「明日から使える P T A の歩き方～P T A 探検隊～」
「こんな P T A を作りたい！～新任役員で語り合おう～」
- (ウ) 中学校 P T A 研修会(全体研修会) 1 回 54 人
テーマ 「中学生の成長を応援 ♪ 親も体験する運動と栄養の時間
～今日からできる家庭の健康づくり～」
講 師 株式会社バディトレ 代表取締役 星野雄三

(4) 社会教育の推進

社会教育に関する事務については、補助執行も含め複数の部で取り組んでいるが、その歴史やこれまでの実践について分かりやすく周知するため「社会教育コラム」を大田区ホームページ、SNS を通じて発信する。

2 4 学校施設活用

区立小・中学校の体育館、校庭、会議室等を社会教育その他公共のために活用することにより、区民の学習、文化及びスポーツ等の地域活動の振興を図る。

(1) 学校施設の地域開放

- ① 目 的 区民の学習・文化・スポーツ活動のために、学校教育に支障のない範囲で、小・中学校の校庭や体育館、特別教室、生涯学習兼地域集会室等学校施設の開放を促進する。
- ② 対 象 5 名以上で構成する区内在住・在勤・在学の団体
- ③ 根 拠 大田区立学校施設の活用に関する条例
大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則・同実施要綱
- ④ 実 績 (令和 7 年度)

施設別	回数 (回)	人員 (人)
小学校計	36,107	1,108,502
中学校計	12,666	283,400
総 計	48,773	1,391,902

(2) 学校開放事業

① 校庭等開放

- ア 目的 こどもの健全育成と余暇の善用に役立つよう、小学校の校庭等を開放し、自由で安全な遊び場を提供する。
- イ 対象 小学校の通学区域の児童・幼児とその保護者
- ウ 根拠 大田区校庭等開放実施要綱
- エ 実績(令和7年度) 実施校 38校 延日数 601日 延利用者数 17,265人

② スポーツ開放

- ア 目的 地域住民の余暇の善用と体力づくりを図るため、小学校の体育館を開放しスポーツ活動の場を提供する。
- イ 対象 小学生以上の区内在住・在勤者
- ウ 根拠 大田区学校体育館スポーツ開放実施要綱
- エ 実績(令和7年度) 実施校 22校 延日数 550日 延利用者数 10,632人

2.5 放課後居場所づくりの推進

児童の健全育成の場として、区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所づくりを推進している。居場所づくりに当たっては、学童保育事業(学校内学童)及び放課後こども教室事業を一体的に実施し、名称を「放課後ひろば」としている。

なお、学校施設の状況等により放課後こども教室事業を先行して実施している学校がある。

今後は、放課後の児童の安全・安心で充実した居場所づくりに向けて、学校と緊密な調整をしながら、学校内学童と放課後こども教室の一元的かつ一体的な放課後ひろば事業の整備を推進していく。

(1) 学校内学童

- ① 目的 区立小学校の施設を活用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
- ② 対象 保護者の就労等により、放課後や学校休業日に保育が必要な児童
- ③ 実績(令和7年度) 実施校 54校
- ④ 令和8年度実施校 56校(令和8年7月1日時点)

(2) 放課後こども教室

- ① 目的 区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育む。
- ② 対象 当該小学校の全児童
- ③ 実績(令和7年度) 実施校 59校

④ 令和8年度実施校 59校(令和8年7月1日時点)

放課後ひろば 56校

大森第四小学校	中富小学校	大森第一小学校	開桜小学校
大森第三小学校	大森第五小学校	大森東小学校	入新井第五小学校
入新井第一小学校	山王小学校	馬込小学校	馬込第二小学校
馬込第三小学校	梅田小学校	池上小学校	池上第二小学校
徳持小学校	入新井第二小学校	入新井第四小学校	東調布第一小学校
調布大塚小学校	東調布第三小学校	嶺町小学校	千鳥小学校
久原小学校	松仙小学校	池雪小学校	洗足池小学校
赤松小学校	清水窪小学校	糀谷小学校	東糀谷小学校
北糀谷小学校	羽田小学校	都南小学校	萩中小学校
中萩中小学校	出雲小学校	六郷小学校	西六郷小学校
高畑小学校	仲六郷小学校	志茂田小学校	東六郷小学校
南六郷小学校	矢口小学校	矢口西小学校	多摩川小学校
相生小学校	矢口東小学校	おなづか小学校	道塚小学校
蒲田小学校	南蒲小学校	新宿小学校	東蒲小学校

注) 大森第一小学校、馬込第二小学校、池雪小学校、及び六郷小学校は児童館が学校に隣接していることから、児童館での学童保育と学校内の放課後こども教室を一体的に実施している。

放課後こども教室単独 3校

田園調布小学校	小池小学校	雪谷小学校
---------	-------	-------

2.6 放課後こども教室における自主学習支援

- ① 目的 児童の学習習慣の定着と基礎学力向上のため、宿題や自主的な学習の支援・指導を行うことで、こどもたちの学びたいという意欲を育てる。
- ② 内容 専門の支援員が児童の宿題や自主的な学習の支援・指導を行う。
- ③ 対象 以下実施校の放課後こども教室利用児童
- ④ 実績 実施校6校(令和7年度)
- ⑤ 令和8年度実施校 59校(令和8年7月時点)

27 図書館

(1) 図書館の概要

図書館は、図書館法に基づき、区民ニーズに対応した資料や情報を提供し、区民の学習や文化活動等社会教育の充実を図ることを目的としている。

大田区立図書館は、現在 16 館体制で運営し、大田図書館を除いた地域図書館に指定管理者制度を導入している。ほかに、大田文化の森情報館（図書館同種施設）と田園調布せせらぎ館に図書サービスコーナーがある。

[図書館施設の概要]

図書館名	所在地	電話	床面積 (㎡)	開館年月	座席数
大 田	田園調布南 25-1	3758-3051	2,151	昭和 45 年 6 月	162
大 森 南	大森南 1-17-7	3744-8411	1,199	昭和 51 年 11 月	147
大 森 東	大森東 1-31-3-104	3763-9681	1,250	昭和 57 年 5 月	151
大 森 西	大森西 5-2-13	3763-1191	1,201	昭和 61 年 8 月	117
入 新 井	大森北 1-10-14	3763-3633	1,015	昭和 49 年 8 月 平成 23 年 3 月移転	138
馬 込	中馬込 2-26-10	3775-5401	1,608	昭和 46 年 5 月	294
池 上	池上 6-3-10	3752-3341	1,026	昭和 31 年 6 月 令和 3 年 3 月移転	152
久 が 原	久が原 2-28-4	3753-3343	1,200	昭和 59 年 10 月	208
洗 足 池	南千束 2-2-10	3726-0401	1,254	昭和 35 年 3 月 平成 8 年 7 月改築	185
浜 竹	西糀谷 3-32-7	3741-1185	984	昭和 46 年 8 月 平成 15 年 10 月移転	94
羽 田	羽田 1-11-1	3745-3221	1,300	平成 6 年 12 月	185
六 郷	南六郷 3-10-3	3732-4445	1,418	昭和 47 年 11 月 平成 30 年 12 月改築	152
下 丸 子	下丸子 2-18-11	3759-2454	1,764	昭和 50 年 9 月	195
多 摩 川	多摩川 2-24-63	3756-1251	1,211	昭和 58 年 8 月	177
蒲 田	東蒲田 1-19-22	3738-2459	1,259	昭和 35 年 3 月 平成 3 年 10 月移転	150
蒲田駅前	蒲田 5-13-26-301	3736-0131	1,710	昭和 56 年 4 月	153
				計	2,660

[休館日・開館時間]

図書館名	休館日	開館時間
大田・大森東・入新井・池上・洗足池・浜竹・多摩川・蒲田	第 2 木曜日	午前 9 時～午後 7 時(入新井は午後 8 時まで、池上は午後 9 時まで)
大森南・大森西・馬込・久が原・羽田・六郷・下丸子・蒲田駅前	第 3 木曜日	午前 9 時～午後 7 時 (蒲田駅前は午後 8 時まで)

注：休館日が祝日の場合はその翌日が休館日となる。

《 全館共通休館日 》 年末年始 12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日
(1 月 4 日は午前 10 時から開館)

《 特別整理期間 》 各館年間 7 日以内(大田図書館は 10 日以内)

(2) 図書館の事業

① 資料数

区内全域に施設配置を進め、資料提供の充実を図ってきた。図書資料の選定は集中選書方式によって、大田区立図書館全館の図書資料選択を一元化して行っている。現在の資料数は図書が約 190 万冊、視聴覚資料が約 11 万点となっている。

各館別資料数（令和 7 年度）

図書館名	図書		視聴覚資料			
	一般 (冊)	児童 (冊)	C D (タイトル)	カセットテープ (タイトル)	ビデオテープ (タイトル)	DVD (タイトル)
大 田	210,462	51,034	4,295	42	116	532
大 森 南	78,255	24,083	5,940	1,735	0	141
大 森 東	68,100	19,862	5,626	3	1	271
大 森 西	74,342	24,023	6,462	575	0	186
入 新 井	66,842	24,622	4,687	0	0	213
馬 込	93,948	24,211	5,973	38	14	225
池 上	70,155	24,299	5,024	2	0	184
久 が 原	65,815	24,481	5,258	0	0	145
洗 足 池	88,873	24,542	3,733	0	0	230
浜 竹	67,450	19,079	5,452	1	0	157
羽 田	87,518	32,727	5,474	82	153	206
六 郷	73,929	24,156	5,899	0	54	368
下 丸 子	107,921	49,790	5,145	646	1	367
多 摩 川	66,166	21,766	2,045	0	0	171
蒲 田	65,100	20,934	20,320	0	0	192
蒲田駅前	101,503	31,051	6,006	0	0	315
図書館合計	1,386,379	440,660	97,339	3,124	339	3,903
大田文化の森 情報館 ※	59,968	17,837	4,980	0	0	55
総 合 計	1,446,347	458,497	102,319	3,124	339	3,958

※大田文化の森情報館は、地域未来創造部が管理する図書館同種施設である。

② 貸出

年間貸出総数は約 490 万 1 千冊、視聴覚資料約 23 万 7 千点となっている。「共通かしだしカード」は、大田区立図書館全館・大田文化の森情報館・田園調布せせらぎ館で共通に使用でき、貸出期間は 2 週間以内である。

ア 対 象 区内居住者又は大田区に通勤、通学先がある者、大田区に隣接する品川区・目黒区・世田谷区・渋谷区に居住している者

イ 実施方法 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参し、貸出申込書を提出のうえ利用者登録する。登録した利用者には「共通かしだしカード」を交付する。中学生以下は、父母等の保証人の署名が必要である。

各館別貸出状況（令和7年度）

図書館名	登録者数			貸出冊数		
	一 般	児 童	合 計	一 般	児 童	合 計
大 田	11,087	1,569	12,656	324,399	68,729	393,128
大 森 南	2,877	967	3,844	81,989	26,616	108,605
大 森 東	3,236	510	3,746	99,276	14,852	114,128
大 森 西	5,399	1,044	6,443	155,250	29,605	184,855
入 新 井	13,298	1,622	14,920	345,791	61,983	407,774
馬 込	9,232	1,500	10,732	263,135	64,248	327,383
池 上	18,729	2,152	20,881	456,704	72,409	529,113
久 が 原	6,874	2,114	8,988	253,337	98,720	352,057
洗 足 池	17,437	2,241	19,678	443,360	86,185	529,545
浜 竹	4,399	808	5,207	136,033	26,310	162,343
羽 田	4,602	627	5,229	120,468	21,592	142,060
六 郷	6,263	1,484	7,747	207,475	54,439	261,914
下 丸 子	7,566	1,888	9,454	268,581	71,960	340,541
多 摩 川	4,886	961	5,847	160,606	36,317	196,923
蒲 田	4,841	831	5,672	153,526	35,561	189,087
蒲田駅前	13,525	936	14,461	252,116	29,939	282,055
図書館合計	134,251	21,254	155,505	3,722,046	799,465	4,521,511
大田文化の森 情報館	6,848	1,485	8,333	222,408	55,201	277,609
田園調布 せせらぎ館 ※	1,858	175	2,033	89,268	12,160	101,428
総合計	142,957	22,914	165,871	4,033,722	866,826	4,900,548

図書館名	視聴覚資料		
	C D 貸出数	カセット貸出数	ビデオ等貸出数
大 田	11,868	31	443
大 森 南	6,503	65	333
大 森 東	8,459	5	480
大 森 西	9,489	342	580
入 新 井	22,091	49	553
馬 込	12,175	36	638
池 上	20,379	24	982
久 が 原	11,121	14	506
洗 足 池	19,167	9	709
浜 竹	9,824	5	723
羽 田	8,005	9	460
六 郷	14,910	8	462
下 丸 子	12,123	75	891
多 摩 川	11,616	16	482
蒲 田	9,045	8	587
蒲田駅前	20,185	18	459
図書館合計	206,960	714	9,288
大田文化の森情報館	14,788	6	0
田園調布せせらぎ館 ※	5,616	18	0
総合計	227,364	738	9,288

注：ビデオ等貸出数にはDVD貸出数を含む。

※田園調布せせらぎ館（地域未来創造部所管）は、蔵書がなく予約資料の貸出・返却のみ行う。

③ 予約・リクエスト

希望の資料が貸出中の場合は「予約」として受け、所蔵していない場合は、「リクエスト」として受け付けている（「リクエスト」は田園調布せせらぎ館を除く。）。所蔵していない資料は、都立図書館や他区市の図書館から借用又は、購入する等してできる限り利用者に提供している。

ア 対 象 登録利用者

イ 実施方法 館内では、予約・リクエストカード等により受け付けている。また、インターネット及び館内利用者端末から区内に所蔵のある資料に限り、利用者自身でも予約できる。電話・FAXによる受付もしている。

インターネットからの予約は、令和7年度1,400,148件（予約全体の86.4%）あった。

④ 参考調査（レファレンス）

必要な図書や資料を探し、関連する情報を提供している。書架案内、端末での検索のほか、参考資料等を活用し利用者の調査活動の援助や資料による回答を行っている。図書館利用登録がなくても受け付けている。

カウンターでの直接依頼のほか、電話や手紙等による問い合わせにも応じている。回答は、口頭、電話又は文書で行う。

各館別予約・レファレンス件数（令和7年度）

図書館名	予約件数	レファレンス件数	図書館名	予約件数	レファレンス件数
大 田	139,591	28,177	六 郷	76,527	7,595
大 森 南	24,485	6,824	下 丸 子	113,516	13,410
大 森 東	30,844	2,597	多 摩 川	56,296	3,422
大 森 西	46,255	6,158	蒲 田	46,685	7,738
入 新 井	154,907	7,172	蒲田駅前	103,702	12,612
馬 込	105,992	5,824	図書館合計	1,444,830	147,603
池 上	181,591	15,488	大田文化の森 情報館	84,482	7,517
久 が 原	100,489	6,039	田園調布 せせらぎ館	91,265	8,348
洗 足 池	191,403	13,565	総合計	1,620,577	163,468
浜 竹	42,483	4,906			
羽 田	30,064	6,076			

⑤ 児童サービス

こどもと本のより良い結びつきを作り出し、こどもが自主的に読書活動ができるよう、様々な児童サービスを行っている。児童用図書のほか、絵本や紙芝居等も貸し出している。また、YA（Young Adult）専用コーナー（主に13歳から18歳の中高生世代に向けた書籍コーナー）やりんごの棚（特別なニーズのあるこどもたちのために、さわって楽しめる本や大きく読みやすい字の本などを展示した棚）を設置しており、様々なこどもたちが本に触れる機会を提供している。

ア 学校貸出

区立小・中学校に対して、学級単位や学年単位で、あるいは学校図書館に児童書を長期に貸し出している。

イ 総合学習への協力

「調べ学習」での利用には、図書館での資料の探し方等について説明している。ま

た、必要な資料を学校に1か月貸し出しているほか、施設見学、職場訪問、職場体験を受け入れている。

ウ こども向け行事

各図書館でこども向け行事やおはなし会、こども会、映画会等を定期的に行っている。春と秋の読書週間では、読書通帳の配布やスタンプラリーなど、各館で読書に親しめる様々な催しを行っている。

エ ホット Smile

泣いている赤ちゃんをあやしたり、赤ちゃんと一緒にホットと一息つきたいときに利用いただけるスペース「ホット Smile」を設置している。

オ 大田区図書館を使った調べる学習コンクール

不思議に思ったことなど、テーマを自由に自分で決めて図書館で調べたことをまとめた作品を応募するコンクール。こどもたちの調べる力、考える力の育成をめざしている。

各館別集会行事回数（令和7年度）

図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)
大 田	50	557
大 森 南	85	1,304
大 森 東	108	1,722
大 森 西	95	1,459
入 新 井	81	2,205
馬 込	70	1,190
池 上	75	1,121
久 が 原	91	4,405
洗 足 池	54	717
浜 竹	89	1,246

図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)
羽 田	104	1,373
六 郷	117	1,910
下 丸 子	233	1,507
多 摩 川	94	1,861
蒲 田	101	1,044
蒲田駅前	66	721
図書館合計	1,513	24,342
大田文化の森 情報館	11	161
総合計	1,524	24,503

⑥ 学校図書館支援事業

区立小・中学校の学校図書館の利用促進と児童生徒の読書活動の推進を図るため、「児童・生徒が積極的に利用する魅力ある学校図書館」として整備、円滑に運営されるよう支援を行うことを目的として、専門的な視点からその活動を支援する学校図書館支援事業を行っている。

学校との連絡を密にとりながら、今後も司書教諭・読書学習司書等と連携をとりさらなる支援を行っていく。

ア 対 象 教諭、読書学習司書、児童生徒、学校図書館ボランティアなど

イ 支援内容 学校図書館資料の案内、学校図書館利用支援、テーマ展示等への支援、調べ学習や各単元等での図書館資料活用支援、学校図書館利用授業のサポート、環境整備（書架移動、サイン、掲示、レイアウト等）、修理、除籍への支援、選書への支援、蔵書点検への支援、図書委員会への支援、その他、学校図書館支援に必要な業務

⑦ 障がい者サービス

区内に在住・在勤・在学で、障がい等のある人の読書ニーズに、的確に応えることを目的とする。

貸出数は、図書・雑誌12冊、視聴覚資料10点まで、期間は1か月以内である。

ア 宅 配

区内在住で来館できない人のために、図書やCD・カセットテープを自宅まで届けている（全館で実施）。

イ 郵 送

視覚障がいのある人のために録音図書・録音雑誌を郵便で送付している（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）。

ウ 対面朗読

主に視覚障がいのある人のために対面朗読室で希望する図書を朗読している。

エ 録音図書の作製、貸出

大田、大森東、下丸子の各図書館では、希望の図書を録音作製し、（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前の各図書館で、録音図書を貸し出している。）

令和8年度には「サピエ図書館」「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」に加入している。

オ 大型活字本の貸出

視力の弱い人のために作られた大きな活字の本の貸し出しを全館で行っている。

障がい者サービス状況（令和7年度）

図書館名	障がい者サービス			
	宅配 (タイトル)	郵送 (タイトル)	対面朗読 (回数)	録音図書 作製 (タイトル)
大 田	200	105	0	1
大 森 南	0	34	0	0
大 森 東	0	62	4	0
大 森 西	355	324	0	0
入 新 井	129	0	0	0
馬 込	59	290	33	0
池 上	227	0	46	0
久 が 原	49	0	0	0
洗 足 池	95	0	0	0
浜 竹	224	0	0	0
羽 田	33	0	24	0
六 郷	10	0	2	0
下 丸 子	70	224	12	0
多 摩 川	20	0	0	0
蒲 田	116	0	0	0
蒲田駅前	140	439	47	0
図書館合計	1,727	1,478	168	1

⑧ 団体貸出

10人以上のグループに図書を1回100点（うち視聴覚資料は10点）まで貸し出している。貸出期間は1か月以内である。

ア 対象団体 館長が適当と認めた読書グループ、社会教育関係団体

イ 利用方法 団体の代表者の本人確認書類を持参し、団体貸出申込書を提出する。登録した団体には「共通かしだしカード（団体用）」を交付する。

団体貸出利用状況（令和7年度）

図書館名	貸出団体数	貸出冊数
大 田	119	30,530
大 森 南	31	3,923
大 森 東	31	6,529
大 森 西	34	3,477
入 新 井	35	4,505
馬 込	38	3,013
池 上	33	1,407
久 が 原	30	13,400
洗 足 池	54	3,635

図書館名	貸出団体数	貸出冊数
浜 竹	19	3,219
羽 田	31	6,241
六 郷	56	6,194
下 丸 子	51	4,221
多 摩 川	30	6,578
蒲 田	32	4,970
蒲田駅前	27	3,230
図書館合計	651	105,072

⑨ ボランティア養成

地域のボランティア活動を支援するとともに、こども等に対する読み聞かせや対面朗読・録音図書作製を担う音訳者等を養成するため、講座等を開催している。

ア 読み聞かせボランティア講座等

（ア）対 象 区内の図書館で読み聞かせボランティアとして活動できる人

（イ）実 績

- a 令和8年度予定 初級講座 3日×2回 定員40人（各20人）
 ステップアップ講座 3日×3回 定員45人（各15人）
 講演会 1回 定員50人

※講演会について、令和7年度から開催目的をボランティア養成から家庭での読書環境づくりに変更して開催している。

- b 令和7年度実績 初級講座 3日×2回 参加者のべ137人
 ステップアップ講座 3日×3回 参加者のべ134人
 講演会 1回 参加者54人

- c 令和6年度実績 初級講座 3日×2回 参加者のべ106人
 ステップアップ講座 3日×2回 参加者のべ74人
 ステップアップ講座 1日×3回 参加者29人
 講演会 1回 参加者46人

イ 音訳者現任講座・養成講座

（ア）対 象 大田区立図書館で音訳ボランティアとして活動している人。養成講座は修了後、大田区立図書館で音訳ボランティアとして活動できる人

（イ）実 績

- a 令和8年度予定 現任講座 5日×1回 定員 14人
 b 令和7年度実績 現任講座 5日×1回 参加者 8人
 c 令和6年度実績 養成講座 7日×1回 修了者14人
 デイジー講習 3日×2回 修了者14人

⑩ 特設コーナーの設置

入新井、下丸子、蒲田駅前図書館の3館に「特設コーナー」を設置している。司書資格を持ったスタッフを置き、図書資料に関する相談を受け付けている。

- ア 入新井図書館 ビジネス支援コーナー
 イ 下丸子図書館 子ども・子育て支援コーナー
 ウ 蒲田駅前図書館 医療介護情報コーナー

特設コーナー利用状況（令和7年度）

	入新井図書館		下丸子図書館		蒲田駅前図書館	
	資料数	貸出数	資料数	貸出数	資料数	貸出数
図書（冊）	3,937	19,577	1,622	12,386	3,609	13,616
雑誌（種）	9		9		22	
レファレンス件数（件）	114		297		77	
関連自主事業	1回・30人		111回・577人		20回・198人	

⑪ 図書館ホームページ

平成20年度に、図書館ホームページを開設し、インターネットから区内全館で所蔵する図書等の検索や予約ができるサービスを開始した。

また、開館情報やイベント情報を掲載するほか、「こどものページ」、「10代のページ」、「地域資料」、「特殊コレクション」などのページを設け、関連資料を紹介している。令和7年度にリニューアルを実施し、貸出履歴の自動登録、スマートフォン等にバーコードを表示させるデジタルかじりカード等を導入した。

⑫ 図書館利用者用インターネット接続環境

平成26年度に、利用者用インターネット端末を全館配備し、図書館内で出版物では補えない情報を都や国等のホームページから取得できる環境を整備した。インターネットの情報検索や有料データベースおよび国立国会図書館デジタル化資料の閲覧サービスが利用できる。

平成27年度には、より多くの図書館利用者にインターネット接続環境を提供するために、全館に公衆無線LANアクセスポイントを設置した。

令和8年度からは、有料データベースを拡充し、朝日新聞「朝日新聞クロスサーチ」に加え、読売新聞「ヨミダス」、日本経済新聞・雑誌「日経テレコン21」、辞書・辞典検索「ジャパンナレッジLib」、「官報情報検索サービス」を追加し、判例・法令データベースは、「D1-Law.com」から「Westlaw Japan」に変更した。

⑬ 図書館ICTタグシステム

利用者の利便性向上及び窓口業務の軽減によるレファレンスや案内業務の充実を図り、専門性の高い図書館サービスを提供するため、ICTタグを活用したシステムを整備した。令和2年度は、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート等のシステム機器を全館に設置した。また、移転後の池上図書館には予約本自動受取機を設置した。

⑭ 電子書籍貸出サービス

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う図書館の休館等の際に、読書の機会を確保し「新たな日常」に対応するため、令和3年度に、電子書籍貸出サービスを開始した。

このサービスは、パソコンやスマートフォンなどから一定期間本を閲覧できるほか、音声読み上げや、文字拡大など、読書が困難な方々も本を楽しむことができる機能が付帯されている。

令和8年度には、電子雑誌閲覧サービスを導入した。

電子書籍タイトル数・閲覧回数

	タイトル数	閲覧回数
令和7年度	13,613	92,257

⑮ 座席管理システム

図書の閲覧や調べものに、より快適に利用できるよう令和8年1月から大田、池上、洗足池図書館の座席をインターネットから事前に予約できる座席管理システムを導入した。

⑯ 集会室・多目的室の利用

集会室は、馬込図書館に設置している。社会教育関係団体が無料で使用できる。

多目的室は、大森南、大森西、池上、久が原、洗足池、羽田、六郷、下丸子、多摩川、蒲田図書館に設置している。公益的・公共的団体等が実費相当額で使用できる。

28 文化財保護

文化財は、人間と自然が残した文化的遺産で、歴史的・芸術的観点から優れた価値を有する有形の財、無形の技・芸である。これらは、今日の歴史・文化の理解を促進し、将来の文化を発展させる区民共有の貴重な財産であると言える。

現在、大田区には、文化財保護法や都・区の文化財保護条例に基づき、180件以上の文化財が指定・登録されている。亀甲山古墳や本門寺五重塔等の国指定文化財をはじめ、多摩川台古墳群等の都指定文化財、六郷神社獅子舞等の区指定文化財、このほか茅葺民家の山崎家住宅や近代建築の旧清明文庫（現・大田区立勝海舟記念館）等の国登録文化財建造物がある。

文化財を保護・保存し将来へ伝えるため、年次計画に基づく文化財調査を実施し、その成果をもとに、調査報告書等の文化財資料を作成している。また、講演会や見学会を開催し、普及・啓発に努めている。さらに指定文化財については、大田区文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、申請があった所有者に対し補助金を交付している。

埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、236箇所ある遺跡（令和8年3月現在）の範囲や分布状況を周知し、遺跡の現状を変更する場合には、記録保存のための発掘調査を実施している。

（1）文化財保護審議会

文化財に関し広くかつ高い識見を有する学識経験者を委員に委嘱し、大田区の文化財の保存・活用に関する事項を審議している。現在6名で審議회를構成し、令和7年度は2回開催した。

（2）文化財資料の作成・刊行

文化財調査に基づく基礎資料の充実を図るとともに、刊行物やパンフレット・啓発用冊子等を発行している。令和7年度は以下の資料等を作成した。

- ・ パンフレット『ぶんかざいおおた』第28号
- ・ 大田区ホームページ内『文化財寄稿集』の原稿作成
- ・ 『学芸員直伝！文化財虎の巻 指定・登録文化財編』
- ・ 『東京都大田区 馬込貝塚内横穴墓 発掘調査報告書』

(3) 文化財保護の啓発・普及

地域の文化財や歴史を知り、身近に親しむとともに、文化財の保護・保存・活用に対する理解と関心を深めてもらうため、各種の事業を開催している。

区指定文化財所在地には、文化財の特色を記した標識板を設置し、管理している。

令和7年度は下記のとおり実施した。

① 文化財公開見学会「安養寺の平安仏」

内容 都指定文化財「木造薬師如来坐像」「木造釈迦如来坐像」「木造阿弥陀如来坐像」の修理完了記念として特別公開

日時 令和7年11月22日(土) 12:00~12:50、14:00~14:50

会場 安養寺

監修 山本 勉氏(大田区文化財保護審議会委員・鎌倉国宝館館長・半蔵門ミュージアム館長)

来場者 59名(はがきでの事前申込制)

② 文化財講演会「古川薬師 安養寺の平安仏」

内容 区内に現存する貴重な平安時代の仏像について解説する講演会

日時 令和7年11月15日(土) 14:00~16:00

会場 郷土博物館

講師 山本 勉氏(大田区文化財保護審議会委員・鎌倉国宝館館長・半蔵門ミュージアム館長)

参加者 29名

③ 文化財標識板の管理

盤面取替 4件 「板碑群(密乗院内)」「梵鐘(宝幢院内)」「水船(手水石)」「梵鐘(厳正寺内)」

④ 文化財写真パネル展

令和7年度は、郷土博物館1階特集展示ケースで「区内の太平洋戦争関連慰霊碑」「埋蔵文化財調査報告」をテーマにパネル展示を開催した。

(4) 文化財調査

① 文化財調査

補助金交付による文化財保存修理事業や、文化財評価等に関する照会・相談等に対応するため、随時専門家による現況確認・所見作成を実施している。

ア 区指定文化財保存修理事業の現況確認及び所見作成

令和7年度は該当なし。

イ 国・都指定文化財や未指定文化財の現況確認及び所見作成

令和7年度は徳持会館の所見作成を実施。

② 埋蔵文化財調査

遺跡への影響がある住宅等を建築する場合、埋蔵文化財調査を行う。発掘調査の調査費用は、個人住宅等については公費で負担しており、それ以外は各事業主が負担している。発掘調査完了後は調査報告書を刊行し、埋蔵文化財の保護・保存及び普及・啓発を図っている。

ア 埋蔵文化財発掘届相談件数

4,565 件（電話 3,880 件 F A X ・ メール 398 件 来庁 287 件）

イ 埋蔵文化財調査

（ア）個人住宅等（国庫補助金事業対象）

a 試掘調査 5 件

村山明神塚：西蒲田五丁目 12 番

熊野神社前貝塚・新井宿城跡、熊野神社遺跡：山王三丁目 44 番

雪ヶ谷貝塚：南雪谷四丁目 12 番

久ヶ原遺跡：久が原五丁目 32 番

女塚貝塚：西蒲田五丁目 3 番

b 本発掘調査・整理・報告書作成 1 件

馬込貝塚（馬込貝塚内横穴墓）：中馬込一丁目 18 番

c 整理調査 1 件

千鳥久保貝塚：南久が原一丁目 7 番

（イ）集合住宅等

a 試掘調査 8 件

稲荷森遺跡：田園調布一丁目 27 番

道塚貝塚：新蒲田三丁目 4 番

女塚貝塚：西蒲田四丁目 21 番

山谷・諏訪分遺跡：雪谷大塚町 2 番

塚越横穴墓群：仲池上 1-7（西側）

田園調布本町 26 番遺跡：田園調布本町 26 番

嶺遺跡・根岸横穴墓群：千鳥三丁目 3 番

塚越横穴墓群：仲池上 1-7（東側）

b 本発掘調査 1 件

十二天（十二天西）遺跡：中央八丁目 22 番

c 確認調査 1 件

稲荷森遺跡：田園調布一丁目 27 番

ウ 埋蔵文化財発掘届出

156 件

（５）文化財保存事業費補助金

① 東京都指定文化財

都指定名勝「洗足池公園」

保存活用連絡協議会の開催・樹木更新・桜山エリア擁壁改修工事

② 大田区指定文化財

令和 7 年度は該当なし。

V 資料

1 児童・生徒数

(1) 児童・生徒数及び学級数

① 児童・生徒在籍状況

	小学校(59校)			特別 支援 学校 (1校)	計	中学校(28校)				合計 (小学校・ 中学校)
	通常 学級	特別支援学級	小計			通常 学級	特別支援 学級	夜間 学級	小計	
学級数	960	62	1,022	4	1,026	323	31	2	356	1,382
児童・ 生徒数	27,811	415	28,226	12	28,238	10,727	212	16	10,955	39,193

注：通級学級の児童・生徒数は、通常学級在籍者の内数である。

② 小学校（令和8年5月1日現在）

番 号	学校名	児 童 数							学 級 数							特別支援学級	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数	学級数
1	大森第四	74	67	92	76	85	80	474	3	2	3	3	3	3	17		
2	中 富	35	29	50	25	49	41	229	1	1	2	1	2	2	9		
3	大森第一	82	71	89	87	80	95	504	3	3	3	3	3	3	18		
4	開 桜	84	91	102	103	117	104	601	3	3	3	3	4	3	19		
5	大森第三	82	83	91	88	76	100	520	3	3	3	3	3	3	18		
6	大森第五	25	33	29	48	38	42	215	1	1	1	2	2	2	9	18	3
7	大 森 東	27	28	34	20	22	25	156	1	1	1	1	1	1	6	13	2
8	入新井第五	45	40	57	48	53	63	306	2	2	2	2	2	2	12		
9	入新井第一	77	74	84	89	71	96	491	3	3	3	3	3	3	18	23	3
10	山 王	103	136	122	143	130	133	767	3	4	4	5	4	4	24		
11	馬 込	120	125	133	118	124	107	727	4	4	4	4	4	4	24		
12	馬込第二	74	73	72	76	72	88	455	3	3	3	3	3	3	18	28	4
13	馬込第三	100	106	139	104	128	140	717	3	4	4	3	4	4	22		
14	梅 田	122	158	164	166	151	168	929	4	5	5	5	5	5	29		
15	池 上	85	105	92	95	117	96	590	3	3	3	3	4	3	19	28	4
16	池上第二	66	72	73	75	80	94	460	2	3	3	3	3	3	17	21	3
17	徳 持	93	94	104	100	123	97	611	3	3	3	3	4	3	19		
18	入新井第二	106	110	109	111	128	119	683	3	4	4	4	4	4	23		
19	入新井第四	57	54	59	58	60	69	357	2	2	2	2	2	2	12		
20	東調布第一	101	86	111	90	110	109	607	3	3	4	3	4	3	20	34	5
21	田園調布	71	84	90	95	91	111	542	2	3	3	3	3	3	17		
22	調布大塚	49	42	62	47	56	63	319	2	2	2	2	2	2	12		
23	東調布第三	105	109	113	100	122	122	671	3	4	4	3	4	4	22		
24	嶺 町	99	125	115	115	143	159	756	3	4	4	4	5	5	25	8	1
25	千 鳥	60	63	47	63	67	59	359	2	2	2	2	2	2	12		
26	久 原	117	129	121	125	130	147	769	4	4	4	4	4	5	25		
27	松 仙	85	107	102	100	122	123	639	3	4	3	3	4	4	21		
28	池 雪	104	135	134	128	138	147	786	3	4	4	4	4	5	24		
29	小 池	110	127	123	134	154	137	785	4	4	4	4	5	4	25		
30	雪 谷	96	108	98	94	131	118	645	3	3	3	3	4	4	20	35	5
31	洗 足 池	67	66	76	85	91	89	474	2	2	3	3	3	3	16	22	3
32	赤 松	60	61	49	50	63	54	337	2	2	2	2	2	2	12		
33	清 水 窪	60	58	55	56	68	46	343	2	2	2	2	2	2	12		
34	糀 谷	69	70	77	61	95	72	444	2	2	3	2	3	3	15		
35	東糀谷	56	55	56	52	54	62	335	2	2	2	2	2	2	12	26	4
36	北糀谷	52	56	55	42	46	59	310	2	2	2	2	2	2	12		
37	羽 田	44	37	30	46	46	46	249	2	2	1	2	2	2	11		
38	都 南	46	58	63	59	50	76	352	2	2	2	2	2	3	13		
39	萩 中	46	20	40	30	43	27	206	2	1	2	1	2	1	9		
40	中萩中	40	63	42	56	57	54	312	2	2	2	2	2	2	12		
41	出 雲	71	65	77	84	84	86	467	2	2	3	3	3	3	16	28	4
42	六 郷	35	58	55	59	48	57	312	1	2	2	2	2	2	11	10	2

番号	学校名	児 童 数							学 級 数							特別支援学級	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数	学級数
43	西 六 郷	48	53	65	66	44	49	325	2	2	2	2	2	2	12	26	4
44	高 畑	125	176	165	164	136	142	908	4	6	5	5	4	5	29		
45	仲 六 郷	44	32	38	46	41	35	236	2	1	2	2	2	1	10		
46	志 茂 田	64	64	46	56	56	61	347	2	2	2	2	2	2	12		
47	東 六 郷	49	63	63	55	49	73	352	2	2	2	2	2	3	13		
48	南 六 郷	32	31	29	59	55	58	264	1	1	1	2	2	2	9		
49	矢 口	76	90	79	86	77	98	506	3	3	3	3	3	3	18		
50	矢口西	91	96	106	99	110	111	613	3	3	4	3	4	4	21	29	4
51	多 摩 川	92	86	100	99	82	120	579	3	3	3	3	3	4	19		
52	相 生	44	46	35	40	53	46	264	2	2	1	2	2	2	11		
53	矢口東	38	51	54	48	62	41	294	2	2	2	2	2	2	12	26	4
54	おなづか	66	59	77	92	69	93	456	2	2	3	3	2	3	15		
55	道 塚	80	66	78	88	84	74	470	3	2	3	3	3	3	17	11	2
56	蒲 田	69	70	83	95	95	85	497	2	2	3	3	3	3	16	19	3
57	南 蒲	54	80	53	68	54	63	372	2	3	2	2	2	2	13	10	2
58	新 宿	37	46	42	42	38	51	256	2	2	2	2	2	2	12		
59	東 蒲	38	49	39	34	40	43	243	2	2	2	1	2	2	11		
	大森第四（みらい学園）				4	6	8	18				1	1	1	3		
	合 計	4, 147	4, 489	4, 638	4, 642	4, 864	5, 031	27, 811	144	154	161	159	171	171	960	415	62
	館山さざなみ			1	3	4	4	12			1	1	1	1	4		
	合 計	4, 147	4, 489	4, 639	4, 645	4, 868	5, 035	27, 823	144	154	162	160	172	172	964	415	62

注１：就学義務猶予免除者及び居住不明で在学しないものとして扱う者を除く。

注２：特別支援学級は外数である。

③ 中学校（令和８年５月１日現在）

番号	学校名	生 徒 数				学 級 数				特別支援学級	
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	生徒数	学級数
1	大 森 第 一	54	66	60	180	2	2	2	6		
2	大 森 東	110	110	120	340	4	3	3	10	23	3
3	大 森 第 二	142	139	164	445	5	4	5	14		
4	大 森 第 八	168	191	183	542	5	5	5	15	15	2
5	馬 込 込	84	78	80	242	3	2	2	7	27	4
6	馬 込 東	98	100	102	300	3	3	3	9		
7	貝 塚	128	146	149	423	4	4	4	12		
8	大 森 第 四	168	177	176	521	5	5	5	15		
9	大 森 第 三	190	173	165	528	6	5	5	16		
10	東 調 布	89	112	84	285	3	3	3	9	18	3
11	田 園 調 布	43	56	54	153	2	2	2	6		
12	大 森 第 七	204	179	213	596	6	5	6	17		
13	雪 谷	123	120	139	382	4	3	4	11		
14	大 森 第 十	217	193	153	563	7	5	4	16		
15	大 森 第 六	129	148	118	395	4	4	3	11		
16	石 川 台	61	51	70	182	2	2	2	6	19	3
17	羽 田	61	81	41	183	2	3	2	7	15	2
18	糀 谷	122	110	151	383	4	3	4	11		
19	出 雲	179	162	157	498	6	5	4	15		
20	六 郷	139	111	133	383	4	3	4	11	13	2
21	志 茂 田	162	199	182	543	5	5	5	15	25	4
22	南 六 郷	162	160	184	506	5	4	5	14		
23	矢 口	139	150	156	445	4	4	4	12	7	1
24	御 園	108	94	107	309	4	3	3	10		
	（みらいチャレンジ）	3	1	1	5	1	1	1	3		
25	蓮 沼	114	110	122	346	4	3	4	11	26	4
26	安 方	137	128	137	402	4	4	4	12		
27	東 蒲	129	103	106	338	4	3	3	10		
28	蒲 田	78	83	89	250	3	3	3	9	24	3
	御園（みらい学園）	14	20	25	59	1	1	1	3		
	計	3, 555	3, 551	3, 621	10, 727	116	102	105	323	212	31
	夜 間 学 級	0	3	13	16		1	1	2		
	合 計	3, 555	3, 554	3, 634	10, 743	116	103	106	325	212	31

注１：就学義務猶予免除者及び居住不明で在学しないものとして扱う者を除く。

注２：特別支援学級は外数である。

(2) 年度別小・中学校の推移 (各年度5月1日現在)

年度	小 学 校			中 学 校			合 計			中学校夜間学級	
	設置数	学級数	児童数	設置数	学級数	生徒数	設置数	学級数	在学者数	学級数	生徒数
平成5	64	1,011	32,270	28	424	14,896	92	1,435	47,166	3	21
平成6	64	989	31,216	28	410	14,148	92	1,399	45,364	3	22
平成7	64	969	30,008	28	391	13,537	92	1,360	43,545	3	25
平成8	64	943	29,027	28	382	13,224	92	1,325	42,251	3	26
平成9	64	906	27,968	28	377	12,943	92	1,283	40,911	3	20
平成10	64	898	27,337	28	371	12,715	92	1,269	40,052	3	19
平成11	64	895	27,039	28	351	11,993	92	1,246	39,032	3	22
平成12	64	880	26,799	28	336	11,580	92	1,216	38,379	3	20
平成13	64	894	27,101	28	335	11,234	92	1,229	38,335	3	21
平成14	62	899	27,159	28	335	11,052	90	1,234	38,211	3	14
平成15	62	915	27,567	28	323	10,682	90	1,238	38,249	3	17
平成16	62	907	27,810	28	318	10,547	90	1,225	38,357	3	16
平成17	60	896	28,184	28	317	10,428	88	1,213	38,612	3	21
平成18	60	911	28,520	28	310	10,377	88	1,221	38,897	3	16
平成19	60	910	28,382	28	316	10,483	88	1,226	38,865	3	17
平成20	60	913	28,636	28	315	10,442	88	1,228	39,078	3	22
平成21	60	912	28,505	28	320	10,682	88	1,228	39,078	3	40
平成22	60	916	28,447	28	318	10,614	88	1,234	39,061	3	28
平成23	60	924	28,414	28	329	10,863	88	1,253	39,277	3	25
平成24	60	934	28,131	28	328	10,932	88	1,262	39,063	3	35
平成25	60	940	28,172	28	340	11,031	88	1,280	39,203	3	23
平成26	60	941	28,268	28	339	11,151	88	1,280	39,419	3	26
平成27	60	955	28,582	28	339	11,120	88	1,294	39,419	3	34
平成28	60	957	28,655	28	340	11,076	88	1,297	39,702	3	47
平成29	60	968	28,864	28	339	11,024	88	1,307	39,731	3	45
平成30	60	973	29,209	28	335	10,907	88	1,308	40,116	2	38
令和元	60	985	29,339	28	341	10,975	88	1,326	40,314	3	29
令和2	60	994	29,597	28	343	10,956	88	1,337	40,553	2	15
令和3	60	998	29,794	28	352	11,201	88	1,350	40,995	3	17
令和4	60	1,012	29,823	28	350	10,980	88	1,362	40,803	2	16
令和5	60	1,020	29,523	28	355	11,060	88	1,375	40,583	3	16
令和6	60	1,036	29,337	28	354	10,967	88	1,390	40,304	3	16
令和7	60	1,047	29,032	28	356	10,985	88	1,403	40,017	3	16
令和8	60	1,026	28,238	28	356	10,955	88	1,382	39,193	2	16

注1：小学校の学級数及び児童数は館山さざなみ学校、特別支援学級（固定学級）及びみらい学園（大森第四小学校に設置）を含めた総数である。

注2：中学校の学級数及び生徒数は特別支援学級（固定学級）、夜間学級（梶谷中学校に設置）及びみらい学園（御園中学校に設置）を含めた総数である。

2 校地面積・建物面積

(1) 総括表（施設台帳 令和8年5月1日現在）

① 校地面積

	区有地 m ²	借 地 m ²	計 m ²	運動場 m ²
小 学 校	513,789	4,861	518,650	163,175
中 学 校	372,359	303	372,662	157,797
特別支援学校	19,545	0	19,545	2,561
合 計	905,693	5,164	910,857	323,533

注：校外施設、教職員住宅を除く。

② 建物面積

	校 舎 m ² (うち付属建物)	体育館 m ²	武道場 m ²	クラブハウス m ²	合計 m ²
小 学 校	327,907 (18,935)	43,932	0	905	372,744
中 学 校	184,172 (11,958)	31,401	8,040	z	225,915
特別支援学校	4,788 (239)	601	0	0	5,389
合 計	516,867 (31,132)	75,934	8,040	905	604,048

注：「付属建物」とは給食室、プール付属室（更衣室・専用便所）、専用食堂、機械室等をいい、面積は校舎面積の内数である。

(2) 小学校（施設台帳 令和8年5月1日現在）

番号	校 名	敷 地 面 積		校舎 建築年	耐震改修 実施年 (※)	校 舎 等 建 物 面 積								合 計
		校 地	校地の内 運 動 場			校 舎	内 付 属 建 物					体育館	クラブ ハウス	
							給食室	プール 付属室	専用 食堂	機械室	小 計			
1	大森第四	8,238	2,395	R3	-	7,866	450	287	0	0	737	943	0	8,809
2	中 富	6,750	1,598	S42	-	5,157	115	58	0	273	446	697	0	5,854
3	大森第一	8,027	2,557	H9	-	7,712	303	180	386	0	869	894	0	8,606
4	開 桜	8,262	2,951	S45	H12	6,112	185	58	0	210	453	777	0	6,889
5	大森第三	10,106	2,534	S44	H11	5,309	200	100	0	0	300	1,057	0	6,366
6	大森第五	7,139	1,549	S41	H11	4,546	179	28	0	22	229	869	0	5,415
7	大 森 東	12,476	4,670	S57	-	5,794	228	16	0	0	244	795	0	6,589
8	入新井第五	5,769	1,926	S35	H9	3,916	166	74	0	123	363	682	0	4,598
9	入新井第一	8,710	2,628	S33	H11	3,350	239	112	0	243	594	556	0	3,906
10	山 王	11,496	2,605	S46	H10	6,461	260	58	0	0	318	608	0	7,069
11	馬 込	7,908	2,299	S38	H12	5,665	164	57	0	0	221	764	0	6,429
12	馬込第二	6,761	1,964	S39	H11	4,726	164	40	0	0	204	686	0	5,412
13	馬込第三	10,951	3,136	S39	H11	6,371	235	109	0	0	344	565	0	6,936
14	梅 田	14,442	4,453	S39	(H12)	6,537	198	41	0	0	239	939	0	7,476
15	池 上	7,610	2,741	S36	H10	4,873	145	105	0	0	250	993	0	5,866
16	池上第二	8,210	2,240	S47	H10	5,461	187	96	0	0	283	600	0	6,061
17	徳 持	8,552	2,219	S47	H11	5,509	160	9	0	0	169	906	0	6,415
18	入新井第二	9,103	3,642	S34	H12	5,321	191	135	0	0	326	766	337	6,424
19	入新井第四	5,445	2,330	S36	H11	4,471	169	58	0	0	227	508	0	4,979
20	東調布第一	9,137	3,627	S49	H12	6,484	147	64	0	0	211	648	0	7,132
21	田園調布	8,456	2,291	S36	H12	5,502	244	16	0	0	260	757	0	6,259
22	調布大塚	8,730	2,699	S38	H11	4,323	184	22	0	0	206	749	0	5,072
23	東調布第三	6,971	2,010	S32	H10	4,891	243	56	0	0	299	723	0	5,614
24	嶺 町	10,269	2,488	H25	-	9,220	435	239	0	0	674	850	0	10,070
25	千 鳥	6,314	1,940	S47	H12	4,119	147	46	0	0	193	694	0	4,813
26	久 原	8,460	2,675	H14	-	6,376	309	161	0	0	470	652	0	7,028
27	松 仙	11,098	2,650	S46	H11	6,050	245	54	0	0	299	952	0	7,002
28	池 雪	9,223	2,397	S33	H11	6,871	218	77	0	0	295	591	0	7,462
29	小 池	7,691	2,500	H1	-	7,003	235	77	388	0	700	897	0	7,900
30	雪 谷	8,779	2,630	S45	(H12)	5,830	156	75	0	0	231	747	0	6,577
31	洗 足 池	7,200	1,771	S44	(H12)	4,217	157	74	0	0	231	844	0	5,061
32	赤 松	7,147	1,976	S34	H12	2,762	164	51	0	0	215	543	0	3,305
33	清 水 窪	7,959	1,723	S43	-	4,194	155	69	0	0	224	795	0	4,989
34	糀 谷	11,443	5,340	S46	H11	5,922	179	58	0	0	237	1,079	0	7,001
35	東 糀 谷	8,502	2,310	S39	(H11)	6,350	230	67	0	253	550	767	0	7,117
36	北 糀 谷	5,690	2,084	S47	-	3,988	213	193	0	0	406	715	0	4,703
37	羽 田	9,318	2,594	H7	-	6,927	265	196	302	0	763	773	0	7,700
38	都 南	6,614	2,300	S37	H12	4,393	146	57	0	0	203	582	0	4,975
39	萩 中	14,420	4,518	S48	-	4,391	163	41	0	0	204	830	177	5,398
40	中 萩 中	9,126	3,996	S46	H13	5,762	146	58	0	0	204	595	0	6,357
41	出 雲	9,151	2,748	S41	H10	6,583	221	58	0	0	279	688	0	7,271
42	六 郷	10,879	3,676	S46	H13	6,583	224	58	0	0	282	617	0	7,200
43	西 六 郷	8,403	2,130	S46	H11	5,102	127	58	0	0	185	498	0	5,600
44	高 畑	12,519	5,466	S47	H13	7,649	197	65	0	0	262	786	0	8,435
45	仲 六 郷	7,990	2,361	S35	H11	4,773	208	43	0	0	251	826	0	5,599
46	志 茂 田	10,267	2,946	H30	-	7,245	0	379	0	0	379	869	0	8,114
47	東 六 郷	9,559	3,784	H28	-	6,227	440	144	0	0	584	813	0	7,040
48	南 六 郷	6,844	2,138	S60	-	4,960	251	30	0	0	281	767	0	5,727
49	矢 口	9,074	2,774	S44	H12	5,690	223	64	0	0	287	739	0	6,429
50	矢 口 西	6,796	2,183	S33	H11	6,202	143	16	0	0	159	626	0	6,828
51	多 摩 川	8,244	2,625	S46	H11	5,544	220	113	0	0	333	675	0	6,219
52	相 生	6,478	1,958	S39	H9	4,363	131	31	0	0	162	498	0	4,861
53	矢 口 東	7,494	1,972	S42	(H12)	4,991	186	135	0	0	321	524	0	5,515
54	おなづか	7,832	2,410	S44	(H10)	4,525	138	65	0	0	203	597	0	5,122
55	道 塚	9,149	2,570	S40	H10	5,866	192	58	0	0	250	1,029	194	7,089
56	蒲 田	11,787	3,702	S41	H10	6,171	147	58	0	0	205	741	0	6,912
57	南 蒲	8,641	2,358	S40	H10	5,054	168	58	0	0	226	900	197	6,151
58	新 宿	11,553	6,222	S46	H12	4,717	160	68	0	0	228	614	0	5,331
59	東 蒲	7,488	2,196	S41	(H8)	4,930	155	12	0	0	167	737	0	5,667
計		518,650	163,175			327,907	11,850	4,885	1,076	1,124	18,935	43,932	905	372,744

- ※ ・「－」は、新耐震基準以上であり、改修工事が不要であったことを示す。
・実施年の表記は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎の改修実施年を記載した。
・（ ）のある実施年は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎以外の改修実施年を記載した。
・志茂田小学校の給食室は、隣接する中学校と共有しており、中学校側に計上している。
・入新井第一小学校、馬込第三小学校、入新井第二小学校、田園調布小学校、東調布第三小学校、赤松小学校、矢口西小学校については、改築工事中

(3) 中学校（施設台帳 令和8年5月1日現在）

番 号	校 名	敷地面積		校舎 建築年	耐震改修 実施年 (※)	校 舎 等 建 物 面 積									
		校 地	校地の内 運 動 場			校 舎	内 付 属 建 物					体育館	武道場	クラブ ハウス	合 計
							給食室	プール 付属室	専用 食堂	機械室	小 計				
1	大森第一	17,418	8,770	S39	-	5,872	261	120	0	423	804	734	0	0	6,606
2	大 森 東	12,341	4,955	S57	-	6,730	290	66	0	0	356	958	0	0	7,688
3	大森第二	9,169	3,327	S37	H9	7,281	205	132	0	220	557	800	0	0	8,081
4	大森第八	14,626	7,882	S34	(H10)	7,436	241	69	0	0	310	1,669	581	0	9,686
5	馬 込	15,223	6,000	S38	-	5,383	256	234	0	0	490	1,467	588	369	7,807
6	馬 込 東	9,776	2,993	S37	(H8)	5,024	186	91	0	0	277	808	0	0	5,832
7	貝 塚	11,630	3,920	S61	-	6,740	249	133	0	0	382	1,116	496	192	8,544
8	大森第四	16,370	3,960	S37	H12	6,619	222	95	0	0	317	1,891	557	268	9,335
9	大森第三	14,576	5,270	H10	-	6,569	236	115	337	0	688	1,243	0	0	7,812
10	東 調 布	12,085	3,690	S33	H12	6,240	243	63	0	0	306	1,131	0	0	7,371
11	田園調布	10,632	3,618	S36	H12	5,871	226	25	0	0	251	856	0	0	6,727
12	大森第七	13,184	3,633	R3	-	8,293	390	328	0	0	718	955	533	0	9,781
13	雪 谷	15,681	8,649	S50	-	6,302	234	112	389	0	735	810	718	0	7,830
14	大森第十	15,888	7,440	S45	(H12)	6,616	210	134	0	0	344	1,754	552	219	9,141
15	大森第六	17,413	7,825	S37	H13	5,252	192	150	0	0	342	1,068	0	0	6,320
16	石 川 台	11,504	4,664	S49	H10	5,387	190	145	0	0	335	740	0	0	6,127
17	羽 田	13,187	5,826	H22	-	8,396	438	219	333	0	990	887	805	0	10,088
18	糺 谷	13,111	6,544	S37	H10	6,876	278	73	0	0	351	1,397	519	238	9,030
19	出 雲	16,991	8,088	S48	H12	7,144	218	110	0	0	328	933	657	463	9,197
20	六 郷	13,725	5,922	S47	H11	5,929	197	123	0	0	320	1,677	510	267	8,383
21	志 茂 田	13,387	5,331	H29	-	8,303	626	0	0	0	626	1,077	579	0	9,959
22	南 六 郷	15,175	8,002	S36	H12	6,643	265	87	0	0	352	945	0	0	7,588
23	矢 口	9,996	5,945	S47	(H11)	6,724	187	96	0	0	283	916	0	0	7,640
24	御 園	10,944	4,950	S39	H11	6,819	197	68	0	0	265	921	0	0	7,740
25	蓮 沼	16,506	7,400	S49	H11	6,270	189	65	0	0	254	1,658	498	0	8,426
26	安 方	10,312	3,988	S35	H11	5,736	195	57	0	0	252	752	0	0	6,488
27	東 蒲	10,530	4,215	S54	-	6,272	285	98	0	0	383	1,443	447	286	8,448
28	蒲 田	11,282	4,990	S59	-	7,445	258	84	0	0	342	795	0	0	8,240
計		372,662	157,797			184,172	7,164	3,092	1,059	643	11,958	31,401	8,040	2,302	225,915

- ※ ・「-」は、新耐震基準以上であり、改修工事が不要であったことを示す。
・実施年の表記は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎の改修実施年を記載した。
・（ ）のある実施年は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎以外の改修実施年を記載した。
・志茂田中学校のプールは、隣接する小学校と共有しており、小学校側に計上している。
・東調布中学校、石川台中学校、安方中学校については、改築工事中

(4) 特別支援学校（施設台帳 令和8年5月1日現在）

番 号	校 名	敷地面積		校舎 建築年	耐震改修 実施年 (※)	校 舎 等 建 物 面 積									
		校 地	校地の内 運 動 場			校 舎	内 付 属 建 物				合 計	寄宿舎	職員寮	総 計	
							給食室	プール 付属室	専用 食堂	小 計					体 育 館
1	館山さざなみ	19,545	2,561	S57	-	4,788	156	83	0	239	601	5,389	2,505	997	8,891

- ※ 「-」は、新耐震基準以上であり、改修工事が不要であったことを示す。

3 私立幼稚園

(令和8年5月1日現在)

	幼 稚 園 名	郵便番号	住 所	認可定員
1	浅間幼稚園	143-0015	大森西2-2-5	210
2	池上みどり幼稚園	145-0064	上池台5-36-5	320
3	鶴ノ木幼稚園	146-0084	南久が原2-19-3	280
4	大森双葉幼稚園	143-0024	中央2-11-7	210
5	大森みのり幼稚園	143-0024	中央4-10-7	350
6	簡野学園ふぞく幼稚園	144-8544	本羽田1-4-1	400
7	久が原幼稚園	146-0085	久が原5-29-26	210
8	光輪幼稚園	144-0047	萩中1-12-7	240
9	サムエル幼稚園	143-0025	南馬込3-5-8	120
10	白百合幼稚園	145-0064	上池台4-7-5	180
11	清明幼稚園	145-0066	南雪谷3-17-19	180
12	小さき花の幼稚園	145-0071	田園調布3-30-25	200
13	天使幼稚園	146-0085	久が原4-3-23	240
14	東京幼稚園	144-0055	仲六郷4-6-9	315
15	東京昭和幼稚園	145-0064	上池台1-23-2	175
16	徳持幼稚園	146-0082	池上3-35-17	140
17	パール幼稚園	144-0031	東蒲田2-21-15	200
18	藤美幼稚園	143-0024	中央8-10-6	120
19	馬込なかよし幼稚園	143-0026	西馬込2-27-11	245
20	道塚幼稚園	144-0054	新蒲田3-2-1	175
21	嶺町幼稚園	146-0091	鶴の木2-41-16	80
22	若竹幼稚園	145-0062	北千束1-17-2	160
23	南蒲幼稚園	146-0095	多摩川1-34-15	108
24	日新幼稚園	143-0015	大森西5-9-10	100
25	みたけ幼稚園	145-0073	北嶺町37-20	140
26	六郷幼稚園	144-0046	東六郷3-10-18	420
27	大森聖マリア幼稚園	143-0016	大森北2-5-11	160
28	大森ルーテル幼稚園	143-0023	山王2-18-3	91
29	蒲田ルーテル幼稚園	144-0055	仲六郷1-40-18	120
30	光明幼稚園	144-0051	西蒲田4-29-17	200
31	こひつじ幼稚園	146-0085	久が原4-37-14	80
32	田園調布幼稚園	145-0071	田園調布3-4-6	80
33	田園調布ルーテル幼稚園	145-0071	田園調布2-37-5	120
34	福音ルーテル教会大岡山幼稚園	145-0063	南千束3-16-5	120
35	ぶどうの木幼稚園	145-0073	北嶺町3-25	80
36	瑞穂幼稚園	143-0025	南馬込1-40-15	200
37	めぐみ幼稚園	146-0082	池上1-19-35	280
38	雪ヶ谷ルーテル幼稚園	145-0065	東雪谷3-24-10	80
39	若草幼稚園	143-0023	山王1-6-30	70
40	和敬幼稚園	143-0012	大森東3-7-4	200
41	大田こまどり幼稚園	143-0021	北馬込2-29-15	140
42	北糀谷幼稚園	144-0032	北糀谷1-8-19	200
43	馬込幼稚園	143-0025	南馬込2-25-11	105
44	丸子幼稚園	146-0092	下丸子1-17-20	210
45	明善幼稚園	143-0016	大森北4-20-6	120
46	矢口幼稚園	146-0094	東矢口1-6-14	175
	計			8,349

令和8年7月発行

大田の教育概要

— 令和8年度版 —

発行 大田区教育委員会事務局
教育総務部教育総務課

大田区蒲田5-37-1

ニッセイアロマスクエア 5階

電話 03-5744-1422（直通）

こども文教委員会 令和 8 年 7 月 15 日	
教育委員会事務局	資料 2 番
所管 教育総務課	

令和 8 年度 第 1 回大田区総合教育会議の開催について

1 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としています。

2 日時

令和 8 年 9 月 8 日（火） 午後 4 時 開会

3 場所

大田区役所本庁舎 5 階 庁議室

4 内容

（１）「大田区立学校における働き方改革推進プラン（第 2 次）」

令和 7 年度取組報告

（２）おおた教育ビジョン実現のために求められる教員の資質能力

令和 9 年度放課後ひろば新規開設及び運営委託事業者の選定について

1 概要

令和 9 年度から、小池小学校において放課後ひろばを新規開設し、運営委託により、学童保育と放課後こども教室を一体的に実施する。

学校	令和 8 年度現況		放課後ひろば（令和 9 年 4 月から）	
	学童保育	放課後 こども教室	学童保育	放課後 こども教室
小池小		登録制	定員 50 名（予定）	登録制

2 運営委託事業者の選定について

（1）選定方法

公募によるプロポーザル方式とする。

「放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」を設置し、書類審査と面接審査の総合点により事業者候補を選定する。

（2）スケジュール（予定）

項目	時期
募集要領の公表	令和 8 年 8 月
申請書類の受付期間	令和 8 年 9 月
選定委員会	令和 8 年 11 月
事業者候補決定	令和 8 年 11 月
準備委託期間	令和 9 年 2 月から 3 月まで
運営委託の開始	令和 9 年 4 月 1 日

こども文教委員会 令和8年7月15日
教育委員会事務局 資料4番
所管 学務課

令和8年度 就学援助費申請数及び認定者数

1 令和8年度の認定結果（令和8年6月30日現在）

	小学校	中学校	小・中 合計
児童生徒数(5/1)	28,238	10,955	39,193
申請数	4,919	2,882	7,801
認定数	要保護	130	283
	準要保護	1,783	4,774
	計	1,913	5,057
認定率	11.1%	17.5%	12.9%

※ 表中の数字は区立学校のみであり、私立等在籍児童生徒は含まない。

※ 申請数及び認定数は、4月30日までの当初申請分である。

2 年度別認定状況推移

（小学校）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童生徒数(5/1)	29,209	29,339	29,597	29,794	29,823	29,523	29,337	29,032
申請数	7,492	7,617	7,672	7,473	7,340	7,157	6,679	6,138
認定数	要保護	341	301	274	252	230	207	190
	準要保護	5,042	4,896	5,046	4,829	4,784	4,486	4,164
	計	5,383	5,197	5,320	5,081	5,014	4,693	4,354
認定率	18.4%	17.7%	18.0%	17.1%	16.9%	16.0%	14.9%	13.5%

（中学校）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童生徒数(5/1)	10,907	10,975	10,956	11,201	10,980	11,060	10,967	10,985
申請数	3,972	3,884	3,915	3,820	3,611	3,532	3,426	3,312
認定数	要保護	218	209	193	192	177	150	138
	準要保護	2,744	2,624	2,715	2,536	2,391	2,221	2,092
	計	2,962	2,833	2,908	2,728	2,568	2,371	2,230
認定率	27.2%	25.8%	26.5%	24.4%	23.4%	22.2%	21.6%	20.3%

（小・中 合計）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童生徒数(5/1)	40,116	40,314	40,553	40,995	40,803	40,583	40,304	40,017
申請数	11,464	11,501	11,587	11,293	10,951	10,689	10,105	9,450
認定数	要保護	559	510	467	444	404	357	328
	準要保護	7,786	7,520	7,761	7,365	7,175	6,385	5,826
	計	8,345	8,030	8,228	7,809	7,579	6,742	6,154
認定率	20.8%	19.9%	20.3%	19.0%	18.7%	17.7%	16.7%	15.4%

※ 各年度3月末時点。

※ 各年度における5/1児童生徒数は、区立学校のみである。

※ 申請数及び認定数は私立等在籍児童生徒分を含む。なお、認定数は、認定後の転出者含む。

※ 認定率は小数点第2位を四捨五入している。

令和8年度大田区学習効果測定結果（分析）

1 学年別、教科別平均正答率と目標値（期待正答率）との比較〔（ ）内は前年度〕

※目標値と比較して、■は5ポイント以上、■は5ポイント未満で上回っている。

学年		国語	社会	算数・数学	理科	英語
小学校 第4学年	目標値（期待正答率）	69.2	65.0	71.7	61.3	
	本区平均正答率	71.2	67.3	75.3	64.2	
	ポイント差（前年度）	2.0(1.7)	2.3(0.2)	3.6(2.7)	2.9(-3.5)	
小学校 第5学年	目標値（期待正答率）	65.2	65.5	62.2	57.9	
	本区平均正答率	69.3	69.4	64.5	59.4	
	ポイント差（前年度）	4.1(2.5)	3.9(1.0)	2.3(2.9)	1.5(-2.8)	
小学校 第6学年	目標値（期待正答率）	61.2	66.1	63.7	56.3	77.5
	本区平均正答率	65.6	68.6	68.5	56.6	80.8
	ポイント差（前年度）	4.4(1.7)	2.5(-0.7)	4.8(0.6)	0.3(-2.9)	3.3(6.6)
中学校 第1学年	目標値（期待正答率）	61.8	52.8	63.6	50.8	74.4
	本区平均正答率	64.5	50.5	67.2	46.1	82.2
	ポイント差（前年度）	2.7(4.0)	-2.3(-3.9)	3.6(2.6)	-4.7(-8.0)	7.8(7.1)
中学校 第2学年	目標値（期待正答率）	59.2	50.5	57.2	50.3	50.5
	本区平均正答率	62.1	46.1	58.6	47.4	57.2
	ポイント差（前年度）	2.9(4.3)	-4.4(-5.9)	1.4(0.0)	-2.9(-5.9)	6.7(4.6)
中学校 第3学年	目標値（期待正答率）	59.4	49.0	55.0	45.2	51.5
	本区平均正答率	62.8	45.2	58.9	42.3	56.5
	ポイント差（前年度）	3.4(1.4)	-3.8(-3.2)	3.9(1.2)	-2.9(-3.3)	5.0(2.9)

2 目標値（期待正答率）を上回った児童・生徒の割合（達成率）

※昨年度と比較して、■は同じか上回っており、■は下回っている。

学年		国語	社会	算数・数学	理科	英語
小学校 第4学年	達成率	62.2%	66.8%	72.2%	66.7%	
	前年度達成率	66.8%	67.1%	71.8%	59.6%	
小学校 第5学年	達成率	71.4%	70.6%	64.2%	62.7%	
	前年度達成率	68.7%	66.1%	67.8%	58.1%	
小学校 第6学年	達成率	65.5%	63.2%	67.6%	57.2%	78.0%
	前年度達成率	65.9%	63.1%	61.5%	60.6%	79.8%
中学校 第1学年	達成率	64.9%	56.4%	68.8%	49.3%	83.6%
	前年度達成率	67.3%	51.4%	68.6%	43.7%	83.9%
中学校 第2学年	達成率	65.6%	50.1%	62.9%	49.5%	63.3%
	前年度達成率	65.8%	40.9%	57.2%	42.6%	60.8%
中学校 第3学年	達成率	65.8%	47.5%	64.8%	52.5%	62.6%
	前年度達成率	65.3%	48.4%	59.2%	52.0%	57.2%

こども文教委員会 令和 8 年 7 月 15 日
教育委員会事務局 資料 6 番
所管 指導課

大田区立中学校の部活動改革及び地域展開推進会議の設置について

大田区立中学校の部活動改革及び地域展開推進会議について、下記のとおり設置したので報告する。

記

1 推進会議概要

(1) 目的

「大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会（令和 5～7 年度）」の報告書や、国が昨年度策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、大田区立中学校の部活動改革及び地域展開における課題の解決に総合的に取組み、さらなる推進を図るため推進会議を設置する。

(2) 委員構成

学識経験者、（公財）大田区スポーツ協会、（公財）大田区文化振興協会、大田区総合型地域スポーツクラブ、学校関係者等

(3) 委員任期

令和 8 年 7 月 29 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 協議内容

- ア 大田区立中学校部活動の取組みに関すること
- イ 部活動の地域展開等を担う団体等に関すること
- ウ 部活動の地域展開等に係る仕組みづくりに関すること
- エ その他、部活動の地域展開等に関すること

2 令和 8 年度スケジュール（予定）

(1) 第 1 回

日程：令和 8 年 7 月 29 日（水）

(2) 第 2 回

日程：令和 9 年 1 月予定

(3) その他、個別の検討事項については、分科会で検討予定

令和8年度 こども未来部 事業概要



©大田区

すべてのこどもが尊重され、
保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、
その育ちを地域全体で支えるまちにします

大田区

【本事業概要における「こども」「子ども」「子供」の表記について】

本事業概要においては、「こども基本法」の平仮名表記による「こども」を原則として用います。なお、法令に根拠がある場合や固有名詞の場合などは「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。

令和8年8月1日に「大田区こども未来総合センター」の開設を予定しておりますが、組織図、予算概要、施設一覧等は令和8年4月1日現在の内容を掲載しています。

目 次

令和8年度 こども未来部の目標及び重点項目	1
こども未来部組織図（令和8年4月1日現在）	3
こども未来部予算概要	4
施設一覧（令和8年4月1日現在）	6
TOPICS！：令和8年8月1日開設 大田区こども未来総合センター	13

I こども未来課所管事業

第1 こども・若者に関する計画	14
1 大田区こども未来計画	14
2 大田区子ども・若者計画	16
3 おおた 子どもの生活応援プラン	16
第2 大田区こども未来会議	18
1 所掌事項	18
2 委員構成	18
3 令和7年度開催実績	19
第3 子育て家庭の視点に立った情報発信	20
1 大田区LINE 公式アカウントを活用した子育て支援情報の配信や検索機能	20
2 大田区子育て支援ポータルサイト「おおた子育てナビHUG くみ（はぐくみ）」	20
3 子育てハンドブック（デジタルブック）	20
第4 苦情解決制度	21
1 苦情解決のしくみ	21
2 苦情解決の流れ	21
3 第三者委員の役割	21
第5 多世代交流型キッズスペースの運営	22

II 子育て支援課所管事業

第1 こどもの居場所づくり	23
1 児童館	23
2 中高生ひろば事業	31
3 乳幼児ひろば・一時預かり事業・おててひろば	35
4 放課後児童健全育成事業	37
第2 子ども家庭支援事業	44
1 産後家事・育児援助事業	44
2 ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業	46
3 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	47
4 乳幼児ショートステイ事業（令和8年度支援拡充）	47
5 ヤングケアラー支援事業（令和8年度支援拡充）	48
第3 子どもの生活応援推進事業	49
1 こども食堂推進事業	49
2 地域とつくる支援の輪プロジェクト	49
3 子どもと地域をつなぐ応援事業	49
4 子ども生活応援基金	49
5 ひとり親家庭等支援	50
6 生活安定応援事業	51
第4 手当	52
1 児童手当（昭和47年度から平成21年度まで、及び平成24年度以降）	52
2 児童育成手当	54
3 児童扶養手当・特別児童扶養手当	55

目 次

4 物価高騰対策	56
第5 医療費助成	57
1 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成制度	57
2 ひとり親家庭等医療費助成制度	58

Ⅲ 子ども家庭支援センター所管事業

第1 子ども家庭支援センター（キッズな）	59
1 子どもと家庭に関する総合相談（地域子育て支援拠点事業）	59
2 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）	60
3 ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）	61
4 一時預かり事業・定期利用保育事業（保育所等における一時預かり事業）	62
5 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業（子育て短期支援事業）	63
6 母子一体型ショートケア事業（子育て短期支援事業）	64
7 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	64
8 子育て応援コーナー等（地域子育てネットワーク活動）	65
9 児童虐待対策（虐待相談）	66
10 虐待防止支援訪問実績	67
11 養育支援訪問事業等（養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業）	67
12 児童虐待防止ネットワーク	67
13 児童虐待防止に関する啓発事業	68
14 ファミリー・アテンダント事業	69
15 こども・若者相談及び居場所事業	70

Ⅳ 子ども家庭総合支援センター開設準備室所管事業

第1 大田区こども未来総合支援センターの開設準備	72
1 都の児童相談所と、区の子ども家庭支援センターを同一建物内に整備	72
2 都との協議の方向性	72
第2 母子（女性）への支援	73
1 母子生活支援施設	73
2 母子（女性）緊急一時保護事業	73

Ⅴ こども家庭センター所管事業

第1 こども家庭センター（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）	74
1 こどもと家庭に関する相談	74
2 こども家庭センター体制強化事業	75
3 利用者支援事業	76

Ⅵ 保育サービス課所管事業

第1 相談事業	77
1 子育て相談	77
2 保育サービスアドバイザー	79
第2 保育施設	80
大田区における各種保育サービス	80
1 認可保育所	81
2 地域型保育事業	83
3 東京都認証保育所	85
4 定期利用保育事業	88
5 家庭福祉員（保育ママ）	89

目 次

第3	保育サービス	90
1	時間外保育	90
2	緊急一時保育	91
3	特別な支援を要する児童の保育	92
4	病児・病後児保育事業	93
5	休日保育	94
6	年末保育	95
第4	地域子育て支援事業	96
1	保育園地域活動事業	96
2	保育連携推進事業	97
第5	待機児童対策と保育の質の確保	99
1	待機児童対策	99
2	保育人材の確保・質の向上	100
第6	福祉避難所・応急保育所	101
1	福祉避難所	101
2	応急保育所	101

令和8年度 こども未来部の目標及び重点項目

目 標

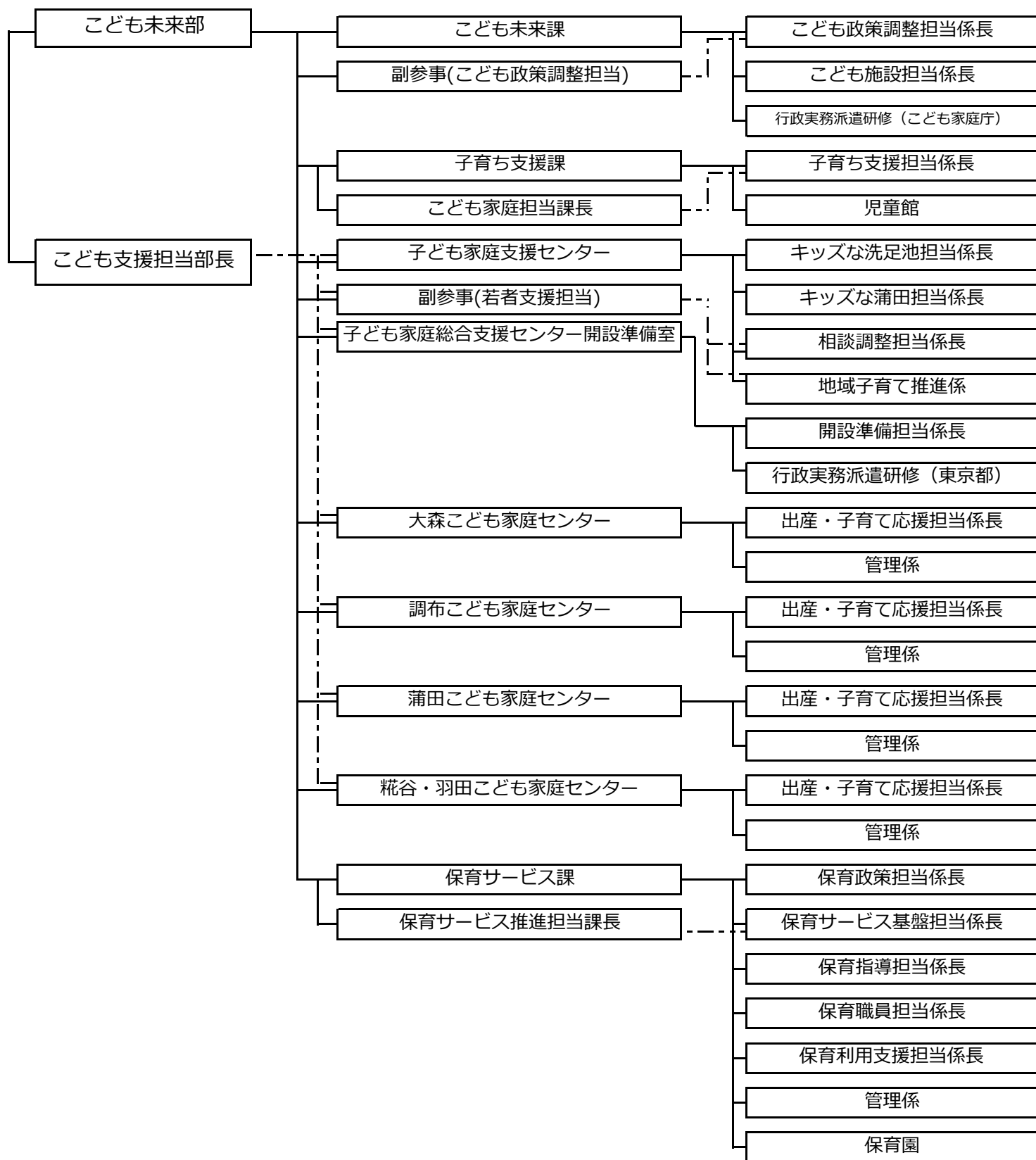
区では、こども・若者及び子育て施策をより総合的かつ一体的に推進するため、令和9年度に「大田区こども未来計画」「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」を統合し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定する。この計画策定を見据え、国が進める「こどもまんなか社会」の実現の動向とも軌を一にしながら、「こどもの最善の利益の実現」に向けた施策等にスピード感をもって取組み、着実な成果を創り出していく。

重点項目

こども未来計画	[こどもへの支援]	
	①こどもの意見の尊重	「こども基本法」の基本理念に掲げられるこどもの意見の尊重においては、区がこどもに関する施策を実施するにあたりこどもの意見聴取に取り組んでいくこと、そして、保護者やこどもに関わる人々が普段の生活においてこどもの意見や意思を聞いていくことが重要となる。そのため、意見聴取と社会啓発を両輪にこどもの最善の利益が優先して考慮される社会づくりを推進していく。
	②こどもと家庭の相談支援の充実	こどもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、令和8年8月（予定）の大田区こども未来総合センターの開設に向け、都立児童相談所と「新たな児童相談支援」構築に向けて更なる連携強化を図る。また、地域こども家庭センターを含む一体的な相談支援体制を通じて、虐待への予防的支援の強化によりこどもの権利を守り支えていく [関連施策] 大田区こども未来総合センターの開設、こども家庭センターにおける相談、ヤングケアラー支援事業 など
	③子育て支援の推進	こどもの育ちにおいて大切な、こどもが持っている自ら成長する力を伸ばしていくため、こどもが自分らしく過ごせる場であるとともに、人とのつながりや様々な体験、主体的な活動ができる居場所や遊び場を整備する。このほか、悩みや課題を抱えるこどもに気づき、伴走していく支援体制の整備など、権利の主体であるこどもの意見を踏まえ、未来を創り出すこどもを支える子育て支援を推進していく。 [関連施策] 児童館、中高生ひろば、こども食堂推進事業、おててひろば事業、とうきょうすくわくプログラム推進事業、こどもアート体験ワークショップ など
	[子育て家庭への支援]	
	④共働き・共育で家庭への支援の強化	令和5年度に実施した区民意向調査で大きく増加していることが確認された共働き・共育で家庭への支援を強化するため、子育てしながら働くための支援やレスパイト支援などの他、父親の育児支援を強化していく。 [関連施策] 一時預かり保育、病児・病後児保育、ベビーシッター利用支援事業、児童館等の日曜開館 など
	⑤ひとり親家庭への支援の強化	子育てや家事と仕事を一手に担わざるを得ないひとり親家庭については、相談できる相手がいないなどの孤立化やこどもが様々な経験をする機会が少なくなるなどの課題がある。これらの課題に対応するため、子育てと仕事を両立する支援に加え、家庭の状況に応じた伴走支援などに取り組む。 [関連施策] ひとり親家庭等ホームヘルプ、ファミリー・アテンダント事業 など

こども未来計画	⑥子育て家庭の視点に立った情報発信
	子育て支援においては、施策の充実とともに、施策の情報を子育て家庭に簡潔にかつ分かりやすく届けていくことが重要となる。それぞれの子育て家庭のニーズに応えるため、こどもの年齢別や目的別の情報提供など、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を行っていく。また、すべての子育て家庭へ必要な支援を提供するため、情報に接することが困難な家庭に対しては、対面する機会の創出や各種データの活用など様々な手法によるアウトリーチを展開していく。 〔関連施策〕 子育て支援ポータルサイトの運用、ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信、子育てハンドブック（デジタル版）の更新 など
	〔地域・社会づくり〕
	⑦区にある資源を活かした地域づくり
	こども・子育て家庭において、大きな課題となっている地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題に対応するため、これまで地域に密着し活動してきた児童館等を活かし、地域のこども・子育て支援団体・個人等によるネットワークの構築に取り組む。 〔関連施策〕 子育て力向上支援事業、子育てすくすくネット事業 など
こども未来計画	⑧「こどもまんなかアクション」の推進
	地域・社会全体でこども・子育て家庭を応援する機運を醸成するため、こども家庭庁の社会全体の意識改革を後押しする取組みである「こどもまんなかアクション」と連動し、区ホームページやSNS、イベントなどによる普及啓発、公民連携を行う企業・団体やこども・子育て支援団体・個人などと連携した活動などを実施していく。 〔関連施策〕 多世代交流型キッズスペースの設置、地域とつくる支援の輪プロジェクト、ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信 など
	⑨大田区児童館構想の推進
生活支援プラン	令和7年3月策定の大田区児童館構想において、区の児童館の目指すべき姿として「すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育てを支える児童館」を掲げた。これまで児童館が果たしてきた遊びや生活を通じた児童の健全育成の役割に加え、こどもと子育て家庭が抱える課題や福祉的課題への対応等により一層取り組む必要があることから、次の施策を展開していく。 ・こどもが主体的に参画・参加できる仕組みづくり ・様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化 ・多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備 ・地域活動団体・地域のボランティア等と連携した取り組みの推進 ・地域とつながるソーシャルワーク機能の強化 など
	〔こどもの生活応援〕
子ども・若者計画	福祉部から事業移管された「子どもの貧困対策」について、こども・子育て施策との更なる連携を図ることにより、効果的な施策展開に取り組む。 〔関連施策〕 長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業、こども食堂推進事業、ほほえみごはん事業 など
	〔若者への支援〕
子ども・若者計画	「子ども・若者を対象とする総合相談窓口及び居場所に関する事務」について、令和8年3月に策定した「大田区子ども・若者計画（計画期間延長版）」に掲げる方向性に基づき、こども・子育て施策との一体的な運用・連携促進し、切れ目のない包括的な支援に取り組む。 〔関連施策〕 若者サポートセンター フラットおおた、地域連携コーディネーターの新規配置 など

こども未来部組織図（令和8年4月1日現在）



こども未来部予算概要

【区全体及びこども未来部当初予算の状況】

(単位：千円)

	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減率(%)	構成比(%)
区一般会計	368,523,847	352,709,587	4.5	100.0
内 こども未来部当初予算	67,670,464	67,792,882	△ 0.2	18.4

【目別歳出予算】

(注) こども未来部所管の事業予算

(単位：千円)

款	項	目	令和 8 年度 当初予算	令和 7 年度 当初予算	増減率(%)	令和 8 年度予算説明
総務費						
総務管理費						
複合施設建設費			325, 799	1, 095, 231	△ 70. 3	・大森北四丁目複合施設の整備（子育て支援施設等） ・（仮称）西蒲田七丁目複合施設の整備 （若者サポートセンター、一時保育室） ・旧男女平等推進センターの整備 （若者サポートセンター）
福祉費						
児童福祉費			67, 344, 665	66, 697, 651	1. 0	
児童福祉総務費			15, 401, 038	13, 795, 615	11. 6	・乳幼児及び義務教育就学児等の医療費助成事業 ・保育士人材確保支援事業 ・認証保育所運営補助等
児童福祉施設費			8, 652, 226	7, 594, 510	13. 9	・保育園管理運営費 ・児童館等管理運営費 ・事業運営費（地域子育て）等
児童措置費			42, 745, 900	41, 869, 437	2. 1	・保育園入所者運営費等 ・児童手当給付金 ・児童扶養手当給付金等
家庭福祉費			172, 576	162, 009	6. 5	・ひとり親家庭医療費助成事業 ・ひとり親家庭に対する援助 ・母子緊急一時保護事業
児童福祉施設建設費			372, 925	3, 276, 080	△ 88. 6	・児童館の改築、改修 ・保育園の改築、改修
合 計			67, 670, 464	67, 792, 882	△ 0. 2	

【所属別歳出予算】

(単位：千円)

予算所属	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減
こども未来課	2,821,360	2,809,215	12,145
子育て支援課	1,618,252	1,405,778	212,474
こども家庭担当課長	20,360,122	20,273,159	86,963
子ども家庭支援センター	863,151	766,748	96,403
子ども家庭総合支援センター開設準備室	534,684	3,614,088	△ 3,079,404
大森こども家庭センター	1,453	1,329	124
調布こども家庭センター	298	247	51
蒲田こども家庭センター	352	247	105
糞谷・羽田こども家庭センター	252	247	5
保育サービス課	41,470,540	38,921,824	2,548,716
合 計	67,670,464	67,792,882	△ 122,418

【歳入予算】

(単位：千円)

款	項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減率(%)	令和8年度予算説明
分担金及び負担金		1,367	1,041,556	△ 99.9	保育園負担金等
使用料及び手数料		162,787	532,643	△ 69.4	学童保育料、子ども家庭支援センター使用料等
国庫支出金		22,194,818	20,967,078	5.9	
	国庫負担金	20,934,865	19,938,731	5.0	児童手当負担金 子どものための教育・保育給付費 児童扶養手当給付金 子育てのための施設等利用給付費 母子生活支援施設運営費 乳児等支援給付交付金（誰でも通園制度） 助産施設入所保護費
	国庫補助金	1,258,995	1,027,423	22.5	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費 就学前教育・保育施設整備交付金 児童虐待防止対策等総合支援事業費 次世代育成支援対策施設整備事業 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費 こども政策推進事業費
	国庫委託金	958	924	3.7	特別児童扶養手当事務
都支出金		14,938,642	12,086,795	23.6	
	都負担金	5,095,986	4,907,624	3.8	子どものための教育・保育給付費 児童手当負担金 子育てのための施設等利用給付費 母子生活支援施設運営費 乳児等支援給付交付金（誰でも通園制度） 助産施設入所保護費
	都補助金	9,842,656	7,179,171	37.1	保育所等利用世帯負担軽減事業 保育士等キャリアアップ補助金 保育対策総合支援事業費 認可外保育施設利用支援事業 保育サービス推進事業 子ども・子育て支援交付金等
財産収入		458,453	256,810	78.5	土地等貸付収入
寄附金		1	1	0.0	寄附金収入
諸収入		111,800	90,607	23.4	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター維持管理 賄収入 保育園受託収入 延長保育スポット利用負担金 児童扶養手当過払分返還金 保育園管理等収入等
合 計		37,867,868	34,975,490	8.3	

施設一覧（令和8年4月1日現在）

（1）児童館

番号	委運 託営	名 称	所 在 地	電 話	学童保育 利用定員(人)	開 設 年月日
1		大森中児童館	大森中2-13-5	(3761)7749		S50.12. 1
2		大森東一丁目児童館	大森東1-31-3-105	(3763)3288		S57. 6. 1
3	○	大森児童館	大森東3-5-15	(3761)1916		S42. 5. 5
4		沢田児童館	大森西2-2-1	(3298)3356	70	H9. 7.15
5	○	大森西児童館	大森西5-20-17	(3768)7776	90	S59. 8.10
6	○	大森北児童館	大森北3-25-2	(3764)3060	80	S52.10. 1
7		大森本町児童館	大森本町2-2-4	(3298)3019	65	H9. 4. 1
8	○	山王児童館	山王1-5-13	(3776)0351	110	H1. 4. 1
9		南馬込児童館	南馬込1-59-21	(3772)4340	75	S52. 1.20
10	○	南馬込三丁目児童館	南馬込3-3-7	(3773)7498		H4. 9. 1
11		南馬込四丁目児童館	南馬込4-6-5	(5742)5090	60	S45. 1.17
12	○	中馬込児童館	中馬込1-19-1-201	(3777)4498	60	S54. 3. 1
13		中央八丁目児童館	中央8-29-4	(3755)4366	70	S55. 3. 1
14	○	池上児童館	池上5-9-9	(3751)6603	70	S51. 5. 1
15		徳持児童館	池上8-13-4	(3751)9914	80	S56. 1.20
16	○	新井宿児童館	中央1-15-4	(3775)8725	80	S46. 8. 7
17	○	田園調布本町児童館	田園調布本町13-22	(3722)2540	80	H2.10.15
18		田園調布二丁目児童館	田園調布2-17-2	(3722)5189	65	S56. 6. 1
19		鶉の木児童館	鶉の木3-34-7	(3750)5483	60	S48. 4.10
20	○	久が原児童館	久が原5-4-9	(3751)4751	80	H2. 6.15
21		南雪谷児童館	南雪谷5-18-22	(3728)8253	80	S56. 1.20
22	○	上池台児童館	上池台2-35-18	(3727)0503	120	S44.10.15
23	○	仲池上児童館	仲池上1-21-16	(3751)3338	80	S45. 5.30
24	○	洗足池児童館	南千束2-15-1	(3729)7113	40	S58.12. 1
25		東糀谷児童館	東糀谷4-1-7	(3745)5155		S57. 5. 1
26		西糀谷児童館	西糀谷1-12-10	(3743)0997		S47.10. 1
27		糀谷児童館	西糀谷2-26-3-101	(3743)3854	80	S51. 6. 1
28	○	萩中児童館	萩中1-1-8	(3734)1806		S44. 3. 8
29	○	萩中三丁目児童館	萩中3-30-9	(3744)7690	40	H6.12.15
30		南六郷児童館	南六郷1-29-1-101	(3739)4452	60	S53. 1.20
31		南六郷三丁目児童館	南六郷3-18-2	(3739)5888		H10. 4. 1
32	○	東六郷児童館	東六郷3-5-19	(3731)3040		S49. 4.10
33		高畑児童館	西六郷3-18-2	(3737)1807	90	H2. 6.15
34	○	千鳥児童館	千鳥3-11-7	(3758)8191	80	S51.11. 1
35		下丸子児童館	下丸子2-20-15	(3757)1421	65	S47. 5. 1
36		下丸子四丁目児童館	下丸子4-25-1	(3758)2420	65	H8. 4. 1
37	○	矢口児童館	矢口3-3-20	(3758)4657	60	H5.12.15
38	○	西蒲田児童館	西蒲田3-8-6	(3751)3365	100	S45. 4. 4
39		多摩川児童館	多摩川2-24-25	(5710)2057	65	H10. 9. 1
40		蓮沼児童館	東矢口3-2-1-201	(3738)9449		S57. 5. 1
41	○	本蒲田児童館	蒲田1-4-23	(3736)3217	80	S48. 6. 1
42		蒲田児童館	蒲田2-8-8	(3737)5537		H7. 4. 3
43	○	子ども交流センター	大森西2-20-17	(5753)6801		H16. 4. 1
計					2,300	

（2）こどもの家

番号	委運 託営	名 称	所 在 地	電 話	学童保育 利用定員(人)	開 設 年月日
1		糀谷こどもの家	東糀谷4-3-5	(3741)6609	50	S38. 6.17

（3）児童館分室

番号	委運 託営	名 称	所 在 地	電 話	学童保育 利用定員(人)	開 設 年月日
1	○	仲池上児童館池雪分室	東雪谷5-8-7	(3729)0313		H12. 4. 1
2	○	田園調布本町児童館東嶺町分室 (乳幼児ひろば東嶺町)	東嶺町20-4	(3753)3054		R7. 4. 1

(4) おおたっ子ひろば

番号	委運 託 営	名 称	所 在 地	設 置 場 所	電 話	学童保育 利用定員 (人)	開 設 年月日
1		梅田おおたっ子ひろば (南馬込四丁目児童館梅田分館)	南馬込6-6-22	梅田小学校内	(3775)7224	90	H22. 4. 1
2		松仙おおたっ子ひろば (南雪谷児童館松仙分館)	久が原1-11-20	松仙小学校内	(3754)1823	90	H22. 4. 1
3		羽田おおたっ子ひろば (東糀谷児童館羽田分館)	羽田3-3-14	羽田小学校内	(3741)0183	80	H22. 4. 1
4	○	萩中おおたっ子ひろば (糀谷児童館萩中分館)	本羽田3-4-22	萩中小学校内	(3741)0182	60	H22. 4. 1
5	○	西六郷おおたっ子ひろば (高畑児童館西六郷分館)	西六郷2-3-1	西六郷小学校内	(3738)8906	80	H22. 4. 1
6	○	新宿おおたっ子ひろば (多摩川児童館新宿分館)	蒲田本町1-5-1	新宿小学校内	(3738)8904	80	H22. 4. 1
7		志茂田おおたっ子ひろば (多摩川児童館志茂田分館)	西六郷1-4-2	志茂田小学校内	(3733)3733	80	H31. 4. 1
計						560	

(5) 放課後ひろば ※令和6年度から教育総務部教育総務課へ移管

番号	委運 託 営	名 称	所 在 地	設 置 場 所	電 話	学童保育 利用定員 (人)	開 設 年月日
1	○	大森第四放課後ひろば	大森南3-18-26	大森第四小内	(6423)6050	120	R4. 1. 4
2	○	中富放課後ひろば	大森東5-6-24	中富小学校内	(3768)7040	40	H27. 4. 1
3	○	大森第一放課後ひろば	大森東3-5-15	大森児童館内	(3761)1916	90	H28. 4. 1
4	○	開桜放課後ひろば	大森西2-26-3	開桜小学校内	(3766)5151	80	R2. 4. 1
5	○	大森第三放課後ひろば	大森西5-22-18	大森第三小学校内	(3762)6670	60	H28. 4. 1
6	○	大森第五放課後ひろば	大森本町1-10-5	大森第五小学校内	(3766)5175	40	R8. 4. 1
7	○	大森東放課後ひろば	大森東1-29-1	大森東小学校内	(3763)5504	40	H28. 4. 1
8	○	入新井第五放課後ひろば	大森北6-4-8	入新井第五小学校内	(3766)3020	80	R7. 4. 1
9	○	入新井第一放課後ひろば	大森北4-6-7	入新井第一小学校内	(3764)1709	80	R6. 9. 1
10	○	山王放課後ひろば	山王1-26-33	山王小学校内	(3777)4533	80	H29. 4. 1
11	○	馬込放課後ひろば	南馬込1-34-1	馬込小学校内	(3773)4406	80	H28. 4. 1
12	○	馬込第二放課後ひろば	南馬込3-3-7	南馬込三丁目児童館内	(3773)7498	80	R4. 4. 1
13	○	馬込第三放課後ひろば	北馬込1-28-1	馬込第三小学校内	(3775)4000	100	H29. 4. 1
14	○	池上放課後ひろば	池上1-33-8	池上小学校内	(3752)7555	50	H29. 4. 1
15	○	池上第二放課後ひろば	中央8-9-1	池上第二小学校内	(3753)6225	80	H28. 4. 1
16	○	徳持放課後ひろば	池上7-18-1	徳持小学校内	(3751)1727	50	H27. 4. 1
17	○	入新井第二放課後ひろば	中央2-15-1	入新井第二小学校内	(3778)3300	65	H29. 4. 1
18	○	入新井第四放課後ひろば	中央3-5-8	入新井第四小学校内	(3777)3701	75	H29. 4. 1
19	○	東調布第一放課後ひろば	田園調布南28-7	東調布第一小学校内	(3750)5011	80	H28. 4. 1
20	○	調布大塚放課後ひろば	雪谷大塚町12-1	調布大塚小学校内	(3748)3930	65	H27. 4. 1
21	○	東調布第三放課後ひろば	南久が原2-17-1	東調布第三小学校内	(3759)0771	110	R6. 7. 1
22	○	嶺町放課後ひろば	田園調布南6-10	嶺町小学校内	(3758)2370	80	H27. 4. 1
23	○	千鳥放課後ひろば	千鳥2-5-1	千鳥小学校内	(3956)7093	40	R8. 4. 1
24	○	久原放課後ひろば	久が原4-12-10	久原小学校内	(3753)0221	60	H29. 4. 1
25	○	池雪放課後ひろば	東雪谷5-8-7	仲池上児童館池雪分室内	(3729)0313	80	H30. 4. 1
26	○	洗足池放課後ひろば	南千束3-35-2	洗足池小学校内	(3727)0301	65	H27. 4. 1
27	○	赤松放課後ひろば	北千束2-35-8	赤松小学校内	(3726)6180	100	R6. 4. 1
28	○	清水窪放課後ひろば	北千束1-20-15	清水窪小学校内	(3718)7720	85	H28. 4. 1
29	○	糀谷放課後ひろば	西糀谷3-13-21	糀谷小学校内	(5705)0616	90	H29. 4. 1
30	○	東糀谷放課後ひろば	東糀谷5-18-23	東糀谷小学校内	(3742)6605	80	H28. 4. 1
31	○	北糀谷放課後ひろば	北糀谷2-2-5	北糀谷小学校内	(3743)0123	65	H28. 4. 1
32	○	都南放課後ひろば	本羽田3-15-2	都南小学校内	(3744)2120	60	H27. 4. 1
33	○	中萩中放課後ひろば	萩中2-14-1	中萩中小学校内	(5705)2991	90	H29. 4. 1
34	○	出雲放課後ひろば	本羽田1-2-4	出雲小学校内	(3744)4565	80	H28. 4. 1
35	○	六郷放課後ひろば	東六郷3-5-19	東六郷児童館内	(3731)3040	60	H30. 4. 1
36	○	高畑放課後ひろば	西六郷3-28-23	高畑小学校内	(5703)0567	80	H29. 4. 1
37	○	仲六郷放課後ひろば	仲六郷1-26-1	仲六郷小学校内	(3732)7660	65	H28. 4. 1
38	○	東六郷放課後ひろば	東六郷2-3-1	東六郷小学校内	(3731)2050	85	H30. 4. 1
39	○	南六郷放課後ひろば	南六郷3-7-1	南六郷小学校内	(3739)6771	80	H28. 4. 1
40	○	矢口放課後ひろば	多摩川1-18-25	矢口小学校内	(3757)4559	120	H29. 4. 1
41	○	矢口西放課後ひろば	下丸子1-7-1	矢口西小学校内	(3750)9188	90	H29. 4. 1
42	○	多摩川放課後ひろば	矢口3-26-25	多摩川小学校内	(3759)8017	90	H29. 4. 1
43	○	相生放課後ひろば	西蒲田6-19-1	相生小学校内	(3732)2880	70	H28. 4. 1
44	○	矢口東放課後ひろば	東矢口3-9-20	矢口東小学校内	(3731)0071	60	H27. 4. 1
45	○	おなづか放課後ひろば	西蒲田1-19-1	おなづか小学校内	(3753)6030	40	H28. 4. 1
46	○	道塚放課後ひろば	新蒲田3-3-18	道塚小学校内	(3733)2110	80	H27. 4. 1
47	○	蒲田放課後ひろば	蒲田1-30-1	蒲田小学校内	(3736)0303	80	R7. 4. 1
48	○	南蒲放課後ひろば	南蒲田1-12-11	南蒲小学校内	(3737)0093	95	H28. 4. 1
49	○	東蒲放課後ひろば	東蒲田1-19-25	東蒲小学校内	(3732)3370	80	H28. 4. 1
計						3,695	

(6) 中高生ひろば

番号	名 称	所 在 地	設 置 場 所	電 話	開 設 年月日
1	中高生ひろば羽田	羽田1-18-13	羽田地域力推進センター内	(6423) 6285	H30. 11. 26
2	中高生ひろば蒲田	新蒲田1-18-16	新蒲田一丁目複合施設内	(6715) 8308	R4. 5. 5

※中高生ひろばは区立民営として運営。

(7) 母子生活支援施設

番号	名 称	認可定員 [世帯]	開 設 年月日
1	区立施設 1	20	H6. 1. 15
2	区立施設 2	20	H10. 2. 1
計		40	

(8) 子ども家庭支援センター

番号	名 称	所 在 地	電 話	開 設 年月日
1	子ども家庭支援センター大森 (キッズな大森)	大森北4-16-5	代表電話 (5753) 1153 総合相談 (5753) 7830	H20. 2. 1
2	子ども家庭支援センター洗足池 (キッズな洗足池)	上池台2-35-18	代表電話 (5754) 7830	H14. 4. 1
3	子ども家庭支援センター蒲田 (キッズな蒲田)	西蒲田7-49-2 社会福祉センター 2F	代表電話 (5714) 1152	H16. 6. 1
4	子ども家庭支援センター六郷 (キッズな六郷)	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター 3F	代表電話 (6715) 7830	H26. 2. 3

(9) こども家庭センター

番号	名 称	所 在 地	電 話	開 設 年月日
1	大森こども家庭センター	大森西1-12-1	(6423) 0842	R6. 10. 1
2	調布こども家庭センター	雪谷大塚町4-6	(6425) 7566	R6. 10. 1
3	蒲田こども家庭センター	蒲田本町2-1-1	(6424) 5522	R6. 10. 1
4	梹谷・羽田こども家庭センター	東梹谷1-21-15	(6423) 8866	R6. 10. 1

(10) 若者サポートセンター

番号	名 称	所 在 地	電 話	開 設 年月日
1	若者サポートセンター (フラットおおた)	大森北3-24-27	代表電話 (6451) 8433	R4. 10. 31

(11) 区立保育園

番号	園 名		所在地	対象児童 年齢	園 児 (取扱定員:人)							開園 年月日
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
1	森が崎保育園	公	大森南2-2-15	1歳以上		20	21	23	23	24	111	S40. 11. 1
2	大森東一丁目保育園	公	大森東1-31-2-105 都営住宅	57日以上	13	22	22	25	26	26	134	S57. 5. 1
3	大森西保育園	公	大森西2-16-2	57日以上	14	23	23	23	28	28	139	S45. 10. 1
4	大森西第二保育園	民	大森西4-13-11-101 都営住宅	1歳以上		22	23	24	27	27	123	S54. 5. 1
5	富士見橋保育園	公	大森西3-2-2-101 都営住宅	1歳以上		16	16	17	18	18	85	S46. 7. 1
6	大森北保育園	民	大森北3-25-2	57日以上	12	18	19	21	22	22	114	S52. 10. 1
7	馬込保育園	公	中馬込3-25-2	57日以上	14	16	21	22	22	22	117	S38. 12. 16
8	池上第三保育園	公	池上5-15-22	57日以上	12	19	22	24	27	27	131	S54. 5. 1
9	山王保育園	民	山王3-32-12	57日以上	17	20	24	26	26	26	139	S50. 5. 1
10	入新井保育園	公	中央2-16-17	1歳以上		24	24	24	24	25	121	S23. 3. 1
11	中央八丁目保育園	民	中央8-28-12	57日以上	15	15	15	15			60	S62. 4. 1
12	田園調布保育園	公	田園調布本町7-15	4か月以上	9	10	15	17	17	18	86	S44. 7. 1
13	わかば保育園	公	田園調布南8-23	57日以上	14	21	22	26	26	26	135	S49. 4. 1
14	田園調布二丁目保育園	民	田園調布2-17-2	57日以上	14	18	23	23	23	23	124	S56. 6. 1
15	久が原保育園	公	久が原2-16-17	57日以上	11	15	16	17	18	18	95	S58. 4. 1
16	千鳥保育園	公	千鳥1-1-25	4か月以上	12	12	21	26	26	26	123	S47. 3. 1
17	雪谷保育園	民	東雪谷3-6-1	57日以上	12	24	24	24	24	24	132	S41. 10. 1
18	仲池上保育園	公	仲池上1-21-16	57日以上	17	19	23	25	24	23	131	S45. 6. 1
19	千束保育園	公	南千束3-23-10	57日以上	12	16	24	24	25	25	126	S51. 5. 1
20	東糀谷保育園	民	東糀谷6-8-7-101 都営住宅	4か月以上	12	25	25	29	29	30	150	S50. 8. 1
21	糀谷保育園	公	西糀谷2-14-18	57日以上	14	18	21	23	23	23	122	S51. 9. 1
22	浜竹保育園	民	西糀谷3-34-18	57日以上	17	21	24	26	26	26	140	S46. 8. 1
23	羽田保育園	公	羽田4-11-1	1歳以上		30	30	31	30	30	151	S24. 8. 15
24	本羽田保育園	公	本羽田3-17-20-108 区営住宅	1歳以上		23	23	26	26	26	124	S52. 12. 1
25	萩中保育園	民	萩中1-2-1	57日以上	16	32	32				80	S41. 8. 1
26	いずも保育園	公	南六郷1-10-3-101 区営住宅	1歳以上		17	20	22	22	22	103	S53. 9. 1
27	南六郷保育園	公	南六郷1-33-1-101 都営住宅	1歳以上		14	18	23	23	23	101	S49. 5. 1
28	志茂田保育園	公	西六郷1-3-2	57日以上	14	18	24	26	27	26	135	S49. 11. 1
29	みどり保育園	公	西六郷3-30-20-101 区営住宅	1歳以上		16	18	20	20	20	94	S52. 10. 1
30	矢口第二保育園	民	矢口2-21-16-101 都営住宅	1歳以上		12	12	17	18	18	77	S46. 7. 1
31	下丸子保育園	公	下丸子2-20-15	8か月以上	13	24	25	25	26	26	139	S47. 5. 1
32	西蒲田保育園	民	西蒲田3-13-12	57日以上	17	20	24	24	27	27	139	S45. 6. 1
33	矢口保育園	公	新蒲田2-12-18 UR住宅	1歳以上		19	19	21	25	25	109	S26. 12. 1
34	新蒲田保育園	民	新蒲田1-18-16	57日以上	18	22	22	24	24	24	134	S45. 12. 1
35	東蒲田保育園	民	東蒲田2-32-15	57日以上	13	19	20	24	24	24	124	S50. 7. 1
36	蒲田本町保育園	民	蒲田本町1-1-1-101 UR住宅	57日以上	13	19	21	24	24	24	125	S54. 5. 1
37	本蒲田保育園	公	蒲田1-4-23	57日以上	15	22	23	25	25	25	135	S48. 6. 1
合 計					360	721	799	836	845	847	4,408	

※公…公設公営園、民…公設民営園

(12) 子育てひろば

番号	名 称	所 在 地	備 考	電 話	開設年月日
1	子育てひろば羽田	羽田4-11-1	羽田保育園内	(3744)0111	H30. 11. 26
2	子育てひろば新蒲田	新蒲田1-18-16	新蒲田保育園内	(5710)1101	R4. 5. 6
3	子育てひろば仲六郷	仲六郷1-29-10	簡野学園ふぞく仲六郷保育園内	(3742)1514	H30. 11. 26
4	子育てひろばにこにこ	西糀谷4-29-16 2階	簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園内	(6715)1510	H29. 4. 1
5	このえ鶴の木保育園子育てひろば	鶴の木2-20-7		(6451)9653	H31. 4. 1

(13) 私立保育園（開設順）

番号	園名	所在地	設置主体	対象児童 年齢	年齢別取扱い定員（人）							開園 年月日
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
1	子どもの家保育園	大森東5-2-11	(社福)なぜの木会	43日以上	12	15	18	18	18	18	99	S24.6.1
2	今泉保育園	矢口2-26-17	(宗法)延命寺	1歳以上	0	15	15	15	15	15	75	S26.3.31
3	第一蒲田保育園	蒲田1-20-6	(社福)蒲田保育園	1歳以上	0	12	16	18	18	18	82	S27.3.1
4	よいこの保育園	西六郷4-20-6	(社福)行道福祉会	1歳以上	0	12	12	12	12	13	61	S30.4.1
5	第二蒲田保育園	南蒲田1-7-20	(社福)蒲田保育園	1歳以上	0	6	12	18	18	18	72	S30.4.1
6	女塚保育園	西蒲田4-23-8	個人	1歳以上	0	10	15	15	15	15	70	S30.4.1
7	桐里保育園	池上1-13-3	(社福)恒明会	8か月以上	6	10	15	15	15	15	76	S31.10.11
8	洗心保育園	南千束2-2-6	(社福)明生会	57日以上	6	15	15	18	18	18	90	S33.4.1 R2.4.1
9	なかよし保育園	東糀谷4-2-14	(社福)なかよし会	43日以上	9	15	15	18	18	18	93	S34.2.16
10	大森保育園	大森南4-10-4	(社福)大洋社	43日以上	6	10	10	10	10	10	56	S34.6.1
11	第三蒲田保育園	萩中2-13-16	(社福)蒲田保育園	1歳以上	0	12	16	22	22	22	94	S35.9.1
12	島田保育園	大森北3-3-5	(社福)島田福祉会	43日以上	12	15	20	20	20	20	107	S44.7.1
13	丸子ベビー保育園	下丸子3-21-17	(社福)みにく会	43日以上	10	10	10	10	10	10	60	S57.2.1
14	おひさま保育園	矢口3-34-12	(社福)つばさ福祉会	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H13.4.1 H31.4.1
15	大森駅前保育園	大森北1-6-6	(社福)島田福祉会	43日以上	6	8	8	8	8	8	46	H14.4.1
16	蒲田音楽学園保育園	西蒲田4-27-2	(社福)扶社会	3か月以上	6	10	14	14	14	14	72	H17.10.1
17	洗足池保育園	南千束3-24-15	(社福)大洋社	1歳以上	0	9	9	9	9	9	45	H18.8.1
18	あつる池上保育園	池上3-29-11	(社福)東京愛成会	1歳以上	0	15	15	20	21	21	92	H19.4.1 H23.1.1
19	北嶺町保育園	北嶺町19-13	(社福)島田福祉会	57日以上	12	15	22	23	23	23	118	H20.4.1
20	久が原ハーモニー保育園	久が原1-1-9	(社福)扶社会	3か月以上	6	10	14	14	14	14	72	H20.12.1
21	多摩堤保育園	矢口1-5-1 (仮園舎)	(社福)南町保育会	4か月以上	9	12	16	16	16	11	80	H21.4.1
22	アスクうのき保育園	鶴の木2-34-20	(株)日本保育サービス	57日以上	6	9	13	14	14	14	70	H21.10.1
23	アスク大森保育園	大森北1-10-14	(株)日本保育サービス	57日以上	9	15	15	17	17	17	90	H23.4.1
24	おおた みんなの家	南馬込1-9-1先	(社福)つばさ福祉会	57日以上	9	12	14	15	15	15	80	H23.4.1
25	そらのいえ保育園	大森中1-14-1	(社福)わかば	1歳以上	0	10	14	20	20	20	84	H23.4.1
26	千鳥さくら保育園	千鳥2-28-11	(社福)なぜの木会	1歳以上	0	25	26	26	26	26	129	H23.4.1
27	西二なかよし保育園	西六郷2-30-3	(社福)なかよし会	1歳以上	0	9	9	9	11	12	50	H23.4.1
28	レイモンド南蒲田保育園	南蒲田2-16-2	(社福)檸檬会	57日以上	6	12	12	13	13	13	69	H23.4.1
29	グローバルキッズ西馬込園	南馬込5-30-2	(株)グローバルキッズ	43日以上	6	12	14	15	13	10	70	H24.4.1
30	さくら中央保育園	中央5-30-18	(社福)南町保育会	3か月以上	9	12	14	15	15	15	80	H24.4.1
31	にじいろ保育園大岡山	南千束3-1-6	ライクキッズ (株)	57日以上	9	18	18	18	18	18	99	H24.4.1
32	西糀谷しろはと保育園	西糀谷1-4-22	(社福)白鳩会	57日以上	12	18	24	25	25	25	129	H24.4.1
33	ポピンズナーサリースクール長原	上池台1-16-7	(株)ポピンズエデュケア	57日以上	6	10	10	10	11	11	58	H24.4.1
34	鶴の木いまいずみ保育園	南久が原2-30-5	(社福)いまいずみ	1歳以上	0	12	12	12	12	12	60	H24.6.1
35	ケンパ池上	池上4-25-9	(NPO)ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H25.4.1
36	多摩川保育園	多摩川2-24-63	(社福)仁慈保幼園	57日以上	11	16	20	22	22	22	113	H25.4.1
37	美原保育園	大森東1-28-2	(社福)あざみ会	57日以上	12	16	16	16	16	16	92	H25.4.1
38	メリーポピンズアトレ大森ルーム	大森北1-6-16	(社福)どろんこ会	1歳以上	0	15	15	15	15	15	75	H25.4.1
39	アスク久が原保育園	久が原2-23-10	(株)日本保育サービス	1歳以上	0	15	16	16	16	17	80	H25.9.1
40	池上長尾保育園	池上8-25-6	(社福)長尾会	4か月以上	12	14	15	17	16	16	90	H26.4.1
41	グローバルキッズ蒲田園	西蒲田8-20-8	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	12	12	15	15	15	69	H26.4.1
42	高畑保育園	仲六郷3-19-4	(社福)寿広福祉会	57日以上	12	25	26	29	29	29	150	H26.4.1
43	ぼけっとならんど西蒲田保育園	西蒲田7-35-1	(学)三幸学園	1歳以上	0	10	12	12	13	13	60	H26.4.1
44	にじいろ保育園西馬込	西馬込2-28-16	ライクキッズ (株)	57日以上	9	15	15	17	17	17	90	H26.4.1
45	ベネッセ雪が谷大塚保育園	南雪谷3-11-20	(株)ベネッセスタイルケア	1歳以上	0	12	12	12	12	12	60	H26.5.1
46	マミーズエンジェル池上駅前保育園	池上7-1-1	(株)マミーズエンジェル	1歳以上	0	18	18	18	18	18	90	H26.7.1
47	アスク蒲田一丁目保育園	蒲田1-2-13	(株)日本保育サービス	57日以上	6	15	18	19	19	19	96	H26.10.1
48	えがおの森保育園・おおももり駅前	大森北1-6-8	(株)千趣会チャイルドケア	1歳以上	0	10	11	13	13	3	50	H27.4.1
49	池上どろんこ保育園	池上1-19-32	(株)ゴーエスト	1歳以上	0	10	12	15	15	15	67	H27.4.1
50	ベネッセ池上保育園	池上3-13-4	(株)ベネッセスタイルケア	1歳以上	0	10	12	14	14	14	64	H27.4.1
51	クオリスキッズくがはら保育園	東嶺町28-4	(株)クオリス	57日以上	9	12	14	15	15	15	80	H27.4.1
52	北嶺町第二保育園	北嶺町28-7	(社福)島田福祉会	1歳以上	0	10	11	13	13	13	60	H27.4.1

○印は、民営化又は区施設使用保育園

番号	園名	所在地	設置主体	対象児童 年齢	年齢別取扱定員（人）							開園 年月日
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
53	さくらさくみらい 石川台	東雪谷2-10-7	(株)さくらさくみらい	1歳以上	0	12	12	14	14	14	66	H27.4.1
54	えがの森保育園・かまた駅前	南蒲田1-1-25	(株)千趣会チャイルドケア	1歳以上	0	10	11	13	13	13	60	H27.4.1
55	まごめ みんなの家	南馬込1-24-9	(社福)つばさ福祉会	57日以上	12	20	22	22	22	22	120	H27.4.1
56	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3	(株)Kids Smile Project	1歳以上	0	15	15	16	16	16	78	H27.7.1
57	グローバルキッズ大森西園	大森西2-15-24	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	12	12	14	14	12	70	H28.4.1
58	馬込ここわ保育園	南馬込1-1-6	(株)ディアローグ	57日以上	6	18	21	25	25	25	120	H28.4.1
59	あーと&えいごが好きなになる保育園 かみいけだい	上池台5-11-17	(社福)TSUBOMI EDUCATIONS	8か月以上	9	20	20	20	20	20	109	H28.4.1
60	簡野学園ふぞく北糀谷保育園	北糀谷1-14-10	(学)簡野学園	5か月以上	17	22	24	24	24	24	135	H28.4.1
61	ボビンズナーサリースクール馬込	中馬込3-22-21	(株)ボビンズエデュケア	57日以上	9	15	16	16	17	17	90	H28.10.1
62	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	(NPO)ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	57日以上	6	9	9	12	12	12	60	H29.4.1
63	にじいろ保育園南馬込	南馬込4-25-11	ライクキッズ (株)	57日以上	6	9	11	12	12	12	62	H29.4.1
64	美奈見ここわ保育園	中央1-1-7	(株)ディアローグ	1歳以上	0	12	12	15	15	15	69	H29.4.1
65	ナーサリー新井宿	中央4-13-18	(社福)翼友会	57日以上	9	15	21	21	21	21	108	H29.4.1
66	さくらさくみらい 久が原	(第一園舎) 鶴の木1-5-12 (第二園舎) 鶴の木3-6-11	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	12	14	6	10	60	H29.4.1
67	ベネッセ西馬込保育園	仲池上1-8-2	(株)ベネッセスタイルケア	1歳以上	0	10	12	14	14	14	64	H29.4.1
68	はぐはぐキッズ洗足池	(mother)上池台2-26-7 (baby)上池台2-37-2 1階	はぐはぐキッズ(株)	57日以上	6	9	11	18	18	18	80	H29.4.1
69	簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園	西糀谷4-29-16 2階	(学)簡野学園	8か月以上	8	10	20	24	24	24	110	H29.4.1
70	弁天橋保育園	羽田5-18-16	(社福)二葉福祉会	57日以上	9	10	12	14	14	14	73	H29.4.1
71	キッズラボ蒲田園	蒲田5-44-5 1階	キッズラボ(株)	57日以上	6	6	7	7	7	7	40	H29.4.1
72	はぐはぐドンキadventure保育園	山王3-6-3 MEGAドン・キホーテ大森山王店	はぐはぐキッズ(株)	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H29.6.1
73	キッズラボ下丸子園	下丸子4-6-19 1階	キッズラボ(株)	57日以上	6	8	8	8	8	7	45	H29.7.1
74	ボビンズナーサリースクール西六郷	西六郷3-1-7	(株)ボビンズエデュケア	1歳以上	0	9	9	13	13	13	57	H29.10.1
75	森の保育園	仲池上1-27-10 1階	(株)育児サポートカスターネット	57日以上	6	10	10	10	10	10	56	H30.4.1
76	グローバルキッズ鶴の木園	鶴の木2-36-10	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	6	6	6	6	6	30	H30.4.1
77	このえ洗足池保育園	南千東3-33-6	(株)なないろ	1歳以上	0	9	9	15	15	12	60	H30.4.1
78	おはよう保育園大森町	大森西3-16-11	㈱おはようキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H30.4.1
79	ベリーベアインターナショナル保育園西馬込	南馬込5-42-2	(株)ネス・コーポレーション	57日以上	6	9	9	12	12	12	60	H30.4.1
80	クオリスキッズいけがみ保育園	池上6-27-25	(株)クオリス	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	H30.4.1
81	アスクみなみ久が原保育園	南久が原1-24-16	(株)日本保育サービス	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H30.4.1
82	天才キッズクラブ楽学館仲池上園	仲池上1-25-4	(株)TKC	1歳以上	0	20	20	20	20	20	100	H30.4.1
83	にじいろ保育園矢口渡	多摩川1-34-5	ライクキッズ (株)	57日以上	6	10	11	12	12	12	63	H30.4.1
84	チェリッシュ桜坂保育園	北嶺町37-29	(株)チャイルドステージ	57日以上	6	9	9	12	12	12	60	H30.4.1
85	さくらさくみらい 平和島	大森北6-26-22	(株)さくらさくみらい	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H30.4.1
86	太陽の子南雪谷保育園	南雪谷4-14-11	H I T O W Aキッズライフ(株)	57日以上	6	10	10	10	10	10	56	H30.4.1
87	グローバルキッズ雑色園	仲六郷2-43-11	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	9	9	12	10	10	50	H30.4.1
88	さくらさくみらい 長原	(第一園舎) 上池台1-5-2 (第二園舎) 南千東1-13-9	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	13	15	12	12	70	H30.4.1
89	このえ雑色保育園	仲六郷2-7-11	(株)なないろ	1歳以上	0	9	9	19	19	19	75	H30.4.1
90	みらいく久が原園	久が原4-25-2	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	8	8	8	7	8	45	H30.4.1
91	大森南保育園	大森南4-14-5	(社福)遍照会	57日以上	12	15	18	18	18	18	99	H30.4.1
92	明日葉保育園相生園	西蒲田6-18-8	(株)あしたばマインド	57日以上	14	16	18	24	24	24	120	H30.4.1 R2.4.1
93	キッズラボ矢口渡駅前保育園	多摩川1-7-16	キッズラボ(株)	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H30.4.1
94	Ohana平和島保育園	大森西2-2-29	株式会社MIRATZ	1歳以上	0	6	6	12	7	7	38	H30.4.1
95	キッズラボ西馬込駅前保育園	西馬込1-29-5	キッズラボ(株)	57日以上	6	12	12	24	24	22	100	H30.5.1
96	さくらさくみらい 鶴の木	鶴の木1-16-14	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	12	15	15	15	75	H30.10.1
97	小池保育園	上池台4-23-9	(社福)二葉福祉会	57日以上	14	17	17	17	17	17	99	H31.4.1
98	簡野学園ふぞく六郷保育園	南六郷3-10-11	(学)簡野学園	8か月以上	12	19	23	23	23	23	123	H31.4.1
99	アスク池上保育園	池上8-1-3	(株)日本保育サービス	57日以上	9	10	12	15	15	15	76	H31.4.1
100	アスクゆきがや保育園	雪谷大塚町9-13-301	(株)日本保育サービス	57日以上	6	10	16	18	18	18	86	H31.4.1
101	うれしい保育園南雪谷	南雪谷3-11-9	(株)ケア21	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H31.4.1
102	おはよう保育園マチノマ大森	大森西3-1-38 マチノマ大森3階	㈱おはようキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H31.4.1
103	蒲田音楽学園第Ⅱ保育園	西蒲田4-11-5	(社福)扶社会	3か月以上	6	10	14	14	14	14	72	H31.4.1
104	キッズラボ千束こどもの家北千束園	北千束2-15-10	キッズラボ(株)	57日以上	6	18	18	0	0	0	42	H31.4.1
104-2	キッズラボ千束こどもの家大岡山園	北千束3-34-3	キッズラボ(株)		0	0	0	20	18	17	55	R1.10.1

○印は、民営化又は区施設使用保育園

番号	園名	所在地	設置主体	対象児童 年齢	年齢別取扱定員(人)							開園 年月日
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
105	キッズラボ蓮沼園	東矢口3-5-6	キッズラボ(株)	1歳以上	0	10	12	12	12	12	58	H31.4.1
106	クオリスキッズ北千束保育園	北千束2-25-11	(株)クオリス	57日以上	9	12	12	15	15	15	78	H31.4.1
107	グローバルキッズ千島町園	千島1-24-5	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	10	11	11	9	9	50	H31.4.1
108	グローバルキッズ上池台園	上池台5-5-12	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H31.4.1
109	グローバルキッズ西六郷園	西六郷2-9-7	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H31.4.1
110	グローバルキッズ武蔵新田園	下丸子1-17-15	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	12	13	13	65	H31.4.1
111	こどもヶ丘保育園大森北園	大森北6-30-18	(株)チャイルドビジョン	57日以上	6	11	11	21	21	20	90	H31.4.1
112	こどもヶ丘保育園武蔵新田園	矢口1-16-19	(株)チャイルドビジョン	57日以上	6	10	11	15	15	13	70	H31.4.1
113	このえ鶴の木保育園	鶴の木2-16-5 パインズ・アーケ	(株)なないろ	57日以上	6	10	12	12	12	12	64	H31.4.1
114	このえ長原保育園	上池台1-45-8	(株)なないろ	57日以上	6	12	14	16	16	16	80	H31.4.1
115	小鳩ナーサリースクール中馬込	中馬込2-2-18	(株)チャイルド・ピース	1歳以上	0	10	10	30	25	15	90	H31.4.1
116	ナーサリールームベリーベアー大森西	大森西5-25-21 2階	(株)ネス・コーポレーション	1歳以上	0	0	25	25	25	25	100	H31.4.1
116-2	ナーサリールームベリーベアー大森西 分園	大森西3-28-5 3階	(株)ネス・コーポレーション		0	20	0	0	0	0	20	H31.4.1
117	にじいろ保育園鶴の木	鶴の木3-35-13	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	10	14	14	14	68	H31.4.1
118	にじいろ保育園南馬込桜通り	南馬込6-22-1	ライクキッズ(株)	57日以上	6	6	6	9	9	9	45	H31.4.1
119	にじいろ保育園南雪谷	南雪谷5-10-12	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	10	12	12	12	62	H31.4.1
120	認可保育所Bambini	田園調布1-50-6	(学)正良学園	1歳以上	0	10	15	18	18	18	79	H31.4.1
121	さんさん森の保育園下丸子	下丸子3-9-9	(有)ベビーステーション	57日以上	6	12	12	12	12	12	66	R1.6.1
122	ナーサリールーム	西糞谷4-5-7	(社)福翼友会	1歳以上	0	22	22	25	25	25	119	R2.4.1
123	みなみまごめ保育園	南馬込4-6-5	(社)福わかば	1歳以上	0	25	25	25	25	25	125	R2.4.1
124	大空と大地のなーさりい西蒲田四丁目園	西蒲田4-1-3	(株)キッズコーポレーション	57日以上	6	11	12	17	12	12	70	R2.4.1
125	おはよう保育園梅屋敷	蒲田2-26-1	おはようキッズ	1歳以上	0	12	12	12	12	12	60	R2.4.1
126	グローバルキッズ六郷保育園	仲六郷4-34-21	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	8	8	9	8	6	45	R2.4.1
127	こどもヶ丘保育園山王園	山王4-14-4	(株)チャイルドビジョン	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R2.4.1
128	このえ大森北保育園	大森北4-9-7	(株)なないろ	57日以上	6	15	15	18	18	18	90	R2.4.1
129	このえ南馬込保育園	南馬込5-18-18	(株)なないろ	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R2.4.1
130	さくらさくみらい 田園調布	田園調布1-27-5	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	12	16	16	16	78	R2.4.1
131	ナーサリールームベリーベアー矢口	矢口2-14-5	(株)ネス・コーポレーション	1歳以上	0	15	15	20	20	20	90	R2.4.1
132	みらいく徳持園	池上8-12-12	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	12	10	60	R2.4.1
133	みらいく池上2丁目園	池上2-4-2	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	12	12	62	R2.4.1
134	みらいく田園調布本町園	田園調布本町21-12	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	11	11	60	R2.4.1
135	未来のツリー保育園	西馬込2-21-3	(株)エデュリー	57日以上	6	12	12	14	14	12	70	R2.4.1
136	わおわお蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-10	(社)福わおわお福祉会	57日以上	6	12	12	16	16	16	78	R2.4.1
137	にじいろ保育園西六郷	西六郷3-26-18	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R2.6.1
138	簡野学園ふぞく東六郷保育園	東六郷1-13-25	(学)簡野学園	5か月以上	15	20	20	23	23	23	124	R3.4.1
139	アイグラン保育園大森西	大森西4-11-5	(株)アイグラン	1歳以上	0	8	8	8	6	6	36	R3.4.1
140	アスクおんたけ保育園	東嶺町5-17	(株)日本保育サービス	57日以上	6	9	9	9	9	8	50	R3.4.1
141	アスク下丸子保育園	下丸子1-8-23	(株)日本保育サービス	57日以上	6	10	10	10	10	10	56	R3.4.1
142	大空と大地のなーさりい大森西園	大森西4-8-5	(株)キッズコーポレーション	57日以上	12	14	14	20	19	17	96	R3.4.1
143	グローバルキッズ池上園	池上6-3-10	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R3.4.1
144	グローバルキッズ蒲田第二保育園	西蒲田8-4-7	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R3.4.1
145	グローバルキッズ馬込園	南馬込1-7-14	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	8	8	8	6	5	35	R3.4.1
146	このえ南千束保育園	南千束1-12-2	(株)なないろ	57日以上	6	9	12	15	13	15	70	R3.4.1
147	さくらさくみらい 西六郷	西六郷2-54-12	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R3.4.1
148	大森北六丁目保育園	大森北6-9-1	HITOWAキッズライフ(株)	1歳以上	0	12	14	14	14	14	68	R3.4.1
149	にじいろ保育園中馬込	中馬込3-11-32	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	12	12	12	12	64	R3.4.1
150	にじいろ保育園南馬込四丁目	南馬込4-29-7	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R3.4.1
151	みらいく鶴の木園	鶴の木1-19-3	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	12	10	60	R3.4.1
152	モニカ矢口渡園	新蒲田2-10-5	(株)モニカ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R3.4.1
153	AIAI NURSERY大森	山王1-26-4	AIAI Child Care(株)	57日以上	6	9	10	11	12	12	60	R3.5.1
154	簡野学園ふぞく仲六郷保育園	仲六郷1-29-10	(学)簡野学園	1歳以上	0	24	26	27	28	28	133	R4.4.1
155	Gakkenほいくえん馬込	北馬込2-30-2	(株)学研コソファン・ナーサリ	57日以上	6	10	11	12	12	12	63	R4.4.1
合 計					779	1,888	2,088	2,364	2,321	2,297	11,737	

○印は、民営化又は区施設使用保育園

大田区こども未来総合センター



「大田区こども未来総合センター」は、大田区のこども家庭支援機能と、東京都の児童相談所機能を設置する、こどもと家庭の総合支援拠点です。

未来を創り出すこどもたちが、夢と希望をもって成長していけるよう、2つの機関がより一層連携を強化し、こどもと家庭を切れ目なく支援します。

1 名称に込めた想い

- こども達の未来を力強く支える決意
- 東京都と連携する新たな総合的支援体制を構築する拠点

● 鳥瞰写真: 区道側から

住所: 大森西二丁目3番22号
最寄り: 京急本線「平和島駅」
徒歩約8分



2 設置機関

大田区

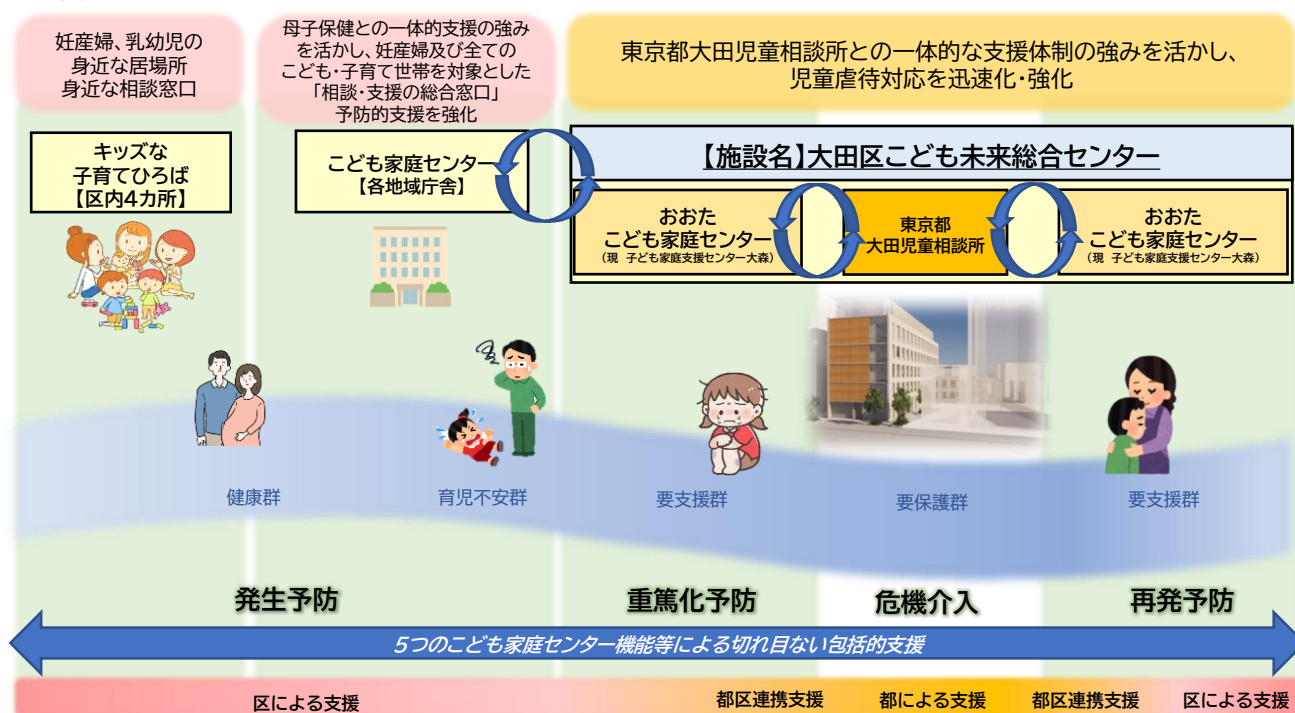
東京都

おおたこども家庭センター

大田児童相談所

3 こども未来総合センター開設後のこどもと家庭の相談支援体制

区は、こどもと家庭の支援において、3つの予防(発生予防・重篤化予防・再発予防)強化を軸に、相談支援体制を強化します。
各地域庁舎のこども家庭センターでは管轄区域に在住のこども・家庭からの相談を、おおたこども家庭センターは大田区全域の相談をお受けします。





I こども未来課所管事業

第1 こども・若者に関する計画

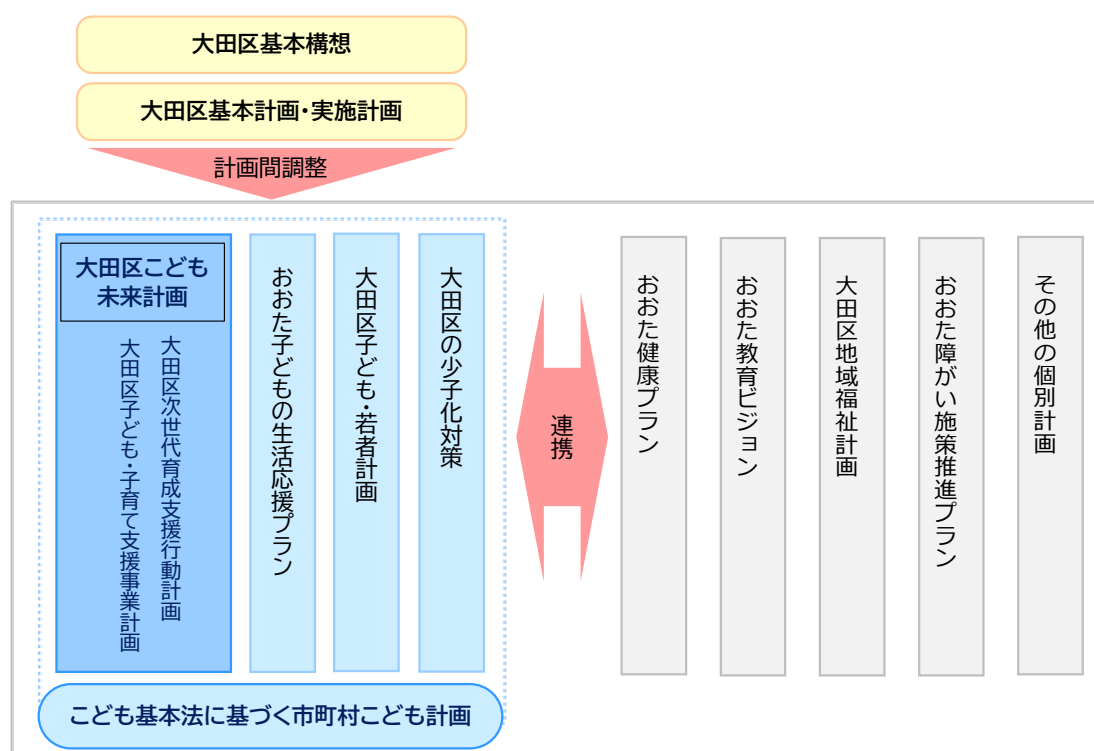
1 大田区こども未来計画

第5期大田区次世代育成支援行動計画

第3期大田区子ども・子育て支援事業計画

(1) 計画の位置づけ

「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含します。また、「おおた子どもの生活応援プラン」、「大田区子ども・若者計画」、「大田区の少子化対策」と整合を図ることで、全体をもって「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」に位置づけます。



(2) 計画期間

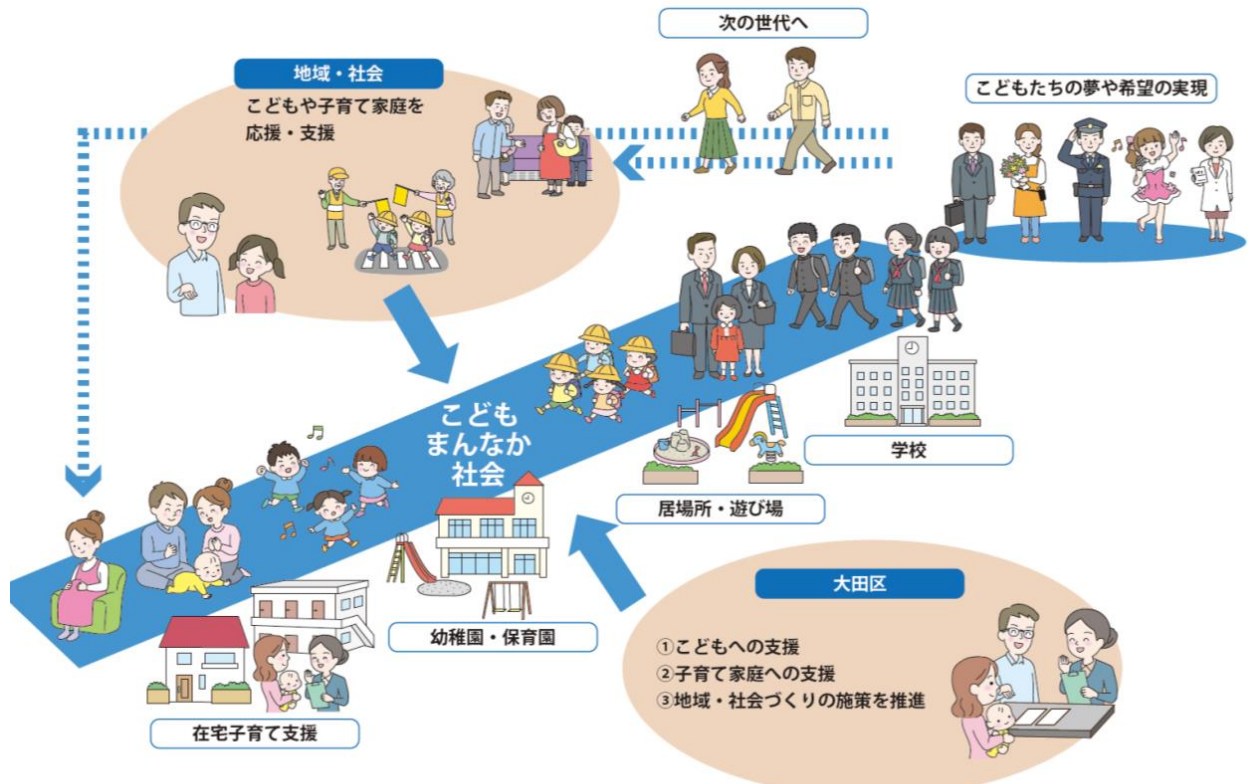
令和7年度から令和11年度までの5年間

(3) 計画の体系

「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」の基本理念のもと、次の6つの基本目標に基づき施策を推進します。

- 1 こどもの権利を守ります
- 2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます
- 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 4 子育てと仕事の両立を支援します
- 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります
- 6 こども・子育てが家庭を支える地域・社会づくりを進めます

大田区こども未来計画が目指す「こどもまんなか社会」



大田区は「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを社会全体で支えるまちにします」の基本理念のもと、地域・社会の人たちといっしょに本計画の取組みを進め、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していきます。そして、こどもたちが成長し、次の世代の新たな担い手となっていく環境を整え、「こどもまんなか社会」を未来につないでいきます。

【児童の権利に関する条約における4つの原則】

1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。子ども(18歳未満の児童)は権利をもつ主体であるという考え方にに基づき、大人と同様に一人の人間としての人権を認めています。

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は次の4つの原則で表されており、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に常に合わせて考えることが大切です。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益

(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重

(子どもが意味のある参加ができること)
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



出典:(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

2 大田区子ども・若者計画

(1) 計画の位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

(2) 計画期間

令和3年度から令和9年度までの7年間

※ 令和8年3月に計画期間延長版を策定し、5年間の計画期間を7年間に延長しました。

(3) 計画の体系

「心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や他者への思いやりの心と規範意識を持ち、自立的に行動できる青少年」を基本理念における「目指す青少年像」として掲げ、次の3つの基本目標に基づき施策を推進します。

- 1 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します
- 2 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします
- 3 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

3 おおた 子どもの生活応援プラン

大田区子どもの貧困対策に関する計画

(1) 計画の位置づけ

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」です。

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(3) 計画の体系

「子どもたちの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域力を活かし必要な環境整備と教育の機会均等を図り、孤立を防ぎ誰一人取り残すことがないよう一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけること」をめざし、次の3つの柱に基づき施策を推進します。

- 1 経験・学力（子どもたちに良好な学習環境と多様な経験の機会を提供します）
- 2 生活・健康（子どもが健やかに成長するための暮らしに必要な環境を整えます）
- 3 居場所・包摂（子どもと保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場を提供します）

〔こども基本法に基づく「市町村こども計画」について〕

区のこども・若者及び子育て施策を総合的かつ一体的に進めるため、令和9年度に「大田区こども未来計画」、「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」を統合し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定します。

●計画統合スケジュール

	大田区こども未来計画 (令和7年度～11年度)	大田区子ども・若者計画 (令和3年度～7年度)	おおた 子どもの生活応援プラン (令和4年度～8年度)
令和7年度	↓	↓	↓
令和8年度	↓	令和9年度まで計画期間を延長。	↓
令和9年度	↓ 中間見直しに合わせて「市町村こども計画」を策定。	↓	↓ 令和9年度まで計画期間を延長。
令和10年度	「市町村こども計画」の計画期間の開始		

〔こどもまんなか応援サポーター宣言〕

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和6年12月15日開催の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区において、鈴木区長が、シンポジウム出演者、協力企業・大学、区内のこどもたちといっしょに、大田区がこどもまんなか応援サポーターになることを宣言しました。



第2 大田区こども未来会議

大田区こども未来会議（令和7年9月29日設置）は、こども基本法に規定するこども施策を総合的に推進するため、「大田区こども未来会議条例」に基づき設置する区長の附属機関となります。

1 所掌事項

会議で調査審議する事項は次のとおりとなります。

- (1) こども基本法第10条第2項に基づく計画（「市町村こども計画」）の策定及び変更に関する事項
- (2) 区長が必要と認める事項
- (3) 子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事務
 - ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
 - ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
 - ③ 特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項
 - ④ 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項

2 委員構成

会議は、次の団体の代表等の24名の委員で構成しています。

	区分	団体名等
1	学識経験者等 (2名)	大学教授
2		弁護士
3	こどもの保護者 (2名)	大田区立小学校PTA連絡協議会
4		大田区立中学校PTA連合協議会
5	若者 (2名)	公募委員
6		公募委員
7	子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者(9名)	社会福祉法人 大洋社
8		警視庁大森少年センター
9		社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
10		NPO法人 ユースコミュニティ
11		大田区私立幼稚園連合会
12		大田区私立保育園連合会
13		学校法人 簡野学園
14		東京都立六郷工科高等学校
15		日本工学院専門学校
16	区内関係団体の 推薦を受けた者	大田区自治会連合会
17		大田区民生委員児童委員協議会

18	(7名)	大田区青少年対策地区委員会
19		大田区3医師会
20		東京都助産師会大田地区分会
21		連合東京大田地区協議会
22		東京商工会議所大田支部
23	区議会議員	こども文教委員会 委員長
24	(2名)	こども文教委員会 副委員長

3 令和7年度開催実績

令和7年度は、次のとおり会議を開催しました。

(1) 第1回会議（令和7年12月18日）議事

- ・こども・若者・子育てに関する計画の統合について
- ・特定教育・保育施設の開設に係る意見聴取（幼稚園）について
- ・令和6年度の実績報告について
- ・「大田区子ども・若者計画」の計画期間の延長について
- ・大田区こども未来会議の専門部会の設置について

(2) 第2回会議（令和8年2月2日）議事

- ・前回会議以降の意見・質疑について
- ・子ども・子育て支援事業計画の代用計画について（乳児等通園支援）
- ・乳児等通園支援施設の開設に係る意見聴取について
- ・「大田区子ども・若者計画」の計画期間の延長（最終案）について
- ・「市町村こども計画」策定に向けた区民アンケート調査について
- ・専門部会の報告について

第3 子育て家庭の視点に立った情報発信

1 大田区 LINE 公式アカウントを活用した子育て支援情報の配信や検索機能

スマートフォン等のアプリ LINE の大田区公式アカウントでは「こども・子育て」ジャンルの受信設定をいただくことで、子育て支援施策やイベント案内などを定期的にプッシュ型で配信しています。その他妊娠前から出産後の子育てに関する情報、相談窓口、マップ上で子育て施設や保育園を検索することができます。



2 大田区子育て支援ポータルサイト「おおた子育てナビ HUG くみ（はぐくみ）」

妊娠・出産、保育、健康、経済的支援などの行政サービスをはじめ、こどもと大人それぞれに合わせた相談先や、児童館や公園などのお出かけスポット、地域イベント情報などを網羅。お子さんの年齢や目的に応じて、知りたい情報を簡単に検索できます。



サイト二次元コード

3 子育てハンドブック（デジタルブック）

「子育てハンドブック」は、主に妊娠期から小学校に入学するまでのお子さんを対象とした各種サービスや子育て支援情報をどこでも手軽にご覧いただけるデジタルブックです。

子育てについて困った時や情報を知りたい時、スマホやPCから気軽に読むことができます。



サイト二次元コード

第4 苦情解決制度

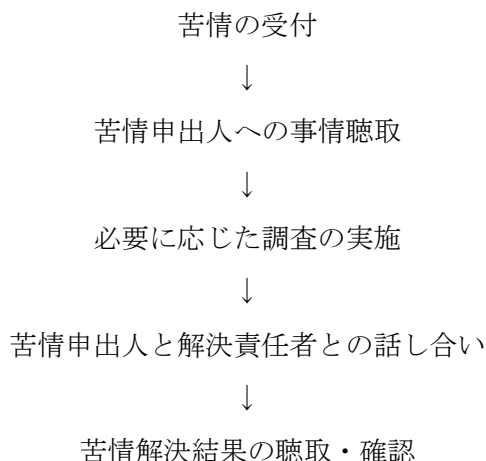
1 苦情解決のしくみ

社会福祉法第 82 条では「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と定められています。苦情解決の手段としては、電子メールや区長への手紙、福祉オンブズマン制度等もありますが、この苦情解決の仕組みは、見過ごされる可能性がある施設内での苦情対応をオープンなシステムに変え、施設の利用者の権利を守りながらサービスの質を高めることを目的としています。

- | | | |
|-----|-----------|--|
| (1) | 苦情申出人の範囲 | 利用者、利用者の家族、その代理人 |
| (2) | 対 象 施 設 | 区立保育園・児童館等（学童保育を含む）
・子ども家庭支援センター |
| (3) | 苦 情 の 範 囲 | サービスの利用に関する事項 |
| (4) | 苦情解決の体制 | 各施設に苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員を置き、利用者にとって分かりやすい場所に氏名を掲出して申し出に対応します。 |
| (5) | 実 施 時 期 | 平成 15 年 4 月 1 日から |

2 苦情解決の流れ

各施設の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭または文書）の二通りがあります。



3 第三者委員の役割

この苦情解決制度は、各施設において迅速に苦情解決を図るとともに、苦情をサービス改善に役立てるためのものであり、第三者委員を設け、施設に直接伝えることができないことを中立的な第三者に申し出ることができるのが特徴です。

第三者委員は各地域庁舎ごとに 2 名、計 8 名を民生委員・児童委員から選出し、所管区域内の区立保育園・児童館等（学童保育を含む）・子ども家庭支援センターの苦情解決にあたります。

第5 多世代交流型キッズスペースの運営

「子育て No. 1 都市」実現の第一歩として、乳幼児と保護者がくつろげる場を提供するとともに、来庁された高齢者との交流を促進し、区役所が行政手続きの場を超えて、親しみやすい地域の活力を生み出す場所とするため、令和8年5月に区役所本庁舎に多世代交流型キッズスペースを開設しました。

こどもが遊べるキッズスペースや、絵本を並べた本棚、親子や高齢者も休憩できるインクルーシブデザインの椅子などを設置しています。

手続きの待ち時間も安心して過ごせる、誰でも気兼ねなく利用できる空間を目指していきます。

〔オープニングセレモニー〕



〔キッズスペース全体〕





Ⅱ 子育て支援課所管事業



第1 こどもの居場所づくり

地域のつながりの希薄化、少子化の進行やデジタル化の進展など、こどもを取り巻く環境の変化が顕著になる中、こどもが抱える課題は複雑化しており、安心して過ごせるこどもの居場所の重要性がますます高まっています。

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、こども・若者が居場所と感じる場所がこどもの居場所であり、居場所は変化しやすいものであるという特徴に鑑み、居場所を複数持てることが重要としています。

多様なこどもの居場所づくりを進めるにあたり、地域にある様々な居場所と連携しながら、以下の事業を着実に推進します。

1 児童館

児童館は、児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設で、昭和43年から児童館内学童保育事業を中心に運営し、地域ぐるみでこどもの健全育成を推進してきました。

社会環境の変化に伴い、多様な機能が求められる中、平成13年からは在宅子育て支援の取組みとして相談事業を開始し、現在は「子ども・子育て支援法」に定める地域子ども・子育て支援事業に基づく、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業を実施しています。

誰もが安心して利用できる公共の身近な居場所として、こどもの健全育成と子育て家庭を支援する地域の拠点となっています。

(1) 児童館事業の概要・実績

ア ファミリールーム（子育てひろば）事業（地域子育て支援拠点事業）

児童館では、子育て中の親たちを支える活動として、平成11年度から乳幼児親子を対象とするファミリールームを全児童館及びこどもの家等に設置しています。年間を通じて、気軽に自由に入出りできる乳幼児親子のふれあいの場、仲間づくりや自主的な活動の支援を行うとともに、親子遊びや子育て情報の提供を行います。

ファミリールームの利用促進を図るため、全施設に授乳コーナー、ベビーベッドを設置し、新たな乳幼児用品の拡充等の整備に取り組んでいます。

また、ファミリールームを設置している児童館は、東京都の「赤ちゃん・ふらっと（※）」に登録し、都のホームページで紹介しています。

※「赤ちゃん・ふらっと」とは、『乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境』を目指して、基準を満たして都に認定された授乳やおむつ替えができるスペースの愛称です。

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
実施施設数	55	55	54	54
乳幼児利用者数（人）	178,474	204,667	213,294	226,276
大人（人）	168,173	194,344	193,194	204,831

イ 相談対応

(ア) 子育て相談

子育てに迷いや悩みはつきものです。加えて、核家族の増加に伴い、相談者が身近にいない環境での子育ては心理的負担が大きく、ちょっとしたことでも不安に陥りやすいことから、児童虐待につながる場合もあります。教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が、地域の身近な相談窓口として子育てに関する相談に応じています。相談は主に月～金曜日の午前中に全施設で実施しています。

(件)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
相談件数	59,381	64,329	66,774	76,021

(イ) 利用者支援事業

こどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とした、国・東京都の補助事業です。専任職員等が子育て家庭に対し、相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

令和7年度実施施設

大森東一丁目児童館 田園調布二丁目児童館 南雪谷児童館
東糀谷児童館 西糀谷児童館 下丸子四丁目児童館 蒲田児童館
萩中児童館 乳幼児ひろば東嶺町（田園調布本町児童館東嶺町分室）

ウ 子育て講座

「笑顔いっぱい楽しい子育てのために」様々な分野の講師による講演や実技を学ぶ機会を提供しています。利用者のニーズに合わせ、いつでも何度でも視聴できるようオンライン・インターネット動画配信を行うほか、実技を取り入れた対面講座を実施しています。

◇インターネット動画配信方式

(令和8年3月31日現在)

配信時期	動画タイトル	再生時間
常時	① 児童館職員による「おうちで児童館♪」	10分30秒
	② 看護師による「親子ふれあいスキンケア」	4分11秒
	③ 管理栄養士による「1歳からの親子クッキング レンジマグレンチトースト」	5分7秒
	④ 管理栄養士による「2歳からの親子クッキング クラッカーあんこ玉」	3分42秒
	⑤ 子どもの事故	5分44秒
	⑥ 家庭で出来る応急手当1	4分59秒

	⑦家庭で出来る応急手当2	5分08秒
	⑧私ってダメなママ・パパ?～ほかの親と比較して落ち込むときに～	5分33秒
	⑨子どもに伝わるほめ方・しかり方①	4分54秒
	⑩子どもに伝わるほめ方・しかり方②	7分46秒
	⑪こんな時どうしたらいいの?着替え編	5分21秒
	⑫こんな時どうしたらいいの?食事編	5分23秒
	⑬こんな時どうしたらいいの?公園編	5分37秒

◇対面講座

(人)

	日	担当児童館	テーマ	大人	児童	合計
1	6月3日	南六郷三丁目児童館	ふれあい育むあそびうた	24	25	49
2	6月5日	高畑児童館	知りたい!!乳幼児ファミリーの防災	15	15	30
3	6月10日	蒲田児童館	絵本で育む親子のきずな	25	26	51
4	6月14日	鶉の木児童館	家族をつなぐベビーダンス	15	13	28
5	6月18日	徳持児童館	今だからこそ伝えたい 読み聞かせの魅力	19	19	38
6	6月18日	南雪谷児童館	すぐできる!絵本から学ぶ言葉の力～言葉のキャッチボールを楽しもう～	28	21	49
7	6月21日	大森東一丁目児童館	ファミリーで英語遊びを楽しもう	54	47	101
8	6月24日	大森中児童館	親子で楽しむ「ほぐしあそび」～健康な心・脳・体を育むために～	20	20	40
9	6月26日	羽田おおたつ子ひろば	親子で楽しくコミュニケーション力UP!!～英語でふれあい遊び～	22	20	42
10	6月26日	下丸子児童館	大切にしたい乳幼児期の読み聞かせ	14	15	29
11	6月26日	南馬込四丁目児童館	写真ではぐくむ、家族の笑顔～プロから学ぶスマホ写真～	19	14	33
12	6月27日	松仙おおたつ子ひろば	たまにはちょっと心理学～親子が笑顔、豊かな子育てエッセンス～	17	13	30
13	7月15日	蓮沼児童館	おうち時間が楽しくなる!ワクワク運動遊び	33	32	65
14	9月9日	新井宿児童館	絵本で繋ぐ親子の絆～読み聞かせの魔法～	21	16	37
15	9月20日	中央八丁目児童館	親子でエンジョイ!～発達に合わせたあそびかた～	34	26	60
16	9月20日	山王児童館	おもちゃ遊びで見つける我が子の良いところ!～グッドトイでつながる親子の心～	28	20	48
17	9月20日	洗足池児童館	家族で取り組む防災	15	13	28
18	9月25日	大森児童館	生き生き子育て～乳幼児期に大切にしたい親子の関わりと社会性の育ち～	21	17	38
19	9月26日	東六郷児童館	五感で楽しむリトミック	32	34	66
20	9月27日	萩中三丁目児童館	秋の彩を楽しむぐちゃぐちゃ遊び	17	15	32
21	10月4日	南馬込児童館	ダンス手始め1・2・3♪	30	21	51
22	10月4日	南六郷児童館	親子で一緒にスマイルフィットネス	23	21	44
23	10月6日	東糀谷児童館	音楽遊びで育む親子のきずな	28	29	57
24	10月8日	矢口児童館	声と耳でつながろう!親子で耳トレ	25	22	47
25	10月10日	大森本町児童館	「社会性の芽を育てよう～人と関り、つながる子育て～」	15	14	29
26	10月10日	池上児童館	乳幼児がいる家庭の防災講座～我が子の命をどう守る?～	21	21	42
27	10月22日	志茂田おおたつ子ひろば	足育で健康の土台をつくろう	19	12	31
28	10月22日	千鳥児童館	親子で楽しむ絵本育児	15	17	32
29	10月22日	南馬込三丁目児童館	イヤイヤ期の子育てを楽しむ秘訣～自立と絆を育む子育て～	14	11	25
30	10月30日	下丸子四丁目児童館	子育てアップデート!スマホとの上手なつきあい方	13	12	25
31	10月24日	西糀谷児童館	こころをつなぐ つみきあそび	23	25	48

32	10月25日	多摩川児童館	「家族でハッピー♪あそびうた」～心を育てるコミュニケーション～	29	32	61
33	10月29日	仲池上児童館	～心と身体を元気に～親子で楽しむフィットネス	24	24	48
34	11月7日	沢田児童館	元気に歩こう足育講座	33	31	64
35	11月8日	田園調布二丁目児童館	ファミリーで心もからだもフィットネス！	26	20	46
36	11月8日	新宿おおたつひろば	『親子で体を使って遊ぼう！』	21	20	41
37	11月11日	萩中おおたつひろば	物語を楽しもう！～絵本を通して親子でスキンシップ～	18	14	32
38	11月11日	梅田おおたつひろば	子どもと一緒に体と心をリラックス	19	20	39
39	11月21日	本蒲田児童館	リズムにあわせて、ハッピータッチ♪～親子で楽しむあそびうた～	16	15	31
40	11月28日	中馬込児童館	心を育てるこどもとの関わり方	25	24	49
41	11月29日	西蒲田児童館	現役保育士のおもちゃコンサルタントによる・おもちゃ講座	23	21	44
42	11月29日	大森北児童館	「これでいいのかな？」に寄り添う時間～モンテッソーリ教育で見えてくるこどもの育ち～	22	19	41
43	11月29日	糀谷児童館	家族で楽しく運動あそび！～発達に合わせたあそびでこどもの力を引き出そう～	33	30	63
44	12月4日	大森西児童館	こどもの心の根っこづくり～「アドラー流」関わり方のヒント～	20	18	38
45	12月4日	南雪谷児童館	ニコリ笑顔～みんなワクワクあそびうた～	25	22	47
46	12月6日	大森南児童館	おもちゃと笑顔のハーモニー～遊びの輪で広がる絆～	23	22	45
47	12月6日	萩中児童館	えいごであそぼう！～Let's Enjoy English～	49	38	87
48	12月9日	西六郷おおたつひろば	子育てのイライラはどうすればいいの？感情との付き合い方	12	9	21
49	12月9日	久が原児童館	トイレトレーニングから始まるコミュニティづくり	31	32	63
50	12月10日	上池台児童館	届けたい子育てについて～おもちゃで繋ぐ親子の笑顔～	17	17	34
51	12月10日	乳幼児ひろば東嶺町	童具共有アドバイザーによるおもちゃ紹介	22	23	45
52	12月10日	大森東一丁目児童館	親子のふれあいあそびうた	31	29	60
53	12月13日	梅田おおたつひろば	家族でエンジョイ！～絆を育むあそび歌～	25	19	44
54	12月13日	田園調布本町児童館	子育て世代防災講座～いざという時のために大切な備えを学びます～	9	8	17
55	12月19日	下丸子四丁目児童館	親子でふれあい音楽あそび	30	28	58
56	1月16日	西糀谷児童館	親子で楽しむあそびうた	32	33	65
57	1月20日	徳持児童館	あそびうたで育む家族の絆～これからの楽しい子育てのために～	24	23	47
58	1月20日	高畑児童館	親子の絆を深める読み聞かせのススメ	17	15	32
59	1月22日	羽田おおたつひろば	親子でスキンシップを楽しもう！！～抱っこでベビーダンス&ふれあいあそび～	14	12	26
60	1月26日	蒲田児童館	心と体を育むリズムあそび～ウクレレの音色とともに～	35	32	67
計				1,404	1,276	2,680

エ 子育て力向上支援事業（親子関係形成支援事業）

地域のつながりの希薄化等に伴い、子育て家庭の孤独・孤立化が進む中、子育てに悩む親たちへの支援策の一つとして親支援プログラムを実施します。グループワークを通じて、参加者自らが自分にあった子育ての仕方を学び、親の子育て力向上を図ります。

《親支援プログラム（親子関係形成支援プログラム）》

◎対象 第1子が生後7か月から2歳5か月の母親・父親

◎内容 10人前後のグループで1回2時間。週1回の頻度で5週又は3週連続で実施。

実績

年度	6週連続実施		3週連続実施		参加者合計人数 (人)
	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)	
令和4	6	59	6	58	117
令和5	8	73	6	60	133
令和6	8	78	8	73	151
	5週連続実施		3週連続実施		
令和7	7	69	7	70	139

《ファシリテーター》

各施設での事業実施にあたって、ファシリテーター養成講座受講修了者がファシリテーターとしてプログラムの進行役を務めます。

(人)

登録者数 ※令和8年 3月31日現在		令和7年度プログラム実施者数	
区民	16	区民	9
区職員	42	区職員	33

オ 学童保育事業

親の就労等により保護者が不在となる家庭への支援として、小学校1年生から6年生を対象に、放課後を過ごす安全な居場所を確保するとともに、児童の健全育成を図るため、学童保育事業を実施しています。なお、こどもの放課後の安全・安心な居場所づくりのため、学童保育事業は学校施設を活用して行うとする方針のもと、平成27年度より放課後ひろば（42ページ参照）を開設しました。現在、学童保育事業は、児童館・おおたっ子ひろば・放課後ひろば等で実施しています。

各年度5月1日現在

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
施設数	85	85	85	86
登録数(人)	5,080	5,213	5,489	5,689

カ 一般利用（自由来館）

放課後、一度帰宅してから児童館へ自由に来館して利用していただく方法です。地域のさまざまな年齢の子どもたちが、安全・安心に過ごすことができる居場所を提供しています。読書活動、工作、一輪車教室など、児童館ごとに工夫をこらした活動を行っており、年齢の異なる児童の中で社会性やお互いの思いやりを育むとともに、個人が自立できるように取り組んでいます。

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
施設数	52	52	52	51
利用者数(人)	192,387	229,207	281,580	273,874

キ 中学生タイム

中学生の健全育成をめざし、活動支援、交流支援、相談支援を実施しています。中学生同士の友好活動の場を提供することを目的とし、「中学生タイム」を全館で実施しています。

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
施 設 数	45	45	45	44
利用者数（人）	13,562	13,594	14,227	16,782

ク 子育てすくすくネット事業

地域のネットワークで子育てを応援する取り組み「子育てすくすくネット」を平成18年4月より展開しています。こどもと子育て中の家庭を地域で連携して見守り支援することで、こどもたちの健やかな成長と子育て家庭を応援することを目指します。

「子育てすくすくネット員」（各児童館で登録した、地域の社会人の方）は児童館を中心に、こどもの話し相手、お祭りや子育て講座、お話会、工作等の行事への参加、生活や登下校の安全見守り等を行っています。活動の際には、登録した児童館の「子育てすくすくネット館バッジ」を着用し、自宅などには「子育てすくすくネットステッカー」を目印として掲げています。

子育てすくすくネット員が児童館の行事に参加することで、地域とこどもが関わるきっかけとなり、日ごろから地域で挨拶・声かけを行う等の交流が生まれ、地域でのこどもの生活や登下校の安全見守りにつながっています。

各年度3月31日現在

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
実施施設数	51	52	52	52
ネット員登録人数（人）	767	721	655	646
会議実施回数（回）	48	79	66	65
ネット員行事 参加合計回数（回）	231	548	431	556
ネット員行事 参加延人数（人）	558	1,177	1,277	1,334

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事等を縮小して実施した。

(2) 児童館事業の民間委託

区立小学校で順次設置している「放課後ひろば」への学童保育事業移行など、児童館を取り巻く状況が大きく変化する中、民間事業者のノウハウ等を活かすとともに、乳幼児事業の充実や学童保育時間の延長等、利用者の多様なニーズに応えるため、児童館等の運営委託を行っています。

運営委託児童館等

令和8年4月1日現在

委託開始年度	委託児童館
平成 14	上池台児童館
平成 16	子ども交流センター
平成 25	萩中児童館、本蒲田児童館
平成 26	大森北児童館、田園調布本町児童館
平成 27	中馬込児童館、千鳥児童館
平成 28	大森児童館、洗足池児童館、矢口児童館
平成 29	大森西児童館、久が原児童館、萩中三丁目児童館
平成 30	新井宿児童館、東六郷児童館、西蒲田児童館 ※仲池上児童館池雪分室は、池雪放課後ひろばとして委託
令和元	山王児童館、仲池上児童館
令和 2	萩中おおたっ子ひろば、西六郷おおたっ子ひろば、新宿おおたっ子ひろば
令和 3	池上児童館
令和 4	南馬込三丁目児童館
令和 7	田園調布本町児童館東嶺町分室（乳幼児ひろば東嶺町）

(3) 大田区児童館構想の推進

令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」・「こどもの居場所に関する指針」において、こどもの居場所づくりの重要性や方向性が示され、令和6年12月、国の「児童館ガイドライン」が改正されました。

これらに基づき、区においては、平成28年に策定した「児童館のあり方について」の考え方を踏まえながら、今後の児童館のめざすべき姿を改めて見直し、取組みの方向性を示すものとして、令和7年3月に「大田区児童館構想」を策定しました。

本構想では、めざすべき姿「すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育てを支える児童館」のもと、4つの基本目標「こどもの権利擁護」、「こどもが主体となる児童館運営と機能強化」、「地域連携強化」、「持続可能な施設運営」を掲げ、施策の方向性を示しています。

施策の一環として、全児童館において、こどもの意見聴取・反映・フィードバックを継続して行うとともに、利用者アンケートを実施し、こどもの思いや利用満足度、利用意向等を踏まえた児童館運営に取り組んでいます。併せて、児童館職員によるアウトリーチ事業の実施や、児童館等コーディネーター・サポーターの設置など、地域連携の推進と職員育成を進めます。

令和 7 年度 児童館（一般児） 実績報告

開館日数 293 日
(人)

館 号	施 設 名	幼 児			小学生			中学生			ボランティア (中学生)			ボランティア (高校生)			ボランティア (一般)			高校生			その他			合 計		
		平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計
1	大森中	5,981	1,242	7,223	2,619	491	3,110	13	12	25	0	0	0	0	0	0	64	0	64	4	2	6	6,124	1,456	7,580	14,805	3,203	18,008
2	大森南	2,714	823	3,537	3,878	512	4,390	62	15	77	2	0	2	0	0	0	8	9	17	0	0	0	2,676	755	3,431	9,340	2,114	11,454
3	大森東一丁目	7,452	2,111	9,563	2,017	565	2,582	21	13	34	0	0	0	14	0	14	11	0	11	2	0	2	6,749	2,104	8,853	16,266	4,793	21,059
4	大 森	3,965	1,048	5,013	14,308	4,709	19,017	527	88	615	2	0	2	0	0	0	6	0	6	61	0	61	10,767	1,779	12,546	29,636	7,624	37,260
5	沢 田	2,199	761	2,960	1,114	363	1,477	22	6	28	11	0	11	0	0	0	33	10	43	0	0	0	2,961	787	3,748	6,340	1,927	8,267
6	大森西	3,007	795	3,802	10,169	4,582	14,751	812	228	1,040	15	0	15	18	0	18	17	0	17	134	23	157	6,497	1,301	7,798	20,669	6,929	27,598
7	大森北	1,895	627	2,522	3,645	912	4,557	364	87	451	10	0	10	1	0	1	79	10	89	131	45	176	7,421	1,603	9,024	13,546	3,284	16,830
8	大森本町	2,018	461	2,479	3,777	768	4,545	21	4	25	0	0	0	0	0	0	36	0	36	0	0	0	6,001	598	6,599	11,853	1,831	13,684
9	山 王	2,864	1,340	4,204	5,018	1,871	6,889	103	52	155	0	0	0	0	0	0	88	1	89	0	0	0	8,886	2,082	10,768	16,759	5,346	22,105
10	南馬込	3,021	1,248	4,269	2,186	1,167	3,353	34	18	52	2	0	2	1	0	1	22	2	24	0	0	0	3,654	1,325	4,979	8,920	3,760	12,680
11	南馬込三丁目	1,620	552	2,172	2,657	512	3,169	45	26	71	5	0	5	2	0	2	17	6	23	1	0	1	7,482	737	8,219	11,829	1,833	13,662
12	南馬込四丁目	2,529	678	3,207	1,352	211	1,563	46	7	53	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	3,864	808	4,672	7,798	1,704	9,502
13	中馬込	3,726	1,058	4,784	4,073	1,314	5,387	62	23	85	0	0	0	0	0	0	10	0	10	362	65	427	5,804	1,305	7,109	14,037	3,765	17,802
14	中央八丁目	3,479	1,251	4,730	2,827	702	3,529	13	2	15	0	0	0	0	0	0	209	133	342	0	0	0	4,281	1,209	5,490	10,809	3,297	14,106
15	池 上	4,750	1,123	5,873	3,251	1,044	4,295	468	151	619	0	0	0	0	0	0	34	0	34	174	13	187	6,381	1,247	7,628	15,058	3,578	18,636
16	徳 持	3,310	1,208	4,518	1,300	375	1,675	69	14	83	0	0	0	0	0	0	31	3	34	0	0	0	4,830	1,229	6,059	9,540	2,829	12,369
17	新井宿	3,612	731	4,343	4,440	1,220	5,660	421	93	514	0	20	20	0	0	0	46	32	78	131	0	131	5,108	1,026	6,134	13,758	3,122	16,880
18	田園調布本町	2,478	859	3,337	4,017	1,394	5,411	111	23	134	0	1	1	0	0	0	95	1	96	7	4	11	4,124	990	5,114	10,832	3,272	14,104
19	田園調布二丁目	2,698	888	3,586	869	194	1,063	7	0	7	0	0	0	0	0	0	138	6	144	0	0	0	3,679	889	4,568	7,391	1,977	9,368
20	鶴の木	2,760	1,382	4,142	2,614	719	3,333	33	28	61	0	0	0	0	0	0	66	0	66	0	0	0	3,571	1,461	5,032	9,044	3,590	12,634
21	久が原	3,124	1,194	4,318	5,046	1,604	6,650	1,104	284	1,388	0	0	0	0	1	1	59	22	81	0	0	0	6,094	1,427	7,521	15,427	4,532	19,959
22	南雪谷	3,119	1,034	4,153	1,808	574	2,382	16	24	40	0	0	0	0	0	0	84	2	86	0	0	0	6,373	1,416	7,789	11,400	3,050	14,450
23	上池台	2,833	1,286	4,119	5,151	1,441	6,592	1,934	362	2,296	11	6	17	36	0	36	152	73	225	69	28	97	4,117	1,770	5,887	14,303	4,966	19,269
24	仲池上	3,509	1,016	4,525	3,403	1,062	4,465	217	65	282	6	0	6	7	0	7	2	0	2	109	45	154	6,227	999	7,226	13,480	3,187	16,667
25	洗足池	4,388	1,850	6,238	2,585	1,103	3,688	142	48	190	2	0	2	0	0	0	45	4	49	9	1	10	5,963	2,150	8,113	13,134	5,156	18,290
26	東糀谷	6,132	1,408	7,540	2,004	432	2,436	15	3	18	0	0	0	2	0	2	41	3	44	0	0	0	5,911	1,496	7,407	14,105	3,342	17,447
27	西糀谷	7,735	1,933	9,668	4,601	1,231	5,832	94	18	112	9	0	9	1	0	1	49	20	69	1	0	1	7,508	2,003	9,511	19,998	5,205	25,203
28	糀 谷	2,888	1,314	4,202	5,171	1,249	6,420	130	21	151	0	0	0	0	0	0	61	0	61	0	0	0	2,923	1,359	4,282	11,173	3,943	15,116
29	萩 中	6,075	1,388	7,463	9,344	1,991	11,335	623	64	687	6	0	6	0	0	0	39	0	39	40	0	40	6,049	1,607	7,656	22,176	5,050	27,226
30	萩中三丁目	1,839	542	2,381	4,873	1,575	6,448	92	22	114	0	1	1	0	0	0	31	3	34	57	1	58	2,274	714	2,988	9,166	2,858	12,024
31	南六郷	3,154	1,022	4,176	4,603	1,224	5,827	63	31	94	0	0	0	0	0	0	28	0	28	4	0	4	3,367	868	4,235	11,219	3,145	14,364
32	南六郷三丁目	3,965	1,291	5,256	4,726	1,429	6,155	64	8	72	0	0	0	0	0	0	22	0	22	1	0	1	3,795	1,159	4,954	12,573	3,887	16,460
33	東六郷	1,921	548	2,469	4,735	1,422	6,157	145	41	186	0	0	0	0	0	0	33	6	39	6	0	6	7,134	791	7,925	13,974	2,808	16,782
34	高 畑	2,071	824	2,895	4,827	1,092	5,919	349	129	478	0	0	0	0	0	0	5	0	5	3	0	3	4,496	973	5,469	11,751	3,018	14,769
35	千 鳥	2,549	670	3,219	2,587	1,183	3,770	198	42	240	0	0	0	1	0	1	86	17	103	43	6	49	2,337	764	3,101	7,801	2,682	10,483
36	下丸子	4,062	1,142	5,204	1,951	409	2,360	81	22	103	1	0	1	0	0	0	122	0	122	0	0	0	4,722	1,124	5,846	10,939	2,697	13,636
37	下丸子四丁目	4,470	1,652	6,122	1,665	526	2,191	22	4	26	0	0	0	5	0	5	83	0	83	1	0	1	4,750	1,725	6,475	10,996	3,907	14,903
38	矢 口	3,015	1,285	4,300	1,981	736	2,717	128	45	173	0	0	0	0	0	0	83	0	83	1	0	1	6,695	1,433	8,128	11,903	3,499	15,402
39	西蒲田	3,533	1,486	5,019	6,186	1,825	8,011	329	75	404	4	4	8	0	0	0	50	11	61	8	1	9	5,863	1,573	7,436	15,973	4,975	20,948
40	多摩川	4,330	1,381	5,711	3,786	559	4,345	18	1	19	0	0	0	0	0	0	42	0	42	1	0	1	4,773	1,355	6,128	12,950	3,296	16,246
41	蓮 沼	3,219	1,576	4,795	2,824	615	3,439	45	11	56	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	3,913	1,654	5,567	10,016	3,856	13,872
42	本蒲田	2,282	1,352	3,634	9,488	3,579	13,067	1,947	227	2,174	0	1	1	0	0	0	197	55	252	50	15	65	4,696	1,418	6,114	18,660	6,647	25,307
43	蒲 田	5,900	1,343	7,243	5,425																							

2 中高生ひろば事業

(1) 目 的

中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生世代専用の施設です。羽田地域力推進センター3階に中高生ひろば羽田、新蒲田一丁目複合施設4階に中高生ひろば蒲田を設置しており、談話室や講座室、音楽スタジオ等を完備しています。

部屋名	用途	利用対象者
談話室・講座室	中高生世代の会話や自習等、自由に利用できる交流の拠点	中高生世代の区民及び区内在学・在勤者
音楽スタジオ（有料）	バンド演奏やコーラス活動等に低料金で活用できる活動の拠点	中高生世代の区民及び区内在学・在勤者 ※空きのある場合は、区内在住・在勤の一般者も利用可

(2) 開館状況

ア 開館時間

午前10時から午後9時まで（中学生は午後7時まで）

イ 開館日

土曜日・日曜日・祝日を含め毎日開館（年末年始、施設点検・清掃等による全館休館日を除く）

(3) 実施状況（2施設分の合算値）

ア イベント・講座等の実施

（令和8年3月31日現在）

イベント・講座名	内 容 ・ 目 的	参加者数（延べ）
おしゃべりタイム、キャリアトーク （全2回実施）	利用者同士の会話の機会を提供し、「自分の意見を伝え、相手の意見を受け止め、理解する」ことを目的とする。人前で話すことに慣れる。	20人（中学12人・高校4人・学生ボランティア4人）
未来さがし、未来しらべ （全2回実施）	将来に対する具体的な行動計画や、必要なスキルについて学ぶ。	11人（中学10人・高校1人）
e スポーツチャレンジ、e スポーツ大会、e スポーツ愛好会 （全46回実施）	e スポーツゲームを通じた交流の場、ルールを守るなど社会性も身につける場の提供。	341人（中学271人・高校66人・学生ボランティア4人）
音楽イベント（ミュージックデー、Haneda Live、プレ・ライブ） （全10回実施）	音楽スタジオを活用した楽器との触れ合いや、様々なジャンルの音楽について語り合い、利用者同士の交流を図る。	108人（中学64人・高校33人・学生ボランティア11人）

講座名	内 容 ・ 目 的	参加者数 (延べ)
スポーツイベント(アクティブタイム、スポーツフェスティバル) (全8回実施)	卓球、ダンス、ミニ運動会などを通して、利用者が体を動かしリフレッシュできる空間を提供する。	108 人 (中学 95 人・高校 4 人・学生ボランティア 9 人)
工作イベント (全 44 回実施)	レジンクラフト、裁縫、粘土などでの工作活動を通して、利用者の活動・創作意欲を引き出す。	187 人 (中学 118 人・高校 68 人・学生ボランティア 1 人)
調理イベント (全 4 回実施)	クイズを通して利用者同士の交流を促進するとともに、実際に調理し食べることから「食」の学びを深める。	66 人 (中学 50 人・高校 12 人、ボランティア 4)
ミニイベント (謎解きイベント、人狼脱出ゲーム、クイズ大会等) (全 3 回実施)	カードゲーム・謎解きなどのゲームを通して参加者同士の交流を図る。	14 人 (中学 10 人・高校 3 人・学生ボランティア 1 人)
季節行事(夏祭り、ウィンターパーティー、お正月遊び大会、蒲田参り、マリーゴールドまつり、小 6 体験会) (全 9 回実施)	季節行事を通じた異学年の交流や、カムカム新蒲田内での「マリーゴールドまつり」での地域貢献と中高生が活躍できる場の提供。 また、小学 6 年生を対象に体験会を実施し、施設利用への関心や中学生進学時における居場所づくりに繋げる。	251 人 (中学 165 人・高校 64 人・学生ボランティア 7 人・小学生 15 人)
中高生企画(愛好会：カードゲーム・自分クイズ) おばけのつどい、ペーパークラフト制作、百人一首、多肉植物の寄せ植え) (全 8 回実施)	利用者が主体となってイベントを企画、運営することで、利用者本人の活動意欲の引き出しと主体性を養う。	70 人 (中学 58 人・高校 9 人・学生ボランティア 3 人)
キャリアデザイン企画 (自己分析、声優体験会、ネイル体験、マジック教室、ボイストレーニング等) (全 10 回実施)	将来の進路や職業選択の一助を目的に、各分野の専門家(プロ)を講師に招いた体験プログラムを実施し、興味関心の幅を広げるとともに、自己理解の促進及びキャリアデザイン意識の醸成を図る。	81 人 (中学 55 人・高校 26 人)
学習支援(自習応援 Week、ひろば学習室) (全 17 回実施)	近隣中学校・高校の定期考査や受験シーズンにおける自主学習スペースの提供など、学習支援を行う。	121 人 (中学 53 人・高校 68 人)

イ 相談支援

中高生世代の抱える人間関係や進路等の悩みごとに対し、相談支援を実施

相談内容 進路 29 件、家族関係 31 件、友人関係 25 件、居場所 17 件、勉強 11 件、学校 9 件、部活 1 件、アルバイト関係 1 件、将来不安 9 件、その他 23 件

(4) 運営状況

民間委託による運営

中高生ひろば羽田（平成 30 年 11 月開設）

中高生ひろば蒲田（令和 4 年 5 月開設）

(5) 音楽スタジオ

ア 利用料金

(円)

種 別	中高生世代	一 般 ※1
スタジオ使用料	300	1,500
ドラムセット	200	500
ギターアンプ	200	500
ベースアンプ	200	500
キーボードアンプ	200	500
キーボード（スタンド付）	200	500
マイク（スタンド付）	200	500
ミキサー	200	500
楽器音響装置一式	700	2,000

※1 中高生ひろば羽田内音楽スタジオの一般料金

イ 利用件数・利用者数（2施設分※2の合算値）

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

利用件数	利用者数			
	中学生	高校生	一般	計
642 件	362 人	1,568 人	287 人	2,217 人

※2 新蒲田区民活動施設内音楽スタジオにおける中高生世代の利用件数・利用者数含む

(6) 中高生ひろば参加状況（2施設分の合算値）

ア 新規登録者数

(人)

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
中学生	469	444	435	443
高校生	306	244	252	269
合 計	775	688	687	712

イ 延利用者数

(人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
中学生	4,709	9,051	9,811	11,114
高校生	7,132	6,271	8,873	11,052
一般※3	143	142	184	287
ボランティア	319	233	77	53
合計	12,303	15,697	18,945	22,506

※3 中高生ひろば羽田の音楽スタジオ利用者数

ウ 利用者所属先内訳（学校数）

(令和8年3月31日現在)

所属先	内 訳
中学校	45 校（区立 21 校・都立 2 校・私立 22 校）
高等学校	85 校（都立 30 校・私立 43 校・通信制 11 校・定時制 1 校）

3 乳幼児ひろば・一時預かり事業・おててひろば

(1) 乳幼児ひろば東嶺町

田園調布本町児童館東嶺町分室（施設呼称：乳幼児ひろば東嶺町）は、乳幼児とその保護者向けの施設として令和7年4月1日に開設しました（業務委託による運営）。

ア 開館時間

午前9時から午後5時まで

イ 休館日

日曜日、法律に定める休日、年末年始（12月29日から1月3日）

ウ 対象

就学前までの乳幼児とその保護者

エ 主な事業

（ア）乳幼児向け活動

曜日によって対象や内容を変え、主に、体操、手遊び、読み聞かせ、子育てに関する情報交換などを行っています。季節行事やお楽しみ会などは、親子で楽しみながら参加することができます。

（イ）一時預かり事業

次項「(2) 一時預かり事業」のとおりです。

事業の運営にあたっては、地域ボランティアや子育てすくすくネット員など多くの方々に支えられています。子育てすくすくネット員は、嶺町地区の民生委員・児童委員や地域ボランティア、児童館利用団体で構成されています。

(2) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の育児負担軽減を目的として、生後5か月から小学校入学前までの乳幼児を対象に、時間単位でお子様を預かる事業です。保護者の方の仕事や通院、リフレッシュ等、理由を問わず利用することができます。

ア 実施施設

萩中児童館（萩中一丁目1番8号）

田園調布本町児童館東嶺町分室（乳幼児ひろば東嶺町）（東嶺町20番4号）

イ 定員

7人／日

ウ 対象

区内在住の生後5か月から就学前のまでの乳幼児

エ 時間

月曜日から土曜日まで（日曜・祝日、年末年始を除く）の午前9時から午後6時まで

オ 利用料金

1 時間あたり 500 円（同一世帯において 2 人以上同時に利用する場合、2 人目以降は 1 時間あたり 250 円）

- ・ 料金は利用当日に現金払いとなります。
- ・ 利用時間 30 分超過ごとに 250 円の料金が発生します。

（3）大田区こども誰でも通園制度「おててひろば」（令和 8 年度新規）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず時間単位等で利用できる「大田区こども誰でも通園制度 おててひろば」を令和 8 年 4 月 1 日から開始しました。

ア 実施施設

8 施設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

イ 対象

保育所等を利用していない 0 歳 6 ヶ月から 2 歳児

※ 3 歳の誕生日の前々日まで利用可能です。

ウ 申請方法

- ・ 大田区 HP「こども誰でも通園制度 おててひろば」の電子申請画面より申請
- ・ 申請後、区で審査・認定を行い、アカウント発行
- ・ 「こども誰でも通園制度総合支援システム」にログインし、利用者のアカウント情報を登録
- ・ 利用希望施設との事前面談を予約し、施設との面談時に利用希望日及び利用時間等を調整

エ 月の利用上限、利用料金

- ・ 区内同一施設で月 10 時間（国制度）を利用した場合、当施設において追加で 150 時間の利用が可能
- ・ 区外施設は 10 時間利用可能
- ・ 利用料は無料（給食費・おやつ代含む）

4 放課後児童健全育成事業

(1) 学童保育

就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学生の安全・安心な居場所の確保と児童の健全育成を図るため、学童保育事業を区内 88 箇所（児童館・児童館分室・こどもの家・おおたっ子ひろば・放課後ひろば）で実施しています（令和 8 年 4 月時点）。

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、従来、小学校 1 年生から 3 年生までであった利用対象児童を、平成 27 年 4 月から 6 年生までに拡大しました。

また、支援が特に必要な児童についての受入れも全施設で実施しています。

午後 6 時までの「延長保育」（全施設で実施）、夏休み期間のみ利用する「夏休み利用」、保護者の方の病気やその他の理由により一日単位で利用できる「一時利用」も全施設で実施しています。

ア 通常利用

(ア) 利用資格

大田区内在住又は在学の小学校 1 年生から 6 年生で、保護者の就労等により、放課後や学校休業日に保育が必要な児童

（おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。）

(イ) 保育時間

通常利用：下校時から午後 5 時まで

延長利用：午後 5 時から午後 6 時まで（土曜日は除く）

※運営委託児童館、放課後ひろば、おおたっ子ひろば、大森本町児童館、田園調布二丁目児童館、南雪谷児童館は、午後 7 時まで延長保育を利用できます。

(ウ) 休日

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

(エ) 保育料

通常利用（午後 5 時まで） 月額 5,000 円

延長利用（午後 5 時から午後 6 時まで） 月額 1,200 円加算

（午後 6 時から午後 7 時までの延長利用は、別途料金がかかります。）

(オ) 減額・免除規定

5 割減額	同一世帯で複数の学童保育児童がいる場合、2 人目以降に適用 区教育委員会就学援助費受給世帯
8 割減額	前年度住民税非課税世帯、保育料の納付が特に困難と認める世帯
全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、前年度住民税非課税かつひとり親の 世帯、保育料の納付が特に困難と認められかつひとり親の世帯

※全額免除については、延長保育料も対象。

(カ) 登録状況

各年度 5 月 1 日現在

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
実施施設	85	85	85	86
定員数 (人)	5, 795	5, 815	6, 050	6, 380
登録数 (人)	5, 080	5, 213	5, 489	5, 689

イ 夏休み利用

(ア) 利用資格

大田区内在住又は在学の小学校 1 年生から 6 年生で、保護者の就労等により、夏季休業期間中に保育が必要な児童

(おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。)

(イ) 保育時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

延長利用：午後 5 時から午後 6 時まで（土曜日は除く）

※運営委託児童館、放課後ひろば、おおたっ子ひろば、大森本町児童館、田園調布二丁目児童館、南雪谷児童館は、午後 7 時まで延長保育を利用できます。

(ウ) 休日

日曜日、祝日

(エ) 保育料

夏休み期間（午後 5 時まで）6, 000 円

延長利用（午後 5 時から午後 6 時まで）1, 500 円加算

（午後 6 時から午後 7 時までの延長利用は、別途料金がかかります。）

(オ) 減額・免除規定

5 割減額	区教育委員会就学援助費受給世帯
7 割 5 分減額	前年度住民税非課税世帯、保育料の納付が特に困難と認める世帯
全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、前年度住民税非課税かつひとり親の世帯、保育料の納付が特に困難と認められかつひとり親の世帯

※全額免除については、延長保育料も対象。

(カ) 登録状況

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
実施施設	85	85	85	86
登録数 (人)	583	432	340	356

※各施設の定員数は、概ね 10 人程度

ウ 一時利用

(ア) 利用資格

大田区内在住又は在学の小学校 1 年生から 6 年生

(おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。)

(イ) 保育時間

平日：下校時間から午後 6 時までの必要な時間

学校休業日：午前 8 時 30 分から午後 6 時までの必要な時間

土曜日：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(ウ) 保育料

1 日 (一回) 600 円 (午後 6 時までの延長利用分含む)

(エ) 減額・免除規定

全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、裁判員等選任の呼び出しがあったとき又は裁判員・補充裁判員として裁判に関わるとき
------	---

(オ) 利用状況

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
実施施設	85	85	85	86
延べ利用数 (人)	17, 906	16, 339	12, 549	12, 933

令和 7 年度 学童保育実績及び一般・学童合計数

保育日数 292 日

(人)

番号	施設名	学童保育 登録数			学童保育 出席数									延長 登録数	延長 出席数	一時利用	一般児	一般・学童 合計数
		平日	土	全日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	平日	土	全日					
1	大 森 中																18,008	18,008
2	大 森 南																11,454	11,454
3	大森東一丁目																21,059	21,059
4	大 森																37,260	37,260
5	沢 田	11,155	2,293	13,448	395	2,380	3,159	539	0	99	6,502	70	6,572	4,372	1,769	22	8,267	14,861
6	大 森 西	21,351	4,411	25,762	3,749	4,751	3,788	1,631	901	208	14,906	122	15,028	11,642	5,032	143	27,598	42,769
7	大 森 北	12,888	2,663	15,551	2,099	3,308	2,355	644	0	0	8,185	221	8,406	8,993	3,857	27	16,830	25,263
8	大 森 本 町	14,188	2,929	17,117	3,578	3,123	3,065	520	117	159	10,468	94	10,562	6,992	3,518	30	13,684	24,276
9	山 王	26,631	5,503	32,134	8,432	9,299	2,391	2	0	0	20,061	63	20,124	18,985	7,047	1,595	22,105	43,824
10	南 馬 込	14,432	2,978	17,410	927	3,285	2,347	1,907	421	322	9,105	104	9,209	4,431	1,421	69	12,680	21,958
11	南馬込三丁目																13,662	13,662
12	南馬込四丁目	13,873	2,862	16,735	378	4,281	2,824	311	200	0	7,988	6	7,994	7,772	2,489	158	9,502	17,654
13	中 馬 込	13,751	2,841	16,592	1,096	4,279	1,987	1,822	13	0	8,998	199	9,197	9,559	3,767	91	17,802	27,090
14	中央八丁目	2,026	418	2,444	469	0	233	38	301	0	1,033	8	1,041	1,499	803	0	14,106	15,147
15	池 上	13,829	2,855	16,684	2,137	3,541	1,983	1,528	65	0	9,029	225	9,254	8,482	3,823	56	18,636	27,946
16	徳 持	17,430	3,589	21,019	738	5,448	2,677	1,533	0	0	10,194	202	10,396	9,486	3,046	23	12,369	22,788
17	新 井 宿	14,174	2,922	17,096	134	5,904	2,572	482	0	0	8,959	133	9,092	7,187	2,118	13	16,880	25,985
18	田園調布本町	18,394	3,798	22,192	1,607	4,899	2,832	1,207	732	372	11,434	215	11,649	9,791	2,924	115	14,104	25,868
19	田園調布二丁目	8,549	1,743	10,292	1,552	1,316	327	609	172	0	3,972	4	3,976	4,496	972	131	9,368	13,475
20	鶯 の 木	10,675	2,191	12,866	266	2,238	2,550	850	0	127	6,002	29	6,031	5,527	1,453	31	12,634	18,696
21	久 が 原	19,604	4,053	23,657	2,678	4,907	4,330	1,212	171	76	13,211	163	13,374	12,894	4,876	615	19,959	33,948
22	南 雪 谷	15,099	3,108	18,207	3,396	3,465	654	120	0	0	7,418	217	7,635	8,886	2,822	193	14,450	22,278
23	上 池 台	31,635	6,536	38,171	9,729	6,871	5,075	134	0	4	21,634	179	21,813	21,976	9,254	997	19,269	42,079
24	仲 池 上	19,378	3,956	23,334	4,674	3,523	3,274	1,261	286	776	13,715	79	13,794	14,249	6,347	226	16,667	30,687
25	洗 足 池	12,876	2,659	15,535	524	1,003	3,680	2,069	215	0	7,383	108	7,491	7,043	2,664	151	18,290	25,932
26	東 糀 谷																17,447	17,447
27	西 糀 谷																25,203	25,203
28	糀 谷	3,548	730	4,278	545	751	42	702	0	88	2,100	28	2,128	630	260	4	15,116	17,248
29	萩 中																27,226	27,226
30	萩中三丁目	3,536	728	4,264	626	436	165	733	225	136	2,201	120	2,321	852	449	16	12,024	14,361
31	南 六 郷	3,879	804	4,683	659	280	1,133	394	0	51	2,452	65	2,517	2,085	924	9	14,364	16,890
32	南六郷三丁目																16,460	16,460
33	東 六 郷																16,782	16,782
34	高 畑	21,202	4,377	25,579	8,956	4,520	1,608	19	129	0	15,173	59	15,232	8,832	3,200	113	14,769	30,114
35	千 鳥	20,648	4,258	24,906	5,013	2,919	4,060	1,184	543	538	14,166	91	14,257	10,158	4,631	86	10,483	24,826
36	下 丸 子	8,183	1,685	9,868	437	2,370	973	557	156	0	4,396	97	4,493	5,136	1,031	43	13,636	18,172
37	下丸子四丁目	6,019	1,235	7,254	0	971	1,319	379	285	0	2,953	1	2,954	2,572	524	19	14,903	17,876
38	矢 口	14,340	2,961	17,301	1,079	2,470	4,090	663	895	162	9,268	91	9,359	7,212	2,649	28	15,402	24,789
39	西 蒲 田	18,671	3,854	22,525	1,939	4,420	4,139	1,727	165	509	12,819	80	12,899	10,057	3,573	67	20,949	33,915
40	多 摩 川	1,763	360	2,123	14	73	741	191	0	0	1,019	0	1,019	242	230	6	16,246	17,271
41	蓮 沼																13,872	13,872
42	本 蒲 田	14,457	2,985	17,442	2,624	4,490	2,707	558	22	0	10,335	66	10,401	6,914	3,855	81	25,307	35,789
43	蒲 田																22,083	22,083
44	子ども交流センター																41,971	41,971
児童館計		428,184	88,285	516,469	70,450	101,521	73,080	25,526	6,014	3,627	277,079	3,139	280,218	238,952	91,328	5,158	770,886	1,056,262
1	池 雪分室																6,760	6,760
2	東嶺町分室																16,746	16,746
分室計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,506	23,506
1	糀 谷(二)	1,198	228	1,426	0	0	604	146	0	0	750	750	1,500	484	206	21	690	2,211
こどもの家計		1,198	228	1,426	0	0	604	146	0	0	750	750	1,500	484	206	21	690	2,211
児童館・分室・こどもの家計		429,382	88,513	517,895	70,450	101,521	73,684	25,672	6,014	3,627	277,829	3,889	281,718	239,436	91,534	5,179	795,082	1,081,979

番号	施設名	学童保育 登録数			学童保育 出席数									延長登録数	延長出席数	一時利用	一般児	一般・学童合計数
		平日	土	全日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	平日	土	全日					
1	大森第四ひろば	21,029	4,328	25,357	5,553	6,847	2,722	1,354	143	0	16,619	16,092	32,711	9,722	5,580	0	0	32,711
2	中富ひろば	8,161	1,686	9,847	2,436	1,959	522	487	396	0	5,800	5,693	11,493	4,270	2,538	27	0	11,520
3	大森第一ひろば	19,773	4,087	23,860	5,364	4,882	3,218	846	185	0	14,286	209	14,495	12,545	5,514	155	0	14,650
4	開桜ひろば	19,164	3,975	23,139	9,919	5,434	24	38	0	0	15,415	15,005	30,420	11,851	6,177	504	0	30,924
5	大森第三ひろば	13,569	2,794	16,363	4,300	3,697	1,089	260	0	0	9,346	9,290	18,636	9,151	4,147	81	0	18,717
6	大森東ひろば	8,749	1,769	10,518	3,869	2,177	964	0	0	196	7,206	6,951	14,157	5,071	2,877	72	0	14,229
7	入新井第五ひろば	6,510	1,343	7,853	3,221	1,739	0	0	0	0	4,960	4,860	9,820	3,637	1,528	36	0	9,856
8	入新井第一ひろば	16,552	3,418	19,970	6,214	5,167	43	212	0	0	11,636	11,427	23,063	11,881	4,954	180	0	23,243
9	山王ひろば	14,534	3,004	17,538	6,776	2,554	1,627	15	0	0	10,972	10,889	21,861	7,324	2,261	140	0	22,001
10	馬込ひろば	19,376	3,694	23,070	10,743	4,012	8	0	24	0	14,787	14,540	29,327	14,831	6,429	250	0	29,577
11	馬込第二ひろば	19,376	4,004	23,380	8,591	4,874	722	113	0	20	14,099	221	14,320	12,020	4,233	623	0	14,943
12	馬込第三ひろば	24,146	4,991	29,137	8,196	6,643	2,618	143	0	0	17,600	17,398	34,998	16,815	5,809	84	0	35,082
13	池上ひろば	12,162	2,317	14,479	7,619	1,482	10	0	0	0	9,111	8,992	18,103	8,500	3,199	300	0	18,403
14	池上第二ひろば	19,026	3,934	22,960	5,642	4,721	2,691	485	0	0	13,539	13,328	26,867	9,992	2,445	88	0	26,955
15	徳持ひろば	11,886	2,455	14,341	9,444	344	0	0	0	0	9,788	9,642	19,430	9,388	4,334	121	0	19,551
16	入新井第二ひろば	15,479	3,195	18,674	10,896	969	23	0	0	0	11,888	11,738	23,626	9,262	3,486	120	0	23,746
17	入新井第四ひろば	14,348	2,964	17,312	4,232	4,212	2,094	512	17	0	11,067	10,893	21,960	8,201	3,615	11	0	21,971
18	東調布第一ひろば	14,518	3,000	17,518	7,183	2,940	800	81	0	0	11,004	10,847	21,851	8,621	3,326	33	0	21,884
19	調布大塚ひろば	14,482	2,984	17,466	3,423	3,120	1,179	1,063	235	0	9,020	9,005	18,025	10,278	3,228	145	0	18,170
20	東調布第三ひろば	30,214	6,235	36,449	10,786	6,779	1,388	698	472	0	20,123	19,820	39,943	15,880	5,178	154	0	40,097
21	嶺町ひろば	19,347	3,998	23,345	12,015	3,006	0	0	0	0	15,021	14,742	29,763	13,816	4,659	584	0	30,347
22	久原ひろば	14,409	2,976	17,385	7,899	3,318	360	0	0	0	11,577	11,375	22,952	10,130	4,371	137	0	23,089
23	池雪ひろば	19,399	4,010	23,409	8,040	4,621	1,666	150	0	0	14,246	231	14,477	11,517	5,184	701	0	15,178
24	洗足池ひろば	14,565	3,010	17,575	5,245	5,671	218	0	0	210	11,344	11,240	22,584	11,674	4,857	163	0	22,747
25	赤松ひろば	17,537	3,620	21,157	5,863	3,837	2,462	569	0	0	12,731	12,475	25,206	8,880	2,975	36	0	25,242
26	清水窪ひろば	19,373	4,004	23,377	5,699	4,684	3,351	558	962	0	15,254	15,078	30,332	15,431	6,291	306	0	30,638
27	糀谷ひろば	21,062	4,348	25,410	5,749	4,407	2,083	870	154	400	13,663	13,458	27,121	9,890	3,588	140	0	27,261
28	東糀谷ひろば	17,574	3,621	21,195	7,536	3,018	676	1,107	156	374	12,867	12,561	25,428	8,737	3,639	49	0	25,477
29	北糀谷ひろば	15,573	3,218	18,791	4,230	4,771	1,721	1,024	222	0	11,968	11,717	23,685	7,976	4,235	115	0	23,800
30	都南ひろば	13,937	2,876	16,813	3,927	4,488	1,511	383	0	0	10,309	10,149	20,458	8,679	4,326	40	0	20,498
31	中萩中ひろば	19,467	4,024	23,491	5,387	3,360	3,346	1,281	710	0	14,084	13,959	28,043	11,815	5,517	135	0	28,178
32	出雲ひろば	18,378	3,792	22,170	4,173	5,500	2,241	584	21	92	12,611	12,458	25,069	8,042	3,666	138	0	25,207
33	六郷ひろば	14,651	3,017	17,668	4,061	3,661	2,679	13	108	13	10,421	114	10,535	8,582	3,668	165	0	10,700
34	高畑ひろば	19,225	3,973	23,198	8,503	5,283	39	0	0	0	13,825	13,688	27,513	11,006	3,909	50	0	27,563
35	仲六郷ひろば	13,382	2,764	16,146	2,894	2,690	1,898	853	454	0	8,789	8,698	17,487	5,645	2,423	7	0	17,494
36	東六郷ひろば	18,895	3,901	22,796	5,763	5,158	1,888	835	332	0	13,976	13,577	27,553	10,583	4,533	141	0	27,694
37	南六郷ひろば	13,527	2,791	16,318	2,288	3,384	2,854	1,104	567	0	10,197	10,072	20,269	8,207	4,409	19	0	20,288
38	矢口ひろば	24,324	5,025	29,349	10,939	7,762	1,204	37	0	0	19,942	19,583	39,525	15,998	8,043	465	0	39,990
39	矢口西ひろば	21,765	4,497	26,262	10,317	4,296	966	129	0	0	15,708	15,384	31,092	13,460	4,462	129	0	31,221
40	多摩川ひろば	20,615	4,253	24,868	6,678	5,902	1,564	0	0	0	14,144	13,914	28,058	11,375	4,163	192	0	28,250
41	相生ひろば	14,438	2,982	17,420	5,747	3,125	2,187	617	0	177	11,853	11,478	23,331	6,749	3,542	113	0	23,444
42	矢口東ひろば	14,412	2,975	17,387	5,641	3,787	1,163	165	0	0	10,756	10,512	21,268	7,762	3,863	105	0	21,373
43	おなづかひろば	9,135	1,886	11,021	3,852	3,291	206	0	0	0	7,349	7,125	14,474	4,779	1,953	13	0	14,487
44	道塚ひろば	18,215	3,757	21,972	5,578	5,550	2,416	158	0	0	13,702	13,477	27,179	9,940	4,159	123	0	27,302
45	蒲田ひろば	10,221	2,106	12,327	4,050	1,419	1,315	910	63	0	7,757	7,712	15,469	5,549	2,429	83	0	15,552
46	南蒲ひろば	22,039	4,548	26,587	6,889	2,157	3,308	1,409	631	0	14,394	14,226	28,620	10,173	4,165	58	0	28,678
47	東蒲ひろば	18,696	3,838	22,534	7,112	2,963	3,265	652	652	169	14,813	14,367	29,180	8,718	4,087	36	0	29,216
放課後ひろば計		787,215	161,987	949,202	300,482	185,661	68,329	19,715	6,504	1,651	581,567	520,210	1,101,777	464,353	193,974	7,367	0	1,109,144
1	梅田おおたつ子	21,340	4,314	25,654	13,211	2,507	50	0	0	0	15,699	69	15,768	12,944	3,684	135	14,055	29,958
2	松仙おおたつ子	19,548	4,035	23,583	9,314	4,649	836	33	0	0	14,703	129	14,832	13,341	3,717	168	10,294	25,294
3	羽田おおたつ子	9,396	1,944	11,340	2,784	1,464	2,244	598	23	57	7,034	136	7,170	3,922	1,910	13	12,422	19,605
4	萩中おおたつ子	9,397	1,941	11,338	2,024	3,159	1,243	225	0	0	6,546	105	6,651	3,256	868	4	5,371	12,026
5	西六郷おおたつ子	16,740	3,455	20,195	5,793	4,484	1,439	246	432	85	12,313	166	12,479	7,772	2,260	17	11,439	23,935
6	新宿おおたつ子	18,058	3,730	21,788	5,124	4,034	3,090	1,226	307	169	13,842	108	13,950	11,870	5,288	61	12,451	26,462
7	志茂田おおたつ子	17,742	3,662	21,404	6,273	4,603	2,213	509	0	0	13,335	263	13,598	12,030	5,076	49	10,996	24,643
おおたつ子計		112,221	23,081	135,302	44,523	24,900	11,115	2,837	762	311	83,472	976	84,448	65,135	22,803	447	77,028	161,923
合計		1,328,818	273,581	1,602,399	415,455	312,082	153,128	48,224	13,280	5,589	942,868	525,075	1,467,943	768,924	308,311	12,993	872,110	2,353,046

(2) その他

ア 放課後ひろば事業

(ア) 目的

小学校就学後児童の安全・安心な居場所と放課後等における多様な体験・活動を行う居場所を確保するために、区立小学校施設を活用して「学童保育事業（学校内学童）」と「放課後こども教室事業」を併せて実施する「放課後ひろば事業」があります。本事業は教育総務部教育総務課が所管し、児童館等における学童保育事業と連携して実施しています。

事業	事業内容	対象者
学童保育事業 (学校内学童)	放課後等に遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童
放課後こども教室	学校施設において、多様な体験・活動を通じ、児童の自主性や社会性を育み、健全な育成を図る	当該小学校の全児童

(イ) 実施状況（放課後こども教室を含む）

各年度 3 月 31 日現在

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
実施施設（一体型）	49	49	52	54
実施施設（単独型）※	9	9	7	5

※ 単独型は、放課後こども教室のみ実施。

(ウ) 運営状況

各年度 3 月 31 日現在

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
直営施設	4	4	4	4
委託施設	45	45	48	50

(エ) 保育料

学童保育：月額 5,000 円（午後 5 時まで）、延長保育料 月額 1,200 円（午後 6 時まで）

放課後こども教室：無料

(オ) 今後の展開

放課後の児童の安全・安心で充実した居場所づくりに向けて、学校と緊密な調整をしながら、学校内学童と放課後こども教室の一元的かつ一体的な放課後ひろば事業の整備を推進していきます。

イ 多様なサービスの推進

(ア) 学校休業日等における学童保育開室時間の前倒し（試行実施）

いわゆる「小 1 の壁」等による子育て家庭の負担軽減を図るため、学校休業日等における学

童保育の開室時間を早め、午前8時開室とするなど、学童保育の開室時間の前倒しを試行的に実施します。

(イ) 学童保育における弁当配食の実施

区立小学校の夏季休業期間において、学童保育を利用する児童の保護者の弁当準備の負担軽減及び児童の食の安全の確保を図ることを目的として、こども向けの弁当配食を行っています。

◎対象施設：すべての学童保育施設

◎実施期間：区立小学校の夏季休業期間（土曜日・日曜日・祝日除く）

(ウ) 児童館等の日曜開館（令和8年度試行実施）

こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応するとともに、休日における居場所機能の充実を図るため、区内子育て支援施設 10 施設において、日曜日の開館を試行的に実施します。

◎実施施設

【児童館等】 7 館

大森児童館、洗足池児童館、矢口児童館、南馬込三丁目児童館、乳幼児ひろば東嶺町、本蒲田児童館、萩中三丁目児童館

【キッズな】 3 施設

キッズな六郷、キッズな大森（令和8年10月から開始予定）、キッズな蒲田（令和8年11月から開始予定）

◎開館時間

午前10時～午後4時（祝日除く）

※施設ごとに、第1・3日曜日または第2・4日曜日に開館します。

第2 子ども家庭支援事業

1 産後家事・育児援助事業

家事援助や育児の補助支援をすることで、家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぐことを目的として実施しています。

(1) ぴよぴよサポート

◎支援内容 利用者の自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します。

※1 食事の支度、居室の簡単な清掃、沐浴の補助等の支援

※2 こどもの預かり、ベビーシッターは対象外

◎対象 大田区に在住の2歳まで（3歳の誕生日の前日まで）の乳幼児を育児中の世帯

◎利用時間 1回の訪問につき2時間以上とし、対象児1人あたり各年齢において年間30時間を上限としています。

※年間とは、対象児の誕生日当日から翌年の誕生日前日まで

◎利用料 1時間あたり500円

※生活保護・住民税非課税世帯には免除制度あり

※初めて利用する世帯は、初回2時間無料

利用実績

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
新規申請者数（人）	581	1,290	1,581	1,949
利用者数（人）	257	662	1,088	1,371
延べ利用回数（回）	963	2,422	4,774	7,912
利用時間数（時間）	2,175	5,053	10,314	17,156

(2) にこにこサポート

◎支援内容 妊娠中から産後1年以内の妊産婦の自宅に母子支援の専門家(産後ドゥーラ)を派遣し、産前産後の心身の不調や育児に対する不安な気持ちに寄り添いながら、家事や育児を支援します。

◎対象 大田区に在住の妊娠中から産後1年以内の妊産婦

◎利用時間 1回の訪問につき2時間以上とし、期間中30時間を上限としています。
※多胎児の場合、こども1人につき30時間となります。

◎利用料 1時間あたり1,000円

※生活保護・住民税非課税世帯には免除制度あり

※初めて利用する世帯は、初回2時間無料

利用実績

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
新規申請者数(人)	594	785	928	1,753
利用者数(人)	220	412	421	950
延べ利用回数(回)	461	1,317	1,304	4,554
利用時間数(時間)	1,114	3,190	3,110	10,759

(3) 産後ドゥーラ養成講座受講料助成

◎事業内容 産後ドゥーラの担い手を育成し、区内で活動する人材を確保するとともに、サービスの質をより一層向上させることを目的に、資格取得に係る費用の一部を助成します。

◎対象 ・区が指定する産後ドゥーラ養成講座を受講し、産後ドゥーラの資格を取得した方

・助成後、区が指定する年間活動目標時間(200時間)を踏まえて、3年間「にこにこサポート」の支援員として区内での活動が可能な方

◎助成金額 21万円 ※他自治体の助成制度と併用不可

事業実績

	令和5	令和6	令和7
交付利用登録(人)	29	25	17
助成金交付決定(人)	15	17	8

2 ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業

- ◎支援内容 中学3年生までの児童と同居するひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児をサポートします。
- ◎対象 中学3年生までの児童と同居するひとり親のうち、次のいずれかに該当する方。
- ①就労している
 - ②傷病
 - ③技能習得のため通学している
 - ④求職活動をしている
- ◎利用時間 午前7時～午後9時まで(12月29日～1月3日を除く)のうち、1回の利用につき2時間以上とし、月30時間まで利用可能です。
- ◎利用料 1時間あたり0円～1,500円(ご利用者の所得により異なります)
※令和7年4月1日より、所得制限が撤廃されました。

利用実績

年 度	令和4	令和5	令和6 (4～8月)	令和6 (9～3月)	令和7
件数※	8	5	2	514	1,773
時間数	89.5	37.5	8	1,188	4,229
所管	蒲田生活福祉課			子育て支援課 (現子育て支援課)	子育て支援課

※件数カウント方法について

令和4～令和6.8月(蒲田生活福祉課所管) : 利用世帯数
 令和6.9月～(現子育て支援課へ業務移管後) : ヘルパー派遣回数

3 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

仕事やリフレッシュ目的など様々な用途でベビーシッターを利用する場合において、利用料を区が補助することにより、子育て世帯の保護者の多様なニーズへの対応及び負担軽減を図ることを目的として実施します。

- ◎対象 未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）の保護者
※障がい児については、満12歳に達する年度の末日までの児童の保護者
- ◎利用時間 児童1人当たり年 144 時間まで（多胎児、障がい児、ひとり親家庭）の場合は、児童1人当たり最大年 288 時間まで
- ◎補助金額 午前7時から午後10時までの利用（日中） 1時間 2,500 円まで
午後10時から午前7時までの利用（夜間） 1時間 3,500 円まで

利用実績

年 度	令和 7 (10 月～3 月)
利用児童数（人）	987
利用時間数（時間） （内訳）日中 夜間	35,278 34,646 632

4 乳幼児ショートステイ事業（令和8年度支援拡充）

保護者が仕事や病気などの理由で育児ができないとき、またはレスパイト（休息、息抜き）をしたい場合に、養育施設でお子さんをお預かりする宿泊型のサービスです。

- ◎対象 生後5日から2歳未満の乳幼児
- ◎利用施設 ①東京都済生会中央病院附属乳児院（港区三田一丁目4番17号）
②日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区広尾四丁目1番1号）
- ◎1日の定員 計4人（内訳：①3人、②1人）
- ◎利用日数 1泊2日から最大6泊7日まで
※日帰り不可、①②両施設合計で同月内1回の利用まで
- ◎利用料 1泊2日 6,000 円 以降1日増加するごとに 3,000 円追加
※生活保護・住民税非課税世帯には減免制度あり

利用実績

年 度	令和 6	令和 7
利用者数（人）	42	94
延べ利用回数（回）	158	306
利用日数（日）	470	864

5 ヤングケアラー支援事業（令和8年度支援拡充）

ヤングケアラーに関わる問題は、支援が必要であっても表面化しにくいことに加え、家族が抱える多様な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。ヤングケアラー本人や家族、学校、地域などからの相談対応を行い、関係機関との連携により適切な支援につなげます。

令和7年度から配置した「ヤングケアラー・コーディネーター」は、各種相談や関係機関との連絡・調整、ヤングケアラーへの支援策の検討、研修を通じた周知・啓発など、ヤングケアラー支援の核になる人材として活躍しています。

令和7年度は幅広くヤングケアラーに関する相談を受け付けるとともに、関係機関との連携強化を図りました。また、日本工学院専門学校のご協力のもと、主に小中学生向けの周知用リーフレットを作成しました。

令和8年度はヤングケアラーの負担軽減を目的に、ヤングケアラーとその家族に、レトルト食品などをお届けする「ヤングケアラー配食支援サービス」を開始します。ヤングケアラーは支援を積極的に求めることが少ないため、このサービスをきっかけに伴走的な支援へつなげます。このほか、区民の方や関係機関へ向けた講演会の開催など、引き続き周知・啓発に努め、地域全体でヤングケアラーを支援する体制の構築を目指します。

【令和7年度実績】

関係機関等への研修：5回

相談件数：41件

対応件数：18件

第3 子どもの生活応援推進事業

1 こども食堂推進事業

「こども食堂」発祥の地とも言われる大田区には、現在約 70 か所のこども食堂があり、こどもが 1 人でも安心して利用できるよう、地域の方たちが無料または低額で食事を提供しています。

区は、こどもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されているこども食堂の継続的・安定的な活動を支援するため、こども食堂を運営する団体に対して、食材費・光熱水費・会場使用料等、会食や配食・宅食に係る活動経費の一部を補助する事業を行っています。

◇補助金交付団体数

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
交付団体数	29	39	47	50

2 地域とつくる支援の輪プロジェクト

「おおた 子どもの生活応援プラン」の掲げる社会的包摂の理念により、こどもへの支援を行うため、平成 30 年度から実施している事業です。区・大田区社会福祉協議会・こどもの生活応援に資する支援を行っている地域活動団体のネットワークを構築し、地域におけるこどもの見守り機能を強化することを目的とし、定例会や全体会等の開催を通して、こどもや地域活動団体等との意見交換を行い、具体的な事例や課題等を共有するなど、相互の関係強化を図っています。

◇参加者数（人）

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
分科会（延人数）	66	72	38	26
全体会	65	56	48	57

3 子どもと地域をつなぐ応援事業

支援を必要とする子育て家庭に対して、区の支援情報やこどもの生活応援を推進する活動団体の情報等を発信することで、家庭が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生を未然に防ぎます。

4 子ども生活応援基金

（1）概要

皆様からいただいた寄付は、こどもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、ひとりひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身に着けることを目指し、以下の取組を推進するために活用しています。

- ア 経験・学力 こどもに良好な学習環境と多様な経験の機会の提供
- イ 生活・健康 こどもが健やかに成長するための暮らしに必要な環境の整備
- ウ 居場所・包摂 こどもと保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場の提供

◇寄付件数及び寄付額

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
件数	67	104	299	460
寄付額	6,064,693 円	17,576,315 円	123,491,825 円	30,674,607 円

(2) 基金活用事業

ア 長期休暇中のこどもの居場所づくり補助事業

課題を抱えやすい長期休暇中（夏休み）におけるこどもの健やかな成長を支えるため、「子ども生活応援基金」を活用し、こどもの学び・体験活動等の経験機会の提供や、食事の提供及び居場所づくりを行う地域活動団体等に対し、活動経費の一部を補助する事業を行っています。

◇補助金交付団体数

年 度	令和 5	令和 6	令和 7
交付団体数	10	13	19

※令和 5 年度開始事業

イ 絵本でつなぐ地域と親子のきずな

12 月中旬から 1 月中旬にかけて、未就学児のいる子育て家庭（一定の要件あり）へ絵本等のプレゼントをお渡しする事業です。子育て家庭が、絵本などの配付場所となる児童館、子ども家庭支援センター（キッズな）、大田区社会福祉協議会等を訪れることで、地域の身近な相談先とつながるきっかけづくりにもつながっています。

ウ ほほえみごはん事業

地域のボランティア（ほほえみごはんサポーター）がひとり親の子育て家庭等に「食料」や「子育て支援情報」などを直接お届けし、玄関先などであいさつや会話を通じて、日常的なつながりを築いていく取り組みです。地域における見守り体制の強化及び子育て家庭の孤立防止を図ります。

5 ひとり親家庭等支援

(1) 離婚と養育費にかかわる総合相談

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施しています。区内在住で 20 歳未満のこどもを持つ保護者を対象とし、弁護士による無料法律相談と合わせ、日ごろ生活する中での困りごとや悩みごと（住まい、仕事、家計等）の相談を受け付ける「子ども生活応援臨時窓口」も同時開催しています。

◇総合相談利用者人数

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
利用者数（人）	34	39	43	53

◇子ども生活応援臨時窓口利用者人数

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
利用者数（人）	21	21	24	20

（2）ひとり親家庭等養育費確保支援事業（令和8年度事業拡充）

養育費の支払に関する取決めに記載した公正証書等の作成や裁判外紛争手続（ADR）の利用を促進することで、養育費の確実な受給を図り、こどもの健やかな成長を支えるため、大田区在住の18歳未満のこどもを養育している養育者のうち、要件を満たす方を対象とし補助金を支給します。

◇交付（補助）件数

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
交付（補助）件数	11	36	58	47

※令和4年度開始事業

6 生活安定応援事業

（1）受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾の受講料や、高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の家庭に必要な資金の貸付を行うことにより、進学を目指す子どもたちが高校や大学の受験に挑戦することを支援する東京都の事業です。

第4 手当

1 児童手当（昭和47年度から平成21年度まで、及び平成24年度以降）

① 根拠法令	児童手当法											
② 手当の受給要件と月額（令和6年10月分以降）												
ア 児童手当	高校生年代まで（18歳年度末まで）の児童が対象 <table><tr><td>対象年齢</td><td>第1子、第2子</td><td>第3子以降</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td>15,000円</td><td rowspan="2">30,000円</td></tr><tr><td>3歳～高校生年代</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>18歳年度末～22歳年度末</td><td colspan="2">算定対象（第○子）としてカウント</td></tr></table> ※ 高校生年代とは、15歳の年度末経過後18歳の年度末までの児童。 ※ 施設入所等児童は、3歳未満一律15,000円、3歳以上一律10,000円を支給。	対象年齢	第1子、第2子	第3子以降	3歳未満	15,000円	30,000円	3歳～高校生年代	10,000円	18歳年度末～22歳年度末	算定対象（第○子）としてカウント	
対象年齢	第1子、第2子	第3子以降										
3歳未満	15,000円	30,000円										
3歳～高校生年代	10,000円											
18歳年度末～22歳年度末	算定対象（第○子）としてカウント											
③ 受給者数	56,976人（令和8年3月31日現在）											
④ 沿革	昭和46年5月 児童手当法制定（昭和47年1月1日施行） *第3子以降義務教育修了前の児童が対象 昭和57年1月 国籍要件の撤廃 昭和57年6月 特例給付の導入 昭和60年6月 児童手当法改正（昭和61年6月1日施行） *第2子以降義務教育修了前の児童が対象 平成3年5月 児童手当法改正（平成4年1月1日施行） *第1子以降3歳未満の児童が対象 平成12年6月 児童手当法改正（平成12年6月1日施行） *6歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象 平成16年6月 児童手当法改正（平成16年6月18日施行） *9歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象 平成18年4月 児童手当法改正（平成18年4月1日施行） *12歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象 平成19年4月 児童手当法改正（平成19年4月1日施行） *乳幼児加算（3歳未満の第1子・第2子の月額手当が5,000円から10,000円に変更。但し、第1子・第2子は、3歳の誕生月の翌月から5,000円に変更） 平成22年3月 「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」（平成22年4月1日施行）による子ども手当制度（中学校修了前の子ども対象、所得制限なし）への移行に伴い廃止											

	平成 24 年 4 月	児童手当法改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）								
		＊それまでの子ども手当制度からの移行。15 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童が対象。平成 24 年 6 月分以降の受給に際しては所得制限あり。 ただし、所得限度額以上の者についても当分の間は支給対象児童一人につき月額 5,000 円を支給。（特例給付） ＊手当月額（18 歳以下の扶養する第 3 子以降の 3 歳以上小学校修了前児童は 10,000 円ではなく 15,000 円） <table><tr><td>3 歳未満一律</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>3 歳以上小学校修了前 1・2 子</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>3 歳以上小学校修了前 3 子以降</td><td>15,000 円（第 3 子加算）</td></tr><tr><td>中学生一律</td><td>10,000 円</td></tr></table> ※施設入所等児童は、第 3 子加算なし	3 歳未満一律	15,000 円	3 歳以上小学校修了前 1・2 子	10,000 円	3 歳以上小学校修了前 3 子以降	15,000 円（第 3 子加算）	中学生一律	10,000 円
3 歳未満一律	15,000 円									
3 歳以上小学校修了前 1・2 子	10,000 円									
3 歳以上小学校修了前 3 子以降	15,000 円（第 3 子加算）									
中学生一律	10,000 円									
	令和 3 年 5 月	児童手当法改正（令和 4 年 6 月 1 日施行）								
		＊所得上限限度額が新設。令和 4 年 10 月支給分以降の受給に際しては、所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の者に支給対象児童一人につき月額 5,000 円を支給。（特例給付） ＊併せて、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正）								
	令和 6 年 10 月	児童手当法改正（令和 6 年 10 月 1 日施行）								
		＊所得制限を撤廃し全員を本則給付とし、支給期間も高校生年代までとする。また、第 3 子以降に月額 30,000 円を支給。支払月を年 6 回とする。 ＊第 3 子以降の多子加算のカウント方法について、従来の 18 歳年度末までの取り扱いを見直し、大学生に限らず 22 歳年度末までの児童を養育している場合を対象とする。								

児童手当支給状況の推移

各年度 3 月 31 日現在

年度	受給者数（人）			支給対象児童数（人）					支給額（千円）				
	児童手当	特例給付	計	児童手当			特例給付	計	児童手当			特例給付	計
				3 歳未満	3 歳以上小学校修了前	中学生			3 歳未満	3 歳以上小学校修了前	中学生		
令和 4	36,490	6,302	42,792	10,717	35,004	9,936	9,566	65,223	2,054,970	4,273,289	1,208,200	758,950	8,295,409
令和 5	35,046	6,048	41,094	10,148	33,426	9,709	9,162	62,445	1,942,080	4,076,140	1,177,790	549,940	7,745,950

年度	受給者数（人）	支給対象児童数（人）					支給額（千円）				
		児童手当			特例給付	計	児童手当			特例給付	計
		3 歳未満	3 歳以上中学校修了前	高校生年代			3 歳未満	3 歳以上中学校修了前	高校生年代		
令和 6	56,839	12,222	62,125	15,733	0	90,080	2,083,380	6,207,760	621,320	360,610	9,273,070
令和 7	56,976	12,334	61,367	15,876	0	89,577	2,524,890	8,430,130	1,904,870	0	12,859,890

※令和 7 年度は速報値です。

2 児童育成手当

① 根拠法令	大田区児童育成手当条例
② 区分と手当の受給要件	
ア 育成手当	父または母が死亡・離婚などの状態にある、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養していること（所得制限あり）
イ 障害手当	「身体障害者手帳」1・2級、「愛の手帳」1・2・3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の児童(20歳未満)を扶養していること（所得制限あり）
③ 手当月額	ア 育成手当 児童1人につき 13,500円 イ 障害手当 児童1人につき 15,500円
④ 受給者数	3,930人（令和8年3月31日現在）
⑤ 沿革	昭和44年4月 東京都交通遺児手当制度発足 昭和44年10月 東京都児童手当に関する条例制定 ①一般手当 ②遺児手当 ③障害児手当(都交通遺児手当廃止) 昭和44年11月 大田区児童手当条例制定 昭和46年5月 国の児童手当法制定 ①一般手当は国制度へ一部移行 昭和49年6月 大田区児童育成手当条例と名称変更 ①育成手当 ②障害手当 ③特別手当(児童手当対象外である外国人が対象) 昭和55年4月 都区財政調整へ算入 昭和57年1月 国籍要件を撤廃（特別手当を廃止） 平成4年4月 育成手当支給年齢引上げ（義務教育終了から段階的に引上げ。 平成6年度に18歳の年度末となった。） 平成8年6月 認知要件撤廃

児童育成手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数 (人)	支給対象 児童数 (人)	延支給件数及び支給金額				合 計	
			育成手当		障害手当		延支給件数及び支給金額	
			(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
令和4	4,376	6,051	71,917	970,331,500	4,350	67,425,000	76,267	1,037,756,500
令和5	4,212	5,814	68,808	928,337,500	4,312	66,836,000	73,120	995,173,500
令和6	4,067	5,602	66,776	901,486,000	4,281	66,355,500	71,057	967,841,500
令和7	3,930	5,414	64,218	866,950,000	4,291	66,510,500	68,509	933,460,500

※令和7年度は速報値です。

3 児童扶養手当・特別児童扶養手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
① 根拠法令	児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
② 手当の 受給要件	ひとり親家庭で18歳になった年度末(重度障害を有する場合は20歳未満)までの児童を扶養していること。 *父または母が重度障害である場合を含む *所得制限があり、所得額により一部支給となる。	20歳未満の障害を有する児童を扶養していること。 (所得制限あり)
③ 手当月額	児童1人のとき 全部支給 48,050 円 一部支給 48,040 円～11,340 円 加算 児童が2人以上の場合は、1人につき 全部支給 11,350 円 一部支給 11,340 円～5,680 円	1級 「身体障害者手帳」おおむね1・2級程度 「愛の手帳」おおむね1・2度程度 →児童1人につき 58,450 円 2級 「身体障害者手帳」おおむね3級程度 「愛の手帳」おおむね3度程度 →児童1人につき 38,930 円 ※障害の状況により該当しないことがあります。
④ 受給者数	2,457 人 (令和8年3月31日現在)	501 人 (令和8年3月31日現在)
⑤ 沿 革	昭和36年11月 児童扶養手当法制定(昭和37年1月1日施行) 平成6年10月 大田区児童扶養手当等就学援助事業要綱制定 (平成6年5月から単年度適用) (就学者のみの対象で、18歳に達した最初の3月31日まで支給) 平成7年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (対象が18歳に達する日以降の最初の3月31日までになった) 平成14年8月 地方分権により東京都から事務が移管される。 児童扶養手当法一部改正施行 (一部支給月額が定額から所得額に応じて支給) (養育費を所得として算入) 平成20年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (受給から5年等を経過した場合には、就労している、または就 労困難な事情がある者を除き、手当額は半額) 平成22年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (父子家庭も対象となる) 平成26年12月 児童扶養手当法一部改正施行 (公的年金等との併給が可能の場合あり) 平成28年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (児童2人目以降の手当加算額の増加) 令和6年11月 児童扶養手当法一部改正施行 (所得限度額の引上げ、第3子以降加算額の引上げ)	昭和39年7月 重度精神薄弱児扶養手当法制定 昭和41年7月 特別児童扶養手当法に改称 昭和49年9月 特別児童扶養手当等の支給に関する 法律に改称(昭和49年9月1日施行) ※本事業は、区で申請を受け付け、東京都が審査・ 認定しています。

児童扶養手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数	支給対象児童	延支給件数及び支給額						延支給金額計
			全 部 支 給		一 部 支 給		加 算		
	(人)	(人)	(件)	(円)	(件)	(円)	第2子(円)	第3子以降(円)	(円)
令和4	2,804	3,983	18,618	801,217,970	16,711	445,830,040	109,273,200	17,283,970	1,373,605,180
令和5	2,663	3,783	17,341	763,682,120	14,739	406,299,690	105,744,590	17,397,860	1,323,851,400
令和6	2,590	3,651	16,660	755,876,500	13,994	397,952,150	103,278,650	20,524,170	1,313,950,280
令和7	2,457	3,479	16,894	786,808,690	13,000	416,069,710	103,694,860	26,563,570	1,333,136,830

※令和7年度は速報値です。

4 物価高騰対策

(1) 物価高対応子育て応援手当

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給しました。

ア 支給対象者

(ア) 令和7年9月分の児童手当受給者

(イ) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者等

イ 支給金額

児童1人につき 20,000 円

ウ 支給実績

59,185 世帯 1,842,820,000 円 (令和8年3月31日現在)

※令和8年度も支給事務は継続しています。(最終支払日：7月27日予定)

(2) ひとり親家庭臨時給付金

物価高騰等による生活必需品の価格上昇や、光熱費等の支出増加に直面している児童扶養手当受給世帯に対し、臨時的な給付金を支給しました。

ア 支給対象世帯

令和7年11月分の児童扶養手当の受給を認定された世帯

イ 支給金額

児童1人につき 12,000 円

ウ 支給実績

2,466 世帯 42,612,000 円

第5 医療費助成

1 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成制度

次代を担う児童の健全な育成及び保健の向上と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当年齢までの児童の保険診療となる医療費の自己負担額と入院時の食事療養費標準負担額を助成しています。

(1) 概要

対象者	区内に住民登録をしている対象児童を養育する保護者
対象児童	次のいずれかに該当する児童で、区内に住民登録をしており、健康保険に加入している者 1 乳幼児医療費助成事業・・・㊟医療証を交付 未就学児（0歳～就学前までの乳幼児、満6歳に達した日以後最初の3月31日まで） 2 義務教育就学児医療費助成事業・・・㊠医療証を交付 小学校1年生～中学校3年生（満15歳に達した日以後最初の3月31日まで） 3 高校生等医療費助成事業・・・㊡医療証を交付 高校1年生～高校3年生相当年齢（満18歳に達した日以後最初の3月31日まで）
所得制限	なし
助成内容	保険診療適用となる医療費の自己負担額 [通院・入院]と 入院時の食事療養費標準負担額 次のいずれかに該当する場合は相談が必要 1 児童が児童福祉施設（通所施設及び母子生活支援施設等を除く）に入所している場合 2 保護者が生活保護を受けている場合
助成方法	1 現物給付 区が発行する㊟、㊠、㊡医療証を医療機関等の窓口に表示することにより、自己負担額を払わない方法 2 現金給付 ㊟、㊠、㊡医療証が使用できなかった場合などに、後日、領収書等必要書類を申請することにより、助成金を口座振込で受け取る方法
根拠法令	大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例
沿革 (区制度)	平成 4年 10月1日 ㊟：乳幼児医療費助成制度発足 対象：年齢2歳未満、所得制限あり 平成 6年 1月1日 ㊟の対象年齢を3歳未満に引き上げ、所得制限撤廃 平成 8年 1月1日 ㊟の対象年齢を3歳未満から就学前までに引き上げ 平成17年 4月1日 ㊠：義務教育就学児医療費助成制度発足 対象年齢小学1年から小学3年までの児童は通院・入院 小学4年から中学3年までの児童は入院のみ現金給付で助成。 平成18年 4月1日 ㊠の現物給付開始 平成19年 4月1日 ㊠の通院費助成を中学3年までに引き上げ 令和5年 4月1日 ㊡：高校生等医療費助成制度発足 対象：高校1年生～高校3年生相当年齢 所得制限なし

(2) 事業実績

各年度3月31日現在

年度	㊟受給者数 (人)	㊟医療費助成額 (円)	㊠受給者数 (人)	㊠医療費助成額 (円)	㊡受給者数 (人)	㊡医療費助成額 (円)
令和4	34,378	1,322,263,740	46,559	1,611,502,375		
令和5	32,912	1,451,486,732	46,496	1,956,036,357	14,902	417,975,126
令和6	31,855	1,299,993,827	46,533	2,005,672,489	15,310	577,441,120
令和7	30,415	1,213,412,473	46,198	1,967,918,281	15,567	621,269,346

※ 令和7年度は速報値です。

2 ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。

(1) 対象者

区内に住所があり、健康保険に加入している次の方

ア ひとり親家庭の父または母

イ ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童（18 歳に達した日の属する年度の末日までの児童、および 20 歳未満で重度の障害のある児童）

ウ ア及びイに準ずる方

ただし、次の場合は対象となりません。

(ア) 申請者および同一世帯にある扶養義務者の所得が限度額以上の場合

(イ) 児童が児童（社会）福祉施設に措置入所している場合

(ウ) 生活保護を受けている場合

(エ) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている者

(2) 根拠法令

「大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」

(3) 受給世帯数及び医療費助成額

各年度 3 月 31 日現在

年 度	受給世帯（受給者数）	医療費助成額
令和 4	2,656 世帯（6,491 人）	141,484,323 円
令和 5	2,302 世帯（5,580 人）	125,558,677 円
令和 6	2,242 世帯（5,418 人）	118,290,263 円
令和 7	2,127 世帯（5,159 人）	119,090,649 円

※令和 7 年度は速報値です。

(4) 沿革

平成 2 年 4 月 ひとり親家庭医療費助成制度発足

平成 13 年 1 月 老人保健法に準じた医療費の一部負担導入

平成 15 年 1 月 父または母が受け取った養育費を所得として算入

平成 16 年 1 月 児童自身が受け取った養育費を所得として算入



Ⅲ 子ども家庭支援センター所管事業



第 1 子ども家庭支援センター（キッズな）

大田区子ども家庭支援センターは、こどもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、こども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行い、こどもの健全育成を図ることを目的としています。

子ども家庭支援センターに設置の「キッズな」の由来は、「こども」を意味する「キッズ」と「絆（きずな）」を掛け合わせたものです。平成 19 年 8 月に区民公募で寄せられた 176 点の候補の中から、「子ども家庭支援センターが家庭や地域の絆、心の架け橋となるような施設でありますように」という思いを込めて選定されました。

各種事業の実施を通して、こどもとその家庭への必要な支援に取り組みました。

1 子どもと家庭に関する総合相談（地域子育て支援拠点事業）

こどもとその家庭に関するあらゆる相談に応じています。離乳食のことやミルクの飲ませ方などの育児全般、学校、友達関係、生活習慣などについて子ども家庭相談員が相談をお受けします。

問題解決のために、相談内容に応じた適切なサービスを、児童相談所・福祉・保健・教育などの関係機関と連携しながら提供します。こどもからの相談も受け付けています。（来所または電話、匿名も可）

◎相談受付時間

大 森

月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時

土曜日 午前 9 時 30 分～午後 6 時

洗足池・蒲田・六郷

月曜日～土曜日 午前 10 時～午後 6 時

◎対象 区内在住の 0 歳から 18 歳未満のこども及びその保護者

相談件数（都福祉行政報告例 351 表より）

（件）

種別 年度	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	合計
	被虐	その他						
令和 4	1,064	596	13	9	13	407	1,478	3,580
令和 5	1,163	587	3	7	11	285	1,646	3,702
令和 6	1,034	592	10	5	6	233	1,725	3,605
令和 7	1,029	1,438	44	17	28	391	213	3,160

※令和 6 年度以降の件数にはこども家庭センターの相談件数を含みます。

内訳は 74 ページを参照ください。

2 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）

大田区にお住まいの0歳から3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしなが、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。親子での交流や情報交換もできます。子育てひろばの職員は、ひろばを利用する保護者の育児不安や孤立感に寄り添いながら、虐待に向かうことがないように子育ての相談、情報提供、助言、援助を行っています。

◎開設時間 大森・洗足池・蒲田 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

六郷 月曜日～土曜日 午前10時～午後5時

◎対象 区内在住の0歳から3歳（4歳誕生日前日）までのこどもとその保護者

◎日曜開館（令和8年度試行実施）六郷 午前10時～午後4時（第1・3日曜日）（祝日除く）

※大森は令和8年10月開始予定。蒲田は令和8年11月開始予定。

利用者数および相談件数

年 度		令和4	令和5	令和6	令和7
利用者数（人）	こども	20,542	27,975	30,186	29,410
	大人	20,075	28,251	29,605	29,324
	合計	40,617	56,226	59,791	58,734
相談件数（件）	件数	8,875	9,458	9,556	8,108

※相談内容：健康、家庭・生活環境、発育発達、養育不安、基本的生活習慣、教育・しつけ、各種 問い合わせ等

開催事業実績

No.	事業名	対象	開催回数
1	キッズな初めての子育て教室	ベビーマッサージ：7か月までのこどもと父母 親子ふれあい遊び：8か月から1歳6か月までのこどもと父母 事故予防講習：1歳6か月までのこどもと父母	対面 16回
2	キッズな初めての子育てオンライン交流会（委託）	ベビーマッサージ、家族同士の交流：1歳未満のこどもと父母	オンライン 5回
3	育児相談（保健師相談・歯科衛生士相談・栄養士相談）	0歳から3歳（4歳誕生日前日）までのこどもとその保護者	28回
4	手洗い講習会		4回
5	卒乳講習		8回
6	親子遊び		15回
7	ベビーマッサージ	おおむね7か月くらいまでのこどもとその保護者	4回
8	パパの子育て応援講座	0歳から3歳（4歳誕生日前日）までのこどもと父	4回

3 ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の手伝いをしてほしい方（利用会員）と育児の手伝いをしたい方（提供会員）を結ぶ会員制の育児支援ネットワークです。（有料）

ファミリー・サポート事務局が、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動をバックアップし、双方の要望を調整します。

入会にあたり、利用会員は区ホームページから利用登録説明の動画を視聴し、提供会員は養成講座を受講のうえ、会員登録をする必要があります。

◎対象 4か月からおおむね12歳までのこども（保護者が区内在住か在勤）

◎活動内容 ・保育園の送迎及び預かり ・学校の放課後、学童保育終了後の預かり
・買い物、通院などの外出時の預かり

※預かりは提供会員宅での預かりになります。

◎援助活動依頼の電話受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時

◎利用料金 月曜～金曜の午前9時～午後5時 1時間 800円

上記以外の時間及び土・日・祝日・年末年始 1時間 900円

※こどもを2人以上預ける場合は、2人目から半額になります。

会員登録状況

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
利用会員数(人)	2,614	2,388	2,194	1,942
提供会員数(人)	563	570	580	554
両方会員数(人)	39	33	33	35
計(人)	3,216	2,991	2,807	2,531
援助活動件数(件)	9,094	10,044	9,078	9,548

（注）両方会員とは提供会員と利用会員の両方に登録がある会員です。

提供会員養成講座実績

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
開催回数(回)	4	4	4	4
修了者数(人)	67	61	72	52

4 一時預かり事業・定期利用保育事業（保育所等における一時預かり事業）

キッズな大森内の「キッズなルーム大森」、キッズな六郷内の「キッズなルーム六郷」、社会福祉センターを活用した「保育室サン御園」の3か所で、保護者の用事やリフレッシュなど理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業、及び就労などの理由で1日あたり4時間以上かつ複数月保育が必要な方に定期利用保育事業を実施しています。（有料）

※定期利用保育事業は、令和8年3月31日付で終了しました。

◎対象 一時預かり 区内在住の5か月から就学前の乳幼児

定期利用保育 区内在住の2歳

◎実施場所 子ども家庭支援センター大森 一時保育室「キッズなルーム大森」

子ども家庭支援センター六郷 一時保育室「キッズなルーム六郷」

社会福祉センター1階 保育室サン御園

◎利用料金 一時預かり 1時間 500円

定期利用保育 1か月 35,000円

一時預かり事業利用実績

(人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
キッズなルーム大森	3,340	3,391	3,430	3,577
キッズなルーム六郷	1,865	2,244	2,380	2,643
保育室サン御園	3,558	3,577	3,762	3,397
合計	8,763	9,212	9,572	9,617

定期利用保育利用実績

(人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
キッズなルーム大森	728	1,017	1,056	251
キッズなルーム六郷	445	336	263	0
保育室サン御園	869	1,018	661	646
合計	2,042	2,371	1,980	897

5 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業（子育て短期支援事業）

保護者の傷病、育児不安、出産、看護、介護、冠婚葬祭、出張等の理由で、児童の養育が一時的に困難を生じた場合に、児童福祉施設において一時的に、養育を行っています。（有料）

（１）ショートステイ

保護者が疾病、育児不安等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設に一時的に宿泊しながら、養育・保護することにより、これらの児童と家庭の福祉の向上を図ります。

（２）トワイライトステイ

保護者の帰宅が仕事等の事由によって夜間にわたるため、育児に困難を生じている場合に、その児童を施設に通所させ、夕食の提供、児童の養育・指導を行うことにより、当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

（３）休日デイサービス

保護者が仕事等の事由により日曜・祝日に児童の養育に困難を生じた場合、児童の養育を行うことにより当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

◎対象 2歳から15歳（中学生）まで

◎実施場所 区立ひまわり苑・区立コスモス苑

◎利用時間及び利用料

ショートステイ 24時間（入退所時間は午前8時から午後8時の間） 1泊2日 6,800円

トワイライトステイ 午後5時～午後10時 1日 1,400円

休日デイサービス 午前8時～午後5時 1日 2,000円

※生活保護・住民税非課税世帯には減免制度があります。

◎利用要件 保護者の傷病、育児不安、出産、看護、出張、冠婚葬祭等の公的行事への参加、求職活動、災害等

利用実績

（人）

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
ショートステイ	691	920	858	923
トワイライトステイ	1,289	1,256	1,112	1,236
送迎サービス	1,456	1,471	1,186	1,197
休日デイサービス	479	451	377	457

6 母子一体型ショートケア事業（子育て短期支援事業）

見守りが必要な妊婦や母子等に対し、母子ともに滞在するショートステイを通じて、個別に必要な親子支援を実施しています（令和5年5月より）。

◎対象 妊娠32週以降の妊産婦及び就学前までの乳幼児と母

◎受入施設 区立ひまわり苑・区立コスモス苑

◎支援内容 母に対する心理的支援

母に対する育児指導及び家事指導

児童に対する保育及び心理的支援

親子関係の見守り

その他必要な支援

利用実績

年 度	令和5		令和6		令和7	
実 績	利用件数 (件)	利用日数 (日)	利用件数 (件)	利用日数 (日)	利用件数 (件)	利用日数 (日)
区立ひまわり苑	1	18	0	0	3	91
区立コスモス苑	2	143	2	80	3	137

7 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

養育が適切に行われ児童虐待を未然に防止することを目的として、保健師が乳児の家庭を訪問する「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、支援を要する出生から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭に訪問支援を行います。

研修を受けた民生委員等の地域の支援員が沐浴や授乳の補助、通院・健診・赤ちゃんのためのお出かけ同行や簡易な育児相談を行います。

◎対象 0歳から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭

◎利用料 無料

利用実績

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
利用者数（人）	79	70	73	59
延べ回数（回）	106	88	100	123
延べ利用時間（時間）	215	174	235	206

8 子育て応援コーナー等（地域子育てネットワーク活動）

子ども家庭支援センターでは地域のボランティアなどと連携を図り、地域の子育てネットワークづくりを進めていくことや子育てに関する情報を提供し、保護者の育児不安や悩みなどを解消することを目的に「子育て応援コーナー運営委員会」を設置し、共に支えあう地域をつくるために講習会や交流会等を実施しています。

（１）親子で遊ぼう

◎対象 おおむね１歳から３歳未満のこどもと保護者

実 績

開催日	会 場	参加者数
4月15日（火）	六郷地域力推進センター 多目的室	44 人
5月20日（火）	池上文化センター 体育室	25 人
6月19日（木）	田園調布せせらぎ館 多目的室 A・B	33 人
7月18日（金）	羽田文化センター 体育室	36 人
10月22日（水）	カムカム新蒲田 多目的室（大）	25 人
11月28日（金）	萩中集会所 体育室	33 人
12月19日（金）	スマイル大森 多目的室（大）	36 人
1月16日（金）	大田文化の森 多目的室	25 人
2月27日（金）	大森スポーツセンター 健康体育室 B/C	33 人
3月17日（火）	区民プラザ 体育室	36 人

（２）子育て講座

内容等及び実績

No.	テーマ	開催日、会場	対 象	参加者数
1	富田先生の子育て講座 子どもとの上手な向き合い方 ～子育てが楽しくなるために～	5月28日（水） 入新井集会所	1歳～小3のこどもの保護者及び子育て支援者	22 人
2	柴田愛子先生の子育て講演会 「悩み多きパパ・ママ、子育て支援施設で働く支援者の心が軽くなる子育てアドバイス」	10月7日（火） 田園調布せせらぎ館 多目的室 A・B	1歳～小3のこどもの保護者及び子育て支援者	21 人
3	柴田愛子先生の子育て講演会 「うちの子 これで大丈夫？」	2月19日（木） アプリコ 小ホール	1歳～小3のこどもの保護者及び子育て支援者	30 人

(3) 地域交流事業

◎ボランティア会議開催 年2回(10月・3月)

(4) 広報誌「キッズな」発行

◎発行日及び号数 5月15日75号発行・9月30日76号発行・1月30日77号発行

◎発行部数 各号2,500部発行

(5) 子育てサロン「キッズな」

◎対象 乳幼児と保護者

◎会場 キッズな大森「子育て応援コーナー」

内容等及び実績

No.	内容	開催日	実績
1	サロン(読み聞かせ・手遊び紙芝居)	第1木曜日 (午後2時～午後3時)	89組 188人
2	お茶会	第2、4金曜日 (午前10時30分～午前11時30分)	171組 397人
3	手作り会	第1月曜日 (午前10時30分～午前11時30分)	23組 45人
4	ベビーカーメンテナンス	第3木曜日 (午後2時～午後3時)	123組 233人

9 児童虐待対策(虐待相談)

子ども家庭支援センターは、児童虐待の第一義的通告先です。通告の内容によって、情報収集を行い、緊急度や困難度を判断します。虐待通告があった場合、48時間以内にこどもの現認を行い、安全確保に努めます。調査の結果、専門性の高い案件については児童相談所の支援を要請しますが、その他の案件については、関係機関と連携しながら、支援を行っていきます。対象は、区内在住の0歳から18歳未満の子ども及びその保護者です。

また、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦について、令和4年度から母子保健部門と支援プラン会議を開催し、特定妊婦として受理し支援を行ってきました。令和6年10月からは、こども家庭センターでも特定妊婦を支援しています。

虐待相談への対応件数（都福祉行政報告例 353 表より）

（件）

年 度		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
虐待件数		1, 064	1, 163	1, 034	1, 029
虐待種別	身体的虐待	200	235	198	202
	性的虐待	10	8	4	6
	心理的虐待	601	637	600	581
	ネグレクト	253	283	232	240
特定妊婦		67	79	46	45

10 虐待防止支援訪問実績

福祉・保健・学校等の関係機関と連携しながら、親の養育態度が不適切などの生活環境に問題がある家庭や極度の養育不安などの精神・心理的問題を抱えている家庭及び乳幼児健診未受診など、こどもの健全な成長が懸念される家庭に対して児童虐待の予防的支援を行います。

訪問実績（都福祉行政報告例 354 表より）

（件）

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
訪問件数	2, 517	2, 582	2, 401	2, 252

11 養育支援訪問事業等（養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業）

地域健康課の保健師と連携し、特に保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅等において、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行い、児童虐待を未然に防止します（出産前で特に支援が必要と認められる妊婦を含む）。

訪問実績

（世帯）

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
訪問世帯数	27	37	45	36

12 児童虐待防止ネットワーク

平成 16 年度から大田区要保護児童対策地域協議会の事務局を担い、児童虐待防止ネットワークの中核としての役割を果たしています。他機関と連携しながら虐待防止支援訪問を行うとともに、児童相談所と連携しながら見守りサポートを行い、虐待情報を管理し、要保護家庭等を支援しています。また、平成 30 年度から地域の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集し、早期に必要な支援につなげる取組等を行っています。

大田区要保護児童対策地域協議会 開催実績

(回)

年 度		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
代表者会議		2	2	2	2
実務者会議	地域別会議	4	4	4	4
	分野別会議	4	4	4	4
	CFS (※) 会議	12	12	12	12

※チャイルド・ファミリー・サポート（こども・家庭・支援）の略

個別ケース検討会議開催実績

(世帯)

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
事業実績	201	207	203	257

巡回支援事業

関係機関	令和 4		令和 5		令和 6		令和 7	
	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)
認可保育園	59	11	34	9	63	5	95	30
幼稚園	22	9	8	0	16	1	20	3
公立小学校	47	14	35	4	39	6	1	1
公立中学校	19	1	19	3	17	5	3	2
その他	9	0	6	2	7	1	2	1
合計	156	35	102	18	142	18	121	37

13 児童虐待防止に関する啓発事業

児童虐待防止の取組みを推進するため、研修や啓発活動に取り組んでいます。

(1) 関係機関向け研修の実施

「傾聴」をテーマとして、関係機関向けに研修を実施しました。

◎テーマ 傾聴から築く関係性 ～「通じ合えた！」と思える瞬間のために～

◎講師 高崎健康福祉大学教授 野田 敦史 氏

◎日程 令和 7 年 11 月 12 日

(2) 巡回支援事業による啓発

区立拠点園や私立保育所、要保護児童が在籍しない小・中学校を訪問し、児童虐待防止の取組み等を説明しています。

(3) 児童虐待防止推進月間に向けた啓発

11月の児童虐待防止推進月間に向けて、区報への啓発記事掲載、区施設での懸垂幕・横断幕・ポスターの掲出及びチラシの配布を行っています。

(4) 子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーへの協力

東京都や児童相談所、民間企業が連携し実施している子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーに協力し、リレー当日は、リレー中継点である大森スポーツセンターにおいて、児童虐待防止の啓発を行っています。

14 ファミリー・アテンダント事業

子育て世帯の日常的な不安や悩みに寄り添い、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化していくことを目的として、定期的に対象世帯を訪問する見守り訪問及び保護者と一緒に家事・育児に取り組む伴走支援を実施します。

対象者：生後6か月から生後12か月の乳幼児（第一子）を育てる世帯

※令和6年3月の施行実施は、令和6年3月に1歳を迎える第一子の中から無作為に抽出した100名を対象に見守り訪問のみ実施。

(1) 見守り訪問

令和6年3月の試行実施を経て、令和6年7月から本格実施。対象家庭を毎月訪問し、子育ての様子を伺い、地域の子育て情報の提供を行います。訪問終了後は、訪問ごとにおむつ等の育児支援品と交換できる育児チケットを配付します。

訪問実績

(回)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71
令和6	-	-	-	657	793	807	843	867	884	902	915	948
令和7	980	1,005	1,054	1,065	1,038	1,048	1,108	1,110	1,080	1,061	1,086	1,138

年度訪問実績

(回)

年度	訪問件数
令和5	71
令和6	7,616
令和7	12,773

(2) 伴走支援

家庭訪問型アウトリーチ事業の1つであるホームスタートのスキームを活用し、利用を希望する世帯に対し、傾聴と協働による伴走支援を提供します。訪問は、週1回2時間程度を目安に4回行います。併せて、訪問を行うビジターの養成講座を開催し、支援に携わる地域ボランティアの育成を図りました。

訪問実績

年 度	支援世帯数	延べ訪問回数
令和6	31 世帯	84 回
令和7	108 世帯	612 回

※令和7年度から集計方法を変更。

(訪問回数はビジターだけでなく、利用者とビジターを繋ぐオーガナイザーも含む)

ビジター養成講座（地域ボランティアの育成）

年 度	実施期間	修了者
令和6	令和6年8月29日～令和6年10月17日 ※毎週木曜日	23 名
令和7	①令和7年5月13日～令和7年6月17日 ※毎週火曜日	11 名
	②令和7年10月24日～令和7年11月28日 ※毎週金曜日	8 名

15 こども・若者相談及び居場所事業

子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有するこども・若者及びその家族を対象とし、属性を問わない総合的な相談窓口を設置し適切な支援につなげるとともに、こども・若者を対象とした居場所を整備の上、様々な活動への参加の機会を提供します。

気軽に立ち寄り過ごせる居場所での交流や活動への参加を促進することで、自己肯定感の醸成や就学支援、就労支援を含む自立への支援を図ります。総合相談窓口においては、電話や窓口での相談に加えICTを活用した相談システムを導入し、多様な手段で相談ができる体制を整え、関係機関等との連携に基づき適切な支援につなげます。

(1) こども・若者を対象とした総合相談

社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者の相談を、属性問わず包括的に受け止め、適切な支援につなげると共に、状況に応じて関係機関等と連携し社会的自立に向けた継続的支援を行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、令和4年10月31日に大田区若者サポートセンター「フラットおおた」を開設しました。

延べ相談件数

年度	相談件数
令和 4	646 件
令和 5	2, 259 件
令和 6	2, 560 件
令和 7	2, 651 件

(2) こども・若者を対象とした居場所の整備及び自立に向けた支援

大田区若者サポートセンター「フラットおおた」にこども・若者が安心して過ごせる居場所を整備しました。居場所を拠点に各種活動や交流の機会を提供すると共に、状況に応じた多世代交流・社会参加の促進を通じ、自己肯定感の醸成を図り、就学・就労支援を含む自立に向けた支援を行います。

延べ居場所利用者数

年度	利用者数
令和 4	768 人
令和 5	4, 645 人
令和 6	5, 504 人
令和 7	5, 410 人

(3) こども・若者育成支援ネットワーク体制の整備

様々な困難を有するこども・若者及びその家族を対象とし、相談窓口等において把握した複合的な課題について支援関係機関が連携し課題を共有、協議の上、横断的な支援を推進するため大田区子ども・若者支援地域協議会を運営します。



IV 子ども家庭総合支援センター開設準備室所管事業



第1 大田区こども未来総合センターの開設準備

大田区（以下「区」という。）は、「一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、おおたの子どもを守ります」を目指す姿とし、こども・子育て相談支援体制のさらなる拡充に向け、子ども家庭支援センターの機能に加え、東京都（以下「都」という。）の児童相談所の機能を一体配置し、都区連携による新たな相談支援を実現する「大田区こども未来総合センター（以下「センター」という。）」の整備を進めています。

1 都の児童相談所と、区の子ども家庭支援センターを同一建物内に整備

区は、平成30年3月策定の「大田区児童相談所 基本構想・基本計画」に基づき、区立児童相談所・子ども家庭支援センターの機能を備えたセンターの整備を検討してまいりました。その中で、こども達の安全・安心の確保を最優先に、虐待の未然防止から専門的支援を切れ目なく実施し、地域に根差したこどもと家庭の総合的な支援を実現するためには、都の児童相談所運営に関する経験と、区の子育て支援の強みを融合することが最適な方策になると考えました。そこで、令和6年6月に都と区でセンター開設に向けた確認書を取り交わしました。令和8年4月には、都区連携による新たな児童相談支援に関する仕組みと支援基盤を構築し、虐待の発生防止から専門的支援までを切れ目なく実施することなどを目的とする基本協定を締結しました。都の児童相談所機能と区の子ども家庭支援センター機能を整備し、地域の支援をより充実させるため、一体的な運用体制を構築すべく、都と協議を進めております。

2 都との協議の方向性

センターの令和8年8月1日の開設に向け、都と区は以下の方向性で認識を共有し、引き続き協議を進めています。

- (1) 児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能とが一体的な運用体制を構築し、地域の支援をより充実させる。
- (2) 地域の支援の一層の充実に向けて、区は虐待防止等の予防的取り組みの強化をさらに促進する。都においては区と連携した児童相談支援の充実に取り組んでいく。



建物正面入口



1階エントランス イメージ図

第2 母子（女性）への支援

1 母子生活支援施設

児童福祉法第7条第1項に基づく母子のための児童福祉施設で、母子が健康で安全・安心な生活ができるよう援助・助言し、自立を支援します。

区は区立2施設を設置しています。

（1）施設の状況

令和8年4月1日現在

	区立施設 1	区立施設 2
設置	大田区	大田区
運営（指定管理）	社会福祉法人大洋社	社会福祉法人大洋社
開設年月日	平成6年1月15日	平成10年2月1日
認可定員（世帯）	20世帯	20世帯
職員配置数	18	18

（2）利用者の状況

令和8年4月1日現在

	区立施設 1	区立施設 2	合 計
世帯数	9（9）	10（9）	19（18）
利用者数	23（20）	29（22）	52（42）

※（ ）内は令和7年4月1日現在

2 母子（女性）緊急一時保護事業

（1）概 要

緊急に保護を必要とする母子又は女性を一時的に施設へ入所させて、生活の目途が得られるよう必要な相談・援助を行います。

ア 対 象 区内在住で緊急の保護を必要とする母子又は女性

イ 施 設 区立2施設の2室（6畳・台所・風呂付）

ウ 入所期間 原則として2週間

エ 費 用 （ア） 施設使用料… 無料

（イ） 生活費等… 食費自己負担

オ 入所相談 各地区生活福祉課

（2）利用状況

年度	母子世帯利用件数			単身女性 利用件数	滞 在 延べ日数
	世帯数	うち、大人	うち、こども		
令和4	13	13	21	17	633
令和5	2	2	2	22	242
令和6	5	5	10	22	286
令和7	11	11	17	31	494



V こども家庭センター所管事業

第 1 こども家庭センター（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）

令和 4 年 6 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、区市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

大田区では、令和 6 年 10 月にこの機能を有する「こども家庭センター」を各地域庁舎に設置し、区民の身近な場所で妊娠・出産・子育て期を切れ目なくサポートするための相談支援や情報提供を行うことで「虐待の発生予防」等に取り組んでいます。加えて地域福祉や生活福祉の各部門とも相互に連携を深め、包括的な支援が実施しやすい体制を整えています。

こうした取組を通じて、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない相談支援等を展開し、より一層、地域でこどもたちが健やかに成長する、安心して子育てができるまちづくりに取り組んでいます。

1 こどもと家庭に関する相談

妊産婦及びこどもとその家族に関するさまざまな相談（電話・来所）に応じます。「妊娠中の体調や、産後の準備が心配」、「出産・育児等について悩んでいる」などの相談について、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員がお受けします。また、子育てに関する支援やサービスの情報を案内します。

◎相談受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

◎対象 区内在住の妊産婦及びこどもとその家族

相談件数（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）※都福祉行政報告例 351 表より

（件）

年度	センター	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	合計
		被虐待	その他						
令和 6	大森		44	1	0	0	8	34	87
	調布		28	0	0	0	4	49	81
	蒲田		17	0	0	0	0	65	82
	糀谷・羽田		14	0	0	0	0	50	64
	合計		103	1	0	0	12	198	314
令和 7	大森		205	3	0	1	44	17	270
	調布		138	18	2	0	7	17	182
	蒲田		237	2	0	0	12	7	258
	糀谷・羽田		118	6	3	1	14	21	163
	合計		698	29	5	2	77	62	873

※令和 6 年度は令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月までの件数

※子ども家庭支援センターの相談件数は 59 ページを参照ください。

2 こども家庭センター体制強化事業

さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に、児童福祉と母子保健が一体となって妊娠期からの切れ目ない包括的な相談支援を行います。

妊娠期から継続してアウトリーチ支援を行い、複数回のアプローチで信頼関係を構築し、ニーズに沿って当事者視点に立った支援を実施します。

◎対象（次のいずれかに該当する者）

- ・ 25 歳以下初産の妊婦
- ・ 頼れる人が 1 名以下の妊婦
- ・ 大田区が必要と認めた妊婦

支援対象件数（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）（件）

年度	センター	特定妊婦 (リスク特A)	リスク A～D	合計
令和 6	大森	56	243	299
	調布	36	215	251
	蒲田	38	268	306
	糀谷・羽田	27	207	234
	合計	157	933	1,090
令和 7	大森	59	199	258
	調布	44	146	190
	蒲田	63	205	268
	糀谷・羽田	29	106	135
	合計	195	656	851

※妊婦面接時にリスクアセスメントの判定に基づき、リスクを特A～Dに振分け。

3 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等に関する情報の収集・提供、利用に当たっての助言・支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行っています。

相談件数（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）

（件）

年度	センター	サービス案内	育児相談	発達相談	転入面接	その他	合計
令和 6	大森	30	15	3	66	17	131
	調布	61	50	1	65	30	207
	蒲田	25	12	2	69	10	118
	糀谷・羽田	23	6	4	23	18	74
	合計	139	83	10	223	75	530
令和 7	大森	124	43	5	235	22	429
	調布	229	61	6	223	21	540
	蒲田	217	46	14	173	39	489
	糀谷・羽田	171	56	12	70	49	358
	合計	741	206	37	701	131	1,816

※令和 6 年度は令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月までの件数。



Ⅵ 保育サービス課所管事業



第 1 相談事業

1 子育て相談

(1) 育児応援事業（育児応援券の配布）

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。

- ◎対 象 妊娠期 妊婦・当該胎児の保護者 1 名まで
 育児期 出生から満 3 歳になった後の最初の 2 月末日までの児童・保護者 2 名まで
- ◎利用時期 妊娠期 育児応援券取得から出産まで
 育児期 出生から満 3 歳になった後の最初の 2 月末日まで
- ◎実 施 日 5 月から翌年の 2 月まで 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
- ◎実施場所 区立保育園全園および私立保育園（10 園）
- ◎利用時間 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分のうち希望する時間
- ◎利用定員 1 日あたり 1～2 組
- ◎利用方法 希望する保育園に、事前申込み
- ◎実施内容 妊娠期の過ごし方に関する相談、乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる
 相談、保育の観察・参加、試食の提供（離乳食対応は 0 歳児園のみ）

利用実績

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
件 数	245	433	408	405

(2) 子育てひろば事業

ア 区立保育園内子育てひろば

区立保育園内に設けられた子育てひろばで、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行うほか、保育園にある特性を生かして保育園入所のための相談支援等を行います。

- ◎実施場所 子育てひろば羽田（羽田保育園内）、子育てひろば新蒲田（新蒲田保育園内）
- ◎利用者 登録制（0歳から3歳までのこどもとその保護者）
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前10時から午後4時まで
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談及び保育所の入園相談

利用実績

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	3,770 組	4,084 組	4,481 組	3,798 組
こども数	4,070 人	4,162 人	4,697 人	3,913 人
保護者数	3,947 人	4,147 人	4,659 人	3,944 人

イ 民間保育所内子育てひろば

民間保育所内に設けられた子育てひろばで、区立保育園と同様に、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行います。

- ◎実施場所 子育てひろばにこにこ（簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園内）
子育てひろば仲六郷（簡野学園ふぞく仲六郷保育園内）
このえ鵜の木保育園子育てひろば
- ◎利用者 0歳から3歳までのこどもとその保護者（このえ鵜の木保育園は0歳から5歳まで）
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前10時から午後4時まで（このえ鵜の木保育園は午前9時から午後2時まで）
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談

利用実績

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
件 数	3,196 組	3,181 組	3,157 組	3,994 組
こども数	3,368 人	3,387 人	3,385 人	4,223 人
保護者数	3,253 人	3,297 人	3,233 人	4,081 人

2 保育サービスアドバイザー

保育を希望する保護者や在宅で育児をする保護者、出産予定の方等からの相談に応じ、ご家庭の事情等に合った保育施設や子育て支援サービスについて情報提供を行います。また区立保育園で実施している「育児応援事業」「園庭開放」「子育て相談」等の子育て支援に関する情報提供や育児相談も行っています。保育アドバイザーは、区立保育園勤務経験のある保育士です。

年間相談件数 (件)

相談受付場所	令和4	令和5	令和6	令和7
本庁窓口	1,619	1,873	2,236	2,407
電 話	2,793	2,481	2,526	2,395
合 計	4,417	4,354	4,762	4,802

相談内容（複数該当有） (件)

相談内容	令和4	令和5	令和6	令和7
認可保育園の事務手続き	1,419	1,898	2,681	2,898
認可保育園について	2,739	2,612	3,044	3,729
認可外保育園について	1,153	1,071	1,252	1,533
一時預かり	239	168	197	195
子育て情報	35	79	232	311
幼稚園について	81	90	113	105
育児相談	116	35	39	27
その他 (緊急一時保育・ 在園児からの相談等)	2,383	1,578	1,761	1,063
合 計	8,165	7,531	9,319	9,861

オンライン相談の実績 (件)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
相談件数	407	432	385	404

第2 保育施設

大田区における各種保育サービス

【大田区の保育制度一覧】

	認可保育所（192 園）		小規模 保育施設 （25 施設）	事業所内 保育施設 （3 施設）	東京都認証 保育所 （34 施設）	家庭福祉員 （保育ママ） （16 人）	定期 利用保育室 （2 施設）
	区立保育園 （37 園）	私立保育園 （155 園）					
概要	児童福祉法第 35 条第 3 項に基づき区市町村が設置を届け出または同条第 4 項に基づき民間事業者等が知事の認可を受け設置した児童福祉施設。		大田区で定める設備や職員配置等についての基準を満たし、区が認可した保育施設。		東京都が定める設備や職員配置等についての基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。	大田区が児童の保育に熱意と経験を持つ者を家庭福祉員として認定し、家庭福祉員の自宅又はグループ保育室で保育する制度。	保護者の就労形態等に応じて、保育時間を柔軟に設定できる保育施設。
対象児童年齢	生後 57 日～小学校就学前まで。 ＊各保育園により異なる。	生後 43 日～小学校就学前まで。 ＊各保育園により異なる。	1 ～ 2 歳	0 ～ 2 歳 ＊各保育所により異なる。	0 歳児～小学校就学前まで。 ＊各保育所により異なる。	生後 43 日～2 歳 ＊委託開始時：生後 43 日以上 2 歳未満	0 ～ 2 歳
保育時間	保育標準時間（11 時間まで） 午前 7：15～午後 6：15 保育短時間（8 時間まで） 午前 8：30～午後 5：15 延長保育時間 午後 6：15～7：15 等 ＊各保育園による。 保育短時間は、8 時間を超える時間	保育標準時間（11 時間まで） 保育短時間（8 時間まで） ＊各保育園により異なる。 例：午前 7：15～午後 6：15 例：延長保育時間 午後 6：15～7：15 等	保育標準時間（11 時間まで） 保育短時間（8 時間まで） ＊各保育所により異なる。 例：午前 7：15～午後 6：15 例：延長保育時間 午後 6：15～7：15 等		13 時間以上 ＊各保育所により異なる。 例：午前 7：00～午後 8：00 等	基本 午前 8：00～午後 5：00 の中で 8 時間以内。 時間外保育の保育時間は、家庭福祉員により異なる。	1 日 8 時間の利用が目安。 ＊各保育室により異なる。 例：午前 7：30～午後 7：00 等
保育料	令和 5 年 10 月からは第 2 子保育料を無償化。令和 7 年 9 月からは第 1 子保育料についても無償化。月ぎめ延長保育料、スポット延長保育料は無償化対象外。				月額保育料（最高額）80,000 円（月 220 時間まで）など各保育所により異なる。＊別途入園料、延長料等あり。 ＊世帯の区市町村民税の額、施設の状況により、保護者負担軽減補助金の制度がある。	月額保育料等 23,000 円 ＊開室時間のうち、8 時間を超える場合は時間外保育となる。 ＊時間外保育については超過料金（30 分 250 円）を別途徴収。	日額 2,200 円（1 日 8 時間まで）、月額 44,000 円（月 160 時間まで）の範囲内で設定。保育室により異なる。 ＊世帯の区市町村民税の額、施設の状況により、保護者負担軽減補助金の制度がある。
給食	あり					なし	あり

1 認可保育所

認可保育所は、保護者が就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児を保育することを目的とし、国が定めた面積や保育士等の職員数、設備等の設置基準を満たし、東京都により認可された児童福祉法に基づく施設です。

区私立別の認可保育園数と定員の概要

各年度4月1日現在

最低入所年齢別区分		年度	区 立		私 立		計	
			園数	全定員(人)	園数	全定員(人)	園数	全定員(人)
0歳児以上園	産休明 生後43日	令和6	—	—	7	531	7	531
		令和7	—	—	7	531	7	531
		令和8	—	—	7	531	7	531
	産休明 生後57日	令和6	22	2,711	85	6,297	107	9,008
		令和7	22	2,711	87	6,531	109	9,242
		令和8	22	2,711	87	6,533	109	9,244
	月齢3か月以上	令和6	—	—	4	300	4	300
		令和7	—	—	4	296	4	296
		令和8	—	—	4	296	4	296
	月齢4か月以上	令和6	3	359	4	462	7	821
		令和7	3	359	3	351	6	710
		令和8	3	359	4	425	7	784
	月齢8か月以上	令和6	1	139	4	422	5	561
		令和7	1	139	3	313	4	452
		令和8	1	139	2	233	3	372
	小 計	令和6	26	3,209	104	8,012	130	11,221
		令和7	26	3,209	104	8,022	130	11,231
		令和8	26	3,209	104	8,018	130	11,227
1歳児以上園		令和6	11	1,200	51	3,756	62	4,956
		令和7	11	1,200	51	3,756	62	4,916
		令和8	11	1,199	51	3,719	62	4,918
合 計		令和6	37	4,409	155	11,768	192	16,177
		令和7	37	4,409	155	11,738	192	16,147
		令和8	37	4,408	155	11,737	192	16,145

（１）開園時間と保育時間

開園時間は、一日のうち 11 時間とされており、区立保育園は午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までです。また、私立保育園は園により異なります。

保育時間は、開園時間の中で一日につき 8 時間が原則と定められていますが、保育の必要性の認定において、保育必要量区分が保育標準時間で認定を受けた児童は、保護者の就労状況や家族の状況等により、8 時間を超えて保育を行う場合があります。

また、保育短時間認定を受けた児童の保育時間は、原則的な保育時間の中の最大 8 時間までとなっています。

（２）幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました（詳細は下表のとおり）。

令和 5 年 10 月からは、認可保育所において収入や第 1 子の年齢に関わらず、第 2 子についても保育料を無償化、令和 7 年 9 月からは第 1 子についても無償化するなど、子育て世帯支援の拡充も進めています

種別	対象世帯			無償化の対象施設
	年 齢	対 象	金 額	
認可保育所	3～5歳	全世帯	無償化	保育所、 地域型保育 (小規模保育所、事業所内保育所)
	0～2歳	住民税 非課税世帯	無償化	
認可外 保育施設等	3～5歳	全世帯 保育の必要性の 認定が必要	ひと月の上限額 37,000 円	認可外保育施設、認証保育所、 児童福祉法に規定する一時預かり事業、 病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業 ベビーホテル、ベビーシッター
	0～2歳	住民税 非課税世帯	ひと月の上限額 42,000 円	
○ 認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県に届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要である。 ○ 複数の認可外保育施設を組み合わせる場合も、上限額の範囲内で無償化の対象となる。 ○ 認可保育所・地域型保育（小規模保育所・事業所内保育所）・企業主導型保育事業の利用者は、認可外保育施設を利用しても無償化の対象外である。				

2 地域型保育事業

地域型保育事業は、平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度に基づく事業で、区内には小規模保育施設と事業所内保育施設があります。小規模保育施設は、区が施設や職員の基準を定めて認可した定員 19 名までの施設です。事業所内保育施設は、事業所の従業員のこどものほか、利用定員の一定の枠内で地域にも開放されています。

対象年齢は、1、2 歳児で、区が申し込みを受け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

※保護者と施設（事業者）との直接契約となります。

※施設類型は基準職員数内の保育士の割合により分類されます。（A 型 10 割・B 型 6 割以上）

（１）施設名

[小規模保育施設]

令和 8 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	池上らるスマート保育所	B	池上 6-10-12	(6410)3611	19	H25. 11. 22
2	小鳩スマート保育所上池台	B	上池台 5-19-14	(6425)8590	19	H25. 11. 25
3	久が原らるスマート保育所	B	千鳥 1-24-3	(6715)2361	17	H25. 12. 1
4	しおどめ保育園京急蒲田駅前	A	南蒲田 1-1-17 エスタビル 2 階	(6892)3030	18	H26. 6. 1
5	簡野学園ふぞく保育室	A	本羽田 1-4-1	(3742)8410	19	H26. 9. 1
6	えがおの森保育園・かみいけだい	A	上池台 1-20-20	(6425)9611	19	H26. 10. 1
7	小鳩スマート保育所大森	B	山王 3-1-7 G S 大森ビル 1 階	(6429)9357	19	H26. 10. 1
8	チャレンジキッズ雪谷大塚園	A	雪谷大塚町 13-19 パークサイドスッ ク 田園調布 1 階	(3727)6422	18	H26. 11. 1
9	キッズガーデン馬込駅前	A	中馬込 2-26-4	(6429)7515	19	H27. 4. 1
10	Ohana 大森西保育園	A	大森西 3-29-1	(6404)9355	14	H27. 7. 1
11	こどもヶ丘保育園雑色園	B	仲六郷 2-32-5	(6428)6011	19	H27. 10. 1
12	このえ雑色小規模保育園	A	南六郷 2-7-20	(6424)7028	19	H28. 4. 1
13	チャレンジキッズ長原園	A	上池台 1-7-7	(6421)9311	19	H28. 4. 1
14	こどもヶ丘保育園東矢口園	B	東矢口 3-11-27	(6715)8512	19	H28. 4. 1
15	キャリー保育園田園調布	A	田園調布 2-45-9	(6715)6152	12	H28. 4. 1
16	ディルーカ保育園新蒲田園	B	新蒲田 1-5-1	(6428)7645	19	H28. 4. 1

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
17	キッズラボ西馬込小規模保育園	A	西馬込 2-35-3	(3772)7037	17	H28. 4. 1
18	Ohana 梅屋敷駅前保育園	A	大森西 6-15-10	(6423)0667	19	H28. 4. 1
19	小鳩スマート保育所北馬込	B	北馬込 2-1-1	(6809)9670	19	H28. 4. 1
20	BaBy Pearl Nursery	A	西糀谷 2-24-7	(6423)8228	19	H29. 4. 1
21	ぼれぼれ保育園西蒲田	A	西蒲田 7-22-10 藤和シティコープ 西蒲田Ⅲ 1 階	(6326)4523	19	H29. 4. 1
22	このえ石川台小規模保育園	A	東雪谷 2-11-7 カレカイ石川台 1 階	(6421)8671	12	H29. 4. 1
23	こどもヶ丘保育園平和島園	B	大森本町 2-6-16 オフサイトビル 1 階	(6423)1716	19	H29. 4. 1
24	蒲田らびっと保育園	A	蒲田 4-40-10 グレイス I 1 階	(6424)5287	19	H30. 4. 1
25	MIRATZ 大鳥居保育園	A	萩中 3-8-8-101 ハynesオトリ	(6423)8614	18	H30. 4. 1
合 計					449	

[事業所内保育施設]

令和 8 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	てくてく保育園	A	石川町 1-1-18 東京科学大学国際 交流会館本館内 1 階	(3728)5370	6 (12)	H29. 4. 1
2	ヤクルト新蒲田保育園	B	新蒲田 3-15-1 シャトレグランデアキモ 1 階	(3738)0157	5 (19)	H29. 4. 1
3	ヤクルト西馬込保育園	B	西馬込 1-20-3 ヒラリス西馬込 1 階	(5742)6239	5 (19)	H30. 4. 1
合 計					16 (50)	

定員は地域枠定員。() 内は従業員枠を含めた総定員

※No.1 「てくてく保育園」の対象年齢は0～2歳児

(2) 施設数と定員の推移

各年度 4 月 1 日現在

年 度	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
施設数	28	28	28	28
定員(人)	461	465	465	465

3 東京都認証保育所

認証保育所は、低年齢児（0～2歳）保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所です。大田区は、施設が入所している児童に適切な保育を提供できるよう、運営費の助成を行っています。

利用にあたっては、施設と保護者との直接契約となり、保育料は各認証保育所により異なります。

（１）施設名

令和8年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	山崎こじか園	西糀谷 1-31-1	(3731)5091	40	H13.10.1
2	チャイルドケアセンター青い鳥大森山王園	山王 2-1-6	(5718)5336	40	H13.10.1
3	ナースルーム ベリーベア下丸子	下丸子 2-1-1	(5741)1900	27	H14.7.1
4	まなびの森保育園蒲田プチ・クレージュ	蒲田 5-20-10	(5711)5977	40	H14.9.1
5	パレット保育園・大岡山	北千束 3-1-1	(5754)1149	40	H15.1.1
6	KN久が原ライラック通り園	久が原 3-37-5	(5747)2555	28	H15.2.1
7	まごめ共同保育所	西馬込 1-18-13	(3771)1969	35	H15.6.1
8	まなびの森保育園池上プチ・クレージュ	池上 6-1-7	(3753)2288	40	H16.5.1
9	ホピンスナースクール下丸子	下丸子 4-21-13	(5741)2100	30	H17.4.1
10	はなぞの保育室	西蒲田 7-12-10	(3736)1187	30	H17.9.1
11	マミーズエンジェル大森保育園	大森北 1-31-5	(3763)8787	40	H17.11.1
12	KN久が原園	久が原 3-36-13	(5748)7171	21	H18.3.1
13	KN蒲田駅前園	蒲田 4-46-2	(5713)0622	40	H19.3.1
14	羽田空港アンジュ保育園	羽田空港 3-3-2	(5756)7311	40	H19.4.1
15	マミーズエンジェル上池台保育園	上池台 2-15-1	(3726)7288	30	H20.8.1
16	ホピンスナースクール多摩川	下丸子 3-29-14	(5741)2181	50	H21.1.1
17	ココロホピインターナショナル田園調布	田園調布本町 29-2	(3721)8391	40	H21.6.1
18	青い保育園	山王 4-1-16	(3777)1946	27	H21.6.1
19	マミーズエンジェル池上保育園	池上 3-32-17	(3752)8877	30	H22.4.1
20	マミーズエンジェル上池台第二保育園	上池台 5-16-6	(3728)8808	26	H22.4.1
21	保育ルーム フェリチェ大田馬込園	中馬込 2-23-7	(3778)9800	34	H22.4.1
22	子供の部屋保育園	中央 5-10-16	(3753)5679	33	H25.4.1
23	こもれび保育園大森山王園	山王 2-3-13	(3774)6066	36	H25.4.1
24	こもれび保育園石川台園	東雪谷 2-8-3	(5499)0122	26	H25.9.1
25	ホピンスナースクール羽田	羽田旭町 11-1	(5735)2177	34	H25.10.1
26	ここわ保育園	北千束 1-1-6	(6459)5933	30	H27.4.1
27	すみれナーサリー	北馬込 2-50-1	(5746)3457	20	H27.4.1

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
28	ローリスナーサリー大森	大森北 1-26-17	(5763)5200	36	H27. 4. 1
29	チャレンジキッズ北千束園	北千束 2-7-1	(6451)3951	25	H28. 4. 1
30	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	西蒲田 8-12-6	(3731)0635	29	H28. 4. 1
31	こどものこころ保育園	南六郷 1-12-9	(3735)0033	40	H30. 7. 1
32	スマイルゼンスポーツ保育園池上	池上 7-5-4	(6410)3025	28	H31. 4. 1
33	クリスキッズくがはら第2保育園	南久が原 2-9-1	(6459)8352	26	R 元. 9. 1
34	ミントリーフ雪谷園	東雪谷 2-17-2	(3720)6710	30	R 2. 9. 1
合 計				1,121	

(2) 施設数と定員の推移

各年度 4 月 1 日現在

年 度	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
施設数	36	34	34	34
定員(人)	1,163	1,114	1,130	1,121

(3) 保護者負担軽減補助制度

認可外保育施設等に児童を預けている保護者に、保育料の補助を行います。
補助上限額は、施設等利用給付認定の有無、補助対象施設・事業により決定します。

◎対象者

次の補助対象施設・事業に児童を預けている、大田区に住民登録のある保護者
保育施設と月 120 時間以上の月ぎめの利用契約を結んでいる方
ただし、補助金額のうち施設等利用給付分または補助対象施設が定期利用保育専用
施設である場合は、保育施設と月 120 時間以上の月ぎめの利用契約の要件はありません。

◎補助対象施設・事業

東京都認証保育所、認可外保育施設、企業主導型保育施設、定期利用保育専用施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業
(認可外保育施設、企業主導型保育施設は、都道府県等が発行する「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る。)

◎補助金額

施設等利用給付（無償化）の認定を受けている方

■補助対象施設・事業：東京都認証保育所、認可外保育施設、企業主導型保育施設、定期利用専用保育施設

(円)

クラス	補助上限額	内 訳	
		施設等利用給付分	負担軽減費分
0-2 歳児	80,000	42,000	38,000
3-5 歳児	77,000	37,000	40,000

■補助対象施設・事業：一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業

(円)

クラス	補助上限額 (施設等利用給付分)
0-2 歳児	42,000
3-5 歳児	37,000

施設等利用給付（無償化）の認定を受けていない方

■補助対象施設・事業：東京都認証保育所、認可外保育施設、企業主導型保育施設、定期利用専用保育施設

(円)

クラス	補助上限額 (負担軽減費分)
0-2 歳児	80,000
3-5 歳児	77,000

4 定期利用保育事業

定期利用保育事業は、保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることのできる保育サービスです。

利用は1日8時間まで、月160時間を目安とし、複数月間の保育契約を要件とします。

区が認定した定期利用保育室のほか、私立保育園等の空きスペース等を活用して実施します。利用にあたっては施設と保護者との契約となり、保育料、受託年齢は各施設により異なります。

(1) 定期利用保育室

令和8年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	たんぽぽ保育園	石川町2-9-3	(3726)1537	13	H25. 4. 1
2	KN蒲田園	南蒲田1-25-7 ハイツヒラヤマ1階	(6428)7654	30	R 4. 4. 1
合 計				43	

(2) 定期利用保育実施施設

令和8年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	実施年月日
1	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3	(6423)1197	5	H28. 4. 1
2	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	(6429)9885	6	H29. 4. 1
3	ケンパ池上	池上4-25-9	(5747)4520	4	H25. 4. 1
合 計				15	

上記2の施設では、あわせて一時預かり事業も実施しています。

(3) 定期利用保育を実施する施設数と定員推移

各年度4月1日現在

年 度		令和5	令和6	令和7	令和8
実施施設数	専用施設数 (定期利用保育室)	3	3	3	2
	その他 併用施設数	10	10	9	3
	計	13	13	12	5
定員(人)		118	118	102	58

5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、保護者が就労、求職または出産のため、昼間家庭で保育が困難な児童を保護者に代わって保育し、児童福祉の向上を図ることを目的とした保育サービスです。利用は、家庭福祉員と保護者との直接契約が必要です。

区は申込者を仲介あっせんするほか、保育の質の向上のため家庭福祉員に保育に関する助言・指導を行っています。

◎対 象 大田区内に住所を有する生後 43 日以上 2 歳未満の保育を必要とする健康な乳幼児

◎保 育 料 月額 20,000 円（その他雑費 3,000 円）

◎家庭福祉員の資格要件

原則として区内在住の 25～65 歳で、保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格がある保育経験を有する方または育児経験のある区長が認めた方。保育スペースは、自宅の 6 畳以上の部屋もしくは区が提供するグループ保育室。

家庭福祉員の人数及び施設数

各年度 4 月 1 日現在

区 分	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
家庭福祉員（人）	28	26	21	16
施設数（か所）	15	13	12	10
内グループ 保育室（か所）	8	7	7	6

利用実績

区 分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
利用児童数（人）	93	95	72	62
延べ利用月数（月）	579	573	555	461

第3 保育サービス

1 時間外保育

すべての区立保育園と私立保育園で、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育を実施しています。延長保育には、「月ぎめ延長保育」と1日単位の「スポット延長保育」の2種類があります。延長保育は、保育料とは別に延長保育料がかかります。また、延長保育時間内に補食（おやつ）を提供します。

区立保育園の月ぎめ延長保育実施時間と定員

定員 (クラス別)	保育園名	延長保育時間	定員(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園	1	20	—	3	4	13		
	大森西第二、矢口第二	2	20	—	3	4	13		
	東糀谷	2	22	2	3	4	13		
	山王	3	30	5	5	5	15		
	東蒲田、西蒲田	2	30	5	5	5	15		
	浜竹、雪谷、大森北	2	30	3	4	5	18		
	田園調布二丁目	2	25	3	4	5	13		
	中央八丁目	2	23	3	5	7	8	—	
	萩中	2	30	6	10	14	—		
	新蒲田	2	28	2	5	6	15		
	蒲田本町	2	31	2	5	6	18		

※0歳児実施園の受託対象児童は生後57日以上（東糀谷は4か月以上）

区立保育園のスポット延長保育定員

定員 (クラス別・一日単位)	保育園名	定員(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園、東糀谷 大森西第二、矢口第二	5	—	2	2	1		
	田園調布二丁目	6	3			3		
	山王、東蒲田、西蒲田、浜竹 雪谷、蒲田本町、大森北	5	2			3		
	中央八丁目	5	5			—		
	萩中	5	5			—		
	新蒲田	8	3			5		

延長保育実施園数の推移

各年度4月1日現在

区 分	令和5		令和6		令和7		令和8	
	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)
区立保育園	37	839	37	839	37	839	37	839
私立保育園	153	3,060	153	3,060	154	3,080	155	3,100
計	190	3,899	190	3,899	191	3,919	192	3,939

2 緊急一時保育

緊急一時保育は、父母または児童を養育している近親者の死亡・病気・出産等により特に緊急に保育を要する児童を区立保育園で適切に保護することによって、児童福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

◎利用条件 大田区内に住所を有する生後 57 日から小学校就学前の児童で、保護者の出産、疾病等で入院したとき、保護者が家族の看護や冠婚葬祭で育児に支障がある場合

◎利用期間 緊急事由が消滅するまで。ただし、翌月の末日までを限度

◎利 用 料 1 日 1,400 円

利用実績

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
延べ利用児童数（人）	73	73	61	52
延べ利用日数（日）	1,127	1,194	1,021	771

※上記以外に一部の私立保育園は、区の制度に準じ自主事業として実施しています。

3 特別な支援を要する児童の保育

区は、すべての児童が安心して生活できる保育環境の整備と、発達や障がいの状況を把握し、特性に応じた関わりを大切にする保育を認可保育園全園で実施しています。

特別な支援を要する児童の保育の実施にあたっては、小児神経科医、臨床心理士、公認心理師が、専門性を活かした保育園への助言や保護者からの育児相談に応じることで、児童の望ましい発達を促しています。

また、区立保育園7園で医療的ケアを必要とする児童の受入れを行っています。

保育の実績

各年度4月1日現在（人）

区分	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
区立保育園	106	124	128	142	130
私立保育園	180	199	205	197	190
合計	286	323	333	339	320

心理士の巡回相談件数

相談実施回数

区分	令和4	令和5	令和6	令和7
区立保育園	112 回	135 回	120 回	95 回
私立保育園	128 回	116 回	114 回	112 回
合計	240 回	251 回	234 回	207 回

小児神経科医の巡回相談件数

相談実施回数

区分	令和4	令和5	令和6	令和7
区立保育園	7 回	5 回	1 回	1 回
私立保育園	4 回	4 回	1 回	2 回
合計	11 回	9 回	2 回	3 回

※令和6年度及び7年度は、巡回相談以外に小児神経科医による研修を実施した

医療的ケア児の受入れ状況

各年度4月1日現在（人）

区分	令和5	令和6	令和7	令和8
実施園 受入人数	入新井保育園 2 人 仲池上保育園 2 人 志茂田保育園 1 人 羽田保育園 1 人 合計 6 人	入新井保育園 1 人 仲池上保育園 2 人 志茂田保育園 2 人 羽田保育園 1 人 森が崎保育園 1 人 矢口保育園 1 人 合計 8 人	入新井保育園 2 人 仲池上保育園 3 人 志茂田保育園 2 人 羽田保育園 1 人 森が崎保育園 1 人 矢口保育園 1 人 合計 10 人	入新井保育園 1 人 仲池上保育園 3 人 志茂田保育園 1 人 羽田保育園 1 人 森が崎保育園 1 人 矢口保育園 2 人 大森西保育園 1 人 合計 10 人
対象ケア	たん吸引、経管栄養、導尿、酸素管理、血糖値測定及び薬剤投与の5ケアの他 「その他区長が認めた医療的ケア」を受け入れている			

4 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気等で一時的に通園できない児童を、医療機関に併設された専用スペースまたは医療機関と提携した保育室の専用スペースで預かることにより、安心して仕事ができるように支援することを目的としています。

◎実施施設

令和8年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	定員(人)	開設日
1	病児保育ルーム アリエル	田園調布 2-34-3-104	(3721)7676	5	H15. 7. 1
2	OCFC 病児保育室 うさぎのママ	多摩川 1-26-28	(6715)2966	30	H30. 7. 1
3	キッズメディカル ステーション	中央 7-15-14-102	(3755)8827	10	H16. 8. 1
4	病後児保育室 ライオンのこどもべや	久が原 3-36-13 2 F	(5747)0750	5	H17. 12. 1
5	病後児保育室 山崎こじか園	西糀谷 1-31-1	(3731)5093	3	H19. 5. 1
6	ろくごう病児保育室	仲六郷 4-19-2	(5480)5088	14	H28. 4. 1
7	大森医師会病児保育室 ピッコロボスコ	中央 4-31-14	(3772)2412	7	H30. 4. 1
8	病児保育室 ドリーミーキッズ	南馬込 5-26-7	(6429)9815	8	R 元. 5. 1
9	蒲田小児科医院 病児保育室かまたっ子	蒲田 3-15-18	080-3252-7084 (病児保育施設専用)	7	R 5. 5. 1
10	わかば病児保育ルーム	大森中 1-14-6 スカイハイツ 1 F	(4362)6733	6	R 5. 6. 1
合 計				95	

◎利用料 生活保護世帯、住民税非課税世帯及び里親世帯 無 料
 区市町村民税均等割額のみ課税世帯 (1日) 1,500 円
 その他の世帯 (1日) 2,500 円

利用実績

(人)

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
延べ利用人数	5,674	7,961	9,082	8,722

5 休日保育

区内の認可保育所・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）に在園している児童で、休日に保護者が就労のため、家庭で保育ができない場合に区立保育園で保育します。

◎実施園（2園ずつ3か月ごとの輪番制で実施）

4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
山王保育園	萩中保育園	中央八丁目保育園	雪谷保育園
西蒲田保育園	東蒲田保育園	浜竹保育園	新蒲田保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	山王保育園	山王 3-32-12	(3776) 4154
2	西蒲田保育園	西蒲田 3-13-12	(3751) 3372
3	萩中保育園	萩中 1-2-1	(3734) 1805
4	東蒲田保育園	東蒲田 2-32-15	(3731) 4115
5	中央八丁目保育園	中央 8-28-12	(3752) 3651
6	浜竹保育園	西糞谷 3-34-18	(3741) 5300
7	雪谷保育園	東雪谷 3-6-1	(3726) 1583
8	新蒲田保育園	新蒲田 1-18-16	(3734) 1020

◎利用日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（12/29～1/3は除く）

◎利用時間 午前8時30分から午後5時30分まで

◎利用資格 ①区内の認可保育所・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）に在園していること（食物アレルギー等、状況によって対応できない場合もあります）。

②満1歳以上で離乳食（完了食）が終了していること。

（萩中保育園は1・2歳児のみ、中央八丁目保育園は1～3歳児のみ）

③保育希望日に、同居の保護者がすべて就労していること。

◎定 員 各保育園 10 名

利用実績

（人）

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
利用人数	185	230	228	213

※新型コロナウイルス感染症拡大防止により、令和4年2月から6月までは未実施。

6 年末保育

区内の認可保育所・小規模保育所などに在園する児童で、12月29日及び30日の2日間、保護者が就労のため家庭で保育ができない場合に、区立保育園で保育します。

◎実施保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大森西第二保育園	大森西4-13-11-101	(3765)4116
2	大森北保育園	大森北3-25-2	(3764)2060
3	池上第三保育園	池上5-15-22	(3755)6443
4	田園調布二丁目保育園	田園調布2-17-2	(3722)5165
5	東糀谷保育園	東糀谷6-8-7-101	(3744)4522
6	矢口第二保育園	矢口2-21-16-101	(3759)4300
7	蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-1-101	(3739)2281

◎実施日 12月29日、12月30日

◎実施時間 午前7時30分から午後6時30分まで

◎利用料 1人1日 3,000円

◎利用条件 次のいずれかに該当する保護者が年末に保育できない満4か月以上の未就学児

①区内の保育所に在籍する児童

②区内在住の集団保育が可能な児童

利用実績

(人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
12月29日	45	56	18	41
12月30日	33	28	31	30
合 計	78	84	49	71
実施保育園	大森西第二、大森北、池上第三、田園調布二丁目、東糀谷、矢口第二、蒲田本町			

第4 地域子育て支援事業

1 保育園地域活動事業

区立保育園では地域の子育てを支援するため、園庭開放・各種イベント・中高生等の体験学習などを実施しています。

(1) 園庭開放

親子が気軽に立ち寄り遊べる場として、保育園の園庭を開放する「園庭開放」を実施しています。

- ◎利用条件 区内に住所のある就学前の乳幼児とその保護者（保護者同伴）
- ◎実施日時 4月を除く、実施園の指定する曜日及び時間
- ◎利用定員 原則として、1日に2～3組
- ◎利用方法 実施保育園に直接申込み
- ◎利用料 無料

実 績		(組)		
年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
利用件数	52	195	176	165

(2) その他の事業

- ア 地域交流 夏祭り・お店やさんごっこ・運動会等様々な保育園行事にお誘いし、保育園児と一緒に楽しいひと時を過ごします。
- イ 育児相談 児童館等区の施設において、看護師・栄養士・保育士が出向き、育児相談や講習会などを地域の方を対象に行います。また、各保育園でも育児相談を実施しています。
- ウ 体験学習等 中高生等の体験学習やボランティアの受入れを行っています。

実 績		(人)		
年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
地域交流	31	241	352	279
育児相談	104	520	283	272
体験学習等	0	120	154	174

令和4年度の体験学習等は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

2 保育連携推進事業

一部の区立保育園を拠点とし、保育連携推進事業として地域の保育施設とのネットワークを構築します。地域の保育施設への相談対応や公開保育研修などを通じて保育人材の育成を図るほか、保育施設会議の開催や巡回訪問等により地域の保育水準向上を目的とした相互交流を促進します。

(1) 保育連携推進事業

ア 家庭福祉員（保育ママ）への訪問支援

大田区家庭福祉員として認定している保育ママを、区立保育園保育士が定期的に訪問することで家庭的保育のサポートを行います。

イ 認証保育所等との交流保育

認証保育所、小規模保育所、定期利用保育施設など主に低年齢児を対象とした保育施設に区立保育園保育士が訪問し、保育内容の助言などを行います。また、区立保育園への来園の機会を捉え、職員及びこども達の交流を図ります。

ウ 私立認可保育所との交流保育

公開保育での職員交流、こども達の交流事業（年長児の就学に向けた交流）などを実施します。

エ 区立保育園の資源提供

各施設のニーズに合わせ、区立保育園の持つ園庭やプール等の遊びの環境を提供するほか、地域の保育施設が実施する運動会の会場として園庭及び遊戯室を供出します。

オ 巡回訪問

区立保育園保育士が地域の保育施設及び家庭福祉員を訪問することにより、各施設と区との連携を強化し、意見交換、相談、情報提供等の支援を通じ、保育の質の確保と向上を図ります。

カ 公開保育研修

拠点園における保育研修を公開し、保育の見学を通じた意見交換を実施するとともに、研修講師による講評を共有します。

キ 地域保育施設会議開催

保育施設が集まり、意見や情報の交換を行い、ネットワークの活性化を図ります。

◎18 拠点園

No.	地区	保育園名	No.	地区	保育園名	No.	地区	保育園名
1	大森東	森が崎保育園	7	嶺町	田園調布保育園	13	六郷	志茂田保育園
2	大森西	大森東一丁目保育園	8	田園調布	わかば保育園	14	矢口	下丸子保育園
3	入新井	大森西保育園	9	鵜の木	千鳥保育園	15	蒲田西	矢口保育園
4	馬込	馬込保育園	10	久が原	久が原保育園	16	蒲田東	本蒲田保育園
5	池上	池上第三保育園	11	雪谷	仲池上保育園	17	糀谷	糀谷保育園
6	新井宿	入新井保育園	12	千束	千束保育園	18	羽田	羽田保育園

◎事業実績

【家庭福祉員（保育ママ）訪問支援】

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
担当保育ママ数（人）	29	28	26	21
保育訪問回数（回）	417	346	126	83
来園支援回数（回）	60	68	138	108

【認証保育所・小規模保育所・事業所内保育所・定期利用保育室との交流保育】

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
対象施設数	71	70	68	68
保育交流(訪問)回数（回）	420	325	83	37
交流(来園)回数（回）	0	42	33	50

【私立認可保育所との交流保育】

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
対象施設数	155	155	155	155
巡回訪問回数（回）	196	162	160	46
交流回数（回）	0	84	87	79

【企業主導型保育所・認可外保育施設との交流保育】

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
対象施設数	51	47	44	43
巡回訪問回数（回）	41	41	36	11

【公開保育研修】

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
実施回数（回）	17	23	23	23
対象施設数	290	286	304	303
延べ参加人数（人）	303	891	687	664

【地域保育施設会議】

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
実施回数（回）	29	28	26	26
延べ対象施設数	629	618	608	606
延べ参加人数（人）	636	659	545	503

第5 待機児童対策と保育の質の確保

1 待機児童対策

(1) 待機児童解消に向けたこれまでの取り組み

令和3年4月1日から令和7年4月1日まで5年連続して待機児童数は0でした。この間、認可保育園192施設、小規模保育所25施設、事業所内保育所3施設まで整備を進め、その他認可外施設を含めると区内保育施設は273施設となっています。

(2) 令和8年度の取り組み

令和8年4月1日は48人の待機児童が生じました。待機児童の解消に向け、地域ごとの人口動態を踏まえてサービス定員の確保を図ります。

待機児童対策の推進

各年度4月1日現在（定数：人）

年度	認可保育所		小規模保育所		事業所内保育所		認証保育所		定期利用保育		家庭福祉員		合計
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
平成29	117	11,455	25	459	2	13	50	1,900	21	194	50	132	14,153
平成30	138	12,614	26	480	3	17	48	1,842	27	265	46	120	15,338
令和元	162	14,260	25	461	3	17	47	1,740	24	214	40	104	16,796
令和2	176	15,156	25	457	3	16	46	1,593	20	173	37	98	17,493
令和3	190	15,916	25	450	3	16	40	1,345	22	166	32	87	17,980
令和4	192	16,144	25	448	3	16	37	1,219	16	140	29	78	18,045
令和5	192	16,297	25	445	3	16	36	1,163	13	118	26	70	18,109
令和6	192	16,177	25	449	3	16	34	1,114	13	118	22	58	17,932
令和7	192	16,147	25	449	3	16	34	1,127	12	102	19	50	17,891
令和8	192	16,145	25	449	3	16	34	1,121	5	58	14	38	17,827

実績（待機児童数）

各年度4月1日（人）

年 度	令和5	令和6	令和7	令和8
保育所申請数	4,626	4,840	4,610	4,916
保育サービス定員	18,109	17,932	17,891	17,827
待機児童数	0	0	0	48

2 保育人材の確保・質の向上

区内保育施設における人材の確保と定着を図るため、職員の処遇改善や宿舍借上げ補助を行っています。

併せて、保育力強化研修の実施や、巡回支援・指導検査の体制を強化し、保育の質の向上を図ります。

(1) 大田区保育士応援手当補助金

区内の同一の保育施設において、6か月以上の継続勤務のあった経験年数5年未満の常勤保育士に対して就労定着を支援するため、月額1万円を支給します。また、同一保育施設に勤務し、一定年数に到達した保育士に対して一時金を支給し、就労継続を奨励します。

実 績 (人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
支給人数(延べ)	5,708	5,565	1,401	1,227

※ 令和6年度から事業内容を変更

(2) 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金(平成27年度から)

区内保育施設の運営法人が借り上げた宿舍に保育従事職員を入居させた場合、月額82,000円の補助基準額に8分の7を乗じた額を上限として事業者に補助します。

実 績 (人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
支給人数(延べ)	7,693	7,889	7,854	7,947

(3) 保育士等キャリアアップ研修の実施

保育現場における従事職員の職層に応じた専門性を向上させる研修を実施しています。

実 績 (人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
研修数	6分野13回	6分野13回	6分野13回	6分野6回
研修修了者(延べ)	370	444	315	173

(4) 保育実践力強化研修の実施

保育施設に勤務する保育従事職員の保育スキルの向上のため、実践的なテーマの研修を実施しています。

実 績 (人)

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
研修数	1分野4回	1分野7回	4分野7回	4分野7回
研修参加人数(延べ)	85	207	163	144

第6 福祉避難所・応急保育所

災害発生時において、乳児とその保護者の生活の場を確保するための福祉避難所及び、救護復旧活動に従事する方々のお子様をお預かりする応急保育所を開設するため、体制の整備を行います。

1 福祉避難所

福祉避難所は、被災した乳児及びその保護者が保育園を一時生活の場とするものです。福祉避難所として指定する区立保育園 30 園及び私立保育園 2 園で避難できる体制を整えています。

2 応急保育所

応急保育所は、警察・消防・医療関係者など救護復旧活動に従事する職業の保護者のお子様を 24 時間体制で受け入れる一時的な保育施設です。

救護復旧に従事する保護者が安心してその任に当たっていただけるよう、区立保育園 4 園で受け入れる体制を整備しています。

<福祉避難所・応急保育所指定園>

大森地区			蒲田地区			調布地区		
	指定園	受入 世帯		指定園	受入 世帯		指定園	受入 世帯
福祉	森が崎	40	福祉	志茂田	44	福祉	わかば	48
	大森東一丁目	36		下丸子	51		田園調布	30
	大森西	60		矢口	30		千鳥	34
	馬込	45		本蒲田	36		久が原	32
	池上第三	48		簡野学園ふぞく 東六郷 ◎	40		仲池上	60
	入新井	42		矢口第二	19		千束	60
	富士見橋	22		蒲田本町	42		雪谷	60
	大森北	40		東蒲田	39	応急	田園調布二丁目	59
	みなみまごめ ◎	45		みどり	30			
	中央八丁目	45		西蒲田	52	糀谷・羽田地区		
	大森西第二	37	応急	新蒲田	59		指定園	受入 世帯
応急	山王	65				福祉	糀谷	40
◎私立保育園							羽田	40
							東糀谷	50
							本羽田	37
						応急	浜竹	21

令和8年度 こども未来部事業概要

発 行 令和8年7月
大田区こども未来部こども未来課
東京都大田区蒲田5-13-14
電話 03(5744)1272